

第 5 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月8日) (火曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
宮路市長報告	9
日程第 5 報告第 5 号平成 2 0 年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について	1 0
日程第 6 報告第 6 号鹿児島県市町村土地開発公社清算決算の報告について	1 0
日程第 7 報告第 7 号社団法人日置市農業公社平成 2 0 年度決算及び平成 2 1 年度事業計画の報告について	1 0
日程第 8 報告第 8 号平成 2 0 年度日置市継続費精算報告書の報告について	1 0
宮路市長提案理由説明	1 0
日程第 9 報告第 9 号平成 2 0 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	1 1
日程第 1 0 報告第 1 0 号平成 2 0 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 1 1 諮問第 4 号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	1 1
宮路市長提案理由説明	1 1
日程第 1 2 議案第 6 7 号訴えの提起について	1 2
日程第 1 3 議案第 6 8 号訴えの提起について	1 2
日程第 1 4 議案第 6 9 号訴えの提起について	1 2
宮路市長提案理由説明	1 2
池上総務企画部長	1 2
田畑純二君	1 3
地頭所税務課長	1 3
日程第 1 5 議案第 7 0 号日置市国民健康保険条例の一部改正について	1 4
日程第 1 6 議案第 7 1 号日置市農村センター条例の一部改正について	1 5
宮路市長提案理由説明	1 5

豊辻市民福祉部長	15
中村産業建設部長	15
田畑純二君	16
中村産業建設部長	16
日程第17 議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算(第4号)	17
日程第18 議案第73号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	17
日程第19 議案第74号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	17
日程第20 議案第75号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	17
日程第21 議案第76号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	17
日程第22 議案第77号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第23 議案第78号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第24 議案第79号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第25 議案第80号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	17
日程第26 議案第81号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第2号)	17
日程第27 議案第82号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)	17
日程第28 議案第83号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	17
日程第29 議案第84号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算(第2号)	17
日程第30 議案第85号平成21年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)	17
宮路市長提案理由説明	17
休憩	22
田畑純二君	22
富迫財政管財課長	23
上園企画課長	23
野崎福祉課長	24
山之内教育総務課長	24
田畑純二君	25
富迫財政管財課長	25
田畑純二君	25
山口初美さん	25

地頭所税務課長	2 5
銚之原商工観光課長	2 6
山口初美さん	2 6
宮路市長	2 6
上園哲生君	2 6
宮路市長	2 7
池満 渉君	2 8
福元総務課長	2 8
瀬川農林水産課長	2 8
坂口洋之君	2 9
瀬川農林水産課長	2 9
花木千鶴さん	2 9
宮路市長	3 0
銚之原商工観光課長	3 0
西薊典子さん	3 1
地頭所税務課長	3 1
休 憩	3 2
黒田澄子さん	3 2
宮路市長	3 2
黒田澄子さん	3 2
宮路市長	3 2
池満 渉君	3 3
満留介護保険課長	3 3
出水賢太郎君	3 3
満留介護保険課長	3 3
日程第 3 1 認定第 1 号平成 2 0 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	3 4
日程第 3 2 認定第 2 号平成 2 0 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	3 4
日程第 3 3 認定第 3 号平成 2 0 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	3 4
日程第 3 4 認定第 4 号平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定 について	3 4

日程第 3 5	認定第 5 号平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 5
日程第 3 6	認定第 6 号平成 2 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	3 5
日程第 3 7	認定第 7 号平成 2 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 5
日程第 3 8	認定第 8 号平成 2 0 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計 歳入歳出決算認定について	3 5
日程第 3 9	認定第 9 号平成 2 0 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 5
日程第 4 0	認定第 1 0 号平成 2 0 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	3 5
日程第 4 1	認定第 1 1 号平成 2 0 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定につい て	3 5
日程第 4 2	認定第 1 2 号平成 2 0 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認 定について	3 5
日程第 4 3	認定第 1 3 号平成 2 0 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ...	3 5
日程第 4 4	認定第 1 4 号平成 2 0 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	3 5
日程第 4 5	認定第 1 5 号平成 2 0 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	3 5
日程第 4 6	認定第 1 6 号平成 2 0 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について	3 5
日程第 4 7	認定第 1 7 号平成 2 0 年度日置市水道事業会計決算認定について	3 5
	宮路市長提案理由説明	3 5
散 会	4 0

第 2 号（9 月 1 6 日）（水曜日）

開 議	4 4
日程第 1	一般質問	4 4
	坂口洋之君	4 4
	宮路市長	4 5
	田代教育長	4 7

宮路市長	5 4
坂口洋之君	5 4
福元総務課長	5 4
坂口洋之君	5 4
宮路市長	5 5
坂口洋之君	5 5
宮路市長	5 5
坂口洋之君	5 5
宮路市長	5 5
坂口洋之君	5 5
宮路市長	5 5
坂口洋之君	5 6
宮路市長	5 6
坂口洋之君	5 6
宮路市長	5 6
坂口洋之君	5 6
休 憩	5 6
西蘭典子さん	5 6
宮路市長	5 8
田代教育長	5 9
福元選挙管理委員会事務局長	6 0
西蘭典子さん	6 0
宮路市長	6 0
西蘭典子さん	6 1
福元選挙管理委員会事務局長	6 1
西蘭典子さん	6 1
福元選挙管理委員会事務局長	6 1
西蘭典子さん	6 1
福元選挙管理委員会事務局長	6 1
西蘭典子さん	6 2
福元選挙管理委員会事務局長	6 2
西蘭典子さん	6 2

福元選挙管理委員会事務局長	6 2
西菌典子さん	6 2
福元選挙管理委員会事務局長	6 3
西菌典子さん	6 3
大園健康保険課長	6 3
西菌典子さん	6 3
大園健康保険課長	6 3
西菌典子さん	6 3
大園健康保険課長	6 4
西菌典子さん	6 4
大園健康保険課長	6 4
西菌典子さん	6 5
大園健康保険課長	6 5
西菌典子さん	6 5
田代教育長	6 5
西菌典子さん	6 6
休 憩	6 6
田代教育長	6 6
西菌典子さん	6 6
宮路市長	6 6
西菌典子さん	6 6
宮路市長	6 6
西菌典子さん	6 6
宮路市長	6 7
西菌典子さん	6 7
宮路市長	6 7
西菌典子さん	6 7
宮路市長	6 7
西菌典子さん	6 7
宇田上下水道課長	6 7
西菌典子さん	6 8
宮路市長	6 8

東福泰則君	6 8
宮路市長	6 8
東福泰則君	6 9
宮路市長	7 0
東福泰則君	7 0
宮路市長	7 0
東福泰則君	7 1
宮路市長	7 1
東福泰則君	7 2
有村都市計画課長	7 2
東福泰則君	7 3
宮路市長	7 3
東福泰則君	7 3
宮路市長	7 4
東福泰則君	7 4
宮路市長	7 4
東福泰則君	7 5
黒田澄子さん	7 5
休 憩	7 7
宮路市長	7 7
田代教育長	7 9
福元選挙管理委員会事務局長	7 9
黒田澄子さん	7 9
福元選挙管理委員会事務局長	8 0
黒田澄子さん	8 0
肥田学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
肥田学校教育課長	8 0
黒田澄子さん	8 0
田代教育長	8 1
黒田澄子さん	8 1
田代教育長	8 1

黒田澄子さん	8 1
田代教育長	8 1
黒田澄子さん	8 1
大園健康保険課長	8 2
黒田澄子さん	8 2
宮路市長	8 2
黒田澄子さん	8 3
上園企画課長	8 3
黒田澄子さん	8 3
上園企画課長	8 3
黒田澄子さん	8 4
宮路市長	8 4
黒田澄子さん	8 5
宮路市長	8 5
黒田澄子さん	8 5
上園企画課長	8 6
散 会	8 6

第 3 号（9 月 1 7 日）（木曜日）

開 議	9 0
日程第 1 一般質問	9 0
中島 昭君	9 0
宮路市長	9 1
田代教育長	9 2
中島 昭君	9 3
田代教育長	9 3
中島 昭君	9 3
田代教育長	9 3
中島 昭君	9 4
宮路市長	9 4
中島 昭君	9 4
宮路市長	9 5

中島 昭君	9 5
宮路市長	9 6
中島 昭君	9 6
宮路市長	9 6
中島 昭君	9 6
宮路市長	9 7
中島 昭君	9 7
宮路市長	9 7
中島 昭君	9 8
宮路市長	9 8
中島 昭君	9 9
宮路市長	9 9
池満 渉君	9 9
宮路市長	1 0 0
田代教育長	1 0 1
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 1
休 憩	1 0 3
池満 渉君	1 0 3
宮路市長	1 0 3
池満 渉君	1 0 3
田代教育長	1 0 3
池満 渉君	1 0 3
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 4
池満 渉君	1 0 4
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 4
池満 渉君	1 0 5
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 5
池満 渉君	1 0 5
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 5
池満 渉君	1 0 5
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 5
池満 渉君	1 0 5

福元選挙管理委員会事務局長	1 0 5
池満 渉君	1 0 6
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 6
池満 渉君	1 0 7
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 7
池満 渉君	1 0 7
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 7
池満 渉君	1 0 7
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 8
池満 渉君	1 0 8
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 8
池満 渉君	1 0 8
福元選挙管理委員会事務局長	1 0 8
池満 渉君	1 0 8
上園企画課長	1 0 9
池満 渉君	1 0 9
宮路市長	1 0 9
池満 渉君	1 0 9
宮路市長	1 1 0
池満 渉君	1 1 0
田代教育長	1 1 1
池満 渉君	1 1 1
田代教育長	1 1 1
池満 渉君	1 1 2
田代教育長	1 1 2
休 憩	1 1 2
田代教育長	1 1 2
上園企画課長	1 1 3
松尾公裕君	1 1 3
宮路市長	1 1 4
松尾公裕君	1 1 5
宮路市長	1 1 6

松尾公裕君	1 1 6
宮路市長	1 1 7
松尾公裕君	1 1 7
宮路市長	1 1 7
松尾公裕君	1 1 8
宮路市長	1 1 8
松尾公裕君	1 1 9
宮路市長	1 1 9
松尾公裕君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
松尾公裕君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
松尾公裕君	1 2 1
宮路市長	1 2 1
松尾公裕君	1 2 1
宮路市長	1 2 2
松尾公裕君	1 2 2
宮路市長	1 2 3
松尾公裕君	1 2 3
休 憩	1 2 3
梶 康博君	1 2 3
宮路市長	1 2 4
梶 康博君	1 2 4
宮路市長	1 2 4
瀬川農林水産課長	1 2 5
梶 康博君	1 2 5
宮路市長	1 2 6
梶 康博君	1 2 6
宮路市長	1 2 7
梶 康博君	1 2 7
瀬川農林水産課長	1 2 7
梶 康博君	1 2 8

瀬川農林水産課長	1 2 8
梶 康博君	1 2 8
宮路市長	1 2 8
梶 康博君	1 2 8
散 会	1 2 9

第4号（9月18日）（金曜日）

開 議	1 3 4
日程第1 一般質問	1 3 4
花木千鶴さん	1 3 4
宮路市長	1 3 4
田代教育長	1 3 5
花木千鶴さん	1 3 5
宮園市民生活課長	1 3 6
花木千鶴さん	1 3 6
宮路市長	1 3 6
花木千鶴さん	1 3 6
宮路市長	1 3 6
花木千鶴さん	1 3 6
宮路市長	1 3 7
花木千鶴さん	1 3 7
宮路市長	1 3 7
花木千鶴さん	1 3 7
宮路市長	1 3 8
花木千鶴さん	1 3 8
宮路市長	1 3 8
花木千鶴さん	1 3 8
宮路市長	1 3 9
花木千鶴さん	1 4 0
宮路市長	1 4 0
花木千鶴さん	1 4 0
宮路市長	1 4 1

花木千鶴さん	1 4 1
宮園市民生活課長	1 4 2
花木千鶴さん	1 4 2
田代教育長	1 4 2
花木千鶴さん	1 4 2
田代教育長	1 4 3
花木千鶴さん	1 4 3
宮路市長	1 4 3
花木千鶴さん	1 4 3
宮路市長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
宮路市長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
宮路市長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 4
宮路市長	1 4 4
花木千鶴さん	1 4 5
宮路市長	1 4 5
花木千鶴さん	1 4 5
花木千鶴さん	1 4 6
宮路市長	1 4 6
休 憩	1 4 6
田畑純二君	1 4 6
宮路市長	1 4 9
田畑純二君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2
宮路市長	1 5 2
田畑純二君	1 5 2
宮路市長	1 5 3
田畑純二君	1 5 3
宮路市長	1 5 3
田畑純二君	1 5 3
宮路市長	1 5 4

田畑純二君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
田畑純二君	1 5 4
宮路市長	1 5 4
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 5
田畑純二君	1 5 5
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 6
田畑純二君	1 5 6
宮路市長	1 5 7
休 憩	1 5 7
山口初美さん	1 5 7
宮路市長	1 5 9
田代教育長	1 6 2
山口初美さん	1 6 2
宮路市長	1 6 2
山口初美さん	1 6 3
宮路市長	1 6 3
山口初美さん	1 6 3
宮路市長	1 6 3
山口初美さん	1 6 3
宮路市長	1 6 3
山口初美さん	1 6 3
地頭所税務課長	1 6 4
山口初美さん	1 6 4
宮路市長	1 6 4
山口初美さん	1 6 5
田代教育長	1 6 5

山口初美さん	1 6 5
田代教育長	1 6 6
山口初美さん	1 6 6
田代教育長	1 6 6
山口初美さん	1 6 6
田代教育長	1 6 6
山之内教育総務課長	1 6 6
山口初美さん	1 6 6
山之内教育総務課長	1 6 6
山口初美さん	1 6 7
散 会	1 6 7

第5号（9月30日）（水曜日）

開 議	1 7 3
日程第1 議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）（各常任委員長報告）	
.....	1 7 3
池満総務企画常任委員長報告	1 7 3
漆島文教厚生常任委員長報告	1 7 6
上園産業建設常任委員長報告	1 7 9
日程第2 議案第73号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2
日程第3 議案第74号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2
日程第4 議案第75号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2
日程第5 議案第80号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2
日程第6 議案第81号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2
日程第7 議案第82号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2

日程第 8	議案第 8 3 号平成 2 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 2
日程第 9	議案第 8 4 号平成 2 1 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）	1 8 3
	漆島文教厚生常任委員長報告	1 8 3
休 憩		1 8 5
日程第 1 0	議案第 7 6 号平成 2 1 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）	1 8 7
日程第 1 1	議案第 7 7 号平成 2 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	1 8 7
日程第 1 2	議案第 8 5 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）	1 8 7
	上園産業建設常任委員長報告	1 8 7
日程第 1 3	議案第 7 8 号平成 2 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）	1 8 9
日程第 1 4	議案第 7 9 号平成 2 1 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）	1 8 9
	池満総務企画常任委員長報告	1 8 9
日程第 1 5	認定第 1 号平成 2 0 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	1 9 1
日程第 1 6	認定第 2 号平成 2 0 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 9 1
日程第 1 7	認定第 3 号平成 2 0 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 9 1
日程第 1 8	認定第 4 号平成 2 0 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 9 1
日程第 1 9	認定第 5 号平成 2 0 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 9 1
日程第 2 0	認定第 6 号平成 2 0 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 9 1
日程第 2 1	認定第 7 号平成 2 0 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 9 1
日程第 2 2	認定第 8 号平成 2 0 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会	

	計歳入歳出決算認定について	191
日程第23	認定第9号平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	191
日程第24	認定第10号平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について	191
日程第25	認定第11号平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について	191
日程第26	認定第12号平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	191
日程第27	認定第13号平成20年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	191
日程第28	認定第14号平成20年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	191
日程第29	認定第15号平成20年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について	191
日程第30	認定第16号平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について	191
日程第31	認定第17号平成20年度日置市水道事業会計決算認定について	191
	田畑純二君	192
	宮路市長	193
	山口初美さん	194
	宮路市長	194
	田畑純二君	194
	宮路市長	195
	山口初美さん	195
	宮路市長	196
休憩		196
休憩		196
日程第32	陳情第4号外部監査委員の導入を求める件（総務企画常任委員長報告）	196
	池満総務企画常任委員長報告	197
	花木千鶴さん	197
休憩		198
	池満総務企画常任委員長	198

花木千鶴さん	198
大園貴文君	198
日程第33 請願第1号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請にかかわる請願書（文教厚生 生常任委員長報告）	199
漆島文教厚生常任委員長報告	199
日程第34 意見書案第2号 教育予算確保に関する意見書	200
漆島文教厚生常任委員長報告提案理由説明	200
日程第35 閉会中の継続調査の申し出について	201
日程第36 議員派遣の件について	201
日程第37 所管事務調査結果報告について	201
日程第38 行政視察結果報告について	201
閉 会	202
宮路市長	202

平成21年第5回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 8日	火	本 会 議	議案上程、質疑（決算除く）、表決、付託
9月 9日	水	委 員 会	文教厚生・産業建設
9月10日	木	委 員 会	総務企画
9月11日	金	委 員 会	
9月12日	土	休 会	
9月13日	日	休 会	
9月14日	月	休 会	
9月15日	火	休 会	
9月16日	水	本 会 議	一般質問
9月17日	木	本 会 議	一般質問
9月18日	金	本 会 議	一般質問
9月19日	土	休 会	
9月20日	日	休 会	
9月21日	月	休 会	敬老の日
9月22日	火	休 会	国民の休日
9月23日	水	休 会	秋分の日
9月24日	木	休 会	
9月25日	金	休 会	議会運営委員会
9月26日	土	休 会	
9月27日	日	休 会	
9月28日	月	休 会	
9月29日	火	休 会	
9月30日	水	本 会 議	付託事件等審査結果報告、決算質疑・付託、表決

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 5号	平成20年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
報告第 6号	鹿児島県市町村土地開発公社清算決算の報告について
報告第 7号	社団法人日置市農業公社平成20年度決算及び平成21年度事業計画の報告について
報告第 8号	平成20年度日置市継続費精算報告書の報告について
報告第 9号	平成20年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
報告第10号	平成20年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
諮問第 4号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
議案第67号	訴えの提起について
議案第68号	訴えの提起について
議案第69号	訴えの提起について
議案第70号	日置市国民健康保険条例の一部改正について
議案第71号	日置市農村センター条例の一部改正について
議案第72号	平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）
議案第73号	平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第74号	平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
議案第76号	平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第77号	平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第78号	平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
議案第79号	平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
議案第80号	平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
議案第81号	平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
議案第82号	平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第83号	平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第84号	平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）
議案第85号	平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）
認定第 1号	平成20年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	平成20年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号	平成20年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成20年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成20年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第11号 平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第12号 平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第13号 平成20年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第14号 平成20年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第15号 平成20年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第16号 平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 認定第17号 平成20年度日置市水道事業会計決算認定について
- 陳情第 4号 外部監査委員の導入を求める件
- 請願第 1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請にかかわる請願書
- 意見書案第2号 教育予算確保に関する意見書

第 1 号 (9 月 8 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長：監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 平成20年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 鹿児島県市町村土地開発公社清算決算の報告について
日程第 7	報告第 7号 社団法人日置市農業公社平成20年度決算及び平成21年度事業計画の報告について
日程第 8	報告第 8号 平成20年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 9	報告第 9号 平成20年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第10	報告第10号 平成20年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第11	諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第12	議案第67号 訴えの提起について
日程第13	議案第68号 訴えの提起について
日程第14	議案第69号 訴えの提起について
日程第15	議案第70号 日置市国民健康保険条例の一部改正について
日程第16	議案第71号 日置市農村センター条例の一部改正について
日程第17	議案第72号 平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）
日程第18	議案第73号 平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第74号 平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第75号 平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第76号 平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第77号 平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第78号 平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第79号 平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第80号 平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第81号 平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第82号 平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第83号 平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 29 議案第 84 号 平成 21 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 30 議案第 85 号 平成 21 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 31 認定第 1 号 平成 20 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 2 号 平成 20 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 3 号 平成 20 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 4 号 平成 20 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 35 認定第 5 号 平成 20 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 36 認定第 6 号 平成 20 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 37 認定第 7 号 平成 20 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 38 認定第 8 号 平成 20 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 39 認定第 9 号 平成 20 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 40 認定第 10 号 平成 20 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 41 認定第 11 号 平成 20 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 42 認定第 12 号 平成 20 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 43 認定第 13 号 平成 20 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 44 認定第 14 号 平成 20 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 45 認定第 15 号 平成 20 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 46 認定第 16 号 平成 20 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 47 認定第 17 号 平成 20 年度日置市水道事業会計決算認定について

本会議（9月8日）（火曜）

出席議員 21名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西園典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	19番	松尾公裕君
20番	佐藤彰矩君	21番	宇田栄君
22番	成田浩君		

欠席議員 1名

18番 長野瑳や子さん

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君

農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君
教育総務課長	山之内修君	学校教育課長	肥田正和君
社会教育課長	馬場静雄君	市民スポーツ課長	芝原八郎君
会計管理者	朴木義行君	監査委員事務局長	石塚澄幸君
農業委員会事務局長	大北節雄君		

午前10時00分開会

△開 会

○議長（成田 浩君）

長野瑳や子議員から更生保護制度施行60周年記念全国大会に参列のため欠席届が提出されておりますのでお知らせいたします。

ただいまから、平成21年第5回日置市議会定例を開会します。

△開 議

○議長（成田 浩君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（成田 浩君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、上園哲生君、門松慶一君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（成田 浩君）

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は本日から9月30日までの23日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの23日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長：監査結果報告）

○議長（成田 浩君）

日程第3、諸般の報告を行います。
監査結果の報告であります。平成21年6月22日、6月23日に実施された平成20年度、平成21年度5月分の例月出納検

査の結果及び平成21年7月23日、7月24日に実施された平成21年度6月分の例月出納検査の結果について、当該外郭団体の金銭出納、その他事務の執行状況等の報告がありましたのでその写しを配付します。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（成田 浩君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。
これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

主な行政執行についてご報告申し上げます。
6月29日に高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことを手助けするために、身近なサービス提供を行うことを目的として、第1回地域密着型サービス運営協議会を設立しました。

次に、7月30日に日置市合同地域審議会を開催し、総合計画、21年度の予算及び今後の地域審議会の進め方について協議をいたしました。

次に、8月30日、鹿児島県で警察本部、日置警察署、鹿児島県防災航空センター、日置市医師会、東市来地域自治会など約420名の参加をいただき、日置市総合防災訓練を実施いたしました。

災害対策基本法及び日置市地域防災計画に基づき、地震、津波、洪水、がけ崩れなどの災害発生に際し、防災関係機関が相互に機密な連携を保ちながら、情報連絡、伝達、救護、避難誘導及び水防工法等の災害応急対策が迅速、適正に行われるよう防災体制の確立を図るとともに、あわせて市民の防災意識の高揚を図りました。

以下、主要な行政施策については、報告書

を提出してありますのでお目通しをお願いいたします。

○議長（成田 浩君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第5号平成20年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第6号鹿児島県市町村土地開発公社清算決算の報告について

△日程第7 報告第7号社団法人日置市農業公社平成20年度決算及び平成21年度事業計画の報告について

△日程第8 報告第8号平成20年度日置市継続費精算報告書の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第5、報告第5号平成20年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてから日程第8、報告第8号平成20年度日置市継続費精算報告書の報告についてまでの4件を一括議題とします。

4件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第5号は、平成20年度鹿児島県市町村土地開発公社決算の報告についてであります。

去る7月10日に鹿児島県市町村土地開発公社設立団体長協議会が開催され、平成20年度の鹿児島県市町村土地開発公社の決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

なお、報告書は本社分であります。

次に、報告第6号は、鹿児島県市町村土地開発公社清算決算の報告についてであります。

去る7月10日に鹿児島県市町村土地開発公社設立団体長協議会が開催され、平成21年3月31日をもって本公社が解散したことに伴う鹿児島県市町村土地開発公社清算決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第7号は、社団法人日置市農業公社平成20年度決算及び平成21年度事業計画の報告についてであります。

去る6月3日に決算総会が開催され、平成20年度決算及び平成21年度事業計画の承認を受けたことに伴い、日置市農業公社から平成20年度決算報告書及び平成21年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。平成20年度の実績につきましては、農地保有合理化事業、研修等事業、農作業受委託事業を柱にそれぞれ取り組みをいたしました。

収支状況につきましては、全体収入合計額で6,563万6,408円、全体支出合計額が6,620万12円で、早期収支差額はマイナス98万3,604円で前期繰越収支差額からの繰り入れにより次期繰越収支差額が372万1,300円となりました。

次に、報告第8号は、平成20年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

総務費の徴収費に係る土地評価時点修正業務が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

以上4件ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから4件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで報告第5号から報告第8号までの4件の報告を終わります。

△日程第9 報告第9号平成20年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第10 報告第10号平成20年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（成田 浩君）

日程第9、報告第9号平成20年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について及び日程第10、報告第10号平成20年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第9号は、平成20年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率については赤字額はありませんでした。

また、実質公債費比率については、早期健全化基準が25%に対し15.3%、将来負担比率については、早期健全化基準が350%に対して84.2%で健全な状況であります。

次に、報告第10号は、平成20年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第22条第1項の規定により、平成20年度の決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、公衆浴場事業特別会計、国民健康保険病院事業会計、水道事業会計についてであります。資金不足はありませんでしたので経営は健全であります。

以上2件、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第9号及び報告第10号の2件の報告を終わります。

△日程第11 諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（成田 浩君）

日程第11、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

諮問第4号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

現委員が平成21年12月31日をもって任期満了となるため、新たに後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める

ものであります。

久保文男氏の経歴につきましては、資料を添付してありますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○議長（成田 浩君）

これから諮問第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第4号は会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから諮問第4号を採決します。

お諮りします。本件については、久保文男さんを適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は、久保文男さんを適任者と認めることに決定しました。

△日程第12 議案第67号訴えの提起
について

△日程第13 議案第68号訴えの提起
について

△日程第14 議案第69号訴えの提起
について

○議長（成田 浩君）

日程第12、議案第67号訴えの提起についてから日程第14、議案第69号訴えの提起についてまでの3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第67号、議案第68号及び議案第69号は、訴えの提起についてであります。

市税等滞納処分により差し押さえた過払い金債権に係る支払い請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものであります。

以上3件につきましては、総務企画部長から説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○総務企画部長（池上吉治君）

議案第67号から議案第69号までは関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

この3議案につきましては、日置市の1人の市税滞納者が貸金業の会社へ法定利息以上の利息を支払っておりますので、その請求権を日置市が差し押さえをいたしまして、それぞれ会社のほうへ通知をいたしましたけれども、異議申し立て等がございましたので、日置市が貸金業3社を相手に訴えを提起したいというものでございます。

まず、第67号でございますが、訴えの相手方は、東京都千代田区大手町1丁目2番4号、プロミス株式会社、代表取締役神内博喜でございます。

次に、請求の趣旨でございますが、相手方は日置市に対し220万3,133円——これは過払い分と差し押さえをいたしました19年12月12日までの金利を含んだ額でございます。——及びうち207万483円に対する平成19年12月13日から支払い済みまで年5%の割合による金員を支払えと

いうこと、それから訴訟費用は、相手方の負担とする、というものでございます。

次に、訴訟遂行上の方針としまして、第1審判決及び第2審判決の結果、必要がある場合には上訴すること。それと、訴訟遂行の過程において、必要がある場合は適当と認める条件で和解をすることができる、ということでございます。

そして、本件の訴訟は、弁護士に委任するというところでございます。

それぞれ資料をつけてございます。次のページの資料といたしまして概要を添付してございます。

その内容といたしましては、まず滞納者の滞納の状況、これを1番目に記載をしてございます。それから、滞納者の借り入れ、返済の状況、また貸金業社は法定利息を超える金利を受けていたことから、法で言います悪意の受益者であるということ。さらには、日置市が平成19年12月12日差し押さえを行い、同月14日に通知をしたこと。それらによりまして取り立て権を有し訴えを提起をするということでございます。

なお、次の68号、69号につきましても、差し押さえの日や金額以外の内容はほぼ同じであります。68号は訴えの相手方が東京都千代田区丸の内2丁目1番1号、アコム株式会社、代表取締役木下盛好でございます。

69号は、訴えの相手方が東京都新宿区西新宿8丁目15番1号、株式会社武富士、代表取締役清川昭でございます。

内容は以上でございますが、この3件の請求金額合計は463万円余りとなっております。

この訴訟につきましても、ほかの事例等からいたしまして大体半年から1年近くかかるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

今、市長とそれから総務企画部長から説明があったわけですが、本件について質疑いたします。

この対象者である市民税などを滞納しているこの50歳代男性以外、これは先日、南日本新聞にも記載があったんですけども、この男性以外にも同じようなケースはないのか。市としてはよく調査したのか、またその結果はどうであるか。まずそれをお知らせください。

それと、参考までなんですけども、この滞納者である50歳代の男性から税務課はこのような事案を、事実をどういう理由でどういう接触の仕方をつかんだのか。参考までにお知らせください。

以上2件、答弁願います。

○税務課長（地頭所浩君）

まず最初の過払い金の差し押さえの実態ということについてご説明いたします。

平成20年度におきまして、同じように過払い金の債権を差し押さえまして、した結果については3件について差し押さえして、消費者金融からその差し押さえした額については回収をいたしております。

それと、どのような状況で今回訴えを起こすことになったところの滞納者と接触の状況につきましては、滞納の状況があったということで督促を、催促を出しております。で納税相談に来ていただくということで、その中で納税相談をした中で、こういう消費者金融に対して過払い金が発生している可能性があるというようなことがわかったということでございます。そして、本人から取り引き明細書をお取りいただいて、こちらのほうで引き直し計算をしまして、ある程度の金額を出

しましてこういう状況があるということを相手にお話をしまして、じゃあやり方としまして、ご自分でもできるということもお話をしましたけれども、行政のほうでやってくださいというような了解のもとで進めているところでございます。

あと、ほかの今実際差し終えた件数が平成20年度で3件ということでございます。ほかの方々にもそういう対象者があるのかなのかということでございますが、先ほどお話をしました中で納税相談ということをしております。そういったところで過払い、消費者金融のほうにお借りしてるという実態は個々に把握しております。で、先ほどお話をいたしましたように取り引き明細等を持ってきてくださいというようなお話をしますが、持ってこられない方については行政として、その過払いあるということとはわかってその債権ですね特定等できませんので、あとは自力でやっていただくところ等を紹介しております。弁護士のそういうセンターもございますので、そういったところで回収できますというようなお話をトータルでしてるところです。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号から議案第69号までの3件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号から議案第69号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第67号について討論を行い

ます。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。議案第67号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

△日程第15 議案第70号日置市国民健康保険条例の一部改正について

△日程第16 議案第71号日置市農村センター条例の一部改正について

○議長（成田 浩君）

日程第15、議案第70号日置市国民健康保険条例の一部改正について及び日程第16、議案第71号日置市農村センター条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第70号は、日置市国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令等の一部改正を勧案し、出産育児一時金の金額を暫定的に引き上げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明をさせます。

次に、議案第71号は、日置市農村センター条例の一部改正についてであります。

日置市日吉農村婦人の家の名称を変更するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明をさせます。

以上2件につきましてご審議をよろしくお願いたします。

○市民福祉部長（豊辻重弘君）

議案第70号日置市国民健康保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。今回の改正は暫定措置のため条例そのものを改正するものではなく、附則の中で改正するもので、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する第

7条の出産育児一時金については、「35万円」から4万円引き上げ「39万円」として支給することとする第7項を追加するものでございます。

また、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出生した場合においては、これまでと同じく3万円が加算されますので、その場合は42万円が支給されるということでございます。

なお、今回の見直しにつきましては、緊急の少子化対策の一環として位置づけられ、1年半の暫定措置とされておりまして、その間に出生の保険給付や費用負担のあり方も含め、出生一時金のあり方を国においては検討し直す方針となっているところでございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を平成21年10月1日とするものでございます。

以上、補足説明といたします。

○産業建設部長（中村 治君）

議案第71号日置市農村センター条例の一部改正について説明申し上げます。

日置市日吉農村婦人の家は、旧日吉町において整備され、同施設に係る旧条例の施行期日は昭和60年4月1日となっております。同施設は、合併により日置市農村センター条例の中に規定されておりますが、今回、男女共同参画社会推進の観点から、利用が婦人に限定されないことなど、他の類似施設と同様、利用実態に則した名称に変更しようとするものであります。

別紙をごらんください。日置市農村センター条例の一部改正でございますが、別表第1中、これは名称及び位置でございます。別表第2中、これは使用時間及び休館日及び別表第3中、3中は使用料及び利用料となっておりますが、この規定において、「日置市日吉農村婦人の家」を「日置市日吉農村センター」に改める。

附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

これから2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（田畑純二君）

私は、この議案第71号について、部長に参考までに状況をお聞きいたします。

それで、今提案の理由はよくわかります。それで、今までこの農村婦人の家ってということで婦人会、婦人の方を中心にして使用されてきたわけですが、今現在においてその婦人の関係以外、いろんな諸団体があると思うんですけど、そこらの辺のその利用状況、そして、これについての市としてこれの利用状況をもうちょっと市民の皆さんが本当に利用できるような措置とかそのPRとか、いろんなそういうことをされているのかどうか、その2点をお聞きします。

以上。

○産業建設部長（中村 治君）

この施設につきましては、利用実態につきましてちょっと手元に資料ございませんけども、旧条例を見ますと農産加工センターと当時は洗濯室がついていたようでありますけども、農産加工センターということで婦人の方々の健康で文化的な生活を図るために設置されたというふうに旧条例ではなっているようでございますが、この中にも婦人だけというような規定はされておられません。ただ、表題において、農村婦人の家というふうになっているようでございます。

これまでも設置された経過からしますと、利用というのは地域の方々相当あったというふうに推察をするところでございますけれども、今回男女共同の参画社会の推進の関係から他の施設と同様に名称を変更したいということでありまして、特に利用の制限とかそう

いうものはあったところはございません。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号及び議案第71号の2件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号及び議案第71号の2件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第70号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

71号は原案のとおり可決されました。

-
- △日程第17 議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算(第4号)
- △日程第18 議案第73号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- △日程第19 議案第74号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)
- △日程第20 議案第75号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)
- △日程第21 議案第76号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- △日程第22 議案第77号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- △日程第23 議案第78号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)
- △日程第24 議案第79号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算(第1号)
- △日程第25 議案第80号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)
- △日程第26 議案第81号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算(第2号)
- △日程第27 議案第82号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- △日程第28 議案第83号平成21年

度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- △日程第29 議案第84号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算(第2号)
- △日程第30 議案第85号平成21年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(成田 浩君)

日程第17、議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算(第4号)から日程第30、議案第85号平成21年度日置市水道事業会計補正予算(第1号)までの14件を一括議題とします。

14件について、提案理由の説明を求めます。

[市長宮路高光君登壇]

○市長(宮路高光君)

議案第72号は、平成21年度日置市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9億9,604万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231億8,440万2,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、「地区振興計画」に基づく地域の課題解決に向けた地域づくり振興基金事業や国の補正予算による公共事業として、携帯電話等エリア整備事業、地域情報通信基盤整備推進事業、強い水産業づくり交付金事業、小中学校地震補強事業、太陽光発電事業、そのほか公共事業に関連して、地方自治体の負担する必要を約9割軽減する地域活性化・公共投資臨時交付金などの予算措置や、公共事業以外では、国の経済危機対策として子育て応援特別手当、安心子ども基金による保育所施設整備、強い農業づくり交付金事業、森林整備地域活動支援事業、森林整備加速化・林業再生事業、小中学校の理科

教育等設備整備事業の増額補正、地方特例交付金、普通交付税、前年度繰越金の確定、職員の扶養者数等の変更による人件費の減額、国・県補助事業等の事業採択、災害復旧費の予算措置のほか、教育施設等の施設修繕の予算補正でございます。

まず、歳入の主なものでは、市税では市民税所得の減により7,280万9,000円を減額、固定資産税では課税決定により8,938万6,000円を減額計上いたしました。

地方特例交付金のうち児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金の額の決定により1,548万7,000円を増額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税を2億735万5,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金の民生費国庫負担金では、子育て応援特別手当国庫負担金の増額、総務費国庫補助金では、共聴施設整備事業費国庫補助金の追加に伴う増額、地域情報通信基盤整備推進交付金の事業採択に伴う増額、地域活性化・公共投資臨時交付金の増額、民生費の国庫補助金で、生活保護適正実施等推進事業費国庫補助金の増額、農林水産業費国庫補助金では、農地有効利用支援整備事業費国庫補助金、強い水産業づくり交付金事業費国庫補助金、森林整備地域活動支援交付金、森林整備加速化・林業再生事業費国庫補助金など事業採択による増額、土木費国庫補助金では、地域住宅交付金の内示による増額、教育費国庫補助金では、小学校理科教育等設備整備費国庫補助金、小学校の地震補強事業費交付金、中学校理科教育等設備整備費国庫補助金、太陽光発電事業費交付金、中学校地震補強事業費交付金の事業採択により3億5,568万7,000円を増額計上いたしました。

県支出金の総務費県補助金では、鹿児島県

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金、携帯電話等エリア整備事業費県補助金の事業採択に伴う増額、民生費県補助金では、安心子ども基金事業費県補助金の増額、農林水産業県補助金では、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業費県補助金、産地づくり対策事業費県補助金の事業採択に伴う増額、教育費県補助金の幼稚園費県補助金では、多子世帯保育料等軽減事業費県補助金の増額、商工費県補助金では、消費者行政活性化事業補助金の新設などにより2億9,021万1,000円を増額計上いたしました。

財産収入の不動産売り払い収入では、土地売り払い収入の増額などにより1,370万5,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、一般寄附金及び指定寄附金を118万8,000円増額計上いたしました。

繰入金では、まちづくり応援基金、地域づくり振興基金からの繰入金の増額、介護保険特別会計から前年度精算返納に伴う増額などにより1億4,498万5,000円を増額計上いたしました。

繰越金では、平成20年度の繰越金が確定により8,077万2,000円を増額計上いたしました。

諸収入の雑入で、鹿児島県土地開発公社の解散に伴う残余財産分配による増額などにより2,218万円を増額計上いたしました。

市債では、総務債の携帯電話エリア整備事業債、地域情報通信基盤整備推進交付事業債の事業採択による増額、農林水産業債の強い水産業づくり交付金事業債、土木債では、公営住宅建設事業債の減額、教育債では、小学校地震補強事業債、中学校地震補強事業債、太陽光発電事業債の増額による予算措置のほか、臨時財政対策債の確定により、2,620万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費では、一般管理費の市制5周年記念事業ビデオ作成

業務、財産管理費のまちづくり応援基金への積立金、交通安全対策費では、地区振興計画のロードミラー等の設置費、企画費では、乗り合いタクシー実証運行の業務、LEDパネルの設置費、辺地共聴施設整備事業の追加、情報管理費では、携帯電話等エリア整備事業で基地局の整備、地域情報通信基盤整備推進交付金事業で基地局までの伝送路の整備、諸費で、地区振興計画の防犯灯の設置、賦課徴収費で地籍管理システム構築入力業務、法人市民税確定申告による過誤納払い戻し金の増額等により3億8,036万3,000円を増額計上いたしました。

民生費では、国民年金事務費の国民年金被保険者名簿情報作成業務、児童福祉総務費では、私立保育所の施設整備費、子育て応援特別手当、児童福祉施設費で、園児増による一般賃金の増額、生活保護総務費で、住宅扶助に伴う増額等により、1億4,085万円を増額計上いたしました。

衛生費では、環境衛生費の恋之原第3水源地整備に伴う出資金の増額、老人保健医療特別会計繰出金の増額、国民健康保険財政対策費では、診療所特別会計繰出金の増額、塵芥処理費では、クリーン・リサイクルセンター補修工事の増額により4,881万円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、農業総務費で離職者等就業・就農促進緊急対策事業補助制度の導入、農業振興費では、重点作物産地育成対策事業費の増額、新規就農・後継者育成事業費の減額、かごしま茶産地拡大チャンレジ事業、産地づくり対策事業費の増額、農地費では、農道等施設整備事業の施設維持修繕料の増額、河川工作物応急対策事業の増額、地区振興計画による使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費等の増額、農地有効利用支援整備事業による水路改修の増額、農道等施設整備事業費補助金の増額、農業施設管理費の施設維持

修繕料の増額、林業振興費では、緊急雇用対策に伴う一般賃金の増額、県営補助治山事業費の工事請負費の増額、国の補正予算による森林整備地域活動支援事業及び森林整備加速化・林業再生事業の事業採択、漁港建設費では、国の補正予算による強い水産業づくり交付金事業費の採択等により1億2,542万6,000円を増額計上いたしました。

商工費では、消費者行政活性化事業、江口浜荘耐震診断業務に伴う特別会計への繰出金などにより1,082万8,000円を増額計上いたしました。

土木費では、道路新設改良費で地区振興計画により工事請負費、用地補償費の増額、河川総務費では、地区振興計画による工事請負費の増額、都市計画総務費の公共下水道事業特別会計繰出金の減額、街路事業費では、地区振興計画による委託料、工事請負費の増額、住宅管理費では、公営住宅の駐車場整備に伴う工事請負費の増額により3,467万5,000円を増額計上いたしました。

消防費では、非常備消防費の消防操法大会の報償費の増額、災害対策費の防災行政無線電波伝播調査業務の増額等により739万9,000円を増額計上いたしました。

教育費では、教育振興費で国の補正予算に伴う小中学校理科教育等設備整備費の採択、学校建設費で小学校耐震診断調査の増額、小中学校の地震補強事業の事業採択、太陽光発電事業の事業採択、幼稚園費では、幼稚園就園奨励費の補助単価予定額の減額、公民館費では、自治会公民館建設補助金等の増額、体育施設費では、施設維持修繕料、工事請負費、備品購入費等の増額などにより2億4,482万1,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費の施設維持修繕料の増額により、287万5,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第73号は、平成21年度日置

市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,275万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,476万1,000円にするものであります。

歳入では、療養給付費等負担金の交付見込みに伴う減額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、前期高齢者交付金の交付見込みに伴う増額、保険給付準備基金繰入金の減額、そのほか繰越金の確定による増額により8,275万1,000円を減額計上いたしました。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金決定に伴う増額、老人保健医療費拠出金決定に伴う減額、介護納付金決定に伴う増額、償還金で平成20年度療養給付費交付金決定に伴う増額などにより8,275万1,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第74号は、平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ147万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,102万5,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で支払い基金医療費交付金確定に伴う増額などにより147万2,000円を増額計上いたしました。

歳出の主なものは、償還金の支払い基金交付金確定に伴う精算返納金の増額により147万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第75号は、平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

2,083万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,119万2,000円とするものであります。

歳入では、施設介護サービス収入、利用者自己負担金の収入見込みによる増額、繰越金の確定により2,083万3,000円を増額計上いたしました。

歳出では、一般管理費で扶養者の変更による職員手当等の増額、基金積立金、予備費の増額により2,083万3,000円の増額計上いたしました。

次に、議案第76号は、平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,344万1,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金で3,014万3,000円の減額、繰越金の確定により3,014万3,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第77号は、平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、既定の予算のとおりとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,951万6,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を83万5,000円の減額、繰越金の確定により83万5,000円増額計上いたしました。

次に、議案第78号は、平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ201万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,556万4,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定により201万円減額し、歳出では予備費を201万円増額計上いたしました。

次に、議案第79号は、平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ347万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ612万1,000円とするものであります。

歳入では、繰越金の確定による増額、一般会計繰入金増額の増額により347万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、経営費で江口浜荘耐震診断業務等の増額により、347万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第80号は、平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ592万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,123万8,000円とするものであります。

歳入では、基金繰入金増額、繰越金の確定により、592万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、維持管理費で吹上温泉C泉源による可燃性天然ガス除去設備設置工事費として592万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第81号は、平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1,075万6,000円とするものであります。

歳入では、繰越額の確定により80万

7,000円増額計上いたしました。

歳出では、公衆浴場事業基金積立金の増額により80万7,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第82号は、平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億34万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,810万円とするものであります。

歳入では、繰入金で、介護給付費準備基金繰入金増額、繰越額で介護給付費繰越金、地域支援事業繰越金、そのほか繰越金の確定に伴う増額、財産収入で基金利子の増額により1億34万4,000円を増額計上いたしました。

歳出では、保険給付費で高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費の新設による増額、基金積立金で、介護給付費準備基金積立金の前年度精算等による積立金の増額、地域支援事業費で介護予防一般高齢者施策事業費の一般高齢者介護予防教室委託の増額、諸支出金で償還金の支払い基金交付金精算返納金、国庫支出金精算返納金、県支出金精算返納金の前年度精算に伴う増額、他会計繰出金で、精算による一般会計への繰出金の増額により、1億34万4,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第83号は、平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ458万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億89万7,000円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料の滞納繰越額確定に伴う増額、繰越額の確定による増額により458万2,000円を増額計上い

たしました。

歳出では、後期高齢者医療広域圏連合納付金の確定により458万2,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第84号は、平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,842万8,000円とするものであります。

歳入では、繰入金で一般会計繰入金の増額、市債で診療所建設事業債の減額により98万6,000円を減額計上いたしました。

歳出では、施設整備費で工事請負費の増額、備品購入費の減額により98万6,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第85号は、平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的収入及び支出の総額で、予算第4条括弧書き中「3億8,465万6,000円」を「3億9,606万4,000円」に、「2億8,000万円」を「2億9,140万8,000円」に改め、資本的収入の出資金を1,065万円増額計上し、資本的収入予算の総額を2億6,277万4,000円と定めました。

資本的支出では、建設改良費で恋之原第3水源地整備費2,205万8,000円を増額計上し、資本的支出の予算の総額を6億5,883万8,000円と決めました。

以上、17件ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分とします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

まず、議案第72号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

私は、議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算につきまして、この補正予算説明資料に基づきまして、私の所属します産業建設常任委員会の案件以外の事項について、あえてこの本会議の場で6点ほど質疑いたします。各担当課長はそれぞれにわかりやすく、具体的、明確、丁寧にご答えてください。

まず、1番目、13ページ、財産管理費、積立金、まちづくり応援基金積立金118万6,000円とあります。このまちづくり応援基金とは具体的にどんな事業を行う基金ですか。それで、ここに言う寄附金、一般寄附金とそれから指定寄附金がありますが、これはふるさと創生基金のことなのか、もしそうならふるさと創生基金の現状と見通しを知らせてください。いずれも具体的にわかりやすく丁寧に答弁願います。

2番目、14ページ。14ページの企画費委託料、交通制作費乗り合いタクシー実証運行業務委託料。

この業務とは何を目的でどこでどんな事業を行う予定なのか。また、委託先はどこを考えているのか。そして、先日開催されました地域公共交通会議の審議内容、その結果を参考までにお知らせください。いずれもわかりやすく明確に答弁願います。

3番目、16ページ、情報管理費委託料、投資的委託料、地域情報化推進事業費、このことは先ほどの市長の概略の説明でももちろんありましたですけど、携帯電話エリア整備事業、それぞれの設計委託が記されております。それで、この携帯電話等エリア整備事業

のエリアとはどここの地域を指しているのですか。また、それぞれの設計委託の内容、具体的にわかりやすく説明願います。また、おのおのどこに委託する予定なのか、それもお知らせください。

それから、4番目。4番目の24ページ、児童措置費、節20の扶助費4,500万円、子育て応援特別手当3万6,000円掛ける1,250人イコール4,500万円とありますが、この子育て応援特別手当の目的、それから対象者1,250人の資格、内訳、内容、財源の手当、法的根拠など、わかりやすいようにできるだけ具体的に説明してください。

それから、5番目、ちょっと飛びまして49ページ。49ページの教育振興費、小学校、備品購入費、理科教育等設備整備補助金、新規事業に伴う増額補正、小学校19校分とあります。これは、この新規事業とは具体的にどんな事業なのですか。また全19小学校、同じように一律に行うかなど具体的にわかりやすく説明願います。

最後です。50ページ、小学校学校建設費工事請負費5,986万円小学校建設事業費地震補強工事に伴う増額補正とあります。この小学校建設事業費地震補強工事とは具体的にどんな工事内容なんですか。また、ここに上げている4小学校区以外の補強工事はどうなっているのか。もちろん耐震診断調査との関係もあるし順次されていくとは思いますが、その状況、わかりやすく具体的に説明願います。

以上6点、答弁願います。

○財政管財課長（富迫克彦君）

まず初めに、説明資料の13ページ、まちづくり応援基金積立金のことについてお尋ねでございます。

この基金につきましては、これまで鹿児島県、また県内の市町村一緒になって鹿児島県応援寄附金をこれまで募ってきておりますが、

今回日置市にも120万円程度の寄附金が新たに追加いただきました。その結果、総額としましては476万6,000円程度になる見込みでございますが、そのうちの用途を限定されたものについては今回補正予算の中でそちらの財源に充当するとともに、残りの部分を日置市の応援基金として積み立てようとするものでございます。

以上でございます。

○企画課長（上園博文君）

ご質問の2番目の14ページの説明資料でございますけれども、乗り合いタクシーの関係でございます。

これまで旧町で取り組んでまいりましたコミュニティバスの運行形態をそのままこれまで実施しておった経過がございますが、そこに伊集院地域の場合は市街地からの中心部への運行路線6日に1回、あるいは吹上の場合も4日に1回という現状でございました。このために市内運行の平準化が課題となってきたところでございますけれども、また利用者の極端に少ない路線、いわゆる空バス運行が目に見えて課題の一つでありました。これら課題解決のために今回乗り合いタクシーを実証運行として2カ月間運行するものでございます。

運行路線ですけれども、今の予定では伊集院地域の上神殿線と久木野々路線、この2路線、吹上地域の平鹿倉湯之元線、そして日添田之尻線のこの2路線を計画しているところでございます。

委託先のところでございますけれども、委託先は伊集院地域、吹上地域、それぞれタクシー事業者の方々へお願いする予定でございます。現段階では伊集院が3業者、そして吹上が2業者でございますので、実質近いうちに事業者の方々への説明も行った上で、直接タクシー事業者の予約体制で今回の運行を図りたいと考えているところでございます。

また、地域公共交通会議の結果はどうであったかということでございますけれども、今回の事業の内容の取り組みを諮問したわけですが、この中でなぜ東市来あるいは日吉の運行には今回の事業を当てられないのかとか、あるいは今回のこの公共交通の形態の見直しの内容につきまして、特にバスとタクシーの両面で経費が増大するのではないかとといったご質問があったところでございますけれども、結果からしまして、今回補正でお上げしまして、実質年明けの1月から2月のこの2カ月間でこの実証運行を提案しまして、すべての内容で皆さん方から承認をいただいたところでございます。

続きまして、16ページの情報管理の関係の委託料でございます。

まず、エリアの関係であります。これまで不通話地域として上げられておりましたのが東市来の高山地区、そして吹上地域の竜之瀬、田之尻、日添、平鹿倉、今木場北、そして永野というところで、合計7カ所の今回のエリアの委託になるんですけれども、内容としましては2つの事業がありますけれども、携帯電話等のエリア整備事業、これはいわゆる基地局、鉄塔の整備でございます。今申し上げました7カ所が鉄塔を設置するところでございます。

また、地域情報化通信基盤整備推進交付金のこの内容につきましては、いわゆる光の線、伝送路の事業の内容でございます。そして、委託先でございますけれども、今回の場合はNTTドコモのほうメインに導入を図る予定でございますので、設計料関係でドコモでどうしてもエリア設計の場合は対応していただかなければいけない状況、ただ、基地局の設計委託料につきましてはドコモが推薦する業者等がありますので、そういった業者を勘案しながら今後進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○福祉課長（野崎博志君）

24ページの子育て応援特別手当の補助費でございますが、この目的につきましては、現在の経済情勢にかんがみ、多子世帯の幼児教育期における子育てを支援することを目的としまして、幼児教育期にある世帯の世帯主に対して子育ての応援特別手当を支給するものでございます。

平成20年度の繰越事業で前回行いましたが、今回は対象児童は平成15年の4月2日から平成18年4月1日生まれまでの子としまして、今回は第2子に対して支給でしたが、今回は今申しました期間に生まれた子供1人当たり3万6,000円を支給するものでございます。

それと、財源につきましては、国庫の100%の補助事業でございます。

以上でございます。

○教育総務課長（山之内修君）

まず、49ページ備品購入費、理科教育等設備整備費の補助金の件につきましてでございますが、これについては文部科学省の補助に基づくものでございます。平成23年度からの新学習指導要領に対応するために理科教材備品をそろえようとする中で、特別に今回補助事業として出てきております。

小学校については19校分、これは学校規模によりまして1校50万円から200万円の範囲で配分し充実させようとするものでございます。これは中学校についても同様の考え方で措置してございます。

それから、50ページ、学校建設費で耐震補強工事に伴う増額補正でございますが、これについては6月補正予算において平成20年度実施しました耐震診断結果に基づき、補強を必要とする結果が出ておりますので、この分については補強設計を6月補正でお願いしました。今回、公共投資臨時交付金と、

それから次の補助事業も当然ありますが、これ等が措置できましたので今回この6校分については実施、5校とあと中学校でも日吉中の分を組んでございますが、その分について耐震補強工事を実施しようとするものでございます。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

今課長から説明を受けたわけですが、第1回目に、1番目に申しあげましたまちづくり応援基金、この一般寄附金とそれから指定寄附金、これについての説明がなかったようですので、もう一回説明をお願いします。

○財政管財課長（富迫克彦君）

説明が漏れて申しわけございませんでした。指定寄附金について、寄附をされる方が、例えば地域の図書購入費でありますとか、用途を限定させていただく寄附金でございます。それ以外のものを一般寄附金として分類をしているところでございます。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○14番（田畑純二君）

はい。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私は2点について質疑を行います。

まず、補正予算、説明資料のほうの1ページのほうですが、補正予算について総論的に見て注目したこの市税の減額補正について質疑を行います。

まず、1億6,219万5,000円ですかね。減額となっているわけです。説明書では課税調定額の減額として計算をされているわけですが、そうなりますと課税調定の金額はいわば市民のGDP、国内総生産的な指標であるわけですし、市内の社会経済の一つの重要な目安でもあると思います。そこで、この

課税調定額の4年間の、合併後の4年間ですね、各年度ごとの数字を示していただきたいと思います。

この数字の動きを見て初めて、ああ、こういうふうになったんだというふうに理解できると思いますので、その点の説明と、それからどうして減額となったのか。個人の分と固定資産税の分と両方ですね。どうして減額となったのかの内容の分析、一応どういうふうはこの理由を分析しておられるのかその点について質疑いたします。

それと、もう1点は、日置市地区振興計画ですね。地域づくり振興基金による課題解決一覧、9月補正分、地区ごとのこの一覧になったのの中からですね、私1点質疑をさせていただきます。

1ページですけれども、美山の——東市来地域の美山、一番金額が大きいこの東郷茂徳記念館広場野外ステージが使いづらいので野外ステージの改修を行うというこの点につきましてですが、市民の方から多額のお金をかけて改修の工事をする必要があるのか疑問の声が寄せられましたので、私この場で質問させていただきますけれども、これまでこの野外ステージがどのように活用されてきたのか、またこの金額が294万9,000円かける計画となっておりますけれども、有効な使い道なのかという疑問の声がありましたので、もっとほかに有効な使い道はなかったんだろうかというような質問を私が受けましたので、この場でお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○税務課長（地頭所浩君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

市税の調定額の推移ということで、すべての市税を含んだ17年度からの推移を若干数字として読み上げます。

17年度が39億2,300万円、18年度が39億6,800万円、平成19年度が

43億9,200万円、平成20年度が44億9,700万円というふうなふうに動いております。18年度から19年度にかけてふえておりますのは、個人住民税に係る所得税からの税源移譲による部分が大きな比重を占めているところです。

2点目の今回の補正に計上しております個人市民税と固定資産税の減額の理由というところをご説明いたします。個人市民税につきましては当初予算段階で課税標準額の対前年度比98.36というふうに見込んでおりました。課税計算をいたしましたところ、最終的に対前年度比94.53というふうになったところです。

内訳につきましては、給与所得が96.8%、対前年度で税額で3,700万円の赤字——減。最も大きいのがこの給与所得というふうになります。また、譲渡所得が45%の減っていることで2,100万円の減っているところになっております。固定資産税の減額につきましては、平成21年度が評価替えということでございます。そういったところで家屋表を——済みません。減額の最も大きな要因が家屋にかかる分でございます。で固定資産税の評価替えというところで、家屋にかかる評価につきましては在来家屋につきまして——既に建っている家屋につきまして、国から示されました物価指数と経年減点補正を乗じ——掛け合わせまして評価額を算出するようになっております。でそれを予算編成時には評価額を全体として対前年度比較で97.8%というふうに見込んでいたところでございます。課税計算をいたしましたところ対前年度比92%というふうなところになった理由によるものです。

以上で説明を終わります。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

39ページの観光施設管理費の中の工事請負費で美山のステージの関係のご質問でござ

いますけれども、この美山の東郷茂徳記念館前の広場につきましては、これまで地域の夏祭り、それから秋になります美山窯元祭り、これらのイベントのときに地域の方が独自に毎年ステージを組んで、また終わった後は取り壊すということで使われてきてございます。また、窯元祭りの中では韓国の南原市のいろんな芸能の発表などもしていただいているところでございます。

そういったことからステージを、常設のステージっていうことでやはり課題としてございましたので、この鉄筋コンクリートづくりの常設ステージをつくりまして地域の活性化を図るということで計上されているところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○2番（山口初美さん）

市長はどういうふうにこの減額を見ておられるのか。

○市長（宮路高光君）

今、税務課長のほうから推移については答弁したとおりでございます。特に昨年におきますこの世界的な経済におきまして、ご指摘ございました特に給与関係につきまして大変所得的な減額ということがあったということが一番今回この市税にあらわれました大きな原因であろうかというふうに認識をしております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

○5番（上園哲生君）

5番。それでは、ただいま議題となっております議案第72号の会計補正予算（第4号）の地域づくり振興事業費のことについて質疑をいたします。

ご承知のとおりこの事業の一番のものは、昨年度各自治会の自治会長さん、そして各地

区の役員の方々が一生懸命になって、それこそご苦労にご苦労を重ねて各地区の要望をとりまとめて、それが地区振興計画として上ってきたわけなんですけれども、それに基づきまして執行のほうも、これに対応するために昨年度が一番末のところでは地域づくり振興基金ということで1億2,500万円基金を積みまして、今回それを取り崩して、それに新たに400万円追加をいたしまして1億2,900万円がこの事業の一部に対応しようとしているわけですが、そこですけれども、そこでまず1番目にお聞きしたいのは、この各地区から上ってきた要望に対しまして、行政執行がきちっと現場を見たりして精査した結果、どのくらいの要望案件になっているのか。今回、414件、総数で414件の予算対応になっているわけですが、そこをまずお尋ねをいたします。

それから、2番目に、そこに漏れた事業、今回。この事業に対しまして当然各地区の役員の方々にもいろいろご説明をされたと思いますが、やはり通常の事業費の中で今後対応されていかれるとは思いますが、例えば中山間地域総合整備事業でも、これだけでも十分ではありませんし、そこらに対してどういうご説明をされたのか、そこを2点目としてお伺いをいたします。

それから、先ほど総額のことを申しましたが、その中に強制加算額639万5,000円が予算計上されておりますけれども、この強制加算額というのはどういう基準で、そしてどういう根拠で、そしてどういう基準で配分をされたのか、その3点をお伺いします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました今回のこの地域づくりの基金の中におきまして、当初それぞれの地区におきます館長さん、主事さんの皆様方に、この配分の基本的な考え方を説明申し上

げました。その中で振興計画に基本的には載っておるものを最優先してという説明もいたしました。また、その地区でその優先順位をつけて事業を実施するというような説明もしました。結果的にそれぞれの今回の中におきます、中におきましては、その地区で優先順位を決めてそれぞれやっているところ、またそれぞれ地区におきまして自治会がありますとその予算に応じてその自治会ごとに配分をしている地区さまざまございました。

そういうことを踏まえまして、今回は初年度ということでしたので、大きなそういう制約というのは私どもは今回しておりません。基本的には今回しておるのは予算配分という中におきまして、地域が自主的に自分たちで意思決定をして、その事業効果というのを最優先してほしいという一番大きなねらいがございましたので、そのようなことを含めまして実施した結果、この振興計画に載っているものと新しく新規に出たものということで、基本的に言いますと振興計画に載っている計画件数というの400何件のうち、これが少なく新規に出てきたものが多かったというのが現状でございました。そういう中におきまして、それぞれの支所を含め、またそれぞれの現課におきましてとりまとめをさせていただき、今回このように計上させていただきました。600万円幾らかの調整というのは、予算したのは、まず予算執行する中においてまた入札いたしますので、またその地区におきましてはこの事業対応額にならないということも出てくるというふうに思っております。そういうところにつきましては、また12月で組み替えをして、とりあえず地区に配分した形のものについてはまた地区で執行したところで検討していただくというふうに考えております。

それとこれに漏れたという形でございますけれども、基本的にはこの3カ年という、

21年、22年、23年ということでしたので、22年度予算におきましてもどういう形ではということは今考えておりませんが、何かの対応はやろうという考え方は持っております。そういう中におきまして、これ単独でございますので、この振興計画の中にありますの、基本的には国とか国の補助事業、また基本的には県の事業等も、いろいろと道路網については計画書の中に載っております。そういうもろもろも含めまして次の見直しというの、また今回の実証した中におきまして、今回の配分も含め、またいろんな精査をする必要があるというふうに認識しておりますので、また22年度におきましては今回の実施した地区からもいろんなご意見をいただきながら、今後の精査の方向性をしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

16番。2点についてお尋ねをいたします。まず、給与関係費の各種の手当であります。これは全般に渡っているっていいですか、病気休暇により減額という動きが出ております。税務あるいは福祉、総務、農業関係といったようなところに、個人的にどのようなことが原因で病欠になっているのか。もしかしたら職務上何らかの原因があつてのことなのかどうかわかりませんが、そこ辺はどういったような関係で職員のいわゆる病気休暇といったようなのが出ているのか。全く個人的なものでそれはそうでしょうけれども、また職務に影響はないのかということですね。そして、そのことについて市として十分なやっぱりフォローができていくのかということについてお伺いをいたします。

それから、もう1点ですが、雨が降りません。大変な干ばつでありますけれども、農業

振興費あるいは農地費といったような農業関係の今回の補正の中で渇水対策といったようなものをちょっと見てみましたけれども、なかなか見当たらない。もちろん天気のことです。ございますから厳しい、大変難しいことでもありますけれども、そこら辺の配慮はなかったんでしょうか、いかがでしょうか。この2点についてお示しをいただきたいと思っております。

○総務課長（福元 悟君）

職員手当のところで減額等が出てまいっております。職員の病気休暇ということで、内容的にはということでご質問ですが、長期入院している、これは身体的なところでの入院、それから近年では精神疾患によるものということで、こういった方が手当に影響しているという状況です。特に病気につきましては回復していただければ、また職場復帰していくわけですが、その際精神疾患等についても若干名おりますが、この場合についてはひとまず退院された後、職場のほうではある程度のならしを、ならしの勤務体系を組んで勤務に最終的に復帰させていくというような中で、今のところ何とかこういう形で推移いたしております。

以上です。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問のありました渇水対策の部分につきましては、特に予算化というふうなものはしていないところなんですけれども、非常に水量が少ないというふうな形で、もちろん川から用水路に入る量も少ない。その中で水路自体いわゆる沈下といいますかね、下がってきているというふうなこともございまして、非常に緊急を要するというようなところが、今回の中では32ページの農地有効利用資源整備事業というふうな形で伊集院の下土橋、それから日吉町の、日吉の田島田地区の用水路につきまして、2点だけは補助事業いただいて対策していくというふうな考えでおり

ます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○7番（坂口洋之君）

説明資料の29ページの農業振興費、19節の投資的経費のこのかごしま茶産地拡大チャレンジ事業費のことについてお尋ねいたします。

非常に今、お茶の価格が厳しいということで、お茶の生産業者の方が嘆いていることといますかいつも。今回、「あずま」製茶ですか、「ひがし」製茶ですか、県の補助で機械を買うということですが、どういう経緯で申請があったのか説明をお願いします。

また、お茶の価格が非常に低迷しているということで、今後お茶の今後の見通しについてお尋ねします。

そして長期的にお茶の価格が非常になかなか上がりづらい状況ということで、来年度以降、今後予算面について、お茶のことに關してはどういった形で予算面に反映させていくつもりか、3点お尋ねします。

○農林水産課長（瀬川利英君）

29ページのかごしま茶産地拡大チャレンジ事業ですが、東市来の東製茶のほうで機械を導入されます。これにつきましては、今回の国の経済危機対策というふうな中で、強い農業づくり交付金という事業の中で、従来のいわゆる老朽化した設備の一部分だけを取りかえますよというふうな形で、生葉を通常に蒸し器にかけるわけですから、この蒸し器のほうの更新ですね、そちらのほうと生葉の流量計、こちらのほうを制御する機械なんですけども、この部分を今回の事業の中で導入するように決定いたしております。

これらにつきましては、茶業振興会のほうとも協議をしながら要望とかなんですけども、

今回の中ではこの東製茶のほうから要望があったというふうなことでございます。

それから、お茶の見通しというふうなことでございますけども、ことしのお茶はご存じのとおり、いわゆる収量も前年比で約10%減、それから金額、これは16%減というふうな中で、日置市のお茶につきましては非常に下がっているというふうな形で非常に心配いたしております。

このような中で、県全体で見ましたらまだ日置市よりも下がったところもあるんですけども、いわゆるお茶どころと呼ばれるところにつきましてはそんなに日置市ほど下がっていないというふうなところもあるようでございます。ぜひ今後におきましてもやっぱり品質の底上げ、それからまた生産量の拡大というふうな部分の中で、お茶の生産振興には22年度以降の予算にもまた反映させていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

8番。2件について伺いたいと思います。

1件は、先ほどから質疑も出ておりますが地域づくり振興事業についてであります。今回たくさん出されて、先ほど市長がお答えになりましたけれども、調整加算額の問題についての質疑がありました。市長は入札等々でまた、これはまた変動があってそれなりに落ち着いていくだろうという答弁だったと思うわけですが、私どももこの自分たちの地域の中でこれの協議に参加いたしましたが、行政は地域に対してこのお金の使い方について、幾らかハードにしてくれと、ソフト面については使えないとか、いろいろな制約をつけて説明をしたと思うんですね。で、そのこととか、それから幾らか額が上っても入札をすればその範囲になるだろうみたいなこともあつ

て、そういうことをその地域の皆さんにどのように説明をして、そして地元の人たちがもう少し幅広く——今にしても思えばですよ、もう少し幅広く検討できたんじゃないだろうかということもあるような気がするんですね。その辺のところを市長が3カ年計画ですので今年度2年分もいろいろ検討したいとおっしゃいますが、その辺のところを今回の説明を含めですね、それぞれの地域の意見を聞き、今後にどのようにそれを解決を含めて進めていきたいとお考えなのか、それを1点お尋ねしたいと思います。

もう一つは、38ページ、説明資料の38ページ、商工総務費であります。この中で消費者行政活性化事業の件がございまして、備品購入で84万8,000円と計上されていて、この内容につきましてはおおよそ想像できる、説明会等とかいろんなところでの聞きであります。この事業をこれまでどのようにしてきていて、そしてそれをどのように今回の予算を使って発展させていこうと思っておられるのか。その辺のところの説明をいただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回の地域づくり基金の中で、ご指摘ございましたように地域から幅広いソフトもという部分も大変要望ございました。さきもこの基金を創設するときもご説明申し上げましたけど、これは20年度の国の補助事業の中での事業でございまして、特に私どもはこの地域づくりに使いたいということで基金を創設しました。そういう一つの今回は国庫補助という制約がある中で地域の生活関連にします物という限定がありました。そういうことでソフト事業といういろんな幅広いものには使えなかったということでございます。

来年以降はこういう、今回はこういう大きな国の補助事業であった経過の中で、やはり地域には大変制約があったということはござ

いますので、一般の中で捻出をしながら、そういうものを基金にして自由に使える形は今後していかなければならないのかなと思っております。

今ご指摘ございましたとおり、今回このように予算を計上した中で、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの地区におきましては入札して、恐らく結果的に残になるということでございますけど、これはさっきも言いましたように1億2,500万円はどうしても使わなきゃなりません。もうこれを残すことができないという大きな課題もございまして、一般財源だったら残してもよろしゅうございまして、やはり国の会計検査等もございまして、どうしても使い切りをしていかなきゃならないということで、そういう多目に今回は補正調整という形にさせていただきました。こういう一般にあるものにつきましては残しても構わないというふうには思っております。

そういうことで、今後につきましては今実施しておりますので、いろいろとまたご意見を幅広くお聞きして、来年のこの対策に考えていきたいというふうに思っております。

○商工観光課長（鉾之原政実君）

資料の38ページの消費者行政活性化事業に伴う備品購入の件でご質問でございますが、この事業につきましては、国が消費者の安心・安全を確保し、一元的な消費者行政を推進するために先般9月1日に消費者庁が発足しまして、この関連としまして、国としては消費者の安全・安心確保のための強化策の予算ということで、総額358億円を計上して、これから施策を進めていくということでございます。

この中で地方の消費生活相談体制の強化ということで、地方消費者行政活性化交付金、これが260億円予算配備されております。これをもとに鹿児島県につきましては3億

1,690万円が交付金として交付されて、基金が造成されるということでございます。この基金の造成のお金を活用しまして、各市町村のほうに補助金が出るわけでございますが、資料の中で7ページのほうに、歳入のところでございますけれども、消費行政活性化事業補助金というところで87万1,000円の歳入を計上してございます。この87万1,000円の100%の補助を原資としまして、財源としまして事業を行うわけでございますが、日置市におきましてはこれまでも消費生活相談業務、それから先ほど質問にもございましたように出前講座等活用しまして、地域における啓発も行っているところでございます。

今回の事業につきましては、事業メニューの中で12のメニューがございます。日置市としましては消費生活相談スタートアップ事業というのを平成21年度と23年度、それから消費生活相談員等のレベルアップ事業、これを22年度、3カ年の事業として計画しているところでございます。その一環としまして、今年度につきましては87万2,000円の備品購入費を計上させていただいたところでございます。

なお、これまでの出前講座等につきましても平成19年度、日置市全体で3回程度しかなかったんですけれども、平成20年度につきましては市全体で24回の出前講座をさせていただいたところで、大変地域の皆さん方からのこういった出前講座に対する要望も高いところでございます。そういったところから、今後消費者行政に対する積極的な取り組みということで今回計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○15番（西園典子さん）

15番。先ほどの2番議員の現年度課税分などにも関連するかと思いますが、先ほどの説明におきましては、やはり経済の状況が悪いというのも一つの影響ではなからうかというようなお答えもあったようでございます。

きょう本日の議案67から9号などで訴えることも即決でございましたけれども、滞納がやはり今決算におきましても7億円ぐらいあるみたいでございまして、そういうことをこのやはり苦しい生活の中で減額にならないようにそういうような対象者が氷山の一角ではなからうかということで、納税相談などでやはり取り組んでいかれるということでございましたけれども、そういうことなどで訴えの、そこまでいかなくてもまた相談などでこういう課税の減額ということをもっと解消をよく解消して、住民のために収納率が上がるようにという対策をまた今後も続けられるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○税務課長（地頭所浩君）

お答えいたします。

滞納っていうか、徴収しやすい、納付しやすい環境をどういうふうにつくっていくかという観点でお答えいたします。

納税につきましては個々に判断するという部分がございます。その人の納付値力をどのように判断するかという部分が一つの大きな観点になります。そういったことを踏まえながら徴収につきましては納税相談の中で徴収猶予、そういったこと等をお互い話し合いながら進めていきたいというふうに思っているところです。

また、課税につきましては適正な課税ということをお心がけていきたい——心がけるちゅうかそうしないといけないというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を
13時とします。

午後0時03分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

○1番（黒田澄子さん）

地区振興計画の課題解決一覧より1点お伺いします。

今回、日置市内各自治会において、地区振興計画を作成され、このように課題が解決されつつある点は市民の皆様も大変喜ばれていることと思いますが、市内全体のこの解決一覧を拝見しますと、それぞれ地区に任せたとおっしゃるその1点では納得しがたい内容になっていると思います。

例えばロードミラー、防犯街灯、ガードレール、また側溝の蓋盤設置、農道・集落道の整備等が大半の課題解決になっております。

しかしながら、桜の植樹、ベンチ、野外ステージの改修等、またごみステーション等にも使われておるといふ、余りにも使い道に差があるふうに見受けられます。

それで、この要求をされる際、自治会長等への説明をされたと思いますがどのような説明をされたかお伺いします。

○市長（宮路高光君）

今回は、先ほど申し上げましたように国の補助事業した中で生活密着という形に大前提を置きました。今おっしゃいましたとおり、これは地区で自治会長含め、また地区館長、そういう方が自主的に今回は自分たちの優先順位をつけたということでございまして、私ども行政の中でこういう最優先ということはしなかったということでございます。

今後におきまして、こういう手法がいいのか、私どもはやはり共生協働ということで、

自分たちの地区におきましては自分たちで決定し、また予算づけをするのが一番ベターな一つのまちづくりじゃないかなあという形の中で今回このような予算配分ということをやりました。中身につきまして若干のばらつきがございますけど、初回ということございまして、今後につきましてはまたこのことを反省しながら、次の予算の決定につきましては参考にしていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

今、市長のほうから生活密着というふうな一言でまとめられましたけれども、自治会の皆様にとってはごみステーションすらつくれない自治会もあって、今回このようにできるのであればごみステーションもつくりたかったと思われている人もこれを見るといらっしゃるんじゃないかなと思いました。既にそれぞれの自治会でつくりなさいと言われて、ほとんど補助がなくてつくっていらっしゃる自治会がたくさんある中で、今年度こういうことができたんだなというふうなことも知らない市民の方もいらっしゃったり、また自治会においては自治会員を集めての説明さえなかった自治会もございまして。そういうところへの配慮とか、また確認と言ったらおかしいかもしれませんが、おたくの自治会もおたくの自治会もこのようになさってねというようなそういう指導というのはなされなかったのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回このような一覧表が出て、いろいろそれぞれの地域でこのようなことがあったということでございまして、このことについては私どもさきも申し上げましたとおり自治会長さん、それぞれの中でやはり自主的にそういう方々が中心して、また自治会の集落を集めてそれぞれの課題解決でしたところもございまして、今回はそういう統一的な形じゃあ

なかったということがあります。

今後につきまして、先ほども申し上げましたとおり、今回いろんなメニューが出てまいりましたので、今後のこういう地域づくりにおきます手法というのをどうしていけばいいのか、今後の反省材料にしながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、議案第73号から議案第85号までの13件について質疑はありませんか。

○16番（池満 渉君）

1点でございますが、介護保険の会計、それから国税の国保の会計にもつながることでございますけれども、介護で880万円、国保で380万円、介護従事者の処遇改善臨時交付金というのがございます。もちろん介護職の低賃金ということが問題になってのことだろうというふうに推察をいたしますが、このことはいわゆるその職につく人たちの給与をすぐ上げるとかなんとかということに今回の補正でつながるんでしょうか。それとも、介護職の待遇改善という意味でいけば、今後この趣旨をどのように生かしていけるのか。そのことを1点だけお伺いいたします。

○介護保険課長（満留雅彦君）

介護保険の場合でございますが、全国的に3%の給付費のアップということで示されております。

この3%につきましては介護の認定を受けていらっしゃる方がサービスを受ける、そのサービス料が既に3%アップということになってまいります。その3%に当然介護保険料と負担割合で支払い増が出てまいります。その部分に充てるために処遇改善臨時特例交付

金ということで国のほうから基金を交付されているわけですが、サービス給付費が3%アップということで、直接賃金アップにつながっているかどうかというのは、今のところそういう状態ではないんじゃないかというふうに私どものほうは考えているところでございます。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○4番（出水賢太郎君）

4番。議案第82号介護保険特別会計について伺います。

説明資料の71ページです。5款1項1目の13節です。委託料の中でこの一般高齢者施策事業の委託料の組み替えということで400万円が減額され、その下のほうの2目13節の一般高齢者介護予防教室の委託、各地区公民館での実施ということで400万円組み替えがされております。この400万円を組み替えをした理由ですね、これがどういった理由なのか。

また、2点目として、地区公民館で実施をされますが、地区公民館でありますとなかなか遠いところもありまして、出席率というか参加がふえないんじゃないかという懸念もされるわけですが、その辺の懸念についてどういうふうに考えられているのか、見解を伺います。

○介護保険課長（満留雅彦君）

説明資料の71ページの5款1項1目の13節委託料でございますが、この目的としては介護予防の特定高齢者の施策事業ということで、特定高齢者というのを限定してあります。特定高齢者の方とは介護の認定を受ける前の方で、体が若干弱っていらっしゃる方というような認識をしております。

昨年度の実績が、その特定高齢者につつま

しては基本検診時にチェックリストというのを書いてもらいまして、20項目中10項目該当した方につきまして、またさらに医師の診察を受けてもらって特定高齢者として認定してるわけでございます。

昨年がその特定高齢者の方が134人いらっしゃいまして、そのうちでまた我々が実施しますこの通所の事業、教室でございますが、それは本人のご希望によりまして参加いただいているということでございます。これにつきまして伊集院・東市来を1会場、それから日吉・吹上で1会場という、2会場で特定高齢者の教室を実施しておりましたが、参加者のその134人中38人の方が参加していただいている結果でございました。

それを受けまして今年度はもう少し人数を、参加者をふやそうということで民生委員の方々にご苦勞を願いましてそれぞれ掘り起こしをしました結果、昨年からしますと8人程度が希望されてるということでありました。350人リストアップしまして、それぞれ350人訪問しましてお伺いしたところが8人の出席ということでございまして、当初の計画でこれを2会場ワンクール、3カ月のワンクールをツークール、2期間におきまして実施しようということで考えておりましたが、それが人数の参加者が見込めないということで、昨年並みのワンクール3カ月に減額するものでございます。

また改めまして、今度は高齢者の一般高齢者施策事業ということで新たに介護予防教室を設けております。この介護予防、一般高齢者の施策事業につきましては介護保険事業の補助事業で行っているわけですが、これにつきましては介護予防啓発事業としまして指導者の育成というのが目的の補助事業でございます。通常のだれでも参加できるという部分、結果的にはそう願いますわけですが、名目上だれでも参加できるというのは元

気な市民づくり運動と通常の事業で行っていくということでございます。

その地区公民館単位で実施するわけですが、集まりにくいというようなことがございますが、今後実施に当たりまして検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は各常任委員会に分割付託します。議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号及び議案第84号は文教厚生常任委員会に付託します。議案76号、議案第77号及び議案第85号は産業建設常任委員会に付託します。議案第78号及び議案第79号は総務企画常任委員会に付託します。

△日程第31 認定第1号平成20年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

△日程第32 認定第2号平成21年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第33 認定第3号平成20年度
日置市老人保健医療特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第34 認定第4号平成20年度
日置市特別養護老人ホーム
事業特別会計歳入歳出
決算認定について

- △日程第 3 5 認定第 5 号平成 2 0 年度
日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 3 6 認定第 6 号平成 2 0 年度
日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 3 7 認定第 7 号平成 2 0 年度
日置市国民宿舍事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 3 8 認定第 8 号平成 2 0 年度
日置市国民保養センター
及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 3 9 認定第 9 号平成 2 0 年度
日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- △日程第 4 0 認定第 1 0 号平成 2 0 年
度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 4 1 認定第 1 1 号平成 2 0 年
度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定
について
- △日程第 4 2 認定第 1 2 号平成 2 0 年
度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について
- △日程第 4 3 認定第 1 3 号平成 2 0 年
度日置市介護保険特別会計決算認定について
- △日程第 4 4 認定第 1 4 号平成 2 0 年
度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について

- △日程第 4 5 認定第 1 5 号平成 2 0 年
度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定につい
て
- △日程第 4 6 認定第 1 6 号平成 2 0 年
度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定に
ついて
- △日程第 4 7 認定第 1 7 号平成 2 0 年
度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第 3 1、認定第 1 号平成 2 0 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 4 7、認定第 1 7 号平成 2 0 年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの 1 7 件を一括議題とします。

ここで議事の進め方についてお諮りします。市長から提案理由の説明を受け、各認定議案に対する質疑は 9 月 3 0 日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。そのように進めてまいります。

1 7 件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

認定第 1 号から認定第 1 5 号までは、平成 2 0 年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果調書及び地方自治法施行令第 1 6 6 条第 2 項に規定する書類をつけ

て、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、平成20年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算額は、歳入総額231億9,258万6,000円、歳出総額226億8,634万8,000円で、歳入歳出の差引額は5億623万8,000円となりました。

歳入では、市税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源が60億7,992万9,000円で、歳入総額に占める割合は26.2%で、残りの73.8%の171億1,265万8,000円は依存財源であり、国・県に対する依存度が高い財政構造となっています。

このような状況の中で、国における平成20年度の地方財政計画や景気の動向を考慮した上で徹底した行財政改革に取り組み人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり歳出額の抑制を図り、財政健全化に向けた取り組みを進めるとともに、産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保、住民福祉の向上、教育の振興など積極的に国・県の補助事業を導入し、各種施策の実施に取り組んでまいりました。

歳出では、目的別に主なものでは、歳出全体の22.0%を占める民生費が49億8,728万8,000円、次に公債費が17.3%で39億1,433万円、土木費が14.9%で33億8,760万5,000円、衛生費が13%で29億4,390万2,000円、教育費が11.8%で26億6,908万6,000円などとなっています。

性質別では、義務的経費が51.1%、投資的経費が20.2%、その他の経費が28.7%となっています。

人件費については、職員管理適正化計画により退職者の不補充等による職員数の削減を実施し、2,977万5,000円減となりま

した。

扶助費については、生活保護費や保育所措置費、乳幼児医療費等の助成制度の実施により、1億3,590万2,000円増となりました。

公債費については、前年度に引き続き7,049万5,000円の公的資金補償金免除制度の繰り上げ償還を行ったことにより1,385万9,000円の利子相当分の軽減措置を受けることができ、前年度の公債費総額に比べて1億4,026万5,000円の減となりました。

普通建設事業については、まちづくり交付金事業の事業完了、農業農村整備事業費の減などにより7億3,994万2,000円の減となりました。

そのほかの経費については、南薩衛生処理組合火葬場建設負担金や、水道事業負担金の増、財政調整基金や施設整備基金、地域づくり振興基金などの積立金の増により5億5,608万9,000円の増となりました。

また、市債残高については、平成20年度末では339億円、人口1人当たりの額に換算すると65万円で、類似団体の42万円を上回っているところでありますが、平成19年度末と比較して9億円の市債を減少させており、公債費の抑制に努めているところであります。

今後も引き続き、行政改革集中プランに基づき徹底した行財政改革を推進し、税収入等の自主財源の確保に努めるなど、歳入に見合う財政構造の転換を図りながら、費用対効果を念頭に置き、将来に向けての持続可能な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、平成21年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額で66億578万3,000円、歳出総額62億7,092万4,000円で、

歳入歳出差引額は、3億3,485万9,000円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金17億6,287万5,000円、前期高齢者交付金16億2,228万8,000円、国民健康保険税10億4,130万円、共同事業交付金9億2,806万9,000円、療養給付費交付金3億9,116万5,000円、繰入金3億7,553万1,000円、県支出金2億7,208万5,000円、繰越金が1億9,845万円となっています。

歳出の主なものでは、保険給付費43億9,561万円、共同事業拠出金8億1,863万3,000円、後期高齢者支援金等5億3,507万8,000円、介護納付金2億3,415万円、老人保健拠出金が1億8,765万円となっています。

医療費は年々増加傾向にありますが、医療費の適正化及び国民健康保険事業の安定化を図るため、各種検診、健康教室の疾病予防とレセプト点検などを実施し、適切な医療機関への受診に関する指導及び国保制度に関する広報を行い、医療費の抑制に努めました。

次に、認定第3号は、平成20年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額8億1,604万4,000円、歳出総額8億1,604万4,000円で、歳入歳出は同額となりました。

歳入の主なものは、支払い基金交付金3億9,387万1,000円、国庫支出金2億6,431万1,000円、一般会計繰入金8,947万5,000円、県支出金が6,407万9,000円となっています。

歳出の主なものでは、医療諸費7億3,194万2,000円、諸支出金が8,279万3,000円となっています。

次に、認定第4号は、平成20年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決

算認定についてであります。

歳入総額3億1,997万1,000円、歳出総額2億9,857万5,000円で、歳入歳出差引額は、2,139万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、施設介護給付費収入2億8,194万6,000円、短期入所生活介護給付費収入1,141万1,000円、繰越金が2,595万8,000円となっています。

歳出の主なものは、施設管理費で2億2,244万円、介護サービス事業費4,069万5,000円、基金積立金3,314万9,000円などとなっています。

次に、認定第5号は、平成20年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額7億1,907万7,000円、歳出総額6億8,593万4,000円で、歳入歳出差引額は、3,314万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業債2億8,350万円、使用料及び手数料2億581万5,000円、繰入金1億8,335万7,000円、分担金及び負担金1,658万3,000円、国庫補助金1,350万円、繰越金が1,539万6,000円となっています。

歳出の主なものは、公債費4億2,461万円、総務費1億7,590万5,000円、事業費で工事請負費など8,541万7,000円となっています。

次に、認定第6号は、平成20年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額4,071万2,000円、歳出総額3,927万7,000円で、歳入歳出差引額は、143万5,000円となりました。

歳入の主なものは、繰入金で2,749万3,000円、使用料及び手数料が1,198万

9,000円などとなっています。

歳出では、公債費の3,246万2,000円、一般管理費が681万5,000円となっています。

次に、認定第7号は、平成20年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

まず、平成20年度の利用状況は、宿泊人員1万6,188人、休憩人員2万6,980人の合わせて4万3,168人の利用となり、前年比宿泊421人の減、休憩3万1,366人減の合計3万1,787人利用者減になりました。利用減となった原因といたしましては、世界的な金融不安に伴う経済悪化によるレジャー産業の不振など、厳しい社会情勢が原因と考えます。

決算額は、歳入で2億4,085万3,000円、歳出では2億3,686万3,000円になり、歳入歳出差し引き399万円となりました。

歳入の主なものは、事業収入2億3,478万6,000円で歳入全体の97.5%を占めております。

歳出では、経営費として2億3,686万3,000円で、主な支出の項目といたしましては、人件費、需用費及び原材料費などとなっています。また、国民宿舎事業基金へ500万円の積み立てを行いました。

次に、認定第8号は、平成20年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

江口浜荘につきましては、地方自治法に基づく指定管理者として平成18年9月から株式会社イシタケを指定し、民間の能力を活用することにより、効率的な管理・運営とサービス向上に努めてまいりました。

決算額は、歳入総額941万6,000円、歳出総額895万9,000円で、歳入歳出差引額は、45万7,000円となりました。

歳入では、繰入金517万6,000円、前年度繰越金で421万2,000円となっています。

歳出では、工事請負費541万8,000円、施設維持修繕費242万7,000円、備品購入費77万3,000円などとなっています。

次に、認定第9号は、平成20年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額780万6,000円、歳出総額459万6,000円で、歳入歳出差引額は、321万円となりました。

歳入では、温泉使用料378万4,000円、基金利子6万9,000円、一般会計繰入金145万2,000円、前年度繰越金249万4,000円、預金利子5,000円となっています。

歳出の主なものは、温泉給湯事業費で需用費の光熱水費、施設維持修繕料、基金積立金など459万6,000円となっています。

次に、認定第10号は、平成20年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額290万円、歳出総額209万2,000円で、歳入歳出差引額は、80万8,000円となりました。

歳入の主なものは、指定管理者納付金117万4,000円、前年度繰越金165万4,000円となっています。

歳出では、公衆浴場費で、施設維持修繕料、基金積立金など209万2,000円となっています。

次に、認定第11号は、平成20年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額61万8,000円、歳出総額52万5,000円で、歳入歳出差引額は、9万3,000円となりました。

歳入の主なものは、使用料36万9,000円、繰越金が24万8,000円となっています。

歳出の主なものは、飲料水供給施設管理費で需用費の光熱水費など27万9,000円、役務費の水質検査手数料16万3,000円などとなっています。

次に、認定第12号は、平成20年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額501万3,000円、歳出総額500万8,000円で、歳入歳出差引額は5,000円となりました。

歳入では、貸付金元利収入461万7,000円、繰越金が39万4,000円となっています。

歳出では、公債費500万8,000円となっています。

次に、認定第13号は、平成20年度日置市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額42億7,090万3,000円、歳出総額41億7,081万2,000円で、歳入歳出差引額は、1億9万1,000円となりました。

歳入の主なものは、支払い基金交付金で12億3,483万4,000円、国庫支出金で11億3,175万9,000円、介護保険料で6億1,709万3,000円、県支出金で5億9,827万1,000円、繰入金で5億9,203万1,000円、繰越金で9,543万5,000円となっています。

歳出の主なものは、保険給付費39億2,048万9,000円、総務費で7,402万円、基金積立金で6,842万円、諸支出金が6,204万9,000円、地域支援事業費が4,150万3,000円などとなっています。

次に、認定第14号は、平成20年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

についてであります。

歳入総額5億5,404万9,000円、歳出総額5億5,251万4,000円で、歳入歳出差引額は153万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料で3億6,590万9,000円、一般会計繰入金で1億8,575万6,000円などとなっています。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域圏連合納付金で5億4,676万8,000円、保険事業費で437万6,000円、総務費で117万7,000円などとなっています。

次に、認定第15号は、平成20年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,111万8,000円、歳出総額3,111万7,000円、歳入歳出差引額は1,000円となりました。

歳入の主なものは、市債で3,110万円となっています。

歳出の主なものは、施設整備費、委託料で1,764万円、工事請負費で1,338万7,000円となっています。

次に、認定第16号は、平成20年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額2億9,542万8,000円、支出総額3億4,304万7,000円で収入支出差し引き4,761万9,000円の経常損失となりました。

収入は、入院・外来収益を主とした医業収

益2億7,116万6,000円、他会計補助金などの医業外収益に426万1,000円となっています。

支出は、職員給与費や材料費・経費・減価償却費など医業費用が3億4,277万6,000円と企業債支払い利息などの医業外費用が27万1,000円であります。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額が9万9,000円で負担金などあります。支出総額は14万9,000円で企業債償還金であります。資本的収入が資本的支出に対して不足する額4万9,000円は、過年度損益勘定留保資金から補てんしました。

次に、認定第17号は、平成20年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支については、料金改定による水道料金の増収を見込んだものの、節水型電気洗濯機の普及や自家水の利用増等のため使用水量の減少があり、水道料金は973万円の増にとどまりました。

全体では、水道事業収益7億1,915万7,000円、水道事業費用6億8,863万7,000円で3,052万円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額は1億4,808万4,000円、支出額は4億6,473万3,000円、差し引き不足額3億1,664万9,000円は、引き継ぎ金3,264万円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から563万8,000円、過年度分損益勘定留保資金から2億7,837万1,000円補てんしました。

以上17件、ご審議をよろしく願いいたします。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は終了しました。9月16日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時34分散会

第 2 号 (9 月 1 6 日)

本会議（9月16日）（水曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	選挙管理委員会事務局長兼総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君
農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君

教育総務課長 山之内 修 君
社会教育課長 馬 場 静 雄 君
会 計 管 理 者 朴 木 義 行 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

学校教育課長 肥 田 正 和 君
市民スポーツ課長 芝 原 八 郎 君
監査委員事務局長 石 塚 澄 幸 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、7番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔7番坂口洋之君登壇〕

○7番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。6月議会では一般質問が最後でありました。今回は一番最初ということで、続けて質問をさせていただきます。

政権交代が実現し、長い自民党第一党時代から、今回の総選挙において民主党が308議席をとり、政権が誕生しようとしております。国民が何を望み、何を実現してくれるかという責任のある内閣を期待したいと思っております。

私は、社民党の市議会議員として、市民の命、暮らし、生活、雇用を守る立場から質問をいたします。

通告に従いまして3点についてお伺いいたします。

1点目について質問いたします。

昨年のリーマン社の倒産を皮切りに、世界的な低迷と円安に日本経済は大変厳しい経済状況となりました。鹿児島県の7月の有効求人倍率も0.35倍と、先の見えない状況で、県内希望の高校生の就職も0.5倍程度と希望が見えない状況になっております。

国は、この厳しい経済状況の中、介護に従事する職員の待遇改善に向けて今取り組んでおります。4月より介護報酬が3%上乘せられ、マスコミなどでは2万円程度の賃金の引

き上げになるのではないかという報道がありました。しかし、実際はこれまで二度の介護報酬4.7%の引き上げにより3%程度の引き上げでは、職員の待遇改善につながっていないという現状でございます。

多くの国民は、介護の必要性、介護福祉士の処遇改善は重要であると感じつつも、雇用が厳しい現実がありながらも、全国的には将来の超高齢化社会に向けても、まだまだ介護の分野の人材不足は否めません。この待遇改善は、国の介護報酬自体を上げなければ解決にはつながらないと考えております。直接日置市自身で解決できる問題ではありませんが、日置市の介護の現場で働く市民も多く、何とか希望の持てる職場にしてほしいという介護労働者の願いを聞いてほしいという観点から、今回質問をいたしました。

1つ目は、市内高齢者介護施設で働く職員は現在何名で、職員の充足率は十分であるのかお尋ねいたします。

2つ目に、人手、人材不足を指摘されております。事業所からどのような意見、要望が出されているのか。また、その要因をどのように考えているのかお尋ねいたします。

3つ目に、厚生労働省の経営実態調査では、介護労働者の収支悪化が指摘されております。実態はどうであるのですか。

4つ目に、きょうにも誕生いたします民主党を中心とした連立政権では、福祉政策についてはこれまでの高齢者福祉から、さらに少子化対策の充実に向けていくことが予想されます。そのことの見解についてお尋ねをいたします。

2点目でございます。平成の合併により自治体数が3,300から1,700程度まで減少いたしました。本市も合併から80人を超える職員が退職し、職員定数も年々減少しております。行政改革プランが作成され、課、係の統廃合などが進み、職員定数も削減され

ておりますが、事務事業のあり方について、以下の点を質問いたします。

合併後、さまざまな改革と国の集中プランで職員の削減が図られているが、職員の定数と配置の問題はないのか。

2つ目は、職員不足などで事務量が多く、休日出勤や残業が恒常化しているところはないのか。

3つ目は、職員の業務量調査をし、今後の組織機構の見直しを図るのに必要があると思うが、お尋ねいたします。

3点目でございます。佐賀県で始まった障害者専用駐車場の一般車両を規制するパーキングパーミット制度が11月から鹿児島県でスタートします。日置市でも、インターネットの日置市掲示板においても、お知らせがありました。この制度の本市の取り組みの考え方についてお尋ねいたします。

1つ目は、障害を持ち、自動車税の軽減等をされている車両数は何台程度か。

2つ目は、市民への啓発をどのように考えているのか。

3つ目は、本市の公共施設の障害者専用についての制度導入をどのように考えているのか。

以上、3点について質問いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の高齢介護の現場は人手不足と言われているが、本市の現状についてというご質問で、その1でございます。

市内の介護施設である特別養護老人ホームは5カ所で、利用定員は280人でございます。職員数は、医師、看護師、介護士等で185人となっています。老人保健施設は3カ所で、利用定員が220人で、職員は153人でございます。介護療養型医療施設は1カ所で、利用定員が60で、職員数が49。グループホームは11カ所で利用定員

が180人、職員数は175人。最後に、特定施設入所者介護施設は1カ所で定員100人、職員が40人となっております。

介護保険関係施設は認可及び指定を受けている中では、利用者定数に見合った国で定める職種ごとの職員を配置しなければならないということになっておりまして、市内の各施設においては、現在のところ常に100%以上の充足率をしているというふうに認識しております。

2番目でございます。介護関係施設及び居宅の各種サービスは、県の許認可業務であり、グループホーム等の地域密着サービス事業は市の許認可でございます。介護保険制度はご承知のとおり、法律及び国の基準等に基づいて運営されるものであります。介護報酬単価が低く抑えられている現状から、給与の改善もなかなか厳しく、人員の確保に苦慮しているところでございます。

特に、施設等々の要望におきましても、やはりこの短期間で職員等がかわられるという、そういういろんなご意見等はいただいております。

3番目でございます。昨年10月に行われました厚生労働省の介護事業経営実態調査の結果では、前回の平成17年の調査と比較いたしまして、人件費の伸び等を背景に支出が増加傾向にあり、そのため収支差率が低下している現状でございます。人件費の影響で、地域別では、東京都など都市部は人件費が高く、規模別では、小規模の事業ほど人件費率が高いことなどから、それぞれ収支差率が低い状況にあると分析されています。

市内の事業所に経営実態をアンケート調査したところ、事業所の回答は以前と変わらない状況ということでございました。

4番目でございます。現在の少子化対策は、少子社会対策大綱に基づき、国の子ども・子育て応援プランや次世代育成支援対策推進法

に基づき、地方自治体の子育て支援計画により推進されているところをごさいますて、少子化対策予算は、現在では重点的に配分されております。

民主党のマニフェストに、出産一時金の上限額の引き上げや子ども手当の創設などが盛り込まれており、少子化対策を充実させる傾向はあるというふうに認識しております。高齢者福祉においても、後期高齢者医療制度や年金制度の見直し等も検討しておりますので、今後民主党におきます社会保障制度におきます期待をしているところをごさいます。

2番目の行政改革の進む中で組織の統廃合・再編計画による事務事業のあり方についてというご質問でございます。

その1でございます。職員の定数と配置につきましては、5年間で職員数を80人削減するというところをごさいますて、行財政改革と住民・民間との協働による効率性と透明性の高い行政体づくりを理念にやっております。16年度末の退職者から本年度の新規採用者職員を含めまして85人の削減を行っております。

今後におきましても、定期的に各課の事務ヒアリングを行いながら、さらなる行革の推進と効率的な組織づくりを目指して、市民の方々に最大限のサービスが提供できるよう努めていきたいと思っております。

2番目でございます。休日出勤や残業の恒常化につきましてというご質問でございます。年間を通じて恒常化している部署はございませんが、時期的には業務が集中して一時的に休日出勤や残業がしている部署もあるようございます。

3番目でございます。組織の統合・再編につきましては、今後発生する定年退職者の推移を見きわめた上で、市民サービスの低下を招かないよう対応が必要とされております。

このようなことから、平成19年度に職員

の職務時間調査をもとに、事務分掌見直しヒアリングを実施して、その結果を現在の組織に反映しております。

3番目でございます。鹿児島県でも11月から始まるパーキングパーミット制度でございますが、これについて本市の取り組みというご質問で、その1でございます。

平成21年度の軽自動車の減免は、軽貨物が72台、軽乗用車が176、あわせて248台となっております。また、県税であります普通自動車は平成20年度の調べでございますが、日置市では599台が減免されておまして、市・県あわせて日置市内の自動車847台が減免されております。

鹿児島県の身障者用駐車場利用証制度、いわゆるパーキングパーミット制度は、鹿児島県が身障者用駐車場を保有する企業等と個々に協定を結んで、理解と協力をいただく制度であり、今年度の11月1日から開始することとしております。

本市といたしましても、開始までの間、利用者の混乱を招かぬよう、本庁福祉課、地域包括支援センターを初め、各支所市民課等の窓口パンフレットを置き、さらにはお知らせ版や広報紙等により周知を図っていききたいと思っております。現在、お知らせ版では、8月28日分で発行し、広報ひおきでは9月号で掲載する予定でございます。

3番目でございます。パーキングパーミット制度は、ご承知のとおり、障害者の方や高齢者の方、妊産婦など、歩行が困難と認められる方に対して利用証を交付することで、必要な方々に対して駐車スペースの確保を図る制度でございます。

障害者に限って申し上げますと、本市の障害者を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者は、平成21年3月31日現在で合計3,798人おまして、平成18年度に策定しました障害者計画

及び障害者福祉計画の中で推計した平成20年度の障害者数は3,390人よりも12%増加して大幅な伸びをしております。

こうしたことを考えますと、障害者を有する方や介護を有する高齢者の方々が増加する中で、市といたしましても、こういった制度を利用することで、だれもが住みやすいまちづくりのために必要な制度であると考えており、障害者用の駐車場を有する公共施設の管理者として、関係するすべての公共施設について利用できるよう対策を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

事務作業のあり方について、休日勤務や残業が恒常化しているところはないかということでございますが、ご指摘のように、職員不足等で休日勤務や残業が恒常化しているということはないと考えております。ただ、年度初めや年度末の重要な調査等やインフルエンザ対応等、時期に応じた事務や緊急に対応しなければならない問題等がある場合は、当然事務量が通常より多くなることもございます。そのような場合には、課内で事務を分担したり、課を超えて協力を依頼し、担当する人員をふやしたりすることで対応してきております。

今後も、事務作業の効率化を図ることで、休日勤務や残業が恒常化しないように努めてまいりたいと考えております。

○7番（坂口洋之君）

市長と教育長に答弁をいただきましたので、答弁に従って再質問をしてみたいと思います。

きょうは本当に多くの傍聴者が来られております。介護というのは、これから本当に重要であります。今全国で約100万人近い方が介護の現場で働いております。2025年

には、高齢化率のピークに向かひまして、今より30万人近い人材を確保しなければならぬと言われております。しかし、全国的な状況、特に景気が低迷していながらも、若い人材が介護の分野になかなか入っていないという現状がございます。

鹿児島県の場合は、雇用が大変厳しく、介護の現場は総体的に見ると、人材的には全国的に見ると足りているのかもしれませんが、しかし、この介護の人材不足というのは、これから大変重要です。介護保険が始まりまして約10年がたちました。当時、多くの若者がこれから介護の分野に期待をするということで、たくさん施設に入られます。しかし、多くの方がかなりやめているという、そういった現状もあります。また、鹿児島県内の介護の専門学校の入学状況を見ましても、非常に定員に対して定員が足りないという現状もありますし、また最近では、鹿児島県内の介護施設の専門学校に入りましても、県外の介護施設が待遇がいいということで、そちらのほうに、県外に流出しているという、そういった現状があります。

そういった観点から、市長に介護の今の現状について今から質問してみたいと思います。介護保険が始まりまして、約10年がたちました。ドイツの保険制度を活用し、住宅でサービスを充実させる目的であり、そこまでニーズがないという予測でありましたが、実際は施設型の需要が大変高く、給付が追いついていない状況であります。また、介護保険設立当初は、コムスンなどの民間の業者が数多く参入しましたが、その中でも一部では廃業に追い込まれたようなケースがあります。

今の介護保険制度について、市長自身、何が課題であり、市民からどんな声があったのかお尋ねいたします。また、今の介護保険制度、今後どのように改善していきたいかと、改善していくべきだという考え方をお聞かせ

願いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、介護保険、約10年経過したわけでございます。その間、幾多の改定等もあり、またそれぞれのニーズに合う改定もあったようでございますけど、今ご指摘ございましたとおり、この介護の職員の皆様方におきまして、大変大きな課題として賃金が低賃金であったりして、この充足といえますか、定着といえますか、そういうものが図られてない部分も多々あるようでございます。今後やはりこの介護保険制度につきましては、今からまだ多くの方が利用する制度であるというふうに認識しております。

そのような状況の中で、特に介護保険料の料金の問題を含めまして、報酬、ここあたりの状況が、今後やはりこの介護報酬につきましては、大変今からも大きな費用を出費しなければならないということございまして、まだ負担ということで介護保険料をいただいておりますけど、この負担につきましても、ある程度限度であるという私は認識をしております。そういう制度の中におきましては、国・県市の負担ということがありますので、どうしても国のほうの負担率というのを多くしていかなければ、やはり市町村におきますしわ寄せも大変大きなものとなっているというふうに思っておりますので、今の請求も含めまして国のほうに負担率の改定ということが一番大きな課題であるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど充足率については十分だということ述べられたわけなんですけれども、施設によっても職員が長く定着する施設もあります。その一方で、職員がなかなか定着しないような施設もあると思います。定着する施設は、しっかり施設自体が人材を育成して、より技

能が上がる反面、定着しない施設においては職員が常に入れかわり、残った職員がまた新しい職員を指導するという、そういった負担まで出てきているそうでございます。

特に職員が入れかわる施設などでは、ミスや、また転倒事故なども幾つかあるという、そういったことを私も聞いておりますけれども、そういった職員の入れかわるような施設において、利用者にとって問題があったようなケースはなかったのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この10年間の中で介護施設の新規といえますか、そういう新しくできる施設が多くあり、また職員にとっても新しい施設等へ行くといえますか、そういうところに行っている関係の中で、そこにもとの施設等に不足が起こっているということもあるようでございます。

最近、この施設の増床ですか、そういうものも若干抑えられておりましたので、前ほどそのような介護職員の異動というのは少ないというふうにお伺いしております。ご指摘ございましたとおり、異動することにおいて、やはり入所者の方々に対しますサービスといえますか、そういうのは若干低下するということがあるというふうに思っております。今後におきましては職員の定着率といえますか、充足率とは別に、この定着率、やはりこれが必要であるというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

介護で働いている方々の声を聞きますと、やはり一生懸命頑張って施設で長く働きたいと思う反面、なかなか賃金が上がらないと。特に男性の場合は、結婚したら生活が大変ですから、場合によっては転職せざるを得ないという、そういった状況もあるのが事実でございます。

全国の勤労者の平均月収が32万円と言われております。そして、全国の介護労働者の

平均月収が22万円と言われております。鹿児島はまだ若干低いと思われまじけれども、鹿児島県内の全産業における平均額と比較して、日置市内の介護労働者の賃金というのはどうなのか。施設によって賃金というのは多少変わるかもしれませんが、総体的にどうなのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この介護に従事する賃金体系でございますけど、基本的には報酬といいますか、給付の関係の中で大きく左右される。それぞれ法人におきましても、経営ございますので、報酬単価が上がっていかねば給与にも回ってこないという状況でございますので、私もお聞きしているのは二十二、三万円程度ということをお聞きしております。

そういう中におきまして、今後この人件費率を上げていけばいくほど、今度は逆に経営が大変苦しくなる。この中におきまして、正規職員と非正規職員、このバランスをどうして法人として経営していくのか、ここあたりが経営としての大きな手腕に問われるというふうに感じておりますので、この賃金におきましては、先ほど申し上げましたとおり、報酬が上がっていかねば大変大きな課題があるというふうに思っています。

○7番（坂口洋之君）

介護報酬が上がらなければ施設自体に入ってお金もありませんので、当然職員に対する処遇が難しいということをお尋ねしております。

4月から介護報酬が3%上がりましたが、現実的には先ほど述べたとおり4.7%の引き下げがあり、1回下げたからといって、職員の給料をそのままにしていたけれども、3%上がったぐらいでは直接的には施設自体の介護の収入には大きくプラスになっていないという現状でございます。

国が10月より、この4月からの3%分の引き上げについて検証作業を行うようござ

います、どこがどのような形で検証をするのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

賃金体系の検証ということで、今回も介護職員処遇改善交付金事業というのが国の補正の中で創設されまして、介護職1人当たり1万5,000円が交付されるというふうにお聞きしております。このことにつきましては、それぞれの事業者が県のほうに申請していくわけでございます。

今後におきましても、それぞれ職種といいますか、介護士等、これいろいろ職種がありますので、職種の中でもいろいろ賃金体系というのは変わっておるといふふうに思っておりますので、こういうものを実態調査等いろんなことをしていかれるというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

先ほど述べたとおり、10月から介護職員処遇改善交付金の制度の申請がスタートいたします。これまでの介護報酬から人件費に行きわたるような制度であると国は言っておりますが、実際問題点も多いと聞いております。市として介護労働者の待遇改善につながるとお尋ねいたしますか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほど若干申し上げましたとおり、この事業におきましては、介護職だけということでございます、看護師さんとか医師とか、いろんな給食いろいろありますけど、そういう方々には改善されないということでございます。

そういうことで、それぞれの法人におきましてそれぞれのバランスといいますか、その職種によって金額の差異があるということでございます、そういうことで経営的また人為的な配置におきまして大変苦慮するというふうには思っております。一概に介護士だけ上げていいのかどうか。一緒にみんなで働いて

いる中におきまして、それぞれを上げていかなければならない。そうすることにおいて、介護士を上げてほかの人も上げていけば、本当に経営的にさっきも言いましたように、苦しい形になるということは見込めますので、そこあたりを法人としての確に判断をしていかなきゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

私もこのことについて日置市内の施設に行っているんな話を聞いてまいりました。多くの施設が職員に対して処遇を改善したいという、そういった気持ちはたくさんあるそうです。しかし、現実的には非常に厳しいということです。

4月に介護報酬が上がるのではないかとということで、職員の方も楽しみにしていたようでございます。しかし実際は、基本給以外の調整給という形で若干であります但引き上げがあったようでございます。また、10月にも先ほど述べたとおり介護処遇改善基金、介護処遇改善交付金ということで、人件費1人当たりまた1万5,000円上がるのではないかとというマスコミなどの報道によって、本当に施設自体も右往左往しているという、そういった状況でございます。

施設の方に、この介護処遇改善交付金について申請されるのですかと言いましたら、非常に迷っているという、そういった答えが来ました。ほかの施設はどうですかと言われましたら、どこの施設もこのお金をもらうためには相当施設自体が出費をしなければならぬということ、大きな施設はいいが、特に小さな施設になるとますます厳しいということございました。

幾つかその課題について少し述べさせてもらいたいと思います。1つ、職員の賃金を具体的に上げていく計画をつくらなければならない。2つ目、介護福祉士、ケアマネジャー

などのスキルアップする計画をしなければならない。3つ目に、今回は介護の職員だけで、医療や調理師、その他の職員の引き上げの原資まで考えると、経営的に慎重にならざるを得ない。お金をもらうのに、それ相応の事業所として負担をしなければならない。先行きの見えない状況では一時的な改善に投資ができないという、そういった声がありました。さまざまな課題があります。そのような課題を市長として何をすべきかと、このような課題がある中で、市長として何をすべきであると考えていますかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今議員がご指摘ございましたとおり、この事業を導入するに当たっては、大変法人としても熟慮していなければならないと思っております。さっきも言いましたように、それぞれ職種によって、その賃金体系等変わるということは大変難しい状況でありますので、私、それぞれの法人の皆様方もよう話をするわけでございますけど、今回のこのことにつきましては、あちこちの法人が申請を見合わせているのが状況であります。

さきも申し上げましたとおり、この介護報酬のあり方の中におきまして、今21年から23年までの、この第4期が始まっておりますけども、その次の期の中におきましても、やはりさっきも言いましたように、全体的な報酬単価というのを、財源というのをきちっとした確保をした中で報酬を上げていっていかねば、いろんな改善は難しいと。こちらで根本的にこの問題が国として改善をされない以上は、幾らこの中でやっている中におきましては、少々の改善はできますけど、抜本的な改善というのは、国のさっきも言いましたように比率を含めまして、この報酬単価というのを上げていかざるを得ないんじゃないかなと、そのように認識しております。

○7番（坂口洋之君）

人件費を上げるのも当然原資であります。当然また介護報酬の見直し等があるかもしれませんが、やはり自治体の長として、今、国の保険料負担の現行の25%アップを求めていくべきではないかと思っておりますが、その点についてどう考えているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

さっきからいろいろ話をする中におきまして、特に法人におきます経営の中におきまして、特に新規といいますか、新しい10年以内にみんなそれぞれ建築したりしておりますので、こういう減価償却といいますか、そういうもろもろにも大変経営としても私は問われているというふうに感じております。こういうのが施設としても減価償却費等が進んでいけば若干の改善は出てくるというふうには考えております。

今ご指摘のとおり25%、これが妥当なのか適当なのか、若干まだ私のほうも予測はできませんけど、基本的には今後まだまだ高齢化率を含めて利用していく方々多くなりますので、やはり法人におきます経営安定のためには、報酬単価等が上がっていかねば大変難しい経営に陥られるというふうには認識しております。

○7番（坂口洋之君）

日置市も現在市営という形で日吉に青松園を持っていると思います。その職員も現在、介護員が30名近くおまして、そのうち正規職員が7名、それ以外の23名がパート、非正規労働者だと思っております。

そういった中で、今回の介護報酬の3%アップによって、施設自体は約450万円近い増収があったと思われましても、私もこれまで非正規労働者の待遇改善について質問をしてきたわけでありまして、この特に非正規労働者と言われる介護員の待遇改善をやはり今回認めていくべきだと私は考えておりま

すが、非正規の職員の待遇改善について、今後どのように考えているのか、また研修などの充実をもっと図るべきではないかと思っておりますが、この点についてお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

市におきましても、公立として青松園がございます。この中におきまして、特にこの四、五年を含めまして、経営的なことを考えていけば、正規職員、非正規ということで、非正規の割合が大分多くなっております。それぐらいしていかなければ、経営的に大変いろいろと難しくなってくる。また青松園におきましても、やはり施設等の老朽化、修繕費、いろいろもろもろがかかってくる。人件費というのは、議員がおっしゃいますとおり、上げていかなければならないというのはわかっておりますけれども、やはりそこにしております環境といいますか、そういうものの改善を老朽化してくればやらなきゃならないというふうに思っております。今回の報酬におきまして500万円程度の増収はなっておりますけど、ここあたりも含めてやはり今後の非正規の職員の皆様方の待遇というのも若干はしなきゃならないという認識は持っております。

○7番（坂口洋之君）

日置市の青松園も10年前はかなりの数の正規職員がいました。しかし、いつの間にか正規職員も7名ということで、施設自体の人件費は相当削減されたと思います。当然ながら、限られた予算の中で非正規の介護職員の処遇改善というのは、私もこれまでずっと市長には伝えておりますけれども、やはり待遇のことについて、今後ともしっかり改善に向けて努力していただきたいと思っております。

次の質問に入ります。行政改革のことについてお尋ねいたします。

まさに今、社会全体が人員削減、どこの会社も人員削減ということで、新聞を見ますと、きょうの新聞も日本航空が6,800人も人員削減ということで、社会全体が人減らしという、そういった状況がございます。当然さまざまな安全性を含めた弊害もあります。そういう観点で質問をいたします。

市長は、市民や職員は市の財産であると言われております。組織を生かすも殺すも、トップである市長は、組織全体の士気を高め、やる気と喚起を高めることが大変重要だと感じてあります。合併後、職員間のコミュニケーションを深めるため、人事地方公務員法第42条、地方公共団体が民間企業と同様、雇用主として福利厚生事業をしなければならないという、そういった項目があります。具体的に職員のコミュニケーションを深めるため、どのような施策をされているのか。また、その強化をどのように考えているのか。管理職とその他の職員のコミュニケーションのとり方、具体的な事例、その効果をどのように評価しているのかお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に職場の雰囲気といいますか、やはり働くには雰囲気がよくなければならない。そういう中におきまして、そこはそれぞれの職場、またそれぞれの課におきましてミーティングですね、やはり環境、その地域、課におきまず課題解決のためには、課長を含め、みんながそれぞれの意見を出し合える、そういう雰囲気をつくっていかなくちゃならないということで、特に年に1回、それぞれの課におきまず課題提供ということを出していただき、そのことについて、それぞれ各課でこのことに課長を含め係長、皆職員も含めて意見交換をしております。このようなやはりコミュニケーションができる形を絶えず指導していかなくちゃならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

いろんな施策をされているということなんですけれども、その評価についてどういうふうに考えているのか再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この評価という中におきましては、それぞれの課の中におきまして話し合ったことを実践していきますし、先般も環境の中におきまして、みんなが花壇をつくったり、また冷暖房のためにガラス戸のところいろんなキュウリとかニガウリとか、そういうものをして環境美化等もやっております。私はそういう部分について、やはり施設内におきますそれぞれの職員がやっていることについては、大変大きな評価をしております。

○7番（坂口洋之君）

今後ともですね、人がどうしても削減されている中で、やはり職員自体もさまざまな悩み。今も3名の方が休職されているというそういった状況もありますので、市長と管理職の意思疎通、そして管理職と職員の意思疎通について、しっかり取り組んでいただきたいなと思っております。

行政改革が続いております、課の再編が進められております。4月1日からは教育関係や上下水道の課の統合が進められております。平成18年、50課から現在39課に再編されております。市民のほうから見て、サービスの向上が図られたのか。どのような形で、また検証されたのか。課の統合についての考え方をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に、職員を削減をしていくには、管理職のほうを削減せざるを得ない。やはり、この人件比率を含めまして、していかなければならない大きな責務がございます。そういう中におきまして、課は大課になりますけど、仕事をやる職員につきましては、それぞれ事務分掌の中できちっとしてございまして、管理職が大きな職員を抱えるということござい

ますので、なるべく末端といいますか、現場の職員の数は減らさない方向の中で人員削減というのをしていかなければならないというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

課長の数がですね、かなり減りまして、管理職手当については削減の効果があったのかもしれません。ただですね、私、心配されるのは、例えば、日置市内でも合併して数件職員のミスというものが発生し、内容によっては新聞ざたになったと思えますけれども、課長の役割は課の統合によってどうなったのか、課全体の把握に問題点はなかったのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

それぞれ課の職員の把握も少数になれば少数だけ目が届くということはおもうわかっております。ですけど、今は基本的にやはり職員を削減していくにはそういう手法しかないのかなど。いろいろな中で職員のミスもありました。端的な単純なミスなのか、複雑多岐した形のミスなのか、それぞれのミスの中は種類がされていうふうに思っております。それぞれ課長にしても、それぞれ決済をいろいろとる中におきまして、チェック機能、これは多様化した形でするので、そこあたりは課長としてもそういう訓練といいますか、また、お互いにそういう勉強をしていかなければ、今後の削減していく中におきます仕事の事務量といいますか、そういうものも多くなりますので、やはりきちっと気をつけてしていかなきゃならないというふうに思っています。

○7番（坂口洋之君）

次の質問いたします。現在、合併後5年間で職員の定数が目標は80人でありましたが、実際は85名ということで、5名の方が多くやめられております。最近では、管理職を含めて早期退職が非常に目立っているような場

合があります。昨年度も本庁の管理職の方も早期退職でやめられたと思っておりますけども、職員が早期退職する理由について、どのように把握しているのか、どのように考えているのか、全国的な自治体を見ても早期退職者が非常にふえておりますけれども、そのことについて、どういった見解を持たれているのか、また支障はないのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

この合併後、それぞれの職員におきます勸奨といいますが、退職金を含めた勸奨の手当というのもこの5年間でありました。来年の3月まででございます。そういうことも大分影響して、それぞれの仕事、また、それぞれの職員におきます家庭的な事情、そういうもろもろがあった状況の中でですね、この5年間、勸奨でやめられた方が多かったというふうに認識しております。

○7番（坂口洋之君）

やめられる方もさまざまな理由があるかもしれません。今後5年間の退職者の推移というのはどうなのか。また、その補充についてどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

今後におきますですね、ちょっと若干、この手持ち、資料を持ってないんですけど、退職者、今からは、来年の3月までは大変多ございますけど、その以降におきましては、退職者は10人前後であろうというふうに思っております。基本的には退職者と新規採用、この差をどうやっていくのか。基本的には、今後におきましてもやはり職員の数はこの5年間とは違いまして、若干ずつは減らしていかなざるを得ないと私は考えております。そういうことを含めて、退職者と新規採用のこのことについては、組織再編を含めまして、毎年見直しをしていかなきゃならないという

ふうに思っております。

○総務課長（福元 悟君）

お尋ねの今後5年間の退職者の数でございますが、平成21年度が20名、今年度です。来年が14名、23年度が12名、24年度が15名、25年度で13名の74名が予定をいたしております。

○7番（坂口洋之君）

この5年間においてもですね、20名から13名までということで、毎年削減されております。

最近の採用の実態を見ますと、消防士とか、技師とか、また保健師という形で、専門分野の採用が非常に多いと思います。そういった意味でもですね、実際は現場の職員の数というのは、それ以上に減少しているのではないかと思っておりますけれども、今後の採用は状況を見ながら採用するという事なんですけれども、基本的な考え方を再度お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、この5年間の中におきましては消防と保健師のほうを充実させていただきました。特に消防におきましては、定数に足りてなかった部分もございますので、やはり、市民の安心安全を考えていけばですね、この部門はどうしても削減は私は難しいというふうに思っております。ほかの分野につきましては、いろいろと非正規とか、いろんな形の中でできますけど、保健師とか消防、こういうものは正職員を活用していかざるを得ないというふうに思っております。今後におきましても、非正規の方々でお願いできる部分についてはお願いをしていかなければならないというふうに思っています。

○7番（坂口洋之君）

この市役所の実態を見てもですね、ここ最近是非常に非正規の職員の方が多いと思います。行き過ぎた職員削減は課題があると思

ます。そのことについてどう考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

皆さま方も行革を含めましてですね、いろいろ論議をする中におきまして、やはりこの人件費の削減というのは本当に通っていかなくやならないことでございます。その中におきまして、人の育成というのも大事でございますけど、やはり、今まで正職員でしよったのを非正規の方々をお願いして、少しでも人件費を削りながら、それぞれの市民に対するサービス、そういうものを持っていく必要があるというふうに考えております。

○7番（坂口洋之君）

職員の残業等のことについて質問をいたします。労働安全衛生法において、月100時間を超える超過勤務においては、本人が希望すれば医師による面接指導を受けるようになっております。80時間を超える残業があった場合においては、上司が面接指導をして改善に努めなければならないと言われております。これまで本市として該当する職員はいいたのか、それに準ずる職員はいなかったのか、お尋ねいたします。

○総務課長（福元 悟君）

8月の実績で見ますと、先月ですが、80時間を超える職員というのは3名ほどおります。そういった中で、指導的には、議員のほうからおっしゃりますように所属長からの指導ということも含めて、また100時間を超えるようなケースについては、産業医であります医師のほうからの健康上の面接とか、そのような規定もありますので、そういったところで日ごろは、私どものほうとしましては、所属長が結構目を配っていただきながら、係を越えて、そういう時間が過重にならないように指導してもらおうということで、かねがねはお願いをしているところでございます。

○7番（坂口洋之君）

そのことについて、市長は管理長であります課長や部長に対してどのような指導をしたのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に、今課長のほうが話ございましたように8月に二、三名いたということでございますので、特に部長にはそれぞれ課長におきまず面談をし、また事務的な配分ですね。そういうものも十分検討するよう指示をさせていただきました。

○7番（坂口洋之君）

夜遅くですね、職場を回りますと、特に決まった課の職員がですね、帰りが遅いような状況を私も把握しております。私が調査したところによりますと、時期的なものかもしれませんが、財政課のように予算編成や決算時期になると部署のかなりの職員が深夜12時を超えて仕事をしているという、そういった部署もあります。また、福祉や介護、税務、教育委員会など、景気対策で国の補正予算などの今の社会を反映してか、課全体が遅くまで勤務しているような実態もあります。その多くが30代、40代の若手と言われる職員で、体調管理も心配されております。職員が削減され、職員の中には日々の仕事をこなすのが手いっぱいという、そういった声もあります。そういう意味でも、今後の事務量の実態を知るため、実務調査、またタイムカードの職員の帰宅時間などを考慮した形で実態調査を改めてし、来年以降の組織再編に向けて生かしていくべきではないかと思いますが、その点についての考え方をお聞かせ願います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、ご指摘ございましたように、それぞれにタイムカード含めまして実態調査をし、今までもですね、そのようなことを配慮しながら人の配置をやってきておりますので、今後におきましても、そのような状況の中で実態調査をして、次の再編等に生かしてい

たいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

人がですね、人が減る以上は総体的な仕事量を削減しなければなりません。不必要と言われるような会議を検証しながら削減したり、また報告ものが非常に多いということをお聞きしておりますので、その辺が仕事量を削減するような取り組みも考えていくべきではないかと思っておりますけど、そのことについての市長の見解をお尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、不要とかいろいろございますけど、やはりそれぞれ能力のある職員でございますので、そこあたりの時間配分というのはですね、きちっと所属課長含め、それぞれの職員も自分でやらなきゃならないというふうに私は認識しておりますので、今後におきましても、仕事量の配分等は十分配慮した中でやっていきたいというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

今後ですね、職員の定数が少なくなる可能性があります。当然、1人当たりの仕事量が増加する上に、今後は国や県からの権限委譲も出てくる可能性があります。人は減らされますが仕事のニーズはますます高まると思われます。そういう中で今後の行政改革をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的に行革を含めた中で効率的な運営をしていかなきゃならない。仕事量もふえるということはもうこのことは十分認識をしていかなきゃならない。やはり、私はどうしても公務員だけということじゃなく、今この世の中で民間を含めましてですね、大変きつい形の中で、それぞれ私は仕事をしているというふうに考えておりますので、やはり、公務員であるから、そのような形の中で許されるこ

とじゃないと。特に地域を含めまして、民間の方々でも大変厳しい労働力の中で賃金の対価を得ておりますので、そういうこともやはり比較をしながら、自分たちの仕事というのがどういう程度なのか、やはり、それを絶えず認識しながら仕事を進めていくべきだというふうに思っております。

○7番（坂口洋之君）

最後の質問の項目にいたします。パーキングパーミット制度です。市長自身、このことについてご存じだったのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

今回のご指摘あったときにですね、こういう制度があったというふうに認識をさせていただきました。

○7番（坂口洋之君）

私自身もですね、障害者施設に七、八年務めておりましたので、障害を持つ方をあちこち連れて行きまして、障害者専用の駐車場に駐車して、買い物やまた行事を済ませたんですけれども。場所によってはですね、一般の方がとめて、本来利用したい人はとめられないという、そういった状況があります。そういった方はごく一部かもしれませぬけども、そういった方々を抑制するというのがこのねらいでございます。

日置市内もあちこちで障害者用駐車場がございますけれども、かなりの方がですね、特にスーパーなどでは一般の方の駐車も目立ちます。そのことについて、市長、どう思われますか、お尋ねいたします。

○市長（宮路高光君）

特に駐車場におきましては身障者のマーク入りの中でやって、ありますけど、一般の方がとめている光景も見たりいたします。その中におきましてですね、今後こういう駐車場を含めた中におきます、これは事業者のそれぞれの方もございますけども、利用する皆さま方もこの専用の身体障害者の駐車場である

という認識を持っていただかなきゃならないというふうに思っておりますので、市として、先ほど申し上げましたように、広報誌等におきまして広報をしていきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○7番（坂口洋之君）

はい。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時09分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、西園典子さんの質問を許可します。

〔15番西園典子さん登壇〕

○15番（西園典子さん）

皆さま、こんにちは。先の6月議会ではトップバッター。今回は2番目の登壇でございます。通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず、このたびの衆議院議員選挙におきまして、市民の皆さま方を初め、国民の多くの方々が勇気を持って政権交代を選択いただきましたことを民主党に属する者として、この場を借りて心より感謝申し上げます。同時に、今回の選挙の結果を民主党全体で厳粛な覚悟を持って受けとめ、その責任を果たしていく決意であります。

本日、国におきましては、鳩山新政権の誕生を迎えることとなりますが、日本経済と社会はかつてない逆風の中にあり、日置市はもちろん新政権の前にもはかり知れない試練が立ちだかっております。国政には多くの議員がおりましても地方においては民主党の歴史も基盤もまだまだ浅い状態であります。今

後も皆さま方のご指導ご鞭撻をいただき、地方の声を国民の声を政権交代に生かせるよう民主党にお力をいただきますようお願い申し上げます。

まず、1問目の質問でございます。今回の選挙におきまして、政権交代にまで発展いたしました。5万2,000人を超える市民の生活を守る立場の日置市長として、どのように臨み、結果をどのように見られ、また今後どのようにしていきたいと思っておいでか、率直なお考えをお伺いいたしたいと思えます。

次に、施設入所者の不在者投票の管理体制について伺います。

8月30日に投開票がありました不在者投票で、施設入所者の投票に不正な投票があり、公職選挙法違反、投票偽造の疑いで、鹿児島5区の特別養護老人ホームの施設長と職員が逮捕されるという事件がありました。明日、16番議員も同様な質問を出しておいででございます。選挙権は人権の最たるものであり、それを守るために、投票所に行きたくても行けない、また書きたくても書けない、そのような施設入所の有権者に対しても投票ができるように施設側に管理を委ねる性善説の精神に基づいた制度であります。5月に行われました日置市議会議員選挙におきましても、施設における不正投票を示唆した文書が私どもにも届きました。その真偽のことはわかりませんが、あつてはならないものだとは大変遺憾に存じます。公職選挙法では指定された病院や施設で不在者投票ができるとしております。ベッド数が50床など、一定の希望を満たしていれば、県から指定が受けられる。病院長や施設長が投票用紙の請求や投票後の用紙の送付など、一連の手続きを管理する。投票時の立会人も管理者、多くは病院長や施設長などですが、選挙権を持つ有権者から1人選ぶ。したがって、管理者の判断で立会人や補助者を選び、施設の職員が務める場合

が大半とのこと。また、通常の投票所では候補者、氏名、一覧表が提示されておりますが、必ずしも提示せねばならないということではなく、ベッドでの記載をされる方もあると聞きます。高齢社会が進み、老人ホームなどがふえる現状の中で、投票者の権利がきちんと守れるか、認知症などを持つ有権者が記入するときに不正に誘導されたりしないか、管理体制についてお尋ねをいたします。

次に、新型インフルエンザ対策についてお尋ねします。

人類はこのウイルスに初めて遭遇するため、ほとんどの人に免疫がなく、感染拡大は避けられない現状であります。報道ではその第1のピークが今月末から来月に来ると言われ、国民の5人に1人が感染し、ほとんどは軽症で済むが、最大で1日発症数76万人、国内で1日4万人が肺炎や脳症などで重症化して入院するような大流行が予想され、医療現場の混乱も予測されております。また、ワクチン製造が間に合わず、その優先順位と副反応や輸入物に頼る課題なども浮き彫りにされております。いかにして感染拡大を抑え、発症者数の山の高さを緩やかにして混乱を避けさせるか、重症患者を守れるか、今が対策をとるための残された貴重な時間であり、それも数週間しかありません。

そこでお尋ねをいたします。

1番、市内の発生の現状と今後の発生予測をどのように見ておいででしょうか。

2番、ワクチンがまだ届かない現状ですが、医療機関など関係機関との連携や対応は十分にとれるでしょうか。

3番、各団体における活動や行事など、社会活動などへの対策をどのようになさるおつもりか、お尋ねします。

4番、市民活動や生活、生命を守る最重要拠点である市役所、その町内における予防、拡大防止、パンデミック時の対策などをどの

ようにお考えになっておいででしょうか、お伺いいたします。

次に、湯之元第一地区土地区画整理事業についてお尋ねをいたします。

東市来町湯之元地区は旧町時代より、湯之元の発展なくして東市来の発展はないとも言われながら、三方を丘陵地帯に囲まれたような盆地に温泉街と無秩序に新旧入り混じって発展した住宅地をJRの線路、1日2万台近い車が走る国道3号、2級河川大里川が並行して分断し、また、その先を農免道路、南九州自動車道、国道270号がまたも平行して走るという特殊な条件の日置市の要となる地区でもあります。朝夕は渋滞し、死亡事故も過去多数発生し、逆に町中は消防自動車も入り込めない集落道も多く残されております。

戦後、3回目の念願がかないまして、ようやく実施に入れた区画整理事業は10年ほど前から着々と進んでおります。しかし、さまざまな要因で虫食い状態の進捗状態となっております。お年を召された方など、「生きているうちにできるのだろうか」、「年をとってからの家建てはきつから早くして」など、不安定な心理状況で暮らしておいでの方もたくさんいらっしゃいます。限られた予算の中で何を優先し、どのような状況をもとに進めておいでかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

今回の衆議院選挙についてというご質問でございます。今回の衆議院選挙におきましては、民主党はこれまでにない国民の指示を受け、衆議院の議席を多く勝ち取り、政権交代が現実なものとなっております。さまざまな要因があるというふうに考えておりますけど、特にアメリカの金融危機を発端とする日本経済の不況が大変大きな要因にもなったのかなというふうに思っておりますし、また私ども

地方におきます三位一体改革等によりまして、大変地方の財政運営も厳しい状況になってきました。このようなことが今の政治に対する不満となりまして、変化を求める国民の大きなうねりとなりまして、国民が政治に対する関心度が大変高かったというふうに思っております。本市といたしましてはこの政権の推移を見守っていかなきゃならないというふうに思っておりますし、また、特に地方を重視した施策、またそれぞれ生活、社会保障を基盤とした確立、そういういろんなもろもろを政権の中でやってほしいというふうに思っております。

2番目の新型インフルエンザ対策でございます。厚生労働省が発表いたしました推計罹患率をもとに本市での発生予測をいたしますと、患者数は人口の20%約1万400人に達することになります。また患者のうち入院する人口の割合は1.5%で、0.15%が重症化して、インフルエンザ脳症や人工呼吸器になると予想され、ピーク時には1日当たり320人程度の発症が予想されます。

なお、本市のように高齢者が多い農村部では、罹患率が30%を超える恐れがあり、基礎疾患を持つ人や乳幼児に感染が広がった場合は、入院率は2.5%に上昇し、重症化する割合も0.5%に達すると見込まれています。ただし、この予測は地域ごとの具体的な数値を集積いたしましたデータではなく、ワクチン接種の効果も加味していないため、実際の数値は地域での接触状況や気候などにも大きく左右されることになっております。また極めて軽症で済んだり、症状が出なかったりする人も含めた感染率は全人口の50%にまで高まる懸念もあります。

2番目でございます。医療機関との連携や対応につきましては日置市医師会を通じまして情報交換等を行っているところでございますが、新型インフルエンザ用のワクチンにつ

いては地域医師会が接種医療機関のリストを作成していますが、対応する医療機関が不十分な場合は市町村が追加選定することもできますので、今後、密接な医師会との連携を図っていききたいと思っております。来月には医療機関、行政、教育関係者、保健所等の関係機関が集まりまして、新型インフルエンザの第2波に関する連携強化のための協議会開催も予定されており、さらに関係機関が一体となり、予防や感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

3番目でございます。ことし7月に改定されました国の「基本的対処方針」では、各種団体等への呼びかけや要請につきましては、全体としては政府が広報や通知等により国民に対する呼びかけ、自治体の関係等への周知を行い、あわせて関係省庁からも周知することとされておりまして、複数のルートで団体等への予防策が周知されているところでございます。また、対処方針では、行事の開催につきましては一律に自粛要請を行うのではなく、主催者において感染の広がりを考慮しつつ、開催の必要性を改めて検討していただくように見直しをされております。

なお、開催に当たっては手洗い、咳エチケットの徹底、うがい等と呼びかけるなど、運営方法の検討をしていただくように求めているところでございます。

4番目でございます。庁舎内の予防対策ということでございますけど、本年6月に策定しました「日置市新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、1事業として対処することとし、同月において職員に対しても手洗い、うがいの励行やマスク着用、感染拡大地域の出張等の見直しを再検討など、感染防止の徹底について周知をいたしました。また、職員の感染が拡大するなどの万が一に備えた業務体制の確認及び事務事業の優先度による整理などについても各所属長に指示し、パンデミ

ック時の対応に備えているところでございます。

3番目の湯之元の第一地区の区画整理事業でございますけど、2級河川の大里川、普通河川山田川及び都市計画道路、駅前広場等の改善・新設等を初めといたしまして、公園のほか各種公共施設の整備改善を行い、災害時の危険性の解消・住宅、宅地の利用増進を図る目的で旧東市来町からの継続事業でございます。地区面積といたしましては25.5ヘクタール、総事業費で106億円、平成15年度から工事に着手し、平成20年度の進捗率は面積で13.2%、事業費で28.7%の進捗状況でございます。ご指摘の施工箇所の優先ですが、施工箇所につきましては審議会の意見を聞きながら、現在、山田川のつけかえ、湯之元駅前付近及び旧国道のつけかえを優先して施工している状況であります。湯之元地区は建物が密集しておりまして、移転後の工事を考えますと集中しての工事ができない地区でありますので、今後も審議会の意見及び地域の声を反映しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

新型インフルエンザの各団体や行事など、社会活動などへの対策はということにつきまして、市長のほうからは全体的な立場で答弁があったと思います。少し具体的な立場で申し上げてみたいと思います。

各団体の行事、社会活動につきましては開催事前に地域内の正確な情報に基づいた状況を集約し、感染についての安全性等を的確に考慮し、事業実施するかどうかを判断していきたいと思っております。実施のときは会場入り口等に消毒用のアルコール等を準備したり、あるいはマスクの着用などを進めたり、感染防止策の周知を図り、対応していきたいと考え

ております。また、学校におきましては8月21日の出校日や9月1日の始業式の中で全体指導を行ってきております。また、始業式による全体指導を校内放送に切りかえて実施した学校もあるようでございます。今後、運動会や体育大会等の学校行事がありますが、実施日までの児童生徒の健康状況をもとに、学校、保健所等に相談の上、実施の有無について判断することしております。さらに、外部の関係者への注意喚起等も継続していくように指示をいたしております。修学旅行等、移動を伴う学校行事につきましては取り扱い業者との打ち合わせ等を綿密に行いながら、移動先の流行状況等情報を入手し、感染防止の準備を入念に行うように指導しているところでございます。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

ご質問の施設入所の不在者投票の管理体制でございますが、一般投票の例外的制度としまして不在者投票制度がありますが、指定病院等の不在者投票施設は議員のほうからの質問にありましており、ベッド数が50床以上など、一定の基準を満たしていれば、県選挙管理委員会が指定を行います。不在者投票施設での不在者投票は、施設の長が不在者投票管理者となり、不在者投票に関するすべてについて最終的な決定権を持ち、事務を管理、執行いたします。投票は不在者投票管理者のもと、不在者投票管理者が選んだ選挙権を有する立会人1名以上で行われ、身体の故障または文盲により、自分で候補者の氏名等を書くことができない者は、選挙人の申請に基づき、立会人の意見を聞いて代理投票をさせることができます。そして、投票の終わった者は、選挙人の属する選挙管理委員会にそれぞれ施設のほうから送致されます。

なお、選挙管理委員会事務局では、不在者投票事務処理簿を備えて、投票用紙の請求に関する事項、それから投票用紙等の交付に関

する事項、不在者投票の手續に関する事項を記載して不在者投票の経緯を明らかにしております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

それでは、1問目のことからお尋ねをしたいと思います。

先ほど市長は、国民の皆様方が変化を求めたと、そして新政権に対しては見守っていきたいと。そして社会保障などの充実などを求めているというご意見をいただきました。

日置市長として、5万2,000人、この市民がさまざまな立場の市民がいらっしゃいます。その中において、今回の選挙も2つに割れました。そういうような状況でございましたけれども、そしてまた今までの政権が自民党自公政権という中で大きく変化がある。その中で、この日置市がきちっと、またちゃんとしていかなければいけない、して行ってほしいと。その一番の先導役を市長が、今までどちらかと言えば今の新しい政権と相入れないといえますか、別な立場で動いていらっしゃったようにも感じますが、多くの首長がそうではなかったかと思えますけれども、そこでなかなかそこをうまくやっていただきたいという思いを持つ市民もたくさんいるのではないかと思います。その辺については市長はいかがお思いになりますかお聞かせください。

○市長（宮路高光君）

私ども首長といたしまして、今までもいろんなお付き合い、基本的にはそれぞれ現職を含め政権与党、そういう形の中でいろいろとお願いもしてきておりますので、そういう立場の中で応援もさせていただきました。

今後におきましては、やはり政権与党、それぞれまた民主党を中心としたものになりますので、現政党の中におきましてお願いしていかなければならない部分がたくさんござい

ますので、また私自身もそのような状況の中で行動を今後とっていかねばならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

市長のさまざまな思いもありませんかと思いますが、今後の日置市民を守り、また日置市の発展のためにも、いろいろな立場で、またよくしていただきたいと願っております。よろしくお願ひしたいと思います。

次の2番目の施設入所者のことについてお尋ねをしたいと思ひます。

先ほどの私申し上げましたが、前の5月の市議員選挙、そのときに私どもの手元に不正の訴えをする文書が参りました。そういう疑いがあるという文書が来ましたが、その結果をお調べになりましたでしょうか。また、その結果はどうだったでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

お尋ねのことは直接は聞いておりませんが、そのようなことがあってはならないし、地位を利用した選挙というのは、もうできませんので、選挙管理委員会といたしましては、市議選の際にはこういう不在者投票を行う施設を選挙管理委員会の委員と一緒に公正な選挙が行われるよう指導に1件1件訪ねて指導してまいっておりますし、立会人等につきましても、必要な場合はそういう意見があつて求められれば立ち会いをいたしますというような文書もつけて指導にまいったところでございます。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

ということは、そういう事情、文書が流れたとか、またそういう懸念されるような状況がちまたで流れたとか、そういうようなことは選挙管理委員会としては知らなかったということでございますか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

はい、特にそういった意味で指摘を受けた機会はございませんでした。

○15番（西園典子さん）

では、指摘を受けてらっしゃらなかったということで、私どもだけがそれを知っていた。指摘を、そういうのが文書が流れたということなののでしょうか。そういうふうにも解釈したいと思います。

それでは、次にお尋ねしたいと思ひますが、現在、一般の投票所での投票のあり方、それから期日前投票のあり方、そして施設入所での不在者投票のあり方、管理体制ですね、その3つをこうして見比べ、考えたときに、その管理体制がどんなふうかなというふうには私考えましたときに、私も一般の投票所がほとんどでございますので、投票所に入るところから出るところまで受付があり、チェックされて、そして出るまでに立会人を含めて8人から10人ぐらいの方に見守られて、監視されて、見守られて、そして一人一人が投票をするという重要な体制で臨んでいるのではなからうかと私は思ふわけでございます。

そしてまた、期日前投票にしましても、なぜその投票日にしないのかという理由まで選んで、そしてまた立会人もいるというような形で、やはり何人かの方々が、公の責任者が立って、その場に臨んでします。そういうふうにしたときに、この施設における投票のあり方、それは公の立場として施設に丸投げしているというふうにも私は思ひますが、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

期日前投票から一般投票、そういった形では、選挙管理委員会の事務局のほうから管理者、それから立会人、それから事務の担当者、それぞれ配置して厳正に選挙の執行を行っておりますが、ご指摘の不在者投票に関しては、各施設の長が投票管理者としてのそのような責務を負いますので、その執行体制の中で選

挙が行われるということがもう制度でございますので、ご指摘のなかなか客観性が確保できないというようなご指摘につきましては、多少いろんな見方があるかと思いますが、執行する施設側のほうも適正な執行をしておりますので、またそのようになっていると思われまますので、そのような疑念を抱かれるということは非常に不本意だろうと思っております。ですので、そういった意味での透明性という意味では、なかなか私どもが入り込むところではないような気がいたします。すべて施設が投票管理者ということで立会人を選定いたしております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

今私がお尋ねしたのは、公の選挙という重要な、投票という重要なことに対して、公の責任として投票所、そして一般の投票所、それから期日前などはしっかりとした体制で公が臨んでいる、それに対して施設での不在者投票に関しては、公の責任としてきちっとなされているのかどうなのかというのに疑問があるというふうに私は思うわけです。公の責任としてですね。そこについて、もう一回お答えをいただきたい。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

施設で行われる不在者投票につきましては、不在者投票を希望する者を各選挙人、名簿のある名簿抄本のあるところに請求がなされて、それをこちらが投票用紙を送付して、後の体制につきましては投票になりますので、そのような適正な執行がなされております。

そういった中で、またこういった施設等の県が指定する施設につきましては、県の選挙管理委員会のほうからも説明会等を実施しております。適正な選挙の執行を徹底して指導がなされております。

以上でございます。

○15番（西園典子さん）

そういうように適切なことがなされているという信頼のもとに立った性善説といいますか、そういうような制度であるということでございますけれども、新聞にも載っております。また、なかなかおかしい、それでよかったのだろうかというような声も新聞の中にもありました。やろうと思えば不正ができるのが怖いと。それから認知症のある人などは記入時に誘導されやすく、不正投票はかなりあるのではないかと。また、投票中も職員は介護に追われたりして、手間が増すぐらいなら早く投票を終えたいと感じる職員もいて、また職員、そういうような余分な仕事をさせられていると。現場の職員だけではなくて、行政が外部立会人を立てて管理すべきだというような意見などが新聞にも載っております。そういうことに対していかが思われますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

非常に残念なことに、先般来の衆議院議員選挙の後に新聞等で不在者投票事務でそのような不正な行為が行われたということは、非常に遺憾なことだと思っております。

しかしながら、現在の制度では、法に基づいて施設の施設長が管理者となって選挙管理を行い、立会人を定めてというような一通りの制度でございますので、私どもはそれが適正に行われているということで、不在者投票を行われた票については送致を受けているところでございます。

以上です。

○15番（西園典子さん）

あちこちで、これはそういう立会人を選管のほうからしたりとか、また一般の方を外部から立会人にしたりとかというようなことをしているところもあるわけでございますけれども、そういうことをまた呼びかけるというようなことを選管のほうではしたりして、こ

れの透明性、そしてまた、これは絶対にこういうような選挙権というのは、本当に人権の一番大切な部分であり、その人の本当に死ぬまできちっとした権利でございますので、そういうものを踏みにじるようなことがあってはならないと、絶対にあってはならないということを考えれば、そういうような働きかけというのを公の立場として、してもおかしくはないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

さきのような施設内での不正が行われて、そういう事件に発展しておりますので、今後私どものほうも県の選挙管理委員会等と、この辺の立ち合いのあり方というのは連携しながら、また現在でも施設が求められれば、私どものほうからも積極的に立ち合いという形はとっていかなければならないと思っておりますので、今後県の選挙管理委員会とも連携しながら協議を進めてまいりたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

施設のほうから見ても、そういう疑いの目で見ると、こういうような記事やいろいろな事件があれば疑いの目で見られるのも不愉快なことではなかろうかと思えます。やはり公明正大にきちっとした透明な形でこういう権利、また重要なことでございますので、やはりそこは一步踏み込んで、公の仕事としてしましよとというふうに働きかけるということも必要ではなかろうかと思っております。善処していただきますように希望します。

次のインフルエンザに関してお尋ねをいたします。

先ほどインフルエンザに関しての対策などをまた、そして市のほうで6月に発表されたいろいろな計画が今市長のほうではおっしゃったものの概要ではなかろうかと思っておりますが、現在フェーズでいったら、フェーズ何という段階ぐらいなのでしょう。

○健康保険課長（大園俊昭君）

現在のフェーズの状況ということでございますけれども、県のほうに確認いたしましたところ、現在は国内早期の段階ということでございます。一応フェーズ4ということでございます。

ただ、WHOにつきましてはフェーズの6ということでございますので。

○15番（西園典子さん）

フェーズ4といいましたら、フェーズでもABCとあったりいたしますけれども、やはりいろんなものを自粛したり、それからさまざまに活動の制限というところまでいようなところもあるようで、不要不急の外出や催し物の自粛の要請とか、それから備蓄をするとか、そういうようなことなどもこうしてフェーズ4の中には入っているようでございます。実際、この日置市内での発生状況では現在はどうのような状況なのでしょう。

○健康保険課長（大園俊昭君）

日置市内の発生状況でございますけれども、以前は個々に発生状況につきまして把握をいたしておりましたが、その後、国の運用方針の見直しを受けまして、現在は集団で感染している分について把握をするということに改めておられます。

その関係で、現在日置市の関係する分でございますけれども、7月と8月に鶴丸高校での集団感染がございました。そちらのほうには日置市内から通学する生徒が2人ほどおりましたので、鶴丸高校の例と、そしてあと8月の下旬でございますけれども、伊集院高校で集団感染がございました。その例と、あと9月の初旬でございますけれども、日置市の吹上で農業大学の生徒さん3名がインフルエンザの疑いがあるということで報告があったところでございます。集団感染につきましては、以上3例でございます。

○15番（西園典子さん）

今集団感染だけを把握するという事になっておりますので、個々に発生した者の数は全くわからないというのが現状ではなかろうかと思いますが、先ほど市長のほうからも報告がございましたけれども、先ほどの予測としましておっしゃいました中で、25%ぐらいが罹患するというふうにしたときに、入院患者数が日置市の場合280名から1,040人とおっしゃいました。そしてまた、死亡者数が90人から330人が予測されるというような現状というのが予測というので、この計画がなっているようでございます。

そうしたときに、日置市の医師数というのを見たときに、人口10万人に対して県の平均は230人なんですけど日置市は169名、ちょっと少ないですね。そして、それから新型インフルエンザで妊婦がかかった場合に入院する率というのをアメリカが出しておりますが、一般の患者は4%だったと。でも、妊婦は32%が入院をせざるを得なかったと。それから、よくインフルエンザ脳症というのがこうして言われますが、鹿児島県が過去2002年から2008年までに子供たちがかかるわけです、かかりやすいのですが、かかった死亡率11%でございます。10人に1人は死ぬ。それから肺炎にもなりやすいということでございますが、これは65歳以上の人がインフルエンザにかかったら4人に1人が肺炎を併発して重症化しやすいと。75歳以上は特に悪化しやすいというような現状を言われております。

そういう中で、今の体制としては十分なのであろうかということを感じたりいたしますけれど、先ほど病院の事をおっしゃいましたが、病院では日置市内は関連、パンデミックなどの協力医療機関、そのほかこども病院と日置市民病院、それだけになっておまして、あとは各一般の病院でということでございますけれども、その病院との連携、また

体制づくりというものが十分であるかということをお尋ねしたいと思います。

○健康保険課長（大園俊昭君）

医療機関との連携の関係でございますけれども、現在は、すべての医療機関におきまして新型インフルエンザの診察ができるということになっております。

日置市におきましては、発熱患者対応医療機関ということで、30の病院と診療所が診察を行っております。

実際、38医療機関でございますけれども、ほかの医療機関につきましては、例えば眼科があつたりということで、専門医の方がいらっしゃらないということがございまして、現在は30の医療機関におきまして対応を行っております。で、そのところの一般病床の数でございますけれども、現在476床ございます。で、連携といたしましては、市役所のほうから医師会の事務局のほうに参りまして情報交換等いたしているところでございます。そしてまた、医師会といたしましても理事会がございまして、必要があればこちらから理事会のほうにお伺いして話をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（西園典子さん）

情報交換などをしていらっしゃるということでございますが、病院側は困ったことなどとか要望とか、そういうことはないわけでしょうか、どうでしょうか。

○健康保険課長（大園俊昭君）

現在30の医療機関で診察ということを行っているわけですが、例えばこれ以外の病院、あるいは診療所のほうに直接患者さんが来られた場合というのがございます。そうなりますと、例えば人工透析を行っている病院等でありまして、人工透析の患者さんのほうに重症化するというようなおそれもあるということで、対応といたしましては、例え

ば車の中で診察をするとか、そういったような状況でございます。そういうことで、なるべくこういった30の医療機関で診療をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（西園典子さん）

しっかりとした形で対処できるようにしていただきたいと思いますが、きのうの南日本新聞で載っておりましたけれども、肺炎になったときの重症化というのが非常に大きい問題になっておりますけれども、肺炎球菌ワクチンというものが載っておりました。それで、今それが大変注目されているということで肺炎の重症化を防ぐことができると。それを与論町などは、ことしの7月から65歳以上、また奄美市は今年9月から75歳以上、助成を出しながら肺炎に対しての、特にお年寄りが肺炎になりやすいということに対する予防策などを行っているようでございますが、そこ辺の肺炎球菌ワクチンというものの研究など、検討などをしてみたいと思われませんかでしょうか。

○健康保険課長（大園俊昭君）

高齢者の方につきましては、新型インフルエンザ、あるいは季節性のインフルエンザ問わず肺炎になりやすいわけでございますけれども、現在本市におきましては、65歳以上の方につきましては、市の予防の中でご案内を差し上げまして、季節性のインフルエンザワクチンの接種をお願いをしている状況でございます。接種率につきましても70%を超えておりまして、そちらのほうをお受けいただくことによりまして、インフルエンザの肺炎の防止というのにも、ある程度効果があるのではないかとこのように考えております。

現在、鹿児島県内におきましては、議員がおっしゃいましたように2つの自治体で行っているところでございますけれども、まだ国の段階ではいろいろな効果等について研究を

するというような状況でございますので、国の動向等を見守って考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○15番（西園典子さん）

この肺炎による死亡者というものを、特にお年寄りの方ですね、そういう予測がされておりますので、重症化というものを、それを予防するためにも、ぜひ検討もしていただけたらと思います。

それから、次に、この取り組みなどが今いろいろおっしゃいましたけれども、病院、また団体などでの催し物、いろいろなところに行きましたときにばらつきがあるように思います。非常に真剣にしていらっしゃるところと、それからいい加減といったら何ですが、消毒液があっても、それをするのが、もう何か気恥ずかしいというような雰囲気、そういうようなところやら、いろんなばらつきがあったりするのを感じるわけですが、それはやはりきちんとした行政指導というのをもうちょっと足りないのかなと、それがそういう結果になっているのかなと思ったりいたしますが、そこは教育長も含めていかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

市のほうとしても、いろんな文書もたくさん出されていたり、あるいは防災無線でも放送も数回なされております。学校におきましてもいろんな指導をしておりますが、ちゃんと消毒液等の準備をされているところは、ちゃんと紙に書いてしてくださいと言っているんですが、こういうこと等についても、学校においてはやっぱりそれぞれの保護者のほうに消毒するようとか、そういう指導はしているとは思いますが、全体的に指導が足りないんじゃないかということですが、これだけインフルエンザがはやって、市民の関心も非常に高くなってきていると思いますから、実際だれが手を消毒して、しなかったか、ここまで確認はしておりませんが、大

変大事なことです。もしそうだとすれば、やはりそれなりのまた周知が図れるようなことをしなければいけないのかなとは思っています。

○15番（西園典子さん）

やはりこれはまだ現在のところ、最初の段階では非常に死亡率も高いというふうで、そういうような声があって、メキシコですか、あちらでしたときには。でもあれが発生したのはことしの4月ぐらいでしたね。でも、それももうこんなに、この何カ月間の中にこんなに世界じゅうに広がったという大変なことでございます。だれがかかるかもしれないということで、そのだれがというのが自分がかからないだろうと。それ危機対策というのが、ほとんどが自分がかからん、自分はそういうのに遭遇しないという判断でみんな誤って、甘い考えで危機管理に臨んでしまうという傾向があるというふうに言われますけれども、最悪の事態を考えながらしなければいけないという意味では不十分であるというふうに私は思ったりしますが、もうちょっと学校関係などは、学校が関して感染拡大ということもありますので、その辺のところ十分なちよつと具体策をお尋ねしたいと思います。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（田代宗夫君）

消毒液の使用についての指導の徹底について、先ほどお答えいたしました。あれは学校ではなくして、例えば中央公民館とか機関とか、あるいはそういう団体とか、そういう方のことでお答えいたしました。

各学校につきましては、小学校のほとんど

の子どもたちが徹底いたしております。中学校も同じような指導をしているんですが、中にはやっぱりそういう子どもも、ならない子どももいるような雰囲気ではありますが、ほとんどの子はしているということでございます。ただ、小中学校義務制におきましては、消毒液もですけれども、まず手洗いとうがいというのをですね積極的に徹底して指導しているところでございます。以上です。

○15番（西園典子さん）

庁内体制についてお尋ねしたいと思います。インフルエンザに職員がかかったときに、特に同じ課、その仕事のところで二、三人一緒にかかったというときなどは、どのような体制になるのでしょうか。休めるのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には休んでいただくという方向で進めております。特に家族とかいろんな方がかかって一応休んでいただいておりますし、また仕事分担につきましては、そういう緊急なことにつきましては事前にいろいろと課、また係の中で打ち合わせをするように指導していきます。

○15番（西園典子さん）

それでは、市長が非常に重要な用件があるときに、仮にですね、市長がかかったとき、そういうとき市長は休みますか。

○市長（宮路高光君）

それはやはりほかの方に感染するのが一番怖いというのが、こういう感染拡大防止するのが役目でございますので、もし私がかかったら休ませていただきたいと思います。（笑声）

○15番（西園典子さん）

それを聞いて職員の方々も安心して休まれると思います。感染防止、非常に大事なことでございますので、ですが、かねてからそれがきちっと休めて、また庁内の仕事がちゃん

とできるような体制づくりというのが必要ではなかろうかと思えます。そのために、でも先ほどの6番議員の職員体制のお答えをお聞きしたときに、果たしてそれができるだろうかというような疑問を私は感じたわけでございますけど、その辺はいかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的にかねての仕事量と、こういういろいろとインフルエンザの感染、これはまた別途にきちっと考えていかなければならないことであるというふうに思っておりますので、そういうインフルエンザの感染が起こった場合は休んでいただくようにしていきたいと思っております。

○15番（西園典子さん）

休んでいただいて、またそこを必要ところは脇から補充があるということに解釈してよろしいのでしょうか。

○市長（宮路高光君）

これ仕事内容にもよるんですよね。緊急に仕事をしなきゃならないときはそういうふうに対処をしますけど、1週間、また3日、そういう中で休むのかどうか、やっぱりそこあたりも臨機応変にそういうことは対応していかなきゃならないというふうに思っております。

○15番（西園典子さん）

この問題は、非常に重要な課題で、またせっぱ詰っておりますので、十分にしていかれるように、これは要請いたしますので、きちっとしていただきたいと思えます。

次の区画整理事業のことでございますけれども、今虫食い状態と言葉が悪いかもしれませんが、いろんなところでしているために、そこに住んでいる方々の中では、非常に不便をまたしていらっしゃる方々もいらっしゃいます。盛り土がむき出しになってしまったり、取り付け道路をまた新たにしなければいけなかったりというような二重投資、また水はけ

の問題とか、いろいろな、うっとおしくなったとか、いろんな問題があったりしますけれども、その中でも水などが循環しなくて、特に水などが水道管が循環しなくて飲めないと、非常に困っているというような要望などが来たりもいたしました。その辺の把握はしてらっしゃいますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

特に今ご指摘でございます、この虫食いという言葉が適当なのかわかりませんが、やはりこのことについては、それぞれの地権者の権利の中におきます調整がうまくいかないということで、やはり調整がいったところからやっていくというのが、この区画整理の事業の推進の方法でございまして、権利のいかなところは若干そのように置いて、ほかのところは事業を展開してっております。今おっしゃいますとおり、この水周りの問題につきまして、あれは低いほうからといいますか、そういう部分の工法の中でやって工法しておりますので、若干水道でどうかということ、ちょっと私の耳には今のところ入っておりません。

○15番（西園典子さん）

水道が本当本来ならずと通過しないといけないのが、途中でとまったために、そこがそこでストップしてしまう。ですから、水が流れないというので、生水が飲めない、そして異臭がする、また洗濯をしていけば白いものがだんだん薄汚れてくるというようなご意見をいただいております。これはライフラインという意味では非常に大変大切な問題でもございますので、水道課などはご存じじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○上下水道課長（宇田和久君）

お答えいたします。

今現在、区画整理に伴って水道が濁ったとか、そういう状況は支所からは届いていない状況ですが、もしあるとするならば改善の方

向でさせていきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

あと1分になっております。

○15番（西園典子さん）

これはいろんな事業をしていく中で、住民の皆様方のさまざまな調整が難しくてこういうような状況になったということは、私も地元の人間ですから一番存じ上げております。でも、やはりこうして長くなればなるだけ、いろんなそういう問題も出てきますので、早く起こしたところはできるだけ早くして、そして声の小さい方、そしておとなしい方々が非常にお年を召された方なんか声きちっと出し切れないという形で、またはまとめ切れないというので困っていらっしゃるのもお聞きしたりしていますので、ご配慮をぜひしていかなければいけないというふうに私は思っておりますが、最後にそのことをお聞きして終わりにしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

地区民の皆様方の声というのは、それぞれいつも審議会のほうにお出しをいたしまして、審議会の中でその方法論というのを審議させてもらっております。また、審議員の皆様方もいろいろと情報収集ですか、そういうこともしておりますので、市民のあの各いらっしゃる皆様方は審議員でもいいし、また私ども行政のほうでもいいですので、そういうご意見をいただければいいと思っております。

○議長（成田 浩君）

次に、3番、東福泰則君の質問を許可します。

〔3番東福泰則君登壇〕

○3番（東福泰則君）

午後から少し傍聴者も午前中に比べて少ないわけですが、市議会議員となりまして初めての質問をさせていただきます。

地域づくり振興金による課題解決策として、地区公民館ごとに地区振興計画が作成され、

本年度から本格的に始まるわけですが、内容を見てみますと、ほとんど道路の補修や交通安全に関する事業内容であり、道路は住民生活と切って離されない問題であることは伺われます。そこで通告に従い2項目4点についてお伺いいたします。

まず1番目、市道の管理及び不法投棄対策であります。市道、県道も含まれますが、路側帯などに不法投棄対策のためか、駐車できないようにブロック等で閉鎖されてあるが、その現状をどのようにとらえ、対処していくかを伺います。

②、特に2路線についてはそのような箇所が多く、再利用の土木資材置き場として利用されているが、管理がなされていないように思われます。平均的にパトロールなど行われているかをお伺いいたします。特に、東市来地域の美山神之川線、通称広域農道等でありませう。

③、今後、住民の環境に対するモラルをさらに高め、ブロックを取り除き、本来の道路のあるべき姿に復元はできないかをお伺いいたします。

2番目、市の管理する公園等の維持管理についてですが、定期的にまた必要の都度点検は実施されているかをお伺いします。特に、その中で委託されているもの。具体的に遊具や砂場の消毒などはどのようになっているかをお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の市道の管理及び不法投棄対策について、その1でございますけど、市道の路側帯締め切りにつきましては、旧町のころから道路改良等によりまして創設されました余剰地や旧道敷を駐車帯として利用するようしていましたが、不法投棄が後を絶たず、環境的にも問題があることや市道隣接所有地への迷

惑をかけることなどから、やむを得ず閉鎖している状況でございます。環境上、余り好ましくないとは思いますが、ごみやたばこのポイ捨てなどに対する防災対策等を考慮して、これまでどおりの対応を考えております。

2番目でございます。東市来の美山神之川線及び広域農道につきましては、公共工事で発生した側溝・蓋板など、再利用可能な資材が発生した場合の保管場所として、余剰地等を有効利用しており、パトロールも適時実施しておりますが、不法投棄が後を絶たない状況であります。今後、パトロール等の回数を増やすなど、資材置き場の整理及び不法投棄物の回収を行いたいと考えております。

地域内道路に限らず、道路利用者が広域にまたがっている幹線道路でもごみのポイ捨て禁止看板などでモラル向上を呼びかけておりますが、地域外からの通過も多く、路側帯等への不法投棄はなかなか減少しない現状であり、モラルの徹底は難しく、これらを総合的に判断しますと、ブロック等を取り除くことにつきましては、現時点では考えておりません。今後、やはり路側帯の管理につきましては適切に対処して整理整頓できるよう努めていきたいというふうに思っております。

2番目の市の管理、公園等の維持管理について、市では52カ所の都市公園を管理しており、公園内の除草、芝刈り、植樹の剪定、トイレ清掃、害虫駆除、高圧電気関係の保守点検等を委託しております。公園の管理につきましては、職員が公園を巡回し、遊具や砂場など目視し、触診による点検を行っております。点検では、不具合が発見された場合には老朽部分の交換や修理、撤去等を行い、また職員が対応できない場合には専門業者へ依頼し、遊具の安全確保に努めております。今後におきましても、引き続き職員による点検を行いながら、さらには専門業者による遊具や砂場の点検も視野に入れ、安全な公園の管

理に努めたいと考えております。また、公営住宅の公園管理につきましては除草等、入居者で自主的に作業していただいております。高い木等の枝打ちや伐採につきましては市のほうで作業を委託して実施しております。また、遊具につきましては入居者や自治会などから報告を受けたり、担当職員が見回りした時点で点検調査等を行いまして、予算の範囲内で撤去や取りかえを実施している状況でございます。

○3番（東福泰則君）

1回目の答弁をいただきました。最初の、不法投棄がなくなるという現状では、今の閉鎖については改善するというような考えはないという答弁でありましたが、実際、道路の管理と不法投棄があるから、そうしてるんだというのはわかるわけですが、②との絡みもありますが、資材置き場として活用してるのはいいんですが、現実を見ると、もう廃材置き場というようで、かえって景観を損ね、そこにゴミを投げてくれと言わんばかりの状況を見るわけでございます。そういうのが果たして現実とマッチしてるかということ、そうではないということは、皆さんも道路を走るたびにそれぞれ現実は見えて感じ取っていただけることというはもう言うまでもありませんが、そういう中においてですね、特にこの美山神之川線は高速のインターもできました。それと日置市唯一の美山の窯元の観光地でも、バスがああ路線を利用したりということで、その田舎のほうの市道の交通量が少ないところと同じように比べるわけにはいきませんが、そういったことで、非常にそういった面で環境上、また見た目がこれでいいのかなど。市民として恥ずかしい思いがするわけですね。管理をもう少し徹底してもらいたいというのがあります。

そこでなんです、どの程度、管理ですかね、市道の維持管理は巡視を徹底し、維持・

保全に努めますということですが、役所の職員も少なくなり、なかなか全部点検をして回るといことは困難な状態にあるかと思うんですが、定期的に月はどれぐらいで行われているかをお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

基本的には、議員がおっしゃいますとおりですね、特に美山神之川におきまして、二、三カ所あります。そこで言いましたように、再利用の土木資材置き場という中でございまして、ここには使えない物も置いてあるようございまして。私も現場を見させていただきまして、今後、やはり、こういうところには景観上悪うございますので、ほかの保管場所のところに移転をしていきたいというふうに思っております。

今おっしゃいましたように、定期的なパトロールでございまして、特に土木の中におきましては道路のいろいろと補修等ございまして、毎日とか、週に1回とか、そういう定期的という部分じゃないかもしれませんが、随時ですね、この道路維持の補修につきましては職員がそれぞれの担当部署の中でパトロールをするようにしております。

○3番（東福泰則君）

わかりました。そういうことで管理を徹底すれば不法投棄もおのずとなくなっていくんじゃないかということももう言うまでもありませんが、そういうことで、しっかり管理をしていく方向で今後も続けてもらいたいと思います。

次に、市道の愛護作業も市道の管理という観点から、市道の愛護作業のことについてお伺いいたしますが、自治会ごとに2回ないし3回、多いところはそれぞれ草払いとか、管理をしているということはわかっておりますが、すべてではありませんが。

過疎、高齢化で、だんだん草払い作業等も困難な状況になりつつあります。昨年

度の20年度の実績、成果報告書なんかを見てみますと、「無理をせぬ範囲で実施してください」というような言い方で成果報告は出されておりますが、その中で公共施設管理公社を充実させ、要望があれば対応していくというようなこと記載があるわけですが、ほんとにそういうことで、ここはもうだめ、ちょっと難しいから、困難だから市のほうでしていただきたいなという要望があればしていただけるものかどうか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございました市道の愛護作業、ほんとに市民の皆さま方にご協力をいただきましてですね、共生協同、そういう意味の中で、今も実施をしていただいております。今ご指摘のとおり、高齢化する中におきまして、大変作業も困難な時期に来ておるといふには思っておりますけど、なるべく、そういう難所な部分は別として、通常、自分たちの市道という、生活市道という関係の中において、今後ともお願いをしたいというふうに思っております。それぞれ難所といいますか、特に地域と自治会の間といいますか、大変自治会との間が離れてるところ等を含めた中におきまして、若干、管理公社等でもやったりしてる部分はございます。特に、この春先から夏にかけて大変繁茂する時期でございまして、また基本的に道路の見通し、いろんな問題も課題もございまして。財政上も含めた中ですね、この維持管理費、ほんとに今市民の皆さまから協力していただいておりますので、特に営繕とかですね、そういうものに予算も向けられますけど、基本的にはこの清掃の中に予算を大分入れていきますと、そちらのほうが減ってくるということにもなりかねないということもございまして、今後におきましても自治会長さんを通じまして、この愛護作業というのは、私どもがお願いをしていかなければならないことだと思っております。

○3番（東福泰則君）

自治会にお願いするところはお願いし、また、住民としてできるものはして、管理するのは住民の務めでもあります。すべてを行政におんぶに抱っこということは考えもありませんが、そういうのを前提において我が地域のことを紹介いたしますけど、前は各世帯から1名ずつ愛護作業には出る。もう今は可能な限り夫婦で出たりということですね、それも90歳の、比較的元気なんですけど、そういう方が出てるのに、2人若い世帯がおるのに、そういう姿を見てですね、これでいいのかというようなこと等で話が出て、可能な限りみんな地域は守っていこうというような考えで進めておりますね。これは紹介にとどめますが、そうやって、我が地域は地域で守ると、自分たちで守るということを地域住民の方々にも意識づけをし、そして頼るべきは行政に頼るということを今後もしていってもらいたいというふうに思っていますので、そういうことで、お願いはいけないんですが、また機会をとらえて、そういうことで地域住民にご理解をいただきたいと思います。

次に、ブロックを取り除く、ブロックと言っているのかわかりませんが、敷居を取り除く考えはないということで答弁があったわけですが、この問題につきましては10年前くらいになりますか、旧町時代、景観と、本来の姿でいいのかと、そうしたから不法投棄がなくなるという視点も1点考え方ある。しかし、正常に戻して、本来のみんなが関心を持って、そういうことを意識改革から始める必要があるのじゃないかということで、これには市道の管理、そしてごみの問題と2つ両面があると思うんですが、前からすると地域住民も環境に対する考え方等は十分関心を持ち、また、きたように思います。いろんなごみの不法投棄も年々少なくなってきたというふ

うに私は我が地域では思っています。しかし、先ほど市長の話の中で、住民じゃない、地域外からの通りすがりに、地域外からのそういうのがあるというようなことですね。その時点では家電リサイクル法や、なかったり、また日置市でもごみのポイ捨て条例ですか、不法投棄に対する立て看板、罰則、そしてまた、等の条例なんかも出てきてですね、そういった看板等もあちこちで立ってるわけですが、携帯電話なんかを利用して、運転中はできないから、すぐ停車してやってる状況をあちこち見られるかと思いますが、そういった観点からでもですね、全部とは言いません。一部試験的にですね、箇所を含めて、取り除いて、今後管理を見るという考え方もあるかとは思いますが、そういう考えは、先ほどはもう考えはないと言った、そういった考えないか、再度伺います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘がございました携帯電話等の使用の中におきまして、この路側帯の締め切りの中におきまして、1の問題で、ある程度、車が1台とめられるような状況ではですね、路側帯のほうを移動したい。そういう場所もございます。携帯電話でもそこでしている方もいらっしゃるようでございますけど、先般、交通安全推進協議会がございまして、委員の方から、このこともご指摘をいただき、特に県土木、日置支所のほうにおきましての所長さんのほうも、県道も同じ条件の中でどうあるのかということでございましたけど、県のほうも当分の間このままの中で進めさせていただきたいということでございましたので、私どもも市道の中におきまして、その携帯電話できるような広さは路側帯を横に移動すればできることでございますので、全面的にそれを取り除くことにおいて、やはり、山の資産も含め、環境的にですね、私、また不法投棄がするのかなという恐れを持っておりま

すので、そういう若干の路側帯を横にやるぐらいは、私はいいのかなというふうに思っております。

○3番（東福泰則君）

試験的に少しそういう場所も確保してということではありますが、そういうことで、今の現状を見ましたら、ただこう、ちゃんと管理をしっかりして、すっきりした形で再度、これはお金がかかることではありません。金をかけて何をつくるとか、看板をつくるとか、そうじゃないんで、管理さえしっかりしていけば、おのずと考えも変わってくるんじゃないかと思いますが、ぜひ、そのようなことをですね。特にそういう地区に対しては、今2路線だけを特に申し上げましたが、日置市内あちこちそういうところはあるかと思いますが、そういうのをもう一度見直していく住民の意識づけとか、そういったことを各課ごと、ごみに関し、不法投棄に関しては市民生活課との絡みもありますが、それと土木建設課等もありますが、そういった上、連携しながらですね、今後の維持管理に最大限努めて、いい環境を保てるように、みんながいう意識づけが大事だと思います。

モラルの問題ですが、これはもう、こればかり、何を与えれば、看板を立てればモラルが向上するという問題じゃないんですが、これは時間をかけて、そういったことで各課ごと、今後自治会長さんや関係団体を協力いただいてですね、やるようにして、こんなことが市民から、「あそこはどうなってよ」というような、「管理はどうなってよ」ということが出ないようにするよう心がけ、実施していただきたいと思います。

それから次に、大きな2番目ですが、公園の管理についてですが、公園には変な公園が、管轄する公園があるかと思いますが。私の場合は都市計画課が管理する公園ということで、あえて、都市公園というようなことで。こう

見て、日置市内、幾ら公園があるかなということすれば、1番大きい公園らしい公園というのは妙円寺中央公園ですか。あそこには相当な投資をし、いい状況で管理をされてるわけですが、書によりますと、東市来9カ所、伊集院が37カ所、吹上が3カ所というようなこと等があり、定期的に点検されて、管理公社に電気とか、いろんなトイレとか、そういったのはもう当然業者をお願いせんやいかんともあるんですが、都市住宅団地内にある公園等については自治会長さんやその下で協力をいただいて、草払いやら、されていることを実際見に行きまして、よく管理されているところ、いや、少し草ぼうぼうのところがあったりします。すべてではありませんが。そういったところですね、当然、地域住民の方々が、我々が使うわけですから、管理して、維持管理を協力するのは当たり前のことではありますが、特に遊具なんかですね、一時期けがの問題、子供が指を詰めて、して、大きな社会問題になったり、それから一斉に国のほうも騒ぎ出して、もう回転遊具はほとんど公園にはないといっても過言じゃないと思います。また安全基準にしても、遊具の安全基準にしても、もう高い物とか、そういった物はもう極力なくなったようなわけですが、その中で特に1番心配するのは、そういう固定遊具でも緩みとか、そういったのをどの程度、管理公社に委託してるのがほとんどですが、定期的にほんとにされてるだろうかということを感じるわけです。

それとあと砂場ですね、成果報告の中でも砂場の消毒とありますが、それが回数とか、そういうのがどの程度で消毒がされている。遊具の点検と砂場の消毒はどういう基準でされているかをお伺い、関係課でもいいですが。答弁をお願いします。

○都市計画課長（有村芳文君）

遊具の点検でございます。これにつきまして

ては、委託をしている点検は現在のところありません。それで職員による点検を行っております。職員による点検は1カ月に1回程度、それぞれの公園を巡回をいたしまして点検をいたしております。

それから砂場の点検でございます。砂場の消毒、清掃、これにつきましては、過去におきまして、東市来町は毎年消毒をいたしておりました。今年度は、計画はいたしておりませんで、来年度から年次的にですね、遊具と砂場の点検、清掃、消毒、そういうものを年次的に進めていく計画であります。以上です。

それから、どういう視点で点検をするかということをごさしまして、一般的には設置してある遊具のねじの緩み具合とか、それから鉄棒とか、支柱関係の腐食がないか、それから滑り台などの滑る台のはがれといたしますか、けがをしないようになっているか、そういうものを視点に点検をいたしております。

以上です。

○3番（東福泰則君）

遊具の点検は毎月1回の割合で職員がやっているとということで、それを今後も続けて、事故防止に努め、また維持管理にもいい状態を保っていただきたいと思っております。

砂場の消毒というのは、東市来の場合は毎年予算化してやって、成果によりますと25万幾らか支出をして20年度に上がってきておりましたが、一時期〇-157がはやったころ、すごくそういった面で騒がれたことがあります。我々も毎月そういうことで、砂場の行政委託する面もあったりして、入れかえたりしてるところもあるんですが、見たところでは管理、見て回ったところではよく管理されてるなという感じを実際受けたところで

特に1番困ってるのは何かと、そこの方に公園で聞いたらですね、ちょうど自治会長さんがおられましたので聞いたら、一番、樹木

の関係ですね。それはもう市のほうでやって……。特に虫が、時期的に虫が毛虫ができてですね、そういったところとか、犬のふんですね。ふんにはもう、極力そういうことで、看板まで自分で、建前で、犬の散歩はご遠慮くださいというようなことでありましたので、あって、そこはよく管理されてるなということを見て、引き続きできることは地域住民の方でお願いしますということだけは言ってきましたけど。

そこで1つ、看板がいろいろと、注意事項等が書いた看板がありますが、まだ依然としてですね、旧町長とかなっております。あれを見るときに、ほんとに管理されてるかなと。そのうちにどうせもう取り払ったんでそのままええがというような感じも受けるわけです。依然として、合併して4年たっても、旧町ならいいんですが、町長という管理者は、そういうのがある現状見てですね、少し情けなく寂しい思いをしたとこですから、そういった、たかが看板1つですが、そういったところも、すれば、お金がそんなかかるところはありません。もうマグネットでもいいし、ペンキで消すなり、そういったことも、細かいことですが、管理をする以上はそういったこともすること、そういうこと等について再度答弁を願います。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘いただきました、それぞれの看板、私のほうも実際把握をしてない部分ございますので、今ご指摘ございましたので、それぞれの52の公園の中におきまして、そういう物がありましたら、随時看板の設置の取りかえ等をやっていきたいというふうには思っています。

○3番（東福泰則君）

ぜひ、そういうことで、引き続き看板の設置等もするというところで回答がありましたので、それについては終わりたいと思っております。

通告にはないんですが、同じ公園という関連で1点だけお伺いしたいと思います。この都市公園のほかにはいろんな自然公園、九州自然歩道とか、江口浜海浜公園とありますが、ほとんど公共施設管理公社に委託して下げているということがあります。この管理公社にお願いするというのですが、この窓口というのはどのようになっているのか。答弁ないから、それはもうないと言えればそれっきりですが、一応、管理公社が委託してるよと言っても、どこが、それぞれの支所が窓口になって管理公社に委託するのか、市が全面的にそこはもうお願いしてるのか、その見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

特に今、公園管理につきましては、シルバー人材センターのほうには商工観光課のほうで窓口になってやっておりますし、また、管理公社につきましては地域振興課のほうでそれぞれ窓口になって事業を実施し、また委託もそこで締結を結び、また管理をしてというふうにいたしております。

○3番（東福泰則君）

シルバー人材センターと東市来が地域振興社ですかね。失礼しました。公共施設管理公社。吹上は呼び方が違って公共施設進行管理公社というふうに。日吉町はそういうはないわけであって、それをどうこう言う必要はないんですが。

特に遠見番山公園ですね、なんかも管理公社になってるみたいですけど、行ってみると草ぼうぼうですね、遊歩道であっても、ほんとトイレがあるくらいで、景色は最高にいいんですが。そのようなことですね、ほんとに委託してやってるのかなという面を行ってみて感じるわけでありまして。そういうことで、時にはそういう委託してるのも見て、これはほんとにどうかかと。以前は大型遊具があり、遠見番山のことを1カ所だけを言うわ

けじゃないんですが、もう遊具なんかも全部老朽化して、取り除いてですね、ほんとのもうウサギ道で、散歩コースかというようなことがありましたので、管理公社に委託という中で、必要があれば管理して、管理公社に草払ってもらえんのかなと。委託だけがどうじゃなくて委託を管理を、委託会社を、公社はうまく有効活用していくように今後も実施していただきたいというふうに思っております。少しその点、そういうことが現場から見て感じ取れないなということを感じ取っておりますので、あえてここで、ちょっと通告には具体的には載せてありませんでしたが、唯一、東市来のことばかり言うんじゃないんですが、公園らしい公園はありません。残念ながら。若い人たちが、どっか公園に子供連れて遊ぶところはないというようなことも、伊集院まで来ればいいし、我々も子供たちを連れて、またその妙円寺中央公園をよく利用させていただいております。そういったこともありますので、ぜひ、遠見番山公園、そして、あわせて総合運動公園にも大型遊具等1つぐらい広場にあっても決しておかしくないんじゃないかということですね。今後、そういうことで、ちょっと通告にはないんですが、検討される考えはないかをお伺いして質問を終わります。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、遠見番山の周辺でございますけど、年に1回は東市来の建設協会の皆さま方が清掃をしていただいておりますし、今ありましておとり公社のほうにも委託して、そこあたりは徹底した形を今後それぞれ東市来を通じてさしていきたいと思っております。

ご指摘ございました、この運動公園の遊具の問題でございますけど、このことはちょっとまだ大きな予算的なものも必要となりますので、検討させていただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

よろしいですか。

○3番（東福泰則君）

はい。

○議長（成田 浩君）

次に、1番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔1番黒田澄子さん登壇〕

○1番（黒田澄子さん）

皆さま、こんにちは。私は市議会議員にさせていただきましてからの3カ月、市民の皆さまより種々のご相談を賜りました。また、地域行事や視察、ボランティア活動、そして議員としての学習や街頭演説等に没頭する毎日を送らせていただき、充実した3カ月を過ごさせていただきました。

議員にさせていただいたことに感謝し、これからも庶民の味方の公明党所属議員として精進してまいることを改めてお誓するものがございます。また、さきに行われました第45回衆議院議員選挙により政権交代が実現しました。国民の期待の中誕生する新政権がありますが、既に不安の声も上がってきておりますので、国民生活に幸福感、安心感をもたらさせていただきたいと思っております。

アメリカにおいて、さきに政権交代を実現したオバマ大統領は初めての黒人大統領で、若く知性あふれるリーダーであり、イエス・ウイー・キャンはとても魅力ある言葉であります。オバマ大統領の誕生はアメリカに大きな希望と夢をもたらしました。我が公明党におきましては年金や不祥事や財政難、自民党のエラーと積年の病弊への国民の不信と不満が充満し、与党の一角であった公明党へも大逆風となり、政権交代という想定外の大暴風雨が日本中に吹き荒れ、大きな犠牲を出してしまいました。それでも全国比例区805万、鹿児島第3選挙区内約2万3,000のご支援を賜り、全国で新人2名含み21議席を確保いたしました。大逆風の中、ご支援くださ

った方々に感謝申し上げますとともに、新生山口なつお代表のもと公明党らしく生活者の視点に立ち、地方と国のネットワークを強め、しっかりとマニフェストに掲げた政策実現に取り組んでまいり、一地方議員である私も捲土重来のために全力を尽くしてまいります。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1に、5月の日置市議選のときから市民の皆さまよりたくさんのお要望をいただきました。期日前投票の際の投票所についてであります。本市においては、合併5年に入ってもかかわらず、期日前投票の投票所は旧町時代と全く変わらない体制で、本庁及び各支所において、旧町民のみが投票できる体制のままでございます。一番の問題と言われておりますのは、旧伊集院町民以外の市民がここ本庁においても期日前投票ができないということです。本市内であっても地域外に通勤、通学されていらっしゃる方や、近郊の鹿児島市を初め、市外に通勤、通学されている有権者の皆さまからの要望の多い問題でございます。合併を行った鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、指宿市等と、既に合併直後の選挙より、市内どこの投票所でも期日前投票ができるという当たり前のサービスがなされております。そこで、期日前投票を本庁及び各支所、どこでもできる体制整備をしていただけないのか、質問いたします。

次に、新型インフルエンザ対策について質問いたします。

ご承知のとおり、8月最終週には学校だけで発生した集団感染件数が1,330件に上がり、9月6日報告で3,270件と増加現況にあります。9月に入り、学校も2学期を迎え、全国的に集団感染の心配がなされておりますが、8月28日に厚労省が発表した流行シナリオでは、9月下旬から10月に流行のピークを迎え、1日当たりの新規発症者数は

約76万2,000人、入院患者数は4万6,400人に達すると推計されております。一方、鹿児島県においても、大和村の特別養護老人ホーム大和の園、奄美市小宿中学校運動部、日置市の農業大学で集団感染が疑われる事例が発症しました。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1、本市における罹患の状況、これにつきましては、先ほど西園議員のほうから質問がございましたので省かせていただきます。

2、罹患したと思われた際の病院の現在の対応について。

3、タミフル新型インフルエンザワクチンの整備状況について。

4、乳幼児、妊婦、慢性疾患をお持ちの方等への啓発活動の現況と予防策について。

5、学校での対策についての5項目について、お伺いいたします。

3、細菌性髄膜炎予防のためのH i bヒブワクチン接種への公費助成ができないか、お伺いします。

H i bヒブというのは、ヘモフィルス属インフルエンザ菌b型のことで、頭文字をとってヒブと言われております。インフルエンザの原因の細菌と思われていた時期がありましたが、インフルエンザと名前がついていますが、インフルエンザとは全く関係がないようです。この菌はどこにでもいる常在菌で、症状が出ていなくてものどや鼻にこの菌を持っている人が1%から5%いるようです。この菌が血液や肺の中に入ると細菌性髄膜炎、敗血症、咽頭が炎症、関節炎などを引き起こし、中でも細菌性髄膜炎が最も頻度が高くなっているようです。かつて、脳膜炎と言われた病気で、毎年約1,000人の子供が発症し、そのうち600人以上はヒブ菌が原因であるようです。この細菌性髄膜炎を発症しやすい年齢はほとんどが生後3カ月から4歳代の乳幼児で、小児の細菌性髄膜炎は極めて重篤な

病気でございます。というのは、発症の初期は発熱、嘔吐など、風邪に似た症状を示すため、診断が極めて難しく、発熱後、1日から2日で死亡する例もあり、また罹患者の25%に知的障害や運動障害、難聴など後遺症が残り、5%が死亡するようです。かかってから治療しても抗生物質がきかない。耐性菌が50%以上もあるため、ワクチン接種が1番の予防策となります。海外では20年以上前からヒブワクチンの接種が始まっており、現在では100カ国以上が認可し、90カ国以上で定期接種が実施されていますし、アメリカ合衆国では日本よりも発症例が多かったのですが、定期接種を導入した結果、発症例が100分の1に激減したようでありまして。しかし、日本では1998年にWHOが乳児の定期接種に加えるように声明を出していたにもかかわらず、2年前の2007年1月やっとワクチン承認がなされ、去年12月より輸入ワクチンでの任意接種ができるようになりました。料金は接種1回につき7,000円から9,000円かかり、合計4回接種しますので、2万8,000円から3万6,000円と高額な接種料金がかかります。小児科医の先生方もできる限り受けてもらいたいと話しておられますが、この高額な接種料金が接種率向上の障害となっているようでありまして。県内では鹿児島市で公費負担、伊佐市がことし7月より全額交付負担となり、薩摩川内市は来年4月より公費負担が始まります。

そこでお尋ねします。1、本市における対象の乳幼児数と現在の摂取状況について。

次に、少子高齢化の中、将来の日本を背負う大切な本市の子供たちのために公費助成を検討いただけないかを伺います。

第4に、市内巡回バスの現況と、新しい交通システムの導入について伺います。少子高齢化と自家用車の普及により、いまや地方においては電車やバスが財政難のあおりを受け、

路線廃止等になり、特に高齢者など交通弱者である市民にとっての交通手段確保は死活問題であると考えます。本市でも市民のために巡回バスが定期的に運行されてきました。しかしながら、路線の問題や時間帯の不具合等で現在においては人の乗っていない通称エアバス化していることも否めません。現在の巡回バスについて、高齢者の要望は、あその道路はバスが通るけど、こっちはなぜ通さないのか、バス停までが遠くて買い物をしたら歩いて帰ることが困難だ、私の病院の診察日にバスがないし、帰りのバスまで二、三時間も待たなくてはならない、バスの便がないので、タクシーで買い物に行くと、買い物料金よりタクシー代が高くつく等々、高齢になるとドア・トゥ・ドアで家から病院や買い物をするお店まで、そして帰りは自分の家まで送ってほしいというのが一番の願いだそうです。

そこで、財政が厳しい中、巡回バス事業に取り組んでおられることを評価しつつ、数点お尋ねするとともに、提案をさせていただきます。

1、巡回バスの基本的運行方針等の考え方について伺います。

次に、1日のバスの運行台数と定員について伺います。

第3に、バスの利用状況について、第4に年間の事業費について伺います。

最後に、先の議会ではほかの先輩議員からも質問があったようでございますが、近年注目され既に多くの市町が実施しておりますデマンド交通システムという画期的な運行手段がございます。タクシーの便利さをバス並みの料金で実現し、予約にあわせて自宅や外出先まで車が迎えに来てくれ、地域内の行きたいところまで運んでくれる大変便利なサービスで、しかも利用者負担も安く、やり方によっては成功しておられる行政において、巡回バ

スだけに助成するよりも経済的であるという結果が得られております。そこで、本市においてもデマンド交通システム等の新しい交通システムの導入のお考えはないかを提案し、第1回の質問といたします。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を14時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

2番目の新型インフルエンザ対策、その2ということをごさいまして、平成21年6月19日付で国の運用指針が改定されたことを踏まえまして、本県の対応方針が見直しされ、8月以降は設置されている発熱外来は休止、原則としてすべての医療機関において新型インフルエンザの診察を行うことになっています。

現在の本市におきましては、30カ所の病院、診療所が発熱患者対応医療機関として新型インフルエンザの診察を行っております。

3番目でございます。8月末現在、新型インフルエンザの治療薬でありますタミフルは、国及び都道府県の合計で4,095万人分、リレンザは492万人分が備蓄されています。また、これ以外にも卸業者や医療機関が持っている在庫として、タミフルが371万人分、リレンザが90万人分ございます。厚生労働省では本年2月に改定いたしました新型インフルエンザ対策の行動計画で、備蓄目標を国民の45%、5,700万人設定し、備蓄に努めているところでございます。なお、鹿児島県では平成18年から19年におきまして、タミフルは14万6,000人を備蓄し、ま

た、本年度から23年度まで新たにタミフルを17万9,000人分と、リレンザ1万8,000人分を備蓄する予定でございます。また、新型インフルエンザ用ワクチンにつきましては、国内の必要量が5,300万人とされていますが、年内に国内で製造されるのが1,300万人から1,700万人にとどまり、不足するワクチンは輸入にまかなうこととされています。

4番目でございます。感染すると重症化しやすい乳幼児や妊婦の方に対しては、乳幼児健診や妊婦学級、母子手帳交付時の集団指導等の中で、手洗いやうがいの徹底と咳エチケットに心がけるように呼びかけるとともに、慢性疾患を持つ方を含め症状があれば早めに受診するよう周知しているところでございます。また、新型インフルエンザに対処するために、第一といたしましてチラシを全家庭に配付するなど、感染の予防に努めているところでございます。

3番目のヒブワクチン接種への公費助成ということで、その1でございますけど、ヒブワクチンは乳幼児に重い後遺症を残す細菌性髄膜炎を引き起こすインフルエンザ菌b型(Hib)の予防に効果があるとされ、また患者の年齢分布を見ますと、ゼロ歳児が最も多く、ゼロ歳から7歳まで70%を占めております。ヒブワクチンの摂取は生後2カ月以上から接種が可能で、5歳以上の場合にはヒブ感染症自体がほとんどなく、接種は不要とされております。このことから、本市におきましては2,000人ほどが対象と考えられます。ヒブワクチンの日本国内での販売は、昨年12月から始まっていますが、日置市内での接種状況につきましては、市内の各医療機関でこれまで33人が接種を受け、また、79人が予約待ちの状態でございます。なお、接種にかかる費用につきましては、1回が7,000円、計4回の摂取で3万円程度と

なりますが、保険適用外の任意接種のため全額自己負担となっております。ヒブワクチンの定期接種化による公費の予防対策が急がれているところでございますが、定期接種化の見通しについては、国は来年度以降になるとしています。

現在、少子化の進行や子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てしやすい環境整備を市政の重点項目のひとつと位置づけ、各種施策に取り組んでいるところでございますが、細菌性髄膜炎は乳幼児が罹患しますと死亡や重い後遺症を残す危険性が高いこと、また、ワクチンは4回の接種が必要で、保護者の経済的負担も大きいことが公費助成について子育て支援施策の中での課題と認識しております。

4番目の市内巡回バスの現況と、新しい交通システムの導入、その1でございますけど、地域公共交通を取り巻く現状は、利用者減少に伴う交通事業者の経営悪化による路線廃止や、過疎化や高齢社会の進展によりいわゆる交通弱者の増加など、厳しいものがあります。コミュニティバスの運行を初めとする地域公共交通の維持については、交通弱者と呼ばれる方々の移動手段の確保はもちろんですが、地域活性化や都市基盤を作る根幹を成す重要な課題であります。交通不便地域の解消を図りながら、市全体が一体となった均衡ある発展に資するものと考えています。市や交通事業者はもとより、市民や民間企業等が協力、連携のもと、一体となって交通機関の果たすべき役割を理解し、必要な費用の維持、充実に努めていくことが必要だと考えております。

2番目のコミュニティバスの運行形態は、伊集院地域を除く3地域で、合併前からの運行形態を継続し、伊集院地域では平成18年8月から現在の運行形態となっております。東市来と伊集院はいわさきバスネットワーク株式会社、日吉と吹上が鹿児島交通株式会社

に委託し、バスは基本的にバス業者の既存の車両を活用し、それぞれ1台で運行し、定員は東市来が24人、伊集院が25人、日吉が27人、吹上が30人となっております。利用状況につきましては、それぞれの地域によって運行回数や形態が異なりますが、20年度実績で東市来が2万390人、伊集院地域が2万6,208人、日吉地域が4,062人、吹上地域が1万1,606人と、全体で前年度より4,000人弱減少しています。1日あたりの利用者に換算すると、東市来が65人、伊集院地域が77人、日吉が16人、吹上が39人となっております。事業につきましては、運行距離、実績で委託料を払っていますが、20年度実績で走行キロに応じた委託料3,519万8,979円、運行収入が464万6,000円となっております、差し引いて市の実質負担額は3,055万2,979円となっております。4地域で運行しておりますコミュニティバスにつきましては、運行間隔や運行回数が地域によって大きく異なり、それをできるだけ平準化していくことが課題であります。また、バスの利用実績は地域や路線によって開きがあり、乗車ゼロで運行する場合もありました。こうした課題を解決していくために、これまでデマンド型の乗合タクシーの導入について検討してきましたが、バスの運行回数の少ない、伊集院地域と吹上地域において乗合タクシーの実証運行を計画し、この9月議会におきましてそれにかかる予算を計上したところでございます。先日開催されました地域公共交通会議で計画の概要を協議いただいたところでありますが、今後バス業者やタクシー業者のご理解ご協力を得ながら、実証運行に取り組み、運行実績を総合的に検証し、順次地域の実情に合った新たな交通体系の導入を進めていきたいと考えております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

新型インフルエンザの学校での対策についてお答えいたします。本市では、県教育委員会教育長通知等を受けまして、8月21日の出校日にあわせ各小中学校に対して手洗いうがい、咳エチケットの徹底による感染拡大防止や、夏休み期間中の対応、始業式に向けての健康チェックなど、児童、生徒への周知徹底を指導してきたところでございます。また、2学期始業に備えて消毒液を設置するよう指導するとともに、教育委員会より消毒液を各学校へ配付したところです。各学校では、2学期始業式で手洗い、うがいの励行、咳エチケットの徹底、換気の励行といった全体市道を行うとともに、担任の学級指導や養護教諭等によるTT指導など、専門的な指導も随時行っております。家庭では、学校だよりや保健だより等を通じて、38度以上の発熱や咳、咽頭痛などを感じた場合の対処や、病院での受診の仕方などについて周知し、感染拡大の防止に努めているところでございます。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

期日前投票の投票所についてご質問でございましたので、お答えいたします。

現在、日置市の期日前投票所は、本庁各支所の4カ所に設置しており、地域ごとに指定した期日前投票所で投票をしてもらっております。選挙人の利便性を考えますと、本庁及び各支所、どこでも期日前投票ができることが必要なことでもありますので、次回の選挙から相互に期日前投票ができるように体制を整備し、選挙管理委員会に図って実施できるように進めてまいりたいと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、1問ずつお尋ねをいたします。

期日前投票については、次の選挙からということですが、次は参議院選挙から実施されることになるのでしょうか。お伺いいたします。

す。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

これまで選挙が、私どもの事務サイドとしましては、二重投票の恐れというところ等もありまして、非常に不便が来しておったところですが、次の選挙から実施できるように進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

次に、新型インフルエンザ対策について、3点についてお伺いをしていきたいと思いません。

本日の新聞に新型インフルエンザ陰性証明をください、との記事が載っておりました。職場等の集団感染の防止に向けて、私はインフルエンザにかかっておりませんよという、そういう証明書を取りに国民の皆様が病院にいま検査に来ているということが起こり始めているという、そういう新聞の記事でございました。鹿児島市内等でも検査キットがだんだん不足していて、ピーク時に対応できなくなるため、微熱で発熱外来に来てもらっては困るというお医者さんもいらっしゃるようでございます。また、新型インフルエンザは、ほとんどがかかっても軽症であり、自宅療養で元気になっていると伺います。手洗い、うがい、三度の食事をしっかりと、十分な睡眠と適度の運動、ごく当たり前のことをしっかりと実践していくことが、まずは大切だと思います。ある保育園では、3歳未満の子供たちが今回の新型インフルエンザによって先生方の指導の継続により、手洗いがとても上手になりましたというふうに伺いました。このようなことを、特に中学校や高校等でも進めていただき、予防に努めてもらいたいと思えます。アルコール液も大概お金のかかるものだと伺っておりますし、それをたくさん配備することよりも、まずは石鹸等でしっかり手を洗う、この洗い方も歌ができていたり、ま

た、爪の中までしっかりと洗浄するとか、手首までとか言うことが、先生たちの指導の下でしっかりと、ただ言われるだけではなく一緒に洗っていただきたいかなというふうに思いますので、そこら当たりの指導にぜひとも今後とも努めていただきたいと思えます。その中で、この発症の疑いがあるって学校を休んだけれども、実はインフルエンザではなかった場合、これは出席停止扱いになりますでしょうか。受験生にとって欠席日数は推薦入学等を考えている場合、大変に気にされているようでございますので、お伺いをいたします。

また次に、いま保護者の間で（「一問一答式ですから一問ずつ質問してもらえますか」と呼ぶ者あり）あ、一問ずつですね。それでは、まずその出席停止になるかという点についてお伺いいたします。

○学校教育課長（肥田正和君）

お答えいたします。インフルエンザ等で欠席の場合は出席停止の扱いになります。で、あとインフルエンザではなかったという場合には通常の欠席という形になります。

○1番（黒田澄子さん）

同じ状況で薩摩川内市では、疑いがあるって休まされた場合も出席停止というふうにおっしゃっておりますが、本市でも同様に扱っていただくわけにはいかないでしょうか。お伺いいたします。

○学校教育課長（肥田正和君）

登校の段階でまだはっきりしていない場合には、出停とか欠席とかという判断は差し控えております。そして、後で実際にどうだったかということをもとに出席については判断をしております。

○1番（黒田澄子さん）

それは、本市のお考えでしょうか。それとも、県の教育委員会のほうの、県のほうのお考えなのでしょうか。同じ県内に住んでいる子供たちが、片やは、いまこのような緊急事

態の中、高熱があつてきょうはお休みさせます。学校のほうからぜひ病院にいかれてインフルエンザの検査をお受けください、そう言われて親は病院に連れて行きます。そしてお休みをさせるわけでございます。ところが、その日のうちに検査結果が出ない場合がございます、次の日にもう一度お越しくださいと言われたら、子供は出席してもよろしいのでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

例えば、その子供の親がインフルエンザにかかっていたというときには、その子供は濃厚接触者ということで出席停止の処置になりますので、当然そのような処置をとります。と、同じようなことから考えますとどうするのか、このことについては、具体的ことについては検討させていただきたいと思ひます。そういう意味で蔓延が予想されるということであれば、そういう処置もとれるのではないかなとも思ひます。具体的なことについては検討させてください。

○1番（黒田澄子さん）

推薦入学等、いま中学校3年生の子供たち、また保護者の皆様は、ぴりぴりとした事態に入っていく中、インフルエンザにかかることも大変心配されますし、新型インフルエンザにかかること、そういうことも大変に心配されている中で、一生懸命欠席のないように努めてきた子供たちが救われていきますようにご対処いただきたいとおもひます。

それでは、次にお伺いいたします。

いま、保護者の間でこのインフルエンザに対して大変に問題になっていますのは、学校で登校時にわが子は元気に登校させました。ところが、学校に行った時点で2人の発症者が出ていた場合、学級閉鎖になりますが、両親も既に職場に出まわられて連絡網を使つても全家庭に速やかに連絡をすることが困難なことと、急遽両親のどちらかが仕事を休んで

帰宅することが困難であるとの声がございませぬ。本市内、ある小学校では、連絡網を何分で回せるかの練習が、保護者の中で行われたと伺ひました。学校側のぴりぴりした緊張感が伝わつてまいりますが、全家庭に平日の日中にすばやく連絡することは大変に困難であると思ひられますが、このような声に対して本市として教育長はどのような対応をお考えになりますか。児童、生徒への対応と、保護者への対応についてお伺いいたします。

○教育長（田代宗夫君）

そのような場合は、やはりケース・バイ・ケースということがございませぬので、基本的には先ほどおっしゃつたような連絡網で連絡したりしますけれども、連絡がつかない場合とか、それぞれあるでしょうから、それはそれとしてきちつとした対応をそれぞれしていきと思ひます。

○1番（黒田澄子さん）

きつちりとした対応というのは、例えばおうちに帰れる子供がいて、帰れない子供がいる場合、学校のほうで見ただけのことになるのかお伺ひします。

○教育長（田代宗夫君）

帰れない子供を無理やり返すということはいかぬでしょうから、それなりの対応というのはそういうことを考えた対応だと考えております。

○1番（黒田澄子さん）

それでは、厚労省のほうは、ワクチンの絶対数が少ないということで、そういう中で優先順位をつけてワクチン投与のほうをしようというふうになされておりますようございませぬ。その中で、ワクチン接種を希望されておられますけれども、その優先順位の中に入らない方がもし医療機関に、本市の医療機関にお尋ねになられて、私もワクチンを受けさせてほしいと言われた場合、本市の医療機関はどのように対応されるのかお伺ひをいたし

ます。

○健康保険課長（大園俊昭君）

新型インフルエンザのワクチンにつきましては、国のほうでは優先接種順位について接種を行うということになっております。そしてまた、ワクチンにつきましても限りがございますので、国のほうの指導に基づいて優先順位に基づいた接種がなされるというふうに考えているところでございますけれども、ただ、まだ詳しい事情等については、こちらのほうにもまいってきておりません。そしてまた、今週の金曜日でございますけれども、県のほうで新型インフルエンザワクチンの接種についてという説明会がございますので、そちらのほうでもいろんな質疑等も出てまいろうかと思っておりますので、それを参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。

○1番（黒田澄子さん）

私は決して新型インフルエンザをあおって危機感を市民の皆様には抱かせたいと思っていないわけではございません。しかしながら、混乱が予想されることに対して、少しでも行政のほうも準備をしておかれるということは大切ですし、先ほど申し上げましたように、タイムウォッチを使って何分間で連絡網が回るかというくらいびりびりとした状況の中で、中には担任の先生がそれをさせたいというわけではなくてもそうせざるをいけないようなことをなさっている学校もあられるということで、保護者の皆様も若干混乱をされているということでございました。本当に一生懸命、手洗い、うがい、そして体力をつけてしっかりご飯を食べて、なるべくいっぱい人がいるところには行かないようにとか、さまざまな行政から教えていただいていることを着実にやっていけば感染は防げますし、また、感染してもみんな死ぬとかいう、そんな怖い病気ではございませんので、私たちはそれをあお

っていきたいというふうには思っておりませんが、行政の皆様にはその不安を解消していただけるようなお話の仕方等をぜひ公共の施設、また学校等ではお願いをしたいというふうに思います。

では、次に移らせていただきます。

ヒブワクチンでございます。先ほども私は丁寧に申したつもりでありますし、市長もこのヒブワクチンについて有効であるということは、よくお調べいただいておりますけれども、細菌性髄膜炎はかかるとなると本当に重い障害が残る、そういう病気でございますし、ワクチンさえ打っていれば免れるという、そういうワクチンなわけでございます。先日、詳しくはちょっと覚えてはおりませんが、24時間テレビで一生懸命に盲目の子供が海を泳いでおりました。あの子も1歳か2歳のとき、高熱によって目の視力を失われるという、そういう状況になられていた子供さんだったようでございます。そういうことが、一切ほぼなくなるというワクチンを、なんとしても鹿児島市並み、鹿児島市は3,000円の補助が出ているようでございますので、本市においてもこの大切な子供たち、次のこの日本の国を背負っていく子供たち、なんとしても元気に育てていただきたいという私は一母親としての願いでもございます。市長、何とかそこを頑張っていただけないものか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

議員もご存じと思っておりますけど、このワクチンがまだ本当に不足しており、ワクチン自体がそういう状況で待ちがあるというふうにお聞きしております。今回、国のほうも来年度、これ予防接種化、そういう形の動きがございますので、市といたしましても国のそういう動きを見ながら、ご指摘のとおり大変いまの現実高額であるということは認識しております。来年の国の動向を見ながら、市

としての対応というのを検討はしていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

同様の条件の中で、もう既に助成が行われている行政があるわけがございます。本市も早めにお考えいただくということも決して先走ったことではないというふうに思いますので、本当に真剣に子供たちが脳障害を起こしたら大変な状態になるということをもう少しよくまた見聞きしていただいて、早く本市の子供たちが、また若いお母さんたちが安心して子供たちを育てられる環境づくりにがんばっていただきたいと思っております。

では、次に、デマンド交通システムについてお伺いいたします。

今回、旧伊集院町と旧吹上町において、試験的に運行の予定であるというふうにお伺いしております。1月、2月あたりにされるというふうにお伺いしておりますけれども、具体的にはこのデマンドタクシー方式、いろいろなやり方がございますが、その試験的にやられる詳しい内容をお伺いいたします。

○企画課長（上園博文君）

それでは、ただいまの乗り合いタクシーの件につきまして、具体的に申し上げます。

先ほど、ドア・ツー・ドアという、ご質問の中でもありましたけれども、ただ、陸運支局のほうからもこの乗り合いタクシーの性格からして、玄関から玄関までには問題がありますよという指摘を受けておりますので、あくまで、公道まで出ていただくということを基本的に考えております。そして、運行路線につきましては、伊集院地域の上神殿と久木野々線、そして、吹上地域が平鹿倉湯之元線と、日添田之尻線、この路線、合計4路線でございます。実証運行期間はこの議会の議決をいただいて、10月にそれぞれタクシー事業者の方々が認可申請を行われます。そして、私共としても地元の説明会もあわせて進めて

いきたいと思っておりますので、年明けの1月から2月まで、2カ月間を運行予定としております。利用料金でありますけれども、いまのところは300円で計画しております。運行形態にしますと、平日の週2日を今考えているところでございます。午前中1往復、午後から1往復でございます。利用方法でございますけれども、必ず予約制とすることが基本でございます。午前の利用は前日まで、前日の夕方まで、そして午後の予約につきましては当日の11時ごろまで、直接タクシー運事業者のほうに連絡をいただくように計画しております。

今後の運行に向けましては、今回、1月、2月の試行運転をしますと、当然、22年度の当初予算には反映できませんので、6月補正ぐらいの予定でいま予算計上をさせていただけたらなと思っております。具体的には、来年の10月ごろからの本格運行ができればと考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（黒田澄子さん）

今、大体の内容を教えていただきました。今回、伊集院町でも街中というよりちょっと奥まったところといいますか、地方になるところ、そういうところへの試作であるというふうにお伺いしました。これは、1月、2月はこのようにして試験的にやってみられるということではございましたが、後の旧2町の地域においては、そのようなシステムをやってみようというご構想があられるかどうかをお伺いいたします。

○企画課長（上園博文君）

今の段階では、冒頭市長が申し上げましたけれども、伊集院と吹上、伊集院の上神殿地区が全体的にそうなんですけれども、コミュニティバスが6日にいっぺんという実施であります。ほかの地域と比べまして非常に間隔の長い地域になっておりますので、市内の平準化とい

うことが今回の大きな目的でもあります。したがって、ほかの地域にはコミュニティバス自体も結構利用が多いところがございますけれども、東市来が特に、先ほど1日当たりの利用者数も市長が報告申しあげました。ただ、日吉地域におきましては時間帯によって、極端に言いますと空バス、誰も乗ってない時間帯がございますので、こういったところはこの乗り合いタクシーの運行と合わせて見直しを図っていきたくて考えております。

以上です。

○1番（黒田澄子さん）

この交通弱者と言われる方は、地方にお住まいとか街中にお住まいという、そういうことばかりではなくて、先日もちょっとお伺いしましたけれども、例えば妙円寺団地のように整然とした道路もあり、交通も通っているようなところであっても、交通弱者の人にとっては、先ほど言いましたようにあっちの道路は何で通って、ここの道路は通らないのという、それが本当に市民レベルのこの距離感になっていらっしゃるそうです。お話を伺うと、そういう方々はこっちも通してよ、いつになったらこちらは通るの、こう回ってよ、それが本当に皆さんから見られるとそんな細かいご要望、って思われるかも知れませんが、私どももあと30年ほどすると、もう皆さん70代、80代、中には90代、そうならないとわからないかもしれませんけれども、何とか歩いてバス停までには行けました。バスにも乗りました。お買い物もして、やっとかっとならバスに乗りました。ところが、バス停から歩いてこれ持って帰れないのよ、だからタクシーを呼ばなきゃ仕方がないのよ、というのがそういうご年代の方々の説なる願いですので、今後ぜひともすべてをこの形にしていくというのは若干の無理も財政的なものもございますので、そこはよくわかりますけれども、あそこここの地域だけが

できて、こっちができないとなると、多分たくさんの方の不平不満が市のほうにもまいるのではないかというふうに予想されますので、少しずつでもいいですので移行していくお考えはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

先ほど企画課長が話し申しあげましたとおり、今回は平準化ということを入れてほしいというふうに思っております。言えば最小限、今、週に1回とか4日に1回とか、それぞれ各地域で違いましたので、この4地域を平準化する、基本的には1日おきにやっていくんだということをご理解してほしいと思っております。

それで、今ございましたとおり、今回実証実験をやりますけど、さっきも言いましたようにコミュニティバスであっても空で走っているところについては、このようなものも入れながらやっていかなきゃならない。とりあえず、この2、3、実験、実証してみて、利用者がどれだけおるのか、そういうものもしていかなければ次のステップには入れないというふうに思っておりますし、今ご指摘ございましたように、財政的な負担の中におきまして、約いま3,000万円程度、このコミュニティバスだけに使っております、まだこのほかにそれぞれの定期的な空港バスとか、またそれぞれの中で助成を約2,000万円程度やっております。そういう中で、この交通機関の弱者の問題だけで私ども市の予算を配分はできないというふうに思っておりますので、なるべく私どもも安い助成の中で、こういう弱者の方を救っていきけるような方策をみんなで実験、プラン等やりながら進めさせてもらっております。そういうことで、今回の実験をしてみて、またそれ総括してまた皆様方にもいろいろとご報告申しあげ、またいいアイデアがありましたら、次の本格稼働

につきましては、またいろいろと知恵を絞ってやっていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

このデマンド交通システムによりメリットという部分を少しだけお話ししたいと思います。

安曇野市という市においても既に導入されておりますけれども、いま高齢者によるドライバーの返納率の低さというか、地方におきましては、
80歳、90歳になっても運転をしながらお買い物に行ったり、病院に行かないといけないというのが高齢者側の理由、そして、警察とか一般市民から見ると、曲がり角もブレーキを踏まないとか、時には問題になっております高速道路を逆走するとか、そういう問題がたくさんある中で、この安曇野市はこの交通システムに変えた結果、平成16年度にはこの高齢者の運転免許証の返納率が60%だったそうなのですが、平成20年度には96%まで上がっている。ほとんどの方が返納して安心できるものに乗って生活ができるようになったと、非常に喜んでおられる。そして、またそちらの市のほうでは、21年の4月、本年の4月より返納者に対してはこの高齢者の返納者に対しては9,000円ほどの利用回数券をお渡しして、促進をされているというふうにお伺いしております。また、小高町というところでのメリット点としては、医療費が重症化しての入院がもっとも負担が大きくなるといわれていますけれども、このデマンド交通システムのおかげで高齢者の外出機会が大変に増えた、そのことによって高齢者が家の中にずっと縮こまっておらず、そういうものを利用してどんだん街に買い物に行ったりする中で、また乗り合いタクシーと一緒に話す相手がいる、若干遠回りとしてもそれが楽しいといいながらお話をし

て乗られるようになって、外出機会が増え、また健康増進や重症化が予防がされ、町の医療費が減少傾向にある、このようなことも複合的に報告なされておりますので、私たちの町もどんどん高齢化が進んでいくということがもう目に見えておる状態でございます。単なる交通弱者の死活問題という、そういう点だけではなく、複合的にすでにやってらっしゃる市においてはそのようなメリットも生まれてきているというふうなデータが出ておりますので、今後ともそういうこともまたお考えいただきまして、市民の皆様が喜んでいただけ、かつ財政も何とかぎりぎりのところで厳しい様子というのはもうよくわかっておりますけれども、今の循環型のコミュニティバスに投資している、出資している枠内で収まる範囲であれば、何とかそこを少しずつ移行できるところとコミュニティバスを巡回するところというふうな先ほど標準的などと言われましたけれども、そういう意味での標準的なやり方もまたご検討いただけないかということでお伺いしたいのですが。

○市長（宮路高光君）

先ほども申し上げましたとおり、今回の実験、実証した上で、また次のステップがあると。この中でどういうふうにして利用形態、また利用者の皆様方のご意見、そういうものもきちっとお伺いして、先にも言いましたようにコミュニティとこの交通デマンドの方式の組み合わせをまだ十分検討をしていきたいというふうに思っております。

○1番（黒田澄子さん）

最後になりますけれども、その2カ月ほど試験的に運行されるそのデータは、例えば利用者のアンケートとかそういったこともとられるようになるわけでございますでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。ただの利用回数とかそういうことだけではなくて、アンケート等できちんとした言葉として皆様がお

受け取りになられるのか、そこもお伺いしたいと思いますので、最後にご質問いたします。

○企画課長（上園博文君）

実質アンケート調査も地元の方々からいただきたいと思いますし、また職員自体がそのデマンド乗り合いタクシーに実質乗って、皆さん方の意見も聞きたいと考えております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了しました。明日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後2時50分散会

第 3 号 (9 月 1 7 日)

議事日程（第3号）

日 程	事 件	名
-----	-----	---

日程第 1	一般質問（13番、16番、19番、17番）	
-------	-----------------------	--

本会議（9月17日）（木曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	選挙管理委員会事務局長兼総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君
農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君

教育総務課長 山之内 修 君
社会教育課長 馬 場 静 雄 君
会 計 管 理 者 朴 木 義 行 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

学校教育課長 肥 田 正 和 君
市民スポーツ課長 芝 原 八 郎 君
監査委員事務局長 石 塚 澄 幸 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

きのうの一般質問の黒田澄子さんの質問の中で、4番目の市内巡回バスの現況と新しい交通システムの導入についての質問の中で、……への対応はどうするのかとの不適切な発言があり、訂正の申し出がありましたので、お知らせいたします。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、13番、中島昭君の質問を許可します。

〔13番中島 昭君登壇〕

○13番（中島 昭君）

改めまして、皆さん、おはようございます。大変いい天気が続きますねえ。余りいい天気といえますか、天気ばかり続きますと、また大変な問題が起こりつつあるようでございます。

先日、同僚議員と祁答院の藺牟田池を視察に行っていました。もうテレビとか新聞で報道されるよりも、はるかに深刻な干上がった状態にして、これは大変なことだなあと思いつつ、先日、吹上の永吉ダムへ上がってみましたところ、こちらのほうも大変深刻な状態になっているようです。

雨が降らないからいい天気だと言いますが、そういうことでなくてやはり適度な環境といえますか、やはり適度な雨が降ったり天気が続いたり、そういうことが一番大切ではなからうかと、改めて痛感しているところでございます。

また、日置市内におきましても、これから当然かんがい用の水もなんですけれども、飲

料、あるいはお風呂、そういうものを水の節水というのに私ども市民の一人として、一人ずつが深刻に受けとめて、そして節水に努めていかなければならない重大な局面に入ってきてつある、そういうふうに認識をいたしたところでございます。

それでは、通告してありました質問をいたします。

長かった夏休みが終わり、2学期が始まりました。子供たちは夏休み前から夏休みにかけて、それぞれの地域で子供会活動を初め、集団生活の場、学校利用や伝統行事・伝統芸能などさまざまな場所で活躍をしてくださいました。また、市内全域を対象にした青少年リーダー研修、チャレンジ硫黄島、関ヶ原戦跡踏破隊など、体験活動にも積極的に参加して研さんに努めております。

この事業は、市内の子供たちが一同に集い、自然体験や野外活動、異年齢集団による共同生活を通して、お互い励まし合いながら見聞を広める活動であります。

参加状況を見ますと、ほぼ市内全域から子供たちが参加して交流を深め、合併効果があらわれているようであります。また、自然を体験しながらの昆虫採集、植物採集など、家族や友人との共同の勉強や、図書館を利用した学習も積極的に行われていたようです。

同時に、スポーツ少年団や部活なども、体育館や運動場などで真っ黒になりながらトレーニングに励んでおりました。スポーツ少年団や部活は学校教育の延長線上にあると思いますので、学校敷地内での練習が基本ですし、また、安心・安全の点からも学校内が適当と思いますが、市内にはすばらしい環境の中、充実した施設が多くあります。この施設を使って、子供たちがさらにすばらしい体験と成績を残せるように、また、例えば伊集院の子供たちが吹上の施設を気軽に利用して、共同で練習や練習試合などできる環境づくり

が大切であります。そこでは、学校は違って
も子供たち同士の友情や連帯感が醸成される
と思います。

そこで1番目の質問を教育長にお伺いいた
しますが、昨年7月から日置市内すべての体
育施設の使用料が統一されました。条例を
1年で見直すのは本意ではありませんが、こ
の1年間を顧みて、市内の小・中・高校生に
は日置市のすばらしい施設を無料開放して、
より多くの体験をさせるべきであると思いま
すが、教育長のご見解をお伺いいたします。

2番目の質問を市長に伺います。日置市は
これから防災放送、下水道施設、し尿処理場、
校舎建設のほか、イントラネット事業などの
大型投資が控えているわけですが、市民の行
政に対する参加意識の高揚を図り、日置市の
資金調達が多様化を図るとともに、ペイオフ
解禁の不安の中で、市民の有効な資金運用先
を確保するために「日置市市民債」の活用が
有効と考えますが、市長のご見解を伺います。

3番目の質問を市長にいたします。去る
8月30日に衆議院選挙が実施されました。
結果は周知のとおりです。改革の旗印のもと、
財政効率を最優先に進めて地方が疲弊してき
たための結果が大きいと思います。きのうの
夕刻、鳩山内閣が発足して全閣僚名が発表さ
れました。期待と、公約実現に向けての不安
はあるものの、とにかく新しい一歩を踏み出
しました。

鳩山総理のあいさつの中で、印象に残った
言葉が幾つかあります。

1、日本の歴史が変わる。まさに歴史的な
日になった。

2、民主党が勝利したのは国民に「なぜ、
こんなふるさとにしたんだ」という思いがあ
った。

3、国民に政権に参加してほしい。

などであります。

さて、日置市が誕生してあつという間に

4年間で過ぎていきました。合併効果が体感
できること、合併効果が感じられないこと、
合併して後退したのではないかと感じるこ
と。思いはそれぞれだと思います。しかし、私
が住んでいる吹上地域では、「合併しなければ
よかった」「合併して何にもよいことはなか
った」とよく聞きます。市長もお聞きにな
ると思います。なぜ、合併効果が感じられ
ないのでしょうか。私たちも日置市も合併し
てこの4年間、行財政改革を旗印に進めてき
ました。日本国内や鹿児島県、また、日置市
の財政状況を考えますと間違っただけでは
ないと思います。しかし、財政効率だけを求
めても、決して全体的効果があらわれるとは
考えられません。市民が安心して暮らせる町
は、何も事故や事件、犯罪や災害を防ぐこと
だけではありません。庁舎は、いざという
とき市民を助け、心のよりどころになる、
いわばお城のような存在であり、それが安
心・安全の町であります。財政効率を追求
することは理解できますが、支所の職員を
削減して、そのために吹上・日吉・東市来
の支所周辺及び地域そのものが衰退したら
、日置市の均衡ある発展はありません。「な
ぜ、こんなふるさとにした」と感じたとき
はもう手おくれです。市長は今後支所のあ
り方をどのようにお考えかを伺いまして、
1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目は教育長のほうが答弁しますが、
2番目の、これからの大型投資に市民債を
活用すべきというご質問でございます。

地方分権や財政投融资制度の改革、また
郵政民営化や公営企業金融公庫の廃止など
により公的資金が縮減・重点化されたこと
から、地方団体の資金調達については民間
等の資金の割合がふえてきている状況にあ
ります。

民間等の資金には、銀行などの金融機関
や機関投資家等を含めた市場から調達する
全国

型市場公募地方債と、個人から調達する住民参加型市場公募地方債があり、ご質問の市民債は、住民参加型市場公募地方債になります。

ご指摘のとおり、市民の皆様の行政に対する参加意識の高揚を図るということや、市民の有効な資金運用先として大きなメリットがあると考えられますが、その一方で、利子分や満期時の償還金の財源をどうするかなど課題もありますので、日置市が発行する金融商品としてどの事業に活用したら市民の皆様方に魅力を感じていただけるのかなど、いろいろな側面から今後検討をしていきたいというふうに思っております。

3番目の、支所の機能を充実させ、総合支所を継続すべきという、合併後、新市の一体性を速やかに確保し、効率的な行財政を推進するための組織として本庁が設けられる一方、地域住民の身近な声に対応できるきめ細かな行政サービスの提供と、市民参画による主体的なまちづくりを推進するため、総合支所が設けられました。

総合支所では、市民に直結する行政サービスを提供するとともに、地域の特性を生かしたまちづくりの推進を行うこととし、本庁では、効率性などの観点から、統一的・全市的な取り組みが望ましい事務事業を段階的に集約してまいりました。

しかしながら、総合支所方式では、効率性や意思決定の迅速性などで劣ることもあり、また、将来の行財政運営のため、引き続き職員を削減しながら現状の組織体制を縮小していかなければならないというふうに思っております。

また、平成18年2月に、外部委員で構成されました行政改革推進委員会から本庁への早急な希望もございまして、また、平成19年4月、議員の方々に構成されます行財政改革特別委員会においても、本庁方式の検討をするようご要望を受けているところでご

ざいます。

今後、2つのご要望がありますけど、特に今、私どもは市民の利便性を最大限に配慮しつつ、地区館を中心とした身近な行政サービスということを考えておりますので、地区館と今後支所との機能分担を含めながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

市内の運動施設を児童・生徒に無料開放してはどうかというようなことについて、お答えいたします。

市内の体育施設及び都市公園内の運動施設の使用料につきましては、旧4町間で異なった使用料や徴収形態だったものを統一し、平成19年12月議会において、合併後における類似施設間の使用料調整を行い、条例を改正し、平成20年7月から新料金でお願いしてございます。

市内には50の体育施設があり、平成20年度の年間利用者数は65万7,358人で、うち児童・生徒の利用者数は33万3,362人です。

日置市体育施設条例第8条及び都市公園運動施設条例第8条で、公益上の理由があると認める場合は、使用料を減額または免除することができるようになっているため、必要ときはそのような取り扱いをいたしております。

また、各学校の運動施設につきましては、学校開放事業によりスポーツ少年団や一般のスポーツ団体等には無料で開放いたしております。ただし、照明料は実費負担をいただいております。

市内の小・中・高校生には施設を無料開放して、より多くの体験をさせたらどうかということでしたが、高校生の利用については現在のところ減免をいたしております。

ん。

○13番（中島 昭君）

まず、教育長のほうから質問を再度させていただきます。

今のところ、条例8条、私も見さしてもらいましたが、内規のほうでそういうふうなことが書いてあるということでございますが。日置市では話を聞きますと、県外から視察が多くあると聞いております。内容は「日置市の子育て支援が充実しているから」が、一番というふうに聞いておりますけれども、これは教育委員会と福祉の関係がよく連携がとれているからだと思います。

教育長はスポーツ少年団や部活を恐らく奨励されていらっしゃると思います。使用料の軽減措置は保護者の負担減もですが、日置市のさらなる子育て支援のすばらしさ、これを発信して「住んでみたい町、住んでよかった町ナンバー1」を目指すべきであります。

小学校のスポーツ少年団は、内規のほうで無料開放されているようにですが、せめて中学生、ここまでは、義務教育のところまでは、スポーツ少年団と同じように無料開放していただいて、これ本当に私よりよくご存じだと思うんですが、保護者の負担というのは練習試合があつたり、試合大会があつたり、そのためにももちろん油も使わないといけませんし、その部活の費用も積み重なっていきます。恐らくこれで、中学生の部活の減免あるいは軽減措置をしても、市に入ってくるお金というのはそう大きな額ではなかろうかと推測はしております。

しかし、やはりここは気持ちの問題ですので、せめて義務教育の中学生までは、伸び伸びとこのすばらしい施設を使っただいて、そしてさらにこの日置市内の融和といいますか、子供たちの世界は、とにかく先に交わりあって、いい成果が出ておりますので、せめ

て中学校の部活だけは免除していただけるようなお考えはないか、再度お尋ねいたします。

○教育長（田代宗夫君）

中学校の部活の利用についてですけれども、現在でも、実は中学校にその運動をする場所がないとか、あるいは工事中で使えないとか、こういう場合には現在も無料で使わせているところがございます。

したがって、ご指摘のこともございましたが、基本的には先ほどございましたように、学校に運動施設がきちっとあるわけですので、学校を使ってするというのが基本でございます。安全性とかいろんな面で。ただし、大会等が、例えば具体的にテニスを例にとりますと、地面ではなくて、俗に言う人工芝生というんですか、ああいうので実際の試合は行われてるという現状もございます。できたら、中学校をそういう形のテニス場にすれば一番いいことですが、それはなかなかかなわないことではございますけれども。

したがって、私どもとしては現在のこの利用形態の中で、できたら平日の一般の方々が利用されない時間帯に限って、子供たちに施設が場所が少ないとか、そういう理由で使いたいときには何らかの形で活用できないか、そのことについては今後検討していきたいなと思っております。

○13番（中島 昭君）

何らかの形で、いつもご答弁、いつもというわけではないかもしれませんが抽象的になってしまいますけれども、まあそれは当然のことだと思います。しかし、できるだけ早く、本当は、私自身は、もし教育長の決心がつかれたらすぐにでも実行できることですので、念のためにいつごろからの予定をされてる、この2学期内にそういうことが実現できるかどうか、せつかくですでお尋ねをいたします。

○教育長（田代宗夫君）

できるだけ早くということですが、できたら早いほうがいいとは私も思っております。やはり、どの学校にも同じような不公平が生じないような形で利用を考えていかなきゃいけないということで、できるだけ早くしたいと思っております。

○13番(中島 昭君)

できるだけ早くしたいということは、いずれ実現できるというふうに解釈をさせていただきます。

次に、市長にお伺いいたします。市民債の件ですけれども、まず。実は同僚議員と政務調査に行った市では、これはもうどこでもだと思うんですが、国債を基準に独自の上乗せした金利を決めて公募をしておりました。その、市の市民債の使用目的は、中学校の校舎建設費とそれから温泉施設の建設費で目標額2億円ということで、目標金額を達成しまして、その市の試算では、事務費などすべての経費を差し引いた、いわゆる市の利益が500万円から600万円あるという試算でした。これ、そのときの金利いわゆる国債も含めて、それから民間銀行も含めまして、金利で確かにリスクはある部分もありますけれども、これからやはりこれの一番のメリットといいますか、この施設は我々市民も協力して、そして出来上がった大切な施設なんだ、そういう心の問題というのも非常に大きいと思います。

そういう意味では、市長がおっしゃる行政と市民が協力して、こういう意味合いから言いますと、非常に大きなお金だけではなく、お金ももちろんそうなんですけど、お金だけではなく、大きなメリットがあると私は確信をしております。もちろん、十分な精査を行いまして、市と行政と市民が両輪になり、日置市の発展につなげるべきだと思っておりますが、もう一遍検討すると、今後検討するというご答弁でしたけれども、もちろん、内容

がどういうものに適するかということは、これが一番大きな問題も出てくると思いますが、検討していただけるということでよろしいんでしょうか。もう一遍そこをきっちりご答弁いただきたいと思っております。

○市長(宮路高光君)

さっきも答弁させていただきましたとおり、これは目的といいますか、何を建設をするのか、そういう中でこの市民型の中におきます市民の皆様方のそれぞれの思いを、それぞれ、この市民債というのにかえていくということであろうかというふうに思っております。

私どもが今この起債等を充当している中におきまして、特にやはり今は交付税算定に入る、そういうものを一番大きな柱として起債を充当しております。今、この市民債につきましても、利率を含めましてそういう更正に、そういう一つの財政的な措置がないということも一番大きなリスクでもあります。

そういうことも含めまして、どうしてもそういう有利な起債等ないことを含めた中におきましても、やはりこういう市民債というのも大事なものであると。それぞれの事業をするのに当たって、その中身も必要であろうかというふうに考えておりますので、検討するというのは、そういう物件いろんなものが出てきたときに市民債でお願いできるものなのか、それが有利な交付税措置があるものなのか、そういうものが精査した中において、いろいろと皆様方にもそのときは相談していかねばならないとそういうことでございますので、ご理解してほしいと思っております。

○13番(中島 昭君)

そのように私も理解しております。ただ、交付税措置されたり、補助金を併用して使えたり、そういうこともやっているようでございますので、この辺は今後の問題ですけれども、しっかり精査していただいて、十分ご検討していただきたいと思っております。これは、こ

れから大切な資金運用ですので、どちらにもメリットがある、市民にもメリットがある、それから市にもメリットがある、そういうことですので、ぜひこれからそういうことも念頭に置いていただきたいと思います。

さて、3番目です。先ほど、市長のほうからご答弁をいただきまして、地区公民館を充実させてということでもありましたけど、その前に、この行政改革推進委員会がこれ3年半前に答申を出されていらっしゃるわけです。これは、この時点では私はこれで大変すばらしいことだろうと思うんですが、それから3年半たちまして、世の中が大きく動いていますし、もちろん議会のほうも特別委員会でちゃんと指針を出したんですけれども、このITの世界と言いますか、日進月歩、もう1日の間に全然ひっくり返ってるというぐらい進んでおりまして、もちろん参考にはなろうと思いますけれども、これから非常にそういうのに対応していくのには、非常に難しい問題が出ると思います。

先ほど市長がおっしゃいました地区公民館を充実させて、そして支所の人員は削減していく、そういうご答弁でしたけれども、将来的にですね。その辺のもうちょっと詳しい説明と、一番問題なのは、なぜそれがメリットがあるのかどうか。漠然としていたこの合併してからの間は、みんな真ん中に集まったほうが効率がいいだろうという、これが裏づけというのがなかなか、先進地もそういうところが少ないですし、これは鹿児島市とか薩摩川内市のように吸収合併じゃなくて、対等合併をした市で、まだ本庁方式というのを私も聞いておりませんが、そういうふうにしたというところが。

先ほど市長がおっしゃったそのプロセスの中で、地区公民館を充実させる、これは、それはそれでいいと思うんですが。それから支所の職員を削減していく。事務機構あるい

はいろんなものの、その中央に集める必要が、なぜそれがメリットになるのか、その辺をちょっとわかりやすく説明していただきたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的に、この行政改革の中で職員の削減ということをそれぞれ頭に入れて、本支所におきます人員配置というのをやっております。基本的には、総務的なものにつきましては、本庁のほうでも効率的にできるというふうに考えておりますけど、やはり現場といいますか、特に農林・水産・土木・福祉、こういうものにつきましてはやはり地域に対しますニーズ、そういうものがきちっとしていかなきゃならないという形の中で今総合支所方式という形でやってるというふうに理解してほしいと思っております。

基本的に、今後におきましても、本町のほうにおきましても、やはり課の再編を含めてまた支所だけを減らすということとはございません。そういう部分を含めてやはり今後バランスというのを考えていかなきゃならない。おっしゃいますとおり、こういう人間的なものにつきまして急激な削減というのは大変難しい部分がございますので、そこあたりも本所支所を含め、また地区館のそれぞれの仕事分担、そういうものを見ながら今後暫定的にいろいろと——基本的にはさっきも言いましたように削減していかなきゃなりませんので、そこあたりの部分を十分配慮した中で、今後この人員配置というのをやっていきたいというふうには考えております。

○13番（中島 昭君）

人員を削減する、職員の方々をですね。まあ、4年ちょっと前に、市長は公約で「5年間で80名削減します」ということで、公約を実現されて、現段階です。今の。それはそれで。まだまだこれからそういう意味で職員の数減らすおつもりなのか。今のお話

でしたら、まだまだ減らしていくと。その計画が何年後に何人ぐらいになると、どれぐらい減って何人になる。それをお示しください。

○市長（宮路高光君）

今後、それぞれニーズというのがどういう形でまた変わってくるのか、若干そこあたりはわかりませんが、基本的には、やはりある程度削減はしていかなきゃならない。というのが、基本的に正職員と非正規この割合の中におきまして、どう配分していくのか、実質的には80人ぐらい正職員は減りましたが、非正規の方々はそれ以上にふえているというふうに思っております。そこあたりの部分を私ども行政の中におきまして、そのバランスというのをどう今後していくのか。やはり基本的には正職員は減っていきますけど、またそれで非正規にかわるかたがたの仕事をどういうふうにして配分していくのか、ここあたりが一番大きな課題にはなってくるというふうに思っております。また次のそれぞれの目標を立て、また行政的な効率といいますか、事務分掌の見直し、こういうものも並行しながら今後進めさせていただきたいというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

今のところ、それでは、具体的な計画というのはまだつくっていらっしゃらないということ。

それと市長、市民から見たら、市役所で働かれていらっしゃる方々、どの方が正規でどの方が非正規というのが全くわからないんですよ。それはわからなくていいんです。いいんだけど、人数がそれで正規を減らして非正規をふやすと、そういうのは、一般市民はなかなか視覚で庁舎を訪れたときにわかりません。それはこれから難しい問題だと思います。財政の面から言うと、ここが一番ポイントになってくる可能性もあります。それは

よくわかりますけれども。先ほどもご答弁の中で、じゃあ、職員は減らす、本庁も減らす、支所も職員を減らす、これは先ほどの市長のお考えは、正職員は減らす、非正規は補充をしたり全体的な人数というのはさほど動かない、そういうふうな理解をしてよろしいでしょうか。

○市長（宮路高光君）

基本的には今までも、この総人件費、やはりこれのトータルを考えて人数もなんですけど、やはりこれが私は一番基本的な考え方であるというふうに思っております。今の中におきましても、正職員と非正規につきましては名札が違います。そういう色分けはやっております。そういうことをしながら、やはり総体の人件費がどれだけあるのか、このことも十分していかなければ、今後やはり行財政運営をしていくには大変厳しい状況であるというふうに思っております。

また、基本的に私どもはやはり5万2,000人いる必要なある程度の類似団体といいますか、そういうところの人口比というのをある程度つかんでおりますので、そのあたりを含めて、そういう目標にやっていかなきゃならない。やはりこれは合併した中におきまして、やはり職員数がどうしてもそれぞれの持ち寄りの中で多かったというのはわかっておりますけど、やはり5万2,000という人口の中におきまして、それぞれの職員数というのもございます。基本的には、合併した関係の中で職員数は多いということはもう否めませんので、そういう標準にある類似団体とも十分精査しながら、自分たちのこの市におきます職員数というのも、きちっとまた精査をしていきたいというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

なかなか一番最初のご答弁で「市民のニーズにこたえるために」というお話がありまし

たから、なかなか結論といいますか、難しいご判断だと思います。私が今お尋ねしたのは、例えば吹上支所なら吹上支所、今50人から60人非正規を含めておられるわけです、おられると思います。正規の職員の方はそういう形で減らしていくと。まあ、ニーズが、どういうニーズがあるかわかりませんが、現段階ではその補充をしていただいて、全体的な職員の方々の人数はさほど当分の間は減らさないと、そういうふうに理解していいんでしょうか。今、そちらのほうが私は一番大切。つまり、庁舎の中ががらんとしたら、これが一番大きいんです。一番冒頭、私申し上げましたけれども、町が疲弊していく要因です。あそこにやっぱり人が集まって、いろんな商売の方も含めて、そして人が動くことによって町が活性化されていきます。

そういうことで、その全体的な人数、まだ将来のこと、今のところはまだ計画は策定されていないということでしたけど、将来的に当面の間、この4年間は全体的な支所の人数は、正規の職員の方は若干減るかもしれませんが、その分は非正規の方々に補充していただく、全体的な人数は減らない、そういうふうに考えてよろしいでしょうか。そこが一番問題です。

○市長（宮路高光君）

全体的には、さっきも申しあげましたように減っていくことは間違いないといえますか、減らしていかなくちゃならないというふうに思っております。その中で、今ご指摘のところ、その非正規の方々にどういう仕事ができるのか、これは正規でなくちゃならないのか、やはりこちらあたりの判断もしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、それぞれの絶対数につきましては今後十分精査をしていかなくちゃなりませんけど、基本的にはこの4年の間においても、若干職員の全体的は減っていくということに理解してほしいと

思っております。

○13番（中島 昭君）

じゃあ、ちょっと視点を変えます。この後に同僚議員が質問事項に入っておりますので、余り深いところまではお話ししませんけれども、地区公民館、私この今やってる制度というのは非常にすばらしいと思うんです。それで、地区公民館長さんを中心に主事の方々補助していただいて、この一番効果といいますか、これが顕著にあらわれたのが今回の地区振興計画、そして今度出されました基金による1億2,900万円のこの事業なんですけど、これは本当に市民と役所と協働、市長がよくおっしゃいます「共に働く」あるいは「協力して働く」この協働の作業というのが非常にうまくいってる。まあ、もちろん欲を言えばきりがありませんけれども、非常によくいっていると私は思います。今の、何か話によりますと、その地区公民館に職員を将来的に配置するというような話もちらほら、1人とか2人とか聞くんですが、その辺はちょっと後の方に非常にあれですけど、そこまでちょっとお尋ねいたします。そこ、どうお考えなのか。

○市長（宮路高光君）

今、地区館制度をして、内容的なしてきたのが約2年ぐらいだと思っております。まあ、あるところとないところがございます。基本的には、館長さん、主事さん、主事補さんというこの3人の体制でやっております。その事業を、また支所と地区の中のどういう部分でやっていくのか、まあここあたりの見直しもやらなくちゃならないというふうに思っております。また、その地区におきます仕事量、また地区の大きさというのも大分違います。そういうことも中におきまして、今は同じような形でやっておりますけど、今後やはりそういう事業量とか、いろんな問題が地区館によって違ってくるといふふうに思っております。

すので、職員を今後地区館に配置するかと、そういうことを含めまして、1つの大きな課題の中の検討材料であるというふうに思っております。

この4年間の中で、また地区の皆さま方も十分ここあたりは話し合いをさしていただきながら、このことについては進めていきたいというふうに思っております。

○13番（中島 昭君）

今、この問題もうちょっと、私は今のままがいいと思うんです。役場の職員、市の職員がそこに入ったら、協働というこの視点から見ると、非常にこの、また上から下目線で見られて、あるいは市民の人たちはその人に頼り切ってしまう。こういうのが出てくる恐れがありますので、この辺は十分よくお考えいただきたいと、今後の問題ですけれども。やはり、今の、これからの市民のこのまちづくりというのは、やはり共に、あるいは協力しながら動いて、働いていく、これが私は理想だと思います。それを崩さないようにというふうに思います。

それから、もとの話に戻ります。この問題は同僚議員が後で質問されると思いますので。庁舎の問題ですね、ここ、本庁、まあ伊集院もここですが、いろいろこう私も考えてみまして、合併特例債の適用期限とか、あといろんな問題がありますし、今、現実にもう教育委員会は公民館のほうの間借りみたいな感じで、大変狭いところでご苦労されていらっしゃるし、まあ介護保険課もそうですし、包括支援センターのその辺も含めて、何とかしないといけないと思いますし、またどういっわけか伊集院には、伊集院地域だけ保健センターがないんですね。そういう問題、いろいろ、この恐らく市長の頭の中には合併特例債というのはあると思います、そういうものも含めて。だから、その期限があるわけなんですけれども、しっかりその辺を見据えた今後の

やはり日置市のあり方というのを、私、検討委員会をしっかりと立ち上げる時期に来ているんじゃないか。でも、これも、余計なお世話かもしれませんが、私はそのあり方検討委員会のヘッドに、ぜひとも横山副市長になっていただいて、私が知らない時期、何十年か前に、吹上でも事務の簡素化とかいろいろ実績を残されていらっしゃると聞いておりますので、ほかの方もそうなんでしょうけれども、ぜひとも副市長あたりにヘッドになっていただいて、将来のビジョンに基づいてしっかりしたその辺の計画書をつくるべきだと思うんです。そうでないと、このままいってしまうと、安住してしまっているわけじゃないんですけど、どっかの党みたいになって、市民からそっぽを向かれるようなそういう事態になったら大変だと思います。やはり、しっかりしたビジョンを持ってこれからやっていくためには、そういう形で、私は前のその、先ほど申し上げましたように3年半前の行政改革大綱案がまずかったというのはけちじゃなくて、決してそういうことじゃありませんで、そのときはあれで、これで立派なものだったと思いますけれども、やはりこの動いている世の中の中で、しっかりしたそのタイムリーなことをやっぱりやっていかないことには時代に遅れてしまいます。その、まあ、あり方検討委員会なのか何かわかりませんが、そういう、まあ私が今ご提案したようなことを、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○市長（宮路高光君）

この行政改革推進委員会、まあ外部の方でございますけど、これが第1期終わりました、また新たにことし任命をお願いをするつもりでございます。この中におきまして、今ご指摘ございましたこの点、本庁、またこの庁舎の問題も含めて検討していただければ、私はいのかなというふうに考えておりますので、

この、また新たな行政改革推進委員会の中で、今ご指摘の分についてはやっただけし、まあ内部は内部で推進本部をたてておりますので、まあそれぞれ、本部、内部と外部と一体化した中で今後方向づけというのをいただきたいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

あと、1分です。

○13番（中島 昭君）

わかっています。最後になると思います。先の防災無線という名称もそうでしたけれども、最初からそういうことで、もう本庁方式ありきということで決してならないように、この委員会のほうで、やはりメリット、デメリットが両方当然出てきます。ですから、両方立っていただきたいと思っております。もう、今、行政改革、財政、こちらから見るとどうしても本庁方式がメリットがあると、それだけではないと思っております。配線を活用したテレビ会議もできるわけですし、これからもうみんな、職員の皆さんもみんな携帯を持っています。だから、昔の間隔で真ん中に集めるんだと、それだけをもう念頭に置いて、そういう会議をされないように、それはもう強く申し上げておきたいと思っております。その決意をと言いますか、そういうことはしないという決意を、頭からこうじゃということじゃなくて、間口を広げて検討委員会をしていただくというふうに、市長からご答弁をいただきたいと思っております。

○市長（宮路高光君）

ご指摘ございましたとおり、その「ありき」じゃなく、やはりいろんな多方面のご意見をいただきながら、最終的にまとめていかなきゃならないというのは、今までの会議でもやはりそういうふうに、今までやってまいりました。やはりいろいろ幅広い意見をいただきながら、最終的には決定していきますけど、一方的な方向、結果ありきの中というこ

とはちょっとまずいんじゃないかなというふうには思っています。

○議長（成田 浩君）

次に、16番、池満渉君の質問を許可します。

〔16番池満 渉君登壇〕

○16番（池満 渉君）

残暑が大変厳しく、各地で渇水対策本部が設置をされ、新聞などではスーパー台風の発生を危惧する記事も出ております。先の総選挙は民主党の圧勝に終わり、この国の形がどのように変わるのか期待と不安の中、本市においても改めるべきは改め、持続可能なまちづくりが必要であります。

さて、通告のとおり4つの項目について質問をいたします。

まず初めに、天皇陛下ご即位二十年を祝う奉祝事業が、この11月、全国で開催をされます。先の6月議会でも質問をいたしました。本市での取り組みについてほぼ内容も固まりつつあると思っております。どのようにして祝意をあらわすのか質問をいたします。

次に、先日の西園議員の質問とも重なりますが、曾於市の不在者投票所での不正が報道されました。本市においては、その実態はどのようなのでしょうか。公示日後の期日前投票の制度が導入され、有権者にとっては便利になりました。回を追うごとに利用度は上がっていると思われませんが、その推移と割合はどのような状況でしょうか。また、この作業にかかわる陣容はどうなっていますか。そして、本市の指定病院等における不在者投票所の数、そこのおよその有権者数とこれまでの平均投票率、作業にかかわる陣容などについてお伺いをいたします。何よりも本市においては、これまでに不正はなかったのでしょうか。今後疑念を抱かせることがないようにどうしていかれるのか、改善策についてもお示しをいただきたいと思っております。

また、衆参、衆議院と参議院の選挙種類を間違っ て選挙特報を印刷、そして回収するという事態がありました。行政に携わるものとして考えられないミスであります が、その原因は何だったのか、そして今後の防止策はどうするのか質問をいたします。

3項目は、総選挙での政権交代が示すように、今の社会情勢や民意に、本市の政策も合致しているのかということでもあります。日置市が誕生して5年、国も地方も官も民も減速傾向の中で、民意はどこにあるのか、改めてアンケート調査などの必要はありませんか。財政はますます厳しくなります。これまでの総合振興計画や指定管理している施設の縮小、廃止など必要ではありませんか。組織や企業、その中心は人であります。多難な行政運営に公僕として頑張る職員の意識の高揚にはどのように努めていかれるのか質問をいたします。

最後に、混迷する社会で最も大事なことは、教育の立て直しであります。家庭教育の充実 は当然であります が、学校現場においてはどうか。先ごろ、いちき串木野市の川上小学校の教頭が体調不良で急死されました。隣接の市の出来事とはいえ、その原因について教育長はどのように把握をされているのかお尋ねをいたします。本市の学校現場は大丈夫なのか、その状況について、教育委員会はどのような形で把握し、指導、監督しておられるのか質問をいたします。

市長、教育長の誠意ある答弁を期待をいたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、天皇陛下ご即位二十周年についてご質問でございます。

本市の取り組みといたしましては、11月12日県奉祝式典にあわせまして、本庁及び支所窓口に記載所の設置、また天皇陛下御公務を中心としたパネル展及びビデオ上映等を

計画しております。

3番目の、民意は歴史的な政権交代を成し遂げ、本市も今の社会情勢に応じた施策が必要じゃないかというご質問でございます。特にその中の1、2であわせた形でございますけど、総合計画につきましては平成18年4月に策定し、もう3年が経過しております。この間、本市を取り巻く社会情勢、経済情勢も大きく変化し、雇用情勢の悪化や地球環境問題の深刻化、地方分権の推進、市民ニーズの変化など、新たな行政課題が生じています。

総合計画は、平成22年度に前期の5年を終了いたします。平成23年からの後期の策定に向けて、これらの社会情勢の変化に適切に応じるため、これまでの取り組んで来た施策の成果の検証、また計画の見直しを進めていかなければならないというふうに思っております。その中におきまして、やはり市民の声を把握するにはアンケート調査等も実施をしていきたいというふうに考えております。

また、特にこの指定管理、指定している施設の縮小や方向転換ということでございますけど、効率的な行政をするために民間でできるものについては民間にお願いするという ことで、指定管理者制度を導入しておりまして、特に今、来年の4月から、この期限が来ておりますので、今それぞれの施設におきます見直しと申しますか、またそれぞれの応募とい いますか、応募、募集を行っておるところでござい ます。その中におきまして、施設の老朽化した部分、いろんな部分が出てきたりして、今後そこあたりも十分配慮した中で縮小したり、またその中におきましては民間委託をお願いをしていかなければならない部分も出てくるというふうに思っております。

特に、職員の意識高揚でございますけど、特に公務員は公僕、いわゆる公衆に対する奉仕者、このことをやはり入社したときに宣誓をみんなしております。やはりそれぞれ、私

はいつも入社したときの初心を忘れるべからず、やはりこの気持ちを職員がいつも持っていただき、それぞれ公僕にのっとりまして、市民サービスを行ってもらえるよう念じております。そのためには、やはり人材育成基本方針に基づきまして、それぞれの階層別の研修を行ったり、また現場研修といひますか、そういうこともやっております。

今後におきましても、やはりいつも絶えず、民間の皆様方の実態というのを十分職員も把握して、それぞれの仕事に努めていくような指導をやっていききたいというふうに思っております。

以上で終わります。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

天皇陛下ご即位二十年につきまして、教育委員会のほうからお答えいたします。

本市における奉祝行事についてお答えいたしますが、本年度は天皇陛下がご在位20年を迎えられることもあり、文部科学省、県教育委員会から、ご在位20年慶祝行事について通知があったところでございます。これを受けまして、本市教育委員会でも各小中学校に対して、記念式典を初め諸行事を周知し、学校職員及び児童生徒、保護者等の祝意の気運を高めるよう通知したところでございます。

また、今回新たに内閣府より、天皇陛下ご即位から20年のDVDの送付がございました。ついては、各学校に対しまして、社会科での天皇の地位での活用や総合学習等での活用など、学校の実態にあわせた活用を通知したところでございます。

次に、教育の立て直しのところで、いちき串木野市の教頭先生の件が出ましたが、いちき串木野市の小学校の教頭先生が亡くなられた原因は、病死であると聞いております。

次に、学校現場の状況について、本市教育委員会はどのように把握し、指導監督をして

いるかということでございますが、まず第1点は学校訪問や校長面談等々して、管理職並びに職員の健康状態の把握に努め、健康面で心配される職員に対しては、受診を勧めたり、休養させたりしているところでございます。

2つ目は、職員には必ず人間ドックか日置市の集団検診を受診するよう指導しております。

3つ目は、管理職には職員の退庁時間の把握をさせ、遅くまで仕事をする職員には早目に帰宅するなどの指導をしたり、長時間するなど、長時間労働にならないよう指導するとともに、学校によっては定時退庁日を設定して、早目に帰宅させるなどの工夫も行っております。

4つ目に、地域担当指導主事が、地域ごとの管理職研修会等に出席し、身近なところで学校の様子や職員の健康状態についても把握をしているところでございます。

5つ目は、職員の心身の健康の保持増進は、教育活動を充実させる上からも大変重要なことですので、今後とも健康管理には十分留意させたいと考えております。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

ご質問の期日前投票の割合と、期日前投票が導入されてからの推移はどうかということのご質問でございますが、割合に、投票者数と割合につきましては、平成17年度の市長選、市議選挙で4,225人、10.07%、同じ年の衆議院議員選挙におきまして4,743人、11.09%、平成19年度の参議員議員通常選挙で5,121人、12.01%、平成20年度県知事選挙で2,851人、6.86%、それから今年度の日置市議会議員選挙で5,205人で12.56%、先日の衆議員議員総選挙におきましては7,499人で17.78%となっております。制度の定着もあり、投票者数、

割合とも増加の傾向にあります。

陣容、作業陣容を示せということでございますので、期日前投票の陣容につきましては、投票管理者が1名、投票立会人が2名、これは一般投票を行う当日選挙の陣容と同じです。それから、事務従事者につきましては、本庁、支所間で多少の差はあると思いますが、約3名から6名の事務従事者、担当者で陣容を整えております。

それから、本市の指定病院における不在者投票所の数、そこの作業にかかわる陣容、合計の有権者数、平均投票率を示せということでございますが、県選挙管理委員会が指定しております指定病院等の不在者投票施設数は、病院が11、老人ホームが9、身体障害者支援施設及び保護施設が3の、合計23施設になっております。不在者投票にかかわる陣容は、不在者投票管理者が1名、不在者投票管理者の選んだ選挙権を有する立会人が1名、これは必ず備えなければならない要件です。事務従事者につきましては、法定数の限定、それからその指定病院からの報告義務がありませんので、把握はこれはいたしておりません。指定病院等の不在者投票施設における有権者数は、先の衆議員議員選挙では1,351人で、平均投票率が30.87%になっております。

次の質問の、本市において不正はないか、どう改善していくかということでございますが、指定病院等は、きのうの一般質問のほうでもお答えいたしましたけれども、指定病院等の不在者投票施設における不在者投票につきましては、県選挙管理委員会が国政、県政選挙のある年は、なるべく説明会を開催して、市単独の選挙におきましては、市の選挙管理委員会が不在者投票処理要領を市内の各施設に配付して、不在者投票の手順、注意事項等を示すとともに、適正な管理執行のお願いをしております。ご指摘の、新聞等で報道され

たような不正はないと考えております。

本年5月に執行された日置市の議会議員選挙では、最も身近な選挙でありましたので、さらなる適正な管理執行のためをお願いを、施設を訪問していたしております。あわせて、不在者投票の一層の公正、円滑化を図る観点から、市選挙管理委員会の立ち会いをする希望の、立ち会いを希望する施設は申し出て下さいというような旨の通知も行いましたが、これにつきましては希望はなかったところでございます。

衆議員選挙を参議員と誤って選挙広報を印刷したかというご質問でございます。これは、選挙特報を配付いたしております。選挙ごとに、選挙啓発のために各世帯にこのようなチラシを配付しております。今回の衆議員選挙、総選挙におきまして、表題部におきまして「第45回衆議員議員総選挙」としなければならぬところを「第45回参議員議員総選挙」と誤植して配付をいたしました。原因は、印刷校正の見落としでありまして、日付、時間等の点検がどうしても主となって、表題部に間違いがあることを見落とししてしまいました。まあ、原因につきましては、原稿の段階では適正に原稿も依頼はいたしたんですが、誤植という形で、結果、納品時の点検が徹底されなかったために起こしたことが原因でございます。

今後の防止策といたしましては、印刷物発注の際は、点検はもとより、校正時は二重の点検体制を取ってまいります。また、納品時におきましても、十分に2人体制で点検することを徹底してまいりたいと思っております。今回の誤りによりまして、自治会長さんを初め、市民に混乱とご迷惑をおかけしたことを深くおわびを申し上げます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を

11時20分といたします。

午前11時07分休憩

午前11時20分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（池満 渉君）

ご答弁をいただきましたが、まず天皇陛下ご即位二十年の事業についてでございます。お示しをいただいたとおり、市長、積極的に市民挙げて祝意を表すという内容をお示しをいただいたところでありますが、この中で、市内の官公所、市長は役所は当然そうですが、学校や市内の全戸の家庭に、やっぱり国旗を掲げて祝意をあらわすといったような意味では、その国旗掲揚についての市民へのお願いといえますか、その周知徹底というのはどうでしょうか。

それと、もう1つ、この事業そのものを市民の方々に広報する手段としては、どのようなことをお考えになっていらっしゃるでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（宮路高光君）

市民の皆様方には、今ご指摘ございましたような国旗の掲揚、これは広報紙と、またお知らせ版等も通じた中で皆様方にも広報していきたいと思っております。また、この11月12日が祝日になるのかどうか、ちょっと私どももまだそこまで国の方策の中でお聞きしておりませんので、そういうこともきちっと国の方向の中で、祝日等になればまた市民の皆様方の意識というの若干また違うんじゃないかなというふうに思いますので、そこあたりも見守っていききたいというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

祝日になるかどうかというのは、政権交代などもありましたし、幾らか確定をしておりますませんでしたので微妙なところもあると思

ますが、ぜひ、国旗の掲揚もあわせて周知を図っていただきたいと思います。

教育長に1つ確認をいたしますけれども、先般、答弁の中でありましたように、文科省からDVDの送付がありました。で、各学校にしっかりと周知をしたということですが、ご即位の20年に当たり、非常にまあいい機会でありますので、しっかりと学習指導要領にあるように天皇についての理解と敬愛の念を深めるということに沿ってやっていただきたい、やっていただけるだろうと思えますけれども、しかし、実際には天皇について、学習指導要領のこの条分とはまた別に、無視をして、同和教育などに熱心な先生方の中には、天皇は差別の根源であるというような見方をして、曲解をしている場合もございます。同和教育などについては、その授業や行事の実施状況について報告まで求めるといったようなこともこれまでございましたが、今回のこの天皇陛下のご即位をお祝いする学校での取り組み、ここ辺について、その後DVDを上映してどうしたのかとか、子供たちにしっかりとされたか、あるいは国旗の掲揚もできたでしょうかといったような、その状況について、取り組みの報告を求めるなど、そこら辺はいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

この指導の状況等については、学校に報告を求めることについてはどうかということですが、私どもは、学校の管理運営については校長に任せておりますので、このような周知の文書が、たくさんの文書が学校にまいりますけれども、このたびに学校に「どういう指導をしたか」「どうだったか」「何を使って、いつ何をしたか」と、そういう報告を求めるようなことはしていません。

○16番（池満 渉君）

私自身も、また、市内の学校やら、少し可能な限りお伺いはして、今後お伺いはして

たいと思います、その状況について。

さて、選挙の投票所の件であります。期日前投票については、大変便利になり、今その状況を、推移をお示しいただいたとおり大変ふえております。で、きのうも同僚議員から質問がありましたけれども、公職選挙法の規定やら、さまざまな問題もあって少し難しいのかもしれませんが、これだけ期日前投票の利用度合いが上がれば、やっぱりもっとやりやすいふうに直していくというのは、もう当然だろうと思います。きのうありましたように、本所、本庁、支所、どこでもできるようにという改善もありましたが、実際に期日前投票をする人たちに、その理由を書いたりとか、なぜ投票日じゃなくてこうなのかといったようなことなどもあるようですが、ここ辺については、その制度としてしっかり定着しつつありますので、もうそこ辺はいらんんじゃないかという気もしますが、市の選管のほうではその判断はできないんでしょうか。いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

1つの制度として、宣誓書につきましては記載をいただいて、私どもはこの事務体制のことになります。これを選挙当日はそれが消しこみとして確実にその期日前投票が行われたもの、それから各選挙投票所に当日の選挙が行われますが、そこを確認した後に各投票所に名簿抄本を渡していきますので、そういった意味からも、分けた事務処理も必要でしたので、引き続き宣誓書の記載をお願いしております。これが非常にこう定着してまいりまして、投票者の方からは煩わしいというようなご意見もあるところです、承っておりますが、今のところそういう制度のものとして処理をいたしております。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

実際に、投票日というのは、例えば先月の

8月30日は、30日が投票日ですよと、そして制度としてその前にも投票ができますよということですから、公示日の翌日から30日までが投票日ですよという規定なら、そこはそうかもしれませんが、難しいかもしれませんが、なるだけ全体を通して、期日前投票がやりやすい状態で研究をしていただきたいと思います。そうすることが、その投票所にかかる職員の負担、陣容の負担にもかかわりますので、しかしながら厳正公正にやらなければいけないということは当然でありますけれども、今後の研究を期待をしたいと思います。

いわゆる、指定病院等における不在者投票所でございます。今答弁の中で日置市内については23カ所ですかね、衆議院議員選挙ではこの日置市に関するのは107カ所から送ってきておりますが、その中で本市の市内にあるのは、今21カ所、実際は23カ所だったけれども21箇所だったということでありましたけれども、この不在者投票所になる要件というのをもう1回示していただきたい。例えば、病院等であれば入院患者がどれぐらいとか何とかというようなことのその要件についてお示しをいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

昨日もお答えいたしました。これは不在者投票施設につきましては、公職選挙法施行令第55条第2項であります。おおよそ50床以上の病床を有している病院施設でございます。そういった一定要件を満たしていれば、県の選挙管理委員会に申請がなされて、県の選挙管理委員会が指定した施設というところから不在者投票ができる施設として選挙がその施設内で行い得るということで、中身につきましては昨日から施設長が投票管理者となつてさらに立会人は投票管理者が指定してございます。それは一つの要件として法に定めたルールでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

少し重なって質問をした形になってしまいましたけれども、8月30日の衆議院選挙、衆議院議員の選挙では、市内の今言いました、あるいは市議会、この日置市に関係のある方々の入院をしてる病院とかいうところから合わせて108カ所から不在者投票所から来たわけですが、531票の投票があったわけですね。108カ所のうち531票の投票がありました。これは間違いありませんよね。で、この108カ所の中で日置市の市内にあるのが21カ所、今回の場合ですね。21カ所でしたけれども、21カ所の不在者投票所での投票数がわかりますか。いわゆる受領件数というんでしょうか。その総数がわかりますか。お示しをいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

資料を準備しておりましたが、後ほどお答えしたいと思います。

○16番（池満 渉君）

21カ所足さないと出てこないわけでありましてけれども、私が入手している資料の中では、21カ所が108カ所全体の531票のうち417票なんです。知っちゃれば早う言やあよかったっていうことになるかもしれません。

では、同じく市内のこの21カ所の投票所の5月の市議選行われました。市議選のときの合計受領件数、投票数はわかりますか。いくらになりますか。お示しをいただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

5月に執行いたしました市議会議員選挙におきましては、指定管理施設では、こちらのほうに投票されて受領いたしました分で478票でございます。それから投票しないでそのまま返送されるという、体調不良等ありまして選挙がなされないのが12票ほど

でございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

478が投票数ですか。12票はそれ以外ということですね。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

12票につきましては、指定施設から不在者投票を行うという申請をいただいております。数が総体で478ですが、返送されるというのは、当日もうどうしても体調の関係でできないというようなケース等もあって、投票されないまま返ってくるという返送分でございます。

○16番（池満 渉君）

衆議院議員選挙では417、そして市議選では478と、まあ選挙の種類によって幾らか関心度も違いますので、有権者の方々も投票をされたんだろうと思います。61票ふえておりますが、この不在者投票所のこの票差、いわゆる投票の数でありますけれども、もし特定候補者に集中をしたとしたら、例えば票差が非常に拮抗をした場合には候補者の当落を左右するかもしれないというような気がしております。この日置市の選挙管理委員会がしっかりと管理をしなければならない21カ所——今回の場合はですが——の不在者投票所に対して、これまで市の選挙管理委員会がとった、いわゆる不正防止策というのはどのようなものだったですか。お示しをいただきたいと思います。これまでにとってきた防止策であります。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

1回目の分でお答えもいたしました。私どもは5月の市議会議員選挙の際におきましては、身近な選挙等でもありまして、不在者投票等が施設内で適正に公正に執行されるように、選挙管理委員と各施設に対して指導といたしますか、選挙そのものが、その施設が管理者でございますので、お願いをしまいつ

たということでございます。

以上です。

○16番（池満 渉君）

もちろん、不在者投票制度というのは、善意の解釈をして当然悪いことはないだろうという解釈のもとにお願いをするわけです。私も、何もきょうの質問の中で投票所、ご協力をいただいている不在者投票所を疑うとかということとは言うておりません。ただ、市の選挙管理委員会として疑われることがないような防止策をしっかりとったかということでもあります。

実はきのうも話がありましたけれども、5月の市長選は無投票でございましたが、市議選の告示前だったと思いますけれども、私のところにも次のような投書がありました。立候補者全員に行ったのかどうかわかりませんが、西菌議員のところにも来たということでありましたので、その内容を少しだけ読んでみたいと思います。

「日置市議会議員選挙立候補者各位、規定外の投票所での選挙行為の問題点について、1票でも多くの支持を得るための皆様の活動がより公正な選挙のルールでなされることを我々市民も願っているところです。ご承知のように、日置市には通常の投票所のほかに入院中・療養中の市民も選挙に参加し自分の意志をあらわすことができるように21カ所の施設が指定されています。ところが、この21カ所での投票は、それぞれの施設の事務長が一切の権限を任せられ、しかも、選挙管理委員会の立ち会いもないままこれまでずっと行われてきました。本来選挙とは選挙管理委員会の管理・投票立会人の監視のもとで実施されるべきものであります。また、実際に正規の投票所は多数の立会人がいて物々しいほどの雰囲気の中、厳正に行われております。施設の事務長を信用しないわけではありませんが、候補者の見きわめや判断ができない人

など、みずからの意思を表現できない患者さんの票はどうなるのでしょうか。それらの方々の投票権は施設の事務長の手中にあるのも同然であります。本来、判断不可能であれば棄権か無効のはずですが、もしそれらの票が生きていたとするならば、公正な選挙が行われているとはとても思えません。昔、子供が友人へ投票を依頼するために入院中の親を面会に訪れたとき、既に投票は終わり、別の候補者に入れたといったような話を聞いたことがあります。もしかすると施設の事務長などの誘導で正確な判断ができないまま投票行為がなされる可能性があります。このような市民からの声を耳にしてか、今回選挙管理委員会は絶対にこのようなことがないように文書で指導するとの方針のようです」

まあ、あと幾らかありますけれども、内容はこのようなことでありました。この文書は選管にはきのうは届いてないというようなことでしたけれども。どうですか。本当に届いてなかったんですか。そして、この内容にあるように、いろんな指摘・いろんな声があったからといって、選挙管理委員会としては文書で——先ほどから局長がおっしゃるように、しっかりと不正等がないようにということでは指導をしたというふうに答えてあったというふうにあります。選管としては文書で指導したということは、これは事実ですか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

お答えしますが、先ほど議員のご質問の中で、議員みずからもおっしゃっていただきましたが、衆議院議員選挙の受領の関係で答弁を漏らして、いたしていませんでしたが、そちらからのお答えのとおり受領が417票でございます。返送が10票ということで、先ほど答弁いたしませんでした。

それから文書の経緯でございますが、市議会議員選挙の最後の5月11日付で文書通知をいたしております。先ほどの繰り返します

が、「指定病院施設等における不在者投票の適正な執行について」ということの表題でございます。

それから、そういう文書等は来なかったのかということで、文書に限らず電話でもいろいろ期間中はいろんな苦情が寄せられたりしてまいります。恐らくその匿名的なところの部分は、どのようなものだったかはちょっと今わかりませんが、そのような形で批判それから苦情、市民の苦情ですが、それから運動に対する中傷、そのようなものは参ってはおります。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

文書でも不正がないようにとの指導をしたということでもありますけれども、実際にこの投書にあるようなことが曾於市で起きてしまったわけでもあります。この事件の記事が南日本新聞に何回か出ましたけれども、日置市の選挙管理委員会としては、いわゆる立会人については申し出はなかったというふうに掲載をされておりました。これは間違いないですよ。このような記事でしたよね。この言葉の解釈であります。立会人については申し出がなかったという解釈ですが、「立会人は必要ないですか」と選管から施設に投げかけたのですか。まあ、文書で、「恐らく文書で」というような先ほど言い方ですけども、それとも施設側からは「立会人は要りませんよ」といったようなことで——内部にもおりますから——いったようなことで何の返答もなかったというふうな、その立会人は要らないといったような解釈なのか。どうですか。選管のほうから呼びかけてなかったとか、それとも施設のほうから何の申し出もなかったのか、いかがですか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

立会人の必要を促しいたしましたが、その文書によりまして。その後の返事がなかった

ということでございます。

○16番（池満 渉君）

つまり、選管としては文書以外にはやらなかったということはいいわけですよ。文書での指導の通知をしたけれども、それ以外にはやらなかったということでもあります。まあ、疑えばきりはありませんけれども、曾於市で実際に起こったわけでもあります。

さて、選管がこのことを教訓に今後どうするのかということが問題であります。公正にしかも厳正にということで、間違いがないように、そして不在者投票所の方々にも疑念を抱かせるような、迷惑をかけることがないようにするためには、しっかりと選挙管理委員会の委員あるいは職員がしっかりとその不在者投票所側が指定した立会人ということではなくて、第三者という立場で立会人を務めるべきだと思いますがいかがですか。そして、時間的に21カ所が同じ時間に、同じ日にやるのであればたくさんの方が要りますが、そこ辺はどうですか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

これほど、新聞でそういう公職選挙法違反ということで摘発された、こういった大きな事件等が起こってることも事実でありますので、今後この方向については私どもも昨日も申し上げましたが、適正に厳正に執行されている施設から考えますと、非常に不愉快なことに繋がってもおりますので、これがこういう事件等の機会に制度化が一步進んで、外部的な立場の方が立会人となられるというようなことを強く望むところでございます。

以上でございます。

○16番（池満 渉君）

日置市だけでその改正ができるのかどうか、そこは疑問ですけども、しっかりと県の選管あるいは公職選挙法に照らし合わせても、声を出していただきたい。このようなことがあるから、どうか改正をしていかなきゃいけ

ないといったようなことでの仕事をちゃんとやっていただきたいと思います。

さて、衆議院と参議院の間違いの話であります。余り本来間違っただけをほじくり返すというのは性格的にもやりたくはないんですけれども、この原因として、原稿を印刷会社に渡すときに原稿を渡されたんですか。いわゆる最終の原稿を印刷会社に渡されたんですか、どうだったんですか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

その件につきましては、フロッピーディスクというようなものでございます。フロッピーを印刷屋に渡しております。

○16番（池満 渉君）

そいじゃあ、もう最終原稿、最終原稿ということで考えていいわけですね。そういう見方でいいんですね。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

納品の際には、当然私どもも、当然電子情報のフロッピーは決裁を受けた適正な原稿の内容で渡しておりますので、それをそのまま印刷が望ましかったところですが、そういう面での経過の中でミスが発覚しておりますけれども、最終的に納品という形でそれを納めていただく際に確実にチェックするというのは務めてございますので、そういった意味では、こちらのミスとして受けとめているところです。

○16番（池満 渉君）

今さらどうこうまでは言わないにしても、しかしここ辺をしっかりと把握をしておかないと、「また」ということもありますので、担当のほうでそこ辺は二度と間違いが起こらないようにと、このことを「いい教訓にして」ということでやっていただきたいと思います。

ただ非常に不思議なのは、役所内でいろんな書類が、例えば課で回るときに、よくこの書類の上に印鑑5人ぐらいが、係・係長・課

長・部長と承認印をつくのがありますけれども、そこら辺もあつたはずなんです、どうなんでしょうか。非常に不思議で、みんなが見落としたということになるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（福元 悟君）

その品物を発注する際、今回につきましては原稿を依頼する際には、こういう原稿でよいかという中での決裁というのは上に上がってまいりますので決裁してございます。それを印刷が上がった段階、これを業者から納品する際には検収という形で検査して納めていただきますが、それにつきましては、ちょっと決裁を上のはうは、上のはうといたしますか、一連の上までは確認はいたしておりません。

○16番（池満 渉君）

何かこの件について懲罰委員会みたいなものもあつたというふうには、正式なことがどうだったのかわかりませんが、あつたというふうにお聞きをいたしました。先ほども申しましたけれども、教訓をしっかりと生かして、二度とこういうことがないように、人間ですからもちろん間違いはありますけれども、どう生かしていくかだろーと思います。二重のチェックをすとかありましたので、これからも注視をしていきたいと思います。

さて、政権も変わって市の財政なども非常に厳しい、今の社会に合ったことができていくかということではありますが、市長から答弁をいただいたとおり、私も大体同感であります。非常に厳しい中で、いわゆる一回決めたことだからじゃなくて、やっぱりこうしっかりと見直していくというのは大事なことです。市民の声、いわゆる目安箱といったようなもの、先ほどアンケートも十分やるようにするということがありましたけれども、かねて、目安箱みたいなものがございますよね。庁舎に。あの中にはどのような意見が最近では入っておりますでしょうか。どのような意見があつたんでしょうか。

○企画課長（上園博文君）

ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○16番（池満 渉君）

後ほどまた聞かしてください。合併後、10年になりますと交付税が確実に減ってもちろん厳しくなります。それよりも何よりも国がもつのかという気さえしているわけですが、不景気で税収も減ってきているという現状でありますけれども、とりあえず出費を押さえるしかないという中で、先ほどありましたように、指定管理施設の来年からの事業者を決定する作業が進んでおりますけれども、この指定管理施設を一概に廃止せよとか何とかということの頭から言うつもりはありません。市長がおっしゃったように、しっかり検討して縮小したりというのはそうですけれども、何がどうでという具体的なことは今回申しませんけれども、この指定管理者の事業を希望する業者を選ぶ際に、指定管理する目的は、民間の活力を活用をして市民サービスの向上を図って、あわせて経費の縮減を目指すということでもあります。さらにその施設の利用の促進に関する業務を、まあ、売り上げをとるか利用を上げるということがありますけれども、今回その募集をかけている中で、その選定作業の中でこれらの理念に沿って一生懸命やって、その施設の、変な言い方ですが売り上げを上げて、そして経費も削減をしてその努力できるような企業を、事業者を選定するために、今回何か特別に選定する側として準備をして、あるいは努力をするとか、そういったことがありますか。いかがですか。

○市長（宮路高光君）

特に今回ちょうど3年という見直しでございまして、基本的にこの指定管理料という料金を市のほうが出すわけでございますけど、そういうものを昨年の実績の中で、基準的に

は今までの3年間の基準で出しますけど、今回それぞれ応募する中におきましては、その基準を含めてやはりそれより安くといいますか、そういう形の中で応募をしているところもございまして、また基本的に提案型といいますか、今までしてきた、管理しているけど、こういう分もしたいとか、いろんな形の中で今応募があるようございまして、今月の24日、25日に聞き取りといいますか、そういうことをさしていただいて、次からの決定もしていきたいと思っております。

特に今回の中におきまして、やはり市内・市外まあそれぞれの方々が来ていらっしゃるようございまして。特にそれぞれの精通した会社もございまして、また特に市内の中でもございまして、いろいろと金額いろんなものもした中でありますけど、やはり、市内業者の育成というの私は必要な部分でございまして、端的に市外から来てそういう効率的なもんだだけでこの決定は難しいのかなと思っております。総括した中で、最終的に市内・市外また金額・提案いろんなものをして決定すべきだというふうにご考えております。

○16番（池満 渉君）

ぜひその応募作業を期待をしておきたいと思っております。市長がアンケートをとるということもございまして。私ももちろん提案をしたわけですが、アンケートをとらなくても日常私たちの耳にはいっぱいいろんな話が入ってまいります。この社会の動静といいますか、日置市の外から見た、外からという一般の体制を見たときに、5年前と今の人口動態というのを、市長もうご承知だろうと思っております。少子高齢化で減ってきているというわけでありまして、合併時からすると、人口でおよそ1,400人ぐらい5年間で減っていますよね。18歳までの、いわゆる子供たち・学生が700人減っているわけですね。

1,400のうちの半分。そして19歳から74歳、いわゆる生産労働人口プラスまだ元気で働けるという人たちまで入れると、そこら辺は1,350人減ってます。合わせて2,050人減ってるんですね。1,400人減ってるのに、超えるじゃないかということになりますけれども、75歳より上回る先輩の方々には657人、その差、まあふえているわけですよ。結局、子供が減って、だんだん減ってきているという現状と、高齢者がその割合に比べれば、まあふえてるということで、数字に出てるわけですが、

きのうもありましたが、コミュニティーバス、それにかわる今回デマンドタクシーの話もありますけれども、そういったものを敬老の日も近いですが、敬老祝い金は半分がいいからそういったものを充実してほしいとか、いろんな声があります。もちろん、それが全部の声じゃありませんし、敬老祝い金を上げてくれという声もあるでしょうけれども、そういったことに行政としてすぐにスピード感を持って、やっぱりどう対応しているかというのが、これからの厳しい中で、市民がより求めることに対する責務だろうと思います。

そのようなことで、しっかりと市民の側に立った行政ができているのか、そんな姿になっているのかというふうに私は少し疑問に思うこともあるんですが、市長の感覚からしてどうですか。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この4年半を振り返りますと、やはり私どもの合併した当時と、この人口の体系というのも大分変わってきております。基本的に出生と死亡、これが自然体でございますけど、特に言えば、出生と死亡がちょうど半分、倍ぐらい、出生が10人だったら死亡が約20人という倍ぐらいの中でございます。そういう中で、社会移動の中におきます転入・転出こういうもの

も加味する中におきまして、やはりこの転入と申しますか、こういう部分も少ないという状況であります。

今ご指摘のとおり、本当にこの世の中の移りという中で、大変日々が変化が激しいということであるというふうに思っております。今、私ども10カ年計画というのをつくっておりますけど、もう5年計画、日々返ればもう3年、1年、もうそれぐらいのスピード感の中で世の中のスタイルが変わってきてる。また、それぞれ市民のニーズというの、それぞれ日々変わってくるというふうに思っております。やはり、今ご指摘のとおり、すぐそこでのいろんな回答をしていかなければ、これを何年計画の後でと言ってもそれぞれ恩恵を受ける方々は、やはり恩恵度が違うというふうに思っております。

そういう中で、特に私ども公務員内部におけるものにとって、やはりそれぞれ市民のそれぞれ生の声、そういうものをいつも絶えず声をお聞きしていかなければ、また計画的なものに実効性のある市民の声を、実効性のあるものにしていくことが必要であるというふうに思っておりますので、そこあたりの感覚というのはどうしても、やっぱり公務員というのは平等・公平さ、そういうものを考えて実行するのが、やっぱり法令とかいろんなものに準用して対応しようと思しますので、そこあたりの部分の対応のあり方というの、やはり十分今後職員の指導等もやらなきゃならないというふうに思っております。

○16番（池満 渉君）

あと5分でございますので、申しわけありません。私たち議員も非常にギャップを感じているのは事実であります。ストレスを、と言いますのは、一般質問で小さなことなかなか言えません。市の大局を考えて、例えば財政が厳しいから何とかということを行いながら、実は地元に戻るとさまざまな要求・要望

があって、何とかしてほしいということがあると、それをそのまま担当課長のところとか、係のところへ行ってお願いをするわけですが、やっぱり財政が厳しいのに、しかし市民のお願いがここまであればという、非常にストレスがたまります。そこ辺のギャップはあると思いますが、しかし、何をまずやらなければならないかということ吟味してやっていただきたい。

さて、最後に教育の問題であります。教育長は、この川上小の教頭先生の死因について病死であるというふうに聞いているということでありましたけれども、もちろん、死因の特定は私はできもしませんし、ですが、そこまで立ち入ることはタブーでありますけれども、この川上小のことも含めて県内外いろんなことをやっぱり教訓にして、本市の教育、学校現場などに問題はないのかを議論していくのが当然だろうと思います。そこで、この川上小に限ってこの事件があった後の定例の教育委員の会では、この件については話題は出なかったですか。

○教育長（田代宗夫君）

ある委員から、ある学校の教頭先生が病気で倒れたという話をした後、原因は何かということについては、質問というんですか、意見が出されました。当然、私どももそのことは周知してなかったですので、そのことから、学校というのはそういう教頭先生がストレスを感じるようなことがあるのかというご意見ございましたけれども、私どもの市におきましても、当然これは管理職ですので、それなりの苦労は私はあると思います。ただ、先ほど第1回の答弁で申し上げましたとおり、いろんな角度から情報が入ったりあるいは把握するような立場をとっておりますので、その時点で必要があればこちらから当事者に話をしたり、あるいはこの場合でありますと、そこに校長という上司がいるわけでございます

ので、そこからしかるべき指導というのがなければならぬ問題ではないかなと、そんなことは話した記憶はございます。

○16番（池満 渉君）

なかなか算数の答えを出すかのような明確なことは当然できないわけではありますが、私は、この川上小学校の区域に出かけて行って、保護者の方とか関係者の方々にちょっと様子を聞いてみたんです。大変頑張り屋の教頭先生で、初任地であったという若いサッカーの顧問もしている元気な先生だったということ、それから地域のことや、もちろん教頭先生ですから、学校のいろんなことの仕事もあったし、担任の先生と父兄のもめごともありました。それから、夏休み前ですので、プールの掃除や水入れも一人でやらなければならない状態だったというふうな声も聞きました。もちろん、学期末を控えてますから当然忙しいわけですが。

私が推測する限りでは、教育長がおっしゃったように管理職それぞれ先生方も忙しいわけですが、学校全体の、先生を含めて職員の方のやっぱり協力体制というのが足りなかったんじゃないかという気がいたします。もしかしたら、もう教頭先生がすることだからほっときゃいいやというような、そんな風潮が、まあ推測ですがあったんじゃないかという気がするんです。それ川上小がよかった悪かった別としても、本市の学校でも、もしかしたら学校現場でそういったような風潮がないのかということ、しっかりと、いい風を受けて把握をしていただきたい。

で、その把握のために定例の学校訪問がやっているとということでありましたけれども、1学期に1回くらいは、ぶらりと事前に通知するじゃなくて、教育委員会がどんなふうですかと行くのもいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

○教育長（田代宗夫君）

定例的な学校訪問というのは、年度初めには、すべての学校、短い時間ですが回ります。あと、定例的に半日とか1日で回るのは大体2年に一遍ぐらいは事務所の訪問と私どもであるんですが、そのほか用事があったときでも、もちろん私ども寄っていきますし、先ほど申し上げましたように担当指導主事というのがおりますので、この指導主事がその地域でいろんな研修会とか研究会あっても、必ずその地域に行くようになっておりますので、かなり情報が入ると思います。したがって、1カ月に一遍行かなきゃいけないという義務的なものではなくして、いろんな機会に学校に行くことは大変大事なことだとは思っております。それは努めてこれからもやってまいりたいと思います。

○16番（池満 渉君）

忙しい中で、そしてそれぞれの先生方の守備範囲というのものもあるでしょうし、個人差もあるでしょうし、なかなか一概に言えませんが、やっぱり一部に負担がかかるということは、どんな場合でもかなり無理があると思います。

昨年だったでしょうか、伊作小学校の教頭先生も病死でありましたし、教頭の仕事をしなくて、一般の教諭に、もうきつからということでおられた先生も日置市内にいらっしゃいます。だから、頑張ることはいいことですが、楽しくみんなで協力して頑張れるような体制にぜひ目を配っていただきたい。

さて、最後になりますけれども、今言った教育の問題、教職員の人事は県がやりますが、それぞれの自治体においては、市町村の教育委員会がしっかりとその管轄する学校を見るわけではありますが、教育長は、一生懸命頑張る、精神的にもそうですが、先生方の獲得にぜひ全力をあげていただきたい。そのように希望いたします。そして、本市の学校が、これから未来を担う子供たち、国をつくる子供

たちでありますので、いい意味で先生方が協力をして働いている姿を、子供たちがしっかりと教育として見れるよう、そんなことを教育長の決意を最後にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○教育長（田代宗夫君）

今おっしゃったことは当たり前のことで、私もそのように思っております。常に頑張る先生が欲しいと、みんな頑張って、それなりに頑張ってくれているんじゃないかなとは思っておりますけれども、私もこうして日置市に参りまして5年目を迎えております。「風格ある教育」というのをキャッチフレーズにしながら、さまざまな取り組みをしながら、学校でしなければならないこと、家庭でしなければならないこと、地域でしなければならないこと、さまざまな角度からいろいろな取り組みをしていこうと、いろんな努力はしておりますが、議員の皆様方も多方面からのご協力をお願いしたいと思います。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時10分といたします。

午前12時07分休憩

午後1時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長（田代宗夫君）

1つだけ訂正をさせていただきたいと思うんですが。

先ほどの質問のところで、池満議員の質問のところで、第1問目は「内閣府からDVDが送られてきた」と申し上げて、これが正しいんですが、2回目の質問で私、「文部科学省から」と申したようなことだということですので訂正をいたします。これは11月12日の内閣が主催する式典で、放映する予定のDVDということでございます。一般向

けにいろんなところでこれを見ていただいて気分を高めようというためのものだそうでございます。失礼しました。

○企画課長（上園博文君）

先ほどの池満議員の提言箱の件についてお答えを申し上げます。

市内に7カ所設置してございますけれども、21年度は提言箱が7件、本庁が6件、東市来に1件、そしてメールで5件っております。

21年度の主な内容を申し上げますと、小鶴ドームで午後10時以降にかぎが閉まって車が出せなかったという苦情、あるいは県内外のマラソンレースの開催情報をお願いしたいという件、あるいはプラスチックのごみ処理について、そして、業務のスピードアップについて、これは職員の対応なんです、手続の案内、親切心がもう少し欲しかったという点、相談事項があったときのプライバシーの保護、話をするとき周囲に非常に聞こえてしまうといった、そういった点の内容が参っております。また、メールにつきましては、伊集院における施策が集中しているのではないかと、あるいは職員の給与に対する苦情。このほかに、河川に一時的な増水が見られたとか、あるいは竹が大量に流出していたという、そういった点で提言箱で7件、そしてメールで5件参っております。

なお、平成20年度であります、合計で44件参っております。これらの件数から見ますと、年々ふえている傾向にございます。

以上でございます。

○議長（成田 浩君）

次に、19番、松尾公裕君の質問を許可します。

〔19番松尾公裕君登壇〕

○19番（松尾公裕君）

私は、3点について質問をいたします。

総合支所と地区館のあり方ということであ

ります。合併をして5年目に入りましたが、この間に社会経済が大きく変化し、百年に一度の未曾有の大不況により世界経済が急激に落ち込み、景気後退、企業のリストラなど、厳しい経済状況が続いております。

さて、合併して5年目に入り、少しずつ日置市という意識も高まり、一体感も醸成されつつある中で、やや地域的な格差ができつつあり、人口面においても、地域活力においても、一極集中になっていくようであり、合併をすれば必然的に中央中心部に人々が集中するのは自然の流れであります、しかし、総合計画にも出ておりますように、均衡のとれた発展、地域の特徴を生かした発展を進めることが、日置市の発展の基本的方向であります。このままでは3地域は活力は衰退し、一極集中化がますます加速するのではないかと懸念をしております。

このような状況の中で、地域の中心的拠点である総合支所の役割、存在が、今後とも地域の社会基盤の安定と地域経済の振興の中心的役割を果たしていくことが重要であります。5年前の合併は、対等合併により総合支所方式で合意決定しております。現在まで行政改革により、課の統合により、支所の職員も縮小してきましたが、しかし、市長の今後の方針の中で26の地区館をより充実して、今後は地区館を中心に行政運営をし、支所を廃止するかなどを聞いていたが、今後は支所の重要性を考え継続していくことを基本に進めるべきではないかと考えます。また、地区館は、地区振興計画もでき上がり、生涯学習の指導も順調に進んでおり、今の3人体制で十分ではないかと思っております、伺います。

次に、江口浜荘の今後の方針について。長年親しまれ愛されてきた江口浜荘も、歴史と伝統を積み重ねて今日に至っておりますが、これまで昭和40年代、50年代は、結婚式場として大活躍しており、大安吉日の日は

1日に3組も4組もあったと伺っております。今の50代、60代の方の大方の結婚式は江口浜荘で行われ、それだけに当時の町民の多くの方々が江口浜荘に親しみを持っております。しかし、近年の観光形態の変化や施設の老朽化などにより利用者が伸び悩み、経営状況を厳しく、町の時代の後半には毎年2,000万円、3,000万円の赤字補てんをしてまでも、江口浜荘の存在価値を認めてきました。その後、市になり、指定管理者制度を取り入れ、インタケさんが今日までその運営をやってもらっております。

このほど江口浜荘在り方検討委員会の中間答申がなされましたが、その答申の中で、「総合運動公園を利用した各種のスポーツ大会、合宿の受け入れのための施設の、宿泊施設の必要性、東市来における宿泊宴会が利用できる施設の必要性がある」また、「施設の建物の老朽化が著しく、耐震補強対策や財政負担投資効果の面から慎重に検討すべし。今後は民設民営による建てかえを公募するなどし、市の財政負担に十分配慮した経営形態への移行を検討する」また4番目には「新たな経営形態が定まるまでは、平成22年度以降も江口浜荘の経営を続けるべきである」と中間答申が出されております。この中間答申に出ているように、今後の投資効果の面や、民設民営による建てかえの公募など、また22年度以降も江口浜荘の運営を続けるべしなどの中間答申が出ております。今後とも合宿の受け入れ、宿泊、宴会ができる施設が必要であると思っておりますが、今後の方針について伺います。

次に、政権交代についてであります。このほど衆議員選挙が行われ、これまでの自公政権に厳しい審判が下され、これまで野党であった民主党が大躍進して民主党政権が誕生しました。これは、これまでの自民党の政策に対するマンネリ化や閉塞感に対する国民の怒

りが爆発した結果が、このような一方的な民主党勝利につながったのではないかと考えるのであります。また、不況で会社が倒産、リストラや雇用不安、失業率の上昇など、社会状況の厳しさも加わり、雪崩を打って民主党の大勝利になったものと思われま

す。さて、今回の選挙は「マニフェスト選挙」と言われておりましたが、自民党は現状の政策の実績を掲げ、経済対策を重点的に強く強調し、一方、民主党は子ども手当や高速道路の無料化、農家の個別所得補償など、直接支給による経済振興を打ち出し、結局、国民は現状の政策より民主党政権を選びました。

さて、政権が昨日誕生したばかりであります。地方では企業の景気回復や雇用の確保による生活の安定が第一であります。また、地方公共団体の財政の健全化などが緊急課題であります。今回の新政府の方針では、公共事業の削減、暫定税率の廃止、農家の個別所得補償政策など、前政権とは180度の転換であり、本市の行政運営や事業への影響が大きいかと思っておりますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の、総合支所と地区館のあり方についてでございます。地方分権と行政改革の推進は時代の趨勢であり、本市としても職員の削減に引き続き取り組まなければなりません。他方、市役所との距離感を訴える声が多い現状もあり、支所機能の整理には限度が出てくると考えております。

そのような状況を十分に踏まえ、支所の重要性は十分認識しており、現在、支所を廃止する考えは持っておりません。ただし、地区公民館を充実していくことは今後の市政運営に不可欠だと考えております。

そのために、地区振興計画をつくり、21年度からそれぞれの地区にあった事業展

開を進めているところでございます。特に、26の地区館におきまして、それぞれのまちづくりを含め、また伝統行事を守りながら、それぞれの共同参加の中で地区館運営がなされているというふうに認識しております。特に、その3支所の問題でございますけど、やはり、支所間の大変温度差もあるというふうに思っております。その中におきまして、やはり、地域がそれぞれ活力ある形をするには、やはりこの地区館を中心とした今後の日置市政が大事であるのかなというふうに考えております。

2番目の、江口浜荘の今後のあり方方針について。このことにつきましては、全協でも説明を申し上げ、また先般東市来地域の地域審議会のほうでも説明をさせていただきました。江口浜荘は昭和40年代に建築され、建物、設備の老朽化が著しいことを踏まえまして、指定管理者の契約も平成22年3月末で期限切れとなります。

そのような状況の中で、昨年12月に外部委員による「江口浜荘の在り方検討委員会」が設置されまして、このほど中間報告ということに答申がなされました。委員会におきましても、議員と同様のご意見、特に運動公園等の利用をするスポーツ合宿等におきます宿泊施設がない、また宴会場がないと、そういう声もいただいております。そのような状況の中におきまして、今回民設民営におきます建てかえの公募ということを実施する予定でございます。基本的には、公募してみて、公募者がいるのか、いないのか、そういうこともまだわからない状況でございますので、次の段階はそういう状況が進んだ後に、いろいろと検討していきたいというふうに思っております。また、在り方検討委員会のほうも存続しておりますので、そういう経過的なものも、在り方検討委員会のほうにも説明を申し上げていきたいというふうに考えておりま

す。

次に、政権交代についてということでございまして、ご指摘のとおり、昨日民主党を中心とした連立政権が誕生したわけでございます。特に、今回の選挙におきまして、マニフェストを中心とした政策の論争があったというふうに認識しております。

そのような中で、私ども市におきます影響というの大きなものがあるんじゃないかなというご指摘でございます。特に、公共事業の削減の中におきまして、国として直轄事業を含めた削減をするのか、地方におきます公共事業の削減をするのか、そういうものがどういう形で22年度予算の予算編成に影響が出てくるのか、そのことは注視していかねばならない。昨日の中におきましても、それぞれ大臣のほうで、それぞれの省庁におきます重点的な方策を述べておったようでございまして、特に私どもに直結、一番大きな影響とするのは暫定税率の廃止ということでございます。この中におきまして、本市におきまして、約1億9,000万円程度減少をする、この廃止されますとそのような財政的な影響があるということでございます。

そのほか、いろいろと農家の個別補償とか、またいろいろとございますけど、こういうものにつきましては今の段階の中でどのように影響してくるのかということとはちょっとわからない状況でございますので、今後の推移を見ていきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○19番（松尾公裕君）

ただいま、市長のほうから答弁がございましたけれども、上から順を追って、再度質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この総合支所を廃止するかのようなことをば市長が言ったということでございまして、7月の末でしたか、経営者クラブというのがありまして、その中で経営者ク

ラブに議員の5人も、東市来の議員の5人も呼ばれて、いろいろ地域の要望とか活性化とか都市計画の問題とか、いろいろそういった問題がたくさん出されました。そういう中で、支所を市長が廃止して、今後はその地区館を中心的に進めていくんだというようなことをばある方が言われまして「いや、そういうはずはないんだけど」ということで、私たちはまだ聞いておりませんということだったんですが、そういったことを言った人がいらっしやいまして、また、私は地区館長の、失礼、自治会長の方々から、二、三人の方から、そういったようなニュアンスの、支所を廃止して地区館を今後は中心的に進めていくんだというようなことをば市長が言っているということを知りたりしているわけでありまして、これは、まず、そういった点等は事実なのかどうか、そこは伺います。

○市長（宮路高光君）

その支所を廃止すると言ったことはないというふうに認識しております。今後、地区館は充実していくということはあらゆる場面の中でお話をしております、総体的に職員のほうは削減をしていくということはおちこちで言っております。先ほども申し上げましたとおり、今の、現在の中で支所を廃止するか、そういうことは考えておりません。それぞれ、今までも支所におきましても、それぞれの課の統廃合、また今後は係の統廃合、そういうものにつきましては手をつけていかなきゃならないというふうに考えておりますけど、支所を廃止するということは全然考えておりません。

○19番（松尾公裕君）

これで安心するわけでありまして、まあ一般的に火のないところに煙は出ないと、よく言うものでありますけれども、まあ、そういったふうに自治館長さん方も聞いて、また、いる人、それから言われる方もいらっし

やいますので、そういうことはないということを確認しておきたいと思っております。

そしてもう1つ、やはり市民の皆さんがいろいろこの疑問に思っていることが、この宮路市長が当選されてから、新聞に連続でこう載っておったのでありますけれども、5月14日、もう4日目でありまして、まだ私たちは議員の人たちは一生懸命その選挙をしているさなかでございましたけど、全然私も読む機会もなく、最近このことをば見たわけでございますけれども、まあ、2期目の課題ということで市長が言っている中で、地区館を中心とした地域づくりを、に非常に熱心であるということで、宮路市長は合併で区域が広がった分、より小さな単位で行政システムを再構築し、地域特性にあったきめ細かな活性化策を探りたいと目的を語っておるということでありまして。そして、また、06年の2月に、行政、前回中島さんのところでも出ましたけれども、行政改革の大綱案の中に、支所に窓口機能を残し、本庁へ事務職員を集約する本庁方式への早期移行が望ましいと提言をしたと、これ行革がしたということでありまして、いや、行政推進委員会がですね。その場合、現在旧町ごとに置く3つの支所の廃止も将来の選択肢となるが、市は地区公民館を拠点として住民サービスの維持、検討をしていきたいというような、このようなコメントが出ているわけでありまして、まあ、やはりこう見るからに、いかにもその後廃止されたら、地区公民館を拠点として進めていくというような文章にとられがちであるわけでありまして、まあ、今後やはりこの中で、特にこの一番注目することが、より小さな単位で行政システムを再構築をしたいということを言われておりますね。そして、また、市は地区公民館を拠点として今後は進めるということでありまして、3つの、将来的に、まあ将来的ですよ、今現

在のことじゃなくて将来的に3つのこの支所を廃止して、地区館を拠点にする考えをしているのではないのかなど、将来的にはそういうふうな考え方を、市長はその目標はそこにあるのではないかなというように感じられるわけでありまして、そこについてはどうですか。

○市長（宮路高光君）

一応、その新聞報道的なもので、そのように、その文章の読み方によってはそのような解釈をしておりますけど、私はその新聞の中でコメントした覚えはありません。その中におきまして、特にお話している中で、地元の小さなという言い方は、やはりこの福祉とか、身近なことにつきましては、やはりこの旧町の役所とするよりも、それぞれ地区のほうでやって、お年寄り、いろんな交通の便、いろんな便におきまして、やはり地区館でそのようないろんな健康運動とか、そういうものをしていくべきだと。また、今、いきいきサロン等におきまして、介護保険を含めた中でも、小さく、1つのデイサービスの、1カ所に寄るんじゃなく、それぞれの地元でできるものは地元でしていく、そういうきめ細かい福祉行政というのが大事であると、私はそのように見解を持っております。

今、ご指摘ございましたとおり、この支所というのは、支所なりの大きな役割というのはあるというふうに認識しておりますので、ただ、地区館がそこに中心的ということはございません。地区館では身近なそういうものも、住民が直接来やすい、また、それぞれの地域ではそれぞれ温度差、環境が違ってまいりますので、それぞれの地区館の特徴をしながら、特に今後のこの高齢化を迎える中におきます身近なそのようないたわりのできる福祉行政というのが、地区館の大きな役割というふうに私は認識しております。

○19番（松尾公裕君）

はい、わかりました。まあ、私は、やはり少しこの、支所、まあ先ほどの話もございましたが、支所をこう縮小していき、縮小していけばもう段々必要がなくなってしまう、そして地区館にその支所機能を移していくというふうなふうに、何かそんなふうの流れがなっていくのかなというふうに、こう思ってしまうわけでありまして、そうならないようにしていただきたいと思っておりますが、特に、この支所がやはり地域住民とは非常にこのかわりがやっぱり深いということを考えていただきたいと思っておりますけれども、例えばその証明書の発行ですね、これを東市来支所だけでも19年度でしたけれども、2万3,000件もあるわけですね。おおよそ、まあ重複もありますので、1万5,000人ぐらいの方がやっぱりこの窓口に来ているというふうなふうに、この理解をしているわけでありまして、また、自治会の方とか、あるいは地区館の方々とか、あるいは農林水産とか土木の関係、税の関係、福祉の関係、いろいろとこの相談事に、やっぱり一番この安心して相談をしやすいのはやっぱり支所であるのかなと思っておるわけでありまして、そういう意味でも、総合支所というのは地域住民と非常にこのかわりが大きい、まあ安心して相談ができて、そしてまたいろんな地域の振興計画もありますけれども、地域のこの活力の原点にも私はなっていると、まあこれ繰り返しになりますけれども、そういうふうには私は思うんですが、それだけに支所が私は重要であると、今後とも重要であるという事を強調するわけですが、市長はどうですか。

○市長（宮路高光君）

まあ、おっしゃることは十分わかりますし、私もそのような考え方を持っております。この支所というよりも、やはり先ほども申し上げましたとおり、今後やはり地区と言います

か、小学校区、私はこれをやっぱし大事にしていくことも必要であるというふうに思っております。ただ、支所に、旧東市来であっても、海の地域、また商業地域、山間地域それぞれありまして、やはり手身近に、近くに行けるのは、やはり地区のほうが、やはり行きやすいんじゃないかなというふうに思っております。

その中におきます、その政策的な部分はなく、やはりお年寄りの皆様方も気楽に行ける、今のところ、地区で証明をしておりますけど、人的な配置とかいろいろなものが足りない部分で、まだ、そのように市民の皆様方で、地区館で大いに活用していないのも現状でございます。今後、やはりそういう身近にできるものにつきましては、身近でできるようなPRを含め、また地域の皆様方にもそのような理解をしていただくようなことをやっていく必要があると思っております、やはり支所、地区、まあ本所、やはりここはやはり連動してきちっと役割分担をどうしていくのか、そういうものも大事なことであるというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

市長は、その小学校区で、このいろいろと、身近にいろいろとその地域住民とのかかわりを深くするほうがいいのではないかというようなことでありますけれども、私は、今まで支所で、先ほども言ったそういう窓口の機構ですね、機能ですね、それから地区の自治会長、地区館にしても、この支所長を中心に、支所と非常に連携がやっぱり深いと。だから、これは、私はそのままやっぱり今後もその形で私は続けていけばいいのかなと。別に地区館に、それほどその、まあ地区館はいろんなその身近な部分もありますけれども、私はもう地区振興計画もひとつでき上がって、そしてこれをローリングしていくということでもありますけれども、そしてまた、その生涯学

習のことについても、私は順調に進んでいるのではないかなと。これ以上、地区館に人を配置してまで、そこまでする必要はないんじゃないかなあと思うんですが、私は今の支所で十分この地域の人たち、地域住民の人たちは、結構そこで安心をして、身近に活用していると思っておりますが、別にその地区館で何もかもしなければいけないと、地区館に、もしいろいろなことをするようになりますと、もういろんな機能を要求が出てくると思います。人の配置も、また施設もちゃんとしなければいけないというようなことになりますと、やっぱりまた、いろいろな経費もたくさん要るかと思いますが、私は今の形で別に地区民の人、あるいは地域の人たちは不満足ではないのではないのかなと思って、今の現状の歩みでいけば、地区館を別にその拡大をしていなくてもいいのではないのかなと私は思っておりますけれども、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

議員とは、ちょっと若干のニュアンスの違いがあるような気がいたします。やはり、今の中でも十分あるというふうには思っておりますし、また、それぞれの支所におきましても、東市来にしても、高山から長里まで来るいろんな距離感の問題があったり、吹上にしても平鹿倉という大変遠い地域もございます。ただ、周辺部のところはやはり綿密にしておりますけど、やはり今後におきまして、それを全部地区館にするということじゃございません。徐々に身近なものから、やはり地区のそういう福祉におきます、今言いました健康体操とか、そういうものは地区館のほうでしたほうがたくさんの方が来るし、またお年寄りの寄り集まる中にして、1つの中心部だけでということではできないと、そういう住み分けをそれぞれしながら、そのことが地域にどう貢献できるのか、そういう部分の、全部が全部というんじゃなく、地域の皆様方がどう

望んでいるのか、やはりそこあたりも十分把握した中でやっていく、この支所と地区館のあり方、今はスタートしてまだ2年ちょっとでございますので、もう少し時間をかけながら、地区の皆様方とも十分話をし進めさせていただきたいと思っております。

○19番（松尾公裕君）

この論議をしておりますと時間が相当過ぎてまいりますので、次にいきますが、江口浜荘の今後の方針についてでありますけれども、湯之元球場とか、あるいはまあ運動、総合運動公園ですね、ここにキャンプ合宿で、あるいは試合等があって、そして江口浜荘の活用、宿泊というものがよくなされているわけでありまして、私もこの間も言いましたけれども、ちょうど夕食に行きましたところ、バスが2台来ておりまして、その中から野球の選手が続々と、二、三十人降りてきたようでありましたけれども、これは繁盛してるなと、繁栄してるなというふうにご思ったのであります。またその江口浜荘の職員の対応が非常にいい対応をしているなあと、非常にこの気持ちのいい対応をしているなあとというふうにご感じたのでありますけれども、そういった光景も私は見たのであります。地域審議会のこの間あったときに、ご存じのように、漁業のこの代表者の方も言っておられましたけれども、地産地消で、その江口漁協でこのとりたての魚をば利用して大変喜ばれていると、我々も助かるんだというようにことをば言っていました。そしてまた、その温泉もあれば、非常にまあ、江口浜荘というのは非常にありがたい施設であるというようなことを訴えておりまして、そして、ぜひこれは残してくれというような言い方もございましたけれども、そういう地域の要望というものもございまして、まあ、そして、もう先ほど来出ておりますように、こういうキャンプ、合宿、いろんなことを含め

て、またグラウンドゴルフ場も近くにありません。そして、ドームもありますけれども、この江口浜荘を取り巻くこう一体的なこの発展と申しますか、こういう発展を、やっぱり今までずっと続けきっておったわけですが、まあ今までのことと、これからについて、どのようなふうにご江口浜荘のこの存在価値と申しますか、を市長はまあ考えていらっしゃるかと伺っております。

○市長（宮路高光君）

基本的には、江口浜荘が今まで貢献、いろいろな面で貢献したというのは認識しております。ひとつこの40年以上もたった中におきまして、この施設の老朽化、これが一番大きな、私、今後の運営において課題があるというふうにご思っております。そういう中におきまして、いろいろと地域にご要望あられるというふうにご思っております。これを市で直営的にできるのか、市民の皆様方は残してほしい、これが民営であろうが、市営であろうが構わないということでごありますが、基本的に市でこういうものを今後、やはり建物をつくって経営をしていく、私は基本的には、大変これは市でするのは難しいという腹をくくっていかなければならないと。民活でやっていただければ、それは民活の経営であります。特に、在り方検討委員会で、大学の宮廻教授を含め、観光プロデューサーも専門的な見地の中で、今このような旧国民宿舎的な経営というのは、大変全国浦々の中で難しいと。鹿児島市の宿泊施設を含めた中におきましても、稼働率50%弱である。今の江口浜荘の宿泊を含めた稼働率というのは30%もございません。議員がおっしゃいましたとおり、土日は若干そうありますけど、平日におきます、いろいろと運営が大変厳しい状況であります。そういうことを含めれば、基本的には民間をしていただける方がおいたら、それぞれの機能を持たしながらしていくのが一

番ベターであると。今おっしゃいましたとおり、ドーム、グラウンドゴルフ場、総括した中でできればよろしいというふうに考えておりますので、今回は民間の方々に公募させていただきたいというふうに考えております。

○19番（松尾公裕君）

まあ、中間答申の中で、民設民営で公募していくということの中で、ちょっとこう確認になりますけれども、この全協のときも、それから地域審議会のときにも話が合ったわけですが、これは条件として、取り壊して更地にして、そして宿泊施設、それから宴会を100人程度できるようなそのような宴会施設をつくってもらいたいということも条件にすると。そしてもう1つは、温泉を持って来るといってございましてけれども、湯之元の球場の前の下のほうに旧町時代に温泉の泉源を買ったわけですね。あれは、江口浜荘に運ぶ、江口浜荘に温泉をもっとふやすということであれを購入をしておるわけですが、その配管も含めて、今回の条件の中に入れるということによろしゅうございますか。

○市長（宮路高光君）

基本的に、公募するに当たって、その建物を、その公募される方に壊してまでと、そういうことにおきまして、特に開聞荘のほうもそういうふうにしましたけど、どこも手を挙げなかったということもお聞きしております。まあ、行政としても、最小限できるものについては、建物の撤去はやはり市のほうでしていかなければならないと。それと今、温泉があります、その温泉の活用の中におきます、できるまで、そこまでは市のほうでして、まあ何年かの貸しつけをやっていけばいいのか、それだけの条件はつけさせていただきたいし、今言いましたように、地域からも宿泊、また100人程度とそういう部分については、一応要綱の中に入れていきますし、また、基本的にはプロポーザル、公募というのはプロ

ポーザルということで、それぞれの会社がどういう提示をしてくる、どういう建物をつくると、そういうものが手を挙げていただく方は、そういうものを持ってきますので、そういうことに内容については、やはり十分検討委員会をつくって、それはいいのか、悪いのか、そういう審議もしていかなければならないというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

まあ、いろいろなこの市民の声というものもあるわけですが、もし、まあこれ12月、10月から11月にかけて公募することでありましたが、もしまあ、これもなかった場合、非常にそういう可能性もあるのかなという気がしますが、まあ今耐震調査を300万円かけてやりますね。そうすると、まあ耐震補強とかあるいは改築の考え方、先ほどは市がするのはちょっと難しいという答えでございましたけれども、ある方面の方に言わせれば、まあ例えば、国民保養センター、老人休養ホームではないかと。まあ福祉の面での考え方であったら、改築考えてもいいのじゃないかなあという人もいらっしゃるのですが、まあ例えば3億円かかったとして、30年かかります、30年たったとしますと、まあ1年にしますと1,000万円でございます。まあ金利も何も含めないで、まあざっとそういう言い方をされる方もいらっしゃいますが、そういうような、まあ例えば計算をすればそういうこともできるのではないかなということも言う人もいらっしゃいますが、こういう考え方というのはどんなものでしょうか。

○市長（宮路高光君）

先も申し上げました、公募してないときは基本的には建物が的確であるのか、こういう耐震性の、今議会に上げております予算を使っていたしますし、また、補強をすればどれぐらいかかるのか、そういうのも試算をしな

きやならない。そういう中で、市がそれだけ税金を投入することなのか。また、私ども執行部も議会のほうも、いろんな地域の皆様方もこのことについては、やはり金額のことも大きな考えていかなきゃならない。今、特に、この老人、保養センターという形は、今までこれを導入した時期にそのような保養センターという中で事業を導入したということでございます。まあ、今の中におきましては、もう新たに、このような時代でございますので、基本的に私は市でこういう保養センターとか、こういうものを運営していくのは大変経営的に難しいと。ほんとに建物は建てるけど、後の中身を含めまして、大変大きな出費が必要である。今までも、行革を、いろんなことをする中において、決断するときは決断していかなければ、いつまでもずるずるした形の中であるのかなというふうに思っておりますので、まあやはり市民の皆様方に説明ができるよう、もし公募がなければ、耐震性等の調査等もきちっとして、このことを皆様方にいろいろと論議をしていただきたいというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

市でしていくのは非常にまあ難しいと、しかし皆さん方とよく論議をしていくというようなことでございますが、最後の今の中間答申の中で出ておりましたけれども、4番目に出ておったのが「新たな経営形態が定まるまでは、22年度以降も江口浜荘の経営は続けるべきである」というふうになっているわけですね。これは、この、不問にできないのではないのかなと思っておるところであります。そこらについてはどんなふうな感じを持っておられるのか伺っておきます。

○市長（宮路高光君）

閉鎖するに当たりまして、やはり市民に周知と言いますか、これはある程度すぐ方針が決まったから何ということではできないと思

っております。この22年度以降ということでございますけど、基本的にはその期限につきましては、十分考えてしなきゃなりませんけど、長いことは、基本的には難しいと。まあ、この半年とか、その中で市民の方々にきちっと周知期間があつて、もしのときは閉鎖するときには閉鎖していく、そういう期間をこの22年度以降、まあ4月、いろんな結論が4月、まあ3月31日までイシタケさんのほうが指定しますけど、これをあしたからまた1カ月後というわけにはいきませんので、そこあたりはちょっと半年かかるのかわかりませんが、市民の皆様方にきちっと周知した中で閉鎖するなり、そういう方向はきちっと示すべきだというふうに考えております。

○19番（松尾公裕君）

まあ、どんなふうに転ぶのか、ちょっと非常にまあわかりにくいところですが、応募があればその方にしっかりとやってもらいたいと思うわけでありまして。まあ、今おっしゃいますように、江口浜荘がこのもう3月で閉鎖というようなことにならないように、最善の対策を取りながら、市民が、に、この急激にあそこが閉鎖ということにならないように、ひとつそうしていただきたいと思っております。

次に入ります。政権交代でありますけれども、まあ、これで私はもうともかく、国も地方もこの景気の回復、雇用がもう第一であると思っておりますけれども、この皆田の工業団地にハイメカ（株）がありますけれども、ここに少しお尋ねを、2日前でしたかね、しまして、今景気はどんなことですかということでお伺いをしました。この時計メーカーとしては、時計の部品としては、世界の3割をつくっているところでありまして、世界の景気はわかるというぐらいのものでありますけれども、ここがそのワークシェアリングをして、その3日出て、4日休みということが

当初あったわけですね。それが現在聞いてみますと、もう、まあある程度改善されて、休みも大分少なくなりましたと。以前としますと、もう4分の1程度になったと、2週間に1遍ぐらい休んでもらうというぐらいになって、景気は非常に上向いてきたと、来年の春ごろはもう回復するというようなことを言っていたらっしゃいましたけれども、一方、まあ協栄さんは、若干はこのよくなったけども、これからだと、まだまだだと、現状は非常に厳しいというようなことを言っていたらっしゃいましたが、また一方、建設業の方に聞いてみますと、私の知っている範囲内で、とにかく仕事がないと、社員に給料を払えないというようなことを言って、非常に嘆いていらっしゃいましたけれども、そういうように、非常に地方の景気、まあ国も、国全体もですけど、地方は特に厳しい状況であるのかなという中で、まあ、今度は民主党政策になりました、公共事業の削減というのがもう目の前にこの迫ってくるのかなと思っておりますけれども、それこそ群馬県の八ツ場ダムではございませんが、もう7割も仕事は済ませておいて、あと3割で済むんですが、完成するのに、これでもう中止というようなことも、民主党言っているわけですが、非常にこれは厳しいこの削減をするのかなということで、まあ市長も先ほど、22年度以降は非常にこの直轄事業あるいは地方の公共事業を中止していくというようなことを言っていたらっしゃいましたが、地方のこの道路関係、都市計画に、非常にこの削減というものが響いてくるのではないのかなと。うちのほうとしては、道整備の交付金事業とか半島振興の農道とか県道、都市計画とか、いろいろありますけれども、大分このいろいろ影響してくるのかなと思っておりますが、そこらについてはどのような認識ですか。

○市長（宮路高光君）

幸いに、私どもこの日置市内に、国の直轄事業で事業をしているところはございません。特に、直轄事業でしているものにつきましては、今言ったようにいろんな見直しの中で、中止せざるを得ない部分がございますけど、私どものこの日置市におきましては、基本的には補助金で事業をやっております。この補助金という流れで、市道、またそれぞれの中山間地域等におきます整備も補助金でやっております。まあ、民主党のほうは、これを今から一括交付金に変えるということにマニフェストでなっておりますので、この補助金がどういふ変遷の中で一括交付金に変わるのか、やはりここあたりを見極めて、私どものやはり今行っております市道、また農林関係におきます補助事業、こういうものをその補助金、一括交付金のこの制度上がどうなるのかを見極めた中で、やはり事業の精査というのはしなきゃならないとそのように考えております。

○19番（松尾公裕君）

はい、わかりました。先ほど暫定税率の廃止ということで、ガソリンが1リットル25円下がるというようなことでもありますけれども、2兆5,000億円というような国の予算が削られるわけで、収入がなくなってしまうわけでありましてけれども、県の伊藤知事も暫定税率分70億円が減額になってしまうということで、非常にこの道路整備ができなくなってしまうということを言っていたらっしゃいましたけれども、市は1億9,000万円、先ほどおっしゃいましたね、影響があるということでございますが、まあ、この、こういった廃止については、ほんとに地方にとっては大変困るわけでございますけれども、今後これがどういふふうになるのか注目していきたいと思っておりますけれども、もう1つは、この農家の個別所得補償政策、今まではこの減反政策によって米づくりを調整してきたわけですが、特にこのWTOの関税でこの

農業を守って来たわけでありましてけれども、今回、この民主党が言う政策の中ではFTAですね、日米の自由化交渉を優先をするのではないかと予測するわけですが、非常にこの、そうなった場合、農産物の価格がものすごく落ち込んでくるのではないのかなと、そうなれば、農業は非常に立ち行かなくなってしまうんじゃないかと、私はまあ危惧するわけでありましてけれども、こういった政策というのは、いわゆる大農家は何とかそれに耐えられていきますけど、小さな中山間地域、小さな農家というところは、単価が下がればどうしてもやっていけないという、生産ができないというようなことになってしまうのではないのかなと、農業、農村がほんとにだめになるんじゃないのかなと私は思うんですが、市長はどうですか。

○市長（宮路高光君）

今の、私も民主党のこの個別補償がどういうスタイルでついでにいきますか、来るのか、まだ中身が十分熟慮しておりません。まあ、米とか大豆とか、いろんな物が言われておりますし、畜産までそのようになるのか、まあ今の現況はわかりません。今、おっしゃいましたとおり、大農家、まあそのまあ5割程度の農林統計にいきますと、5割の中で農業センサスの農家戸数というふうにしておりますけど、そういう方々にどう影響するのか、まだ今のところは、この個別補償の施策を来年以降どう打ち出してくるのか、今のところちょっと見当つきませんので、今はやはり、今の制度の中でどうあるべきかということも熟慮しながら、また来年以降、このほんとに農家個別補償というのがどういう中で流れてくるのか、ほんとに注視していきたいというふうに思っております。

○19番（松尾公裕君）

まあ、よくわからないということで、今後はよく注視していきたいということでござい

ますので、特に先ほどから言っております公共事業の削減、まあ暫定税率の問題、今のこの農家の所得補償政策、こういったことが地方の振興に大変大きなこの影響があるかと思っておりますので、やはり今後まあ公共事業等も相当影響が出てくるかと思っておりますが、国県に、国、県に対して、市長として今後やはり強く訴えていく、いかないと、声がやっぱり伝わらないと、幾ら民主党、選挙で絶対しないといっても、やっぱり地方の声も聞いてくれると思っておりますので、ぜひそういった面では、強くこのまま訴えていただきたいと思いますということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩いたします。次の開議を14時10分からといたします。

午後1時59分休憩

午後2時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番、梶康博君の質問を許可します。

〔17番梶 康博君登壇〕

○17番（梶 康博君）

私は、先に通告してあります案件について市長に問うてまいります。

我が国の稲作は、昭和46年に生産調整の名目で休耕田が発生し、今日まで39年の経過いたしました中、国策の中で米の生産休耕田の管理等において補償費が支払われてまいりました。しかしながら、近年、農業者の政策上も水田のフル活用や米政策水田農業の今後のあり方について議論が起こりつつあります。一昨年より世界的資金の当期に起因する原油の値上がりは、穀物のバイオエタノール生産へとすすみ、気象変動による生産量の不安定要素とあいまって、これまで食糧向けだけだ

った穀物がバイオエタノールをすることにより価格不安を引き起こしてまいりました。食糧の大部分を輸入に頼る我が国は、食物の汚染にもたびたび遭遇してまいりまして、このような経験を踏まえ、近年消費者の志向も国内産品への関心や需要も高まってまいりまして、特に米を原料とした食品の開発が進んできております。輸入穀物の量や質の不安から、休耕田における、私は他用途米として質問をいたしておりましたけれども、新規需要米ということだということです。新規需要米としての麴米、米粉用の米、飼料用の米、サイレージ用の稲の栽培が平成21年度より全国各地で本格栽培されております。本市の現状と今後の展望について伺います。これで1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の休耕田の今後について、本市において本年度から本格的に他用途米の栽培を推進しているところでございます。今年度の取り組み状況といたしましては、焼酎麴米が224.26ヘクタール栽培され、市内の酒造メーカー2社、小正酒造と西酒造で使用される予定でございます。また、米粉用米は10ヘクタール栽培され、市内の製麺業者や経済連関係者と取引をする予定でございます。また、飼料用米は1.3ヘクタール、サイレージ用稲は4.9ヘクタールが栽培され、自家用、また畜産農家との契約により使用される予定でございます。今後は、国の施策や見直しの議論については注視しながら、関係各団体と一体となって、これらの地産地消につながる他用途米の栽培面積が拡大されるよう取り組んでいきたいと考えております。特に、焼酎麴用米は、地元酒造メーカーからの取引要望も強く、産地確立交付金等を活用しながら取り組み拡大ができるよう推進していきたいと考えております。

以上です。

○17番（梶 康博君）

おおまかには市長のただいまの答弁で前向きな方向ということには変わりはないかと思っておりますけれども、少し掘り下げて伺ってまいりたいと思っております。

これまで、休耕田につきましては、休耕面積について補助金が支払われてきた経緯がありますけれども、今日に至っては米を作る面積が割り当てになってきておるわけでございます。その中で、休耕の面積に積み上げられているその遊休農地の中で、まったく今後とも耕作が不可能ではないかというような農地が日置市内にも相当あって、稲を耕作する面積に、今後は交付金が配分されてきているんじゃないかと思うわけですが、その面積がどのくらいあるのか、そして、このこれまではそばとか大豆とか田園作物とか、こういった転作が休耕地については主な転用品目であったわけですが、ここに来て新規需要米ということで、これを推進するためには、相当の行政的な枠も必要であると思っておりますので、そういうことについてどのようにお考えであるのか伺いたしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

ちょっとその面積については農林水産課長のほうに答弁させます。基本的に、この今の休耕田の今後についてという大きな題目の中でございますけど、いま民主党政権になりまして、この転作を含めいろんな中でどう見直しをしてくるのか、若干このことも22年以降見えない状況がございます。特に、この米の販売をしている方、また、自分で食べるだけの米を作っている方、さまざまな中におきまして、この転作に協力をしている方と、また、協力しない方とか、いろんな大きな平等、不平等差が起こっているというのも、このひとつの休耕が拡大した大きな要因でもあるのかなというふうには思っております。そのよ

うなことを踏まえながら、22年度におきま
す農林水産省におきますこのことに対します
方針等が提示され、また、私ども市としても
どのような市としての助成ができるのか検討
もさせていただきたいというふうに考えてお
ります。

その中でいま特にこの新規需要米というこ
とで、特に私ども日置市に地産地消というわ
けではございませんけど、焼酎メーカーが大
きな二つがございます。また、製麺業者とし
てヒガシマル株式会社がございます。そのよ
うにして、地元の業者と密着できるいい位置
にあるのかなというふうに考えております。
若干、ことしはこういう日照りで、先般、あ
ちこちの現地を見させていただきまして、水
田の水の、何て言いますか、なぜ休耕のとこ
ろにこのようなものを植えたら水が足らんと
かですね、大変今度は逆にいろいろとお叱り
もいただいた部分もありました。そういう地
域は別として、今後やはりこの地産地消を含
めたこの新規需要米という取り組み方という
のは、十分していく必要がありますし、また
特にこの焼酎の麴用の米につきましても、品
種と申しますか、やはり品種の選定というの
も必要であるかというふうに思っております。
いろいろと私どももそれぞれの需要に応じた
対策をしていかなきゃならないというふうに
考えておりますので、ご理解もしてほしいと
いうふうに思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

ご質問のありました水田の関係の面積等で
すけれども、日置市内に現況水田が1,570ヘ
クタールございます。このうち、水稻の植え
付けが1,011ヘクタール、これは平成
21年作付ですけども、1,011ヘクタール
ございます。このうち、早期米が228ヘ
クタール、普通期米が783ヘクタール、こ
の合計が1,011になります。このほか、
生産調整をやってる分が559ヘクタールと

いうことで、これを比率にしますと35.6%
が生産調整のほうにやっているとということ
でございます。この559の内訳としまして野
菜などの転作の作物等を作っている面積が
274ヘクタールで、このほか調整水田、あ
るいは地力増進のれんげとか、あるいはいわ
ゆる保全管理の状態、それからあまりないん
ですけれども景観作物等というふうなもの等
を含めまして、265ヘクタールがこの中に入
っております。この265ヘクタールの中か
ら、先ほど出ております他用途米、まあ新規
需要米、あるいは加工用米というふうなもの
の植え付けをしているところでございます。

以上です。

○17番（梶 康博君）

酒造の醸造メーカーのほうでも、やはり非
常にこの販米と麴米における買い入れの価格
の問題が非常にネックになっていると。そう
いうことで、市長が申し上げましたように、
増収性の品種のいま模索中というようなこと
もお聞きしておりますけれども、この増収性
のある品種がそれぞれ見つければ、飼料米に
はまあ相当、700キロを1トンも収量の上
がる品種があるように聞いておりますけれど
も、まあそういう品種でもいいのか、また、
改めて酒米みたいに専用の品種がいいのか、
そこらあたりは今後研究等試験の経過を待つ
ことになるかと思っておりますけれども、でき
るだけ収量が上がる品種を、安くでというよ
うなことです。まあこれまでタイ米の、東南
アジアから輸入の長粒種のミニマムアクセス
米ということで、キロ当たり100円ぐら
いの米を使っておられたということで、非常
に収益的に考えると採算の合う問題であるの
かどうか、非常に考え込まれるところがある
わけです。この考え込まれるところが、一番
きょう私が尋ねたい、聞きたいところなん
ですが、やはりこれまで販米としての米の耕作
が当然のごとく受け入れられてきておったわ

けですけれども、今後、政権もいろいろ変わるなかで、水田の利用の方法というのは大きく変わっていくんじゃないかということがひとつと、それから農業者自身も飯米だけで本当に水田を生かしきっていけるのか、また、自分の農機具を使い切って生かしきれぬのかという、なかなか現状はそうはいってないと思いますので、やはり農業者の皆様にも何らかのコンセンサスをとっていかななくてはということが一番重要なことじゃないかと思うわけですけれども、そのことについてはどのような考えがえられるのか、そして酒米として必要とされている、麴米として必要とされている米の量が、私は米粉が30トン、それから麴用の米が200トンぐらいと、こう伺っておったんですが、相当の量が必要とされるということで、いま県内でも県内のあらゆる地域にこの打診がなされているということですけれども、地元でこういう酒造メーカーがある中で、やはり何らかのことをやっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、そのことについて伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございましたとおり、この米の価格の問題であろうかというふうに思っております。特に今、通常、普通、早期にいたしましても、普通米にいたしましても、キロ200円程度であるのかなと思っております。一反歩当たりですね。これが今の麴米にいたしましても、米粉米にいたしましても、それぞれの会社にいたしましてはおそらくキロ100円程度というふうに頭に入っておるようでございます。これをどうにか今産地確立交付金とか、需要即応型生産のこの国の補助交付金を利用して、キロ200円ぐらいに近づけて対応を進めていきたいというふうには考えております。その中におきまして、やはりこの生産者をする皆様方が、やはりそこま

でしてこのような麴米、焼酎の麴米とか、米粉用の米を作っていただけるかどうか、若干ちょっと不安であられるのかなというふうに思っております。特にさっきも申し上げましたとおり、今後の政権の民主党を中心とした政府がこのことについてどういう方策を出してくるのか、やはりそれぞれマニフェストの中でもいろいろこのことにつきましては、論議といいますか、提案をしておるようでございます。とくに大農家といいますか、米を10町歩、20町歩作る方、私ども日置市におきましては五、六反歩が平均いたしますと、日置市の場合はそれぐらいのものかなというふうに思っております、そういう五、六反歩の方々が本当に水田を作って経営的に合うのかどうか、やはりこういう試算というのも十分考えなきゃならないと。先ほども申し上げますとおり、今後の政府のそれぞれの方針の中で私どもはどう、また市としてしていくか、十分対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

今の質問の中で、農家の方々に採算面だけを取り上げて、その理解をいただこうと思っても、非常に理解はしてもらえないと思っております。しかし、焼酎のメーカーさんのほうでも2011年からこのトレーサビリティということが義務付けられていると。そこには輸入米というわけにもいかないし、また完全に輸入米から撤退した焼酎づくりをされようと、もう決意されているメーカーさんもあるわけですので、やはりそこには行政の力が弱いという、こういう事業は県内の麴米が、甘しょ1に対して米が5の割合で必要だと。つまり、県内の酒造メーカーさんでは2万トンぐらいの米が必要だと。そして、1社当たり2,000トンとか、1,000トンとか、そのような米の量が必要だということです、やはりこれ、伊集院の税務署管内に6社

の酒造メーカーさんもあるということですが、6,000トンばかりの米が必要だと。そういうことをお聞かせいただくと、これはやはり地元の地域の農家の皆さんにも何とか理解をもらう方法をやっぱり打ち出していかなと、これがどのように世の中は流れていくのかわかりませんけれども、県内の他の産地でそういう米対応の生産をされる地域が生まれつつあるようなことも聞いておりますので、やはりよその産地ができるのであれば、地元の産地もとにかく、今回24ヘクタールの対応がなされているということですが、やはり取り組む必要があると思いますので、ただその収益性といいますか、所得のことにこだわるのが一番また大事なことですけれども、そこにおける行政のこの力というのが非常に必要とされると思うんですけれども、その収益だけでなく、何かほかに考える余地はないか、もう1回お尋ねします。

○市長（宮路高光君）

今回、この農家の生産者、また私ども行政、農協、酒造メーカー、こういうものが一体となりましていま協議会を立てております。そういう協議会を立てた中におきまして、米を生産する方と、またこういう麴米を作る方、基本的にはやはり米を作れる価格が必要で、私は基本的にあるというふうに思っております。そういう中におきまして、さっきも申し上げましたように、いま国の制度の中の交付金等をどれだけ活用できるのかどうか、この米を、焼酎用の麴米を作らない方におきましてもやはり水田転作の確立には協力していただいておりますので、そういう方々にも交付金を配分しております。ご指摘ございましたとおり、いま私ども市に割り当てがくる交付金というのは一定額でございまして、この一定額をそれぞれの条件で、これは各市の農家の皆様方の配分は、市の独立の中で配分をするようになっております。そういうことでご

ざいますので、国からのこの今の制度上の中で市のほうに交付金というのがどれだけ来るのか、そういう額にもよって、今のキロあたりの市の単独の中で助成を若干して、少しでもその米を作っている方々と同じ形でできるようにしていかなければ、この普及というのも難しいというふうに思っておりますので、今お話しのとおり、それぞれの協議会の中でこのことは十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

この麴米とともに、米粉用の米ということですが、現行、ヒガシマルさんのほうで製品に混ぜてといいますか、加工、試行中というようなことですが、米粉の需要というのはどのようにお考えですか。まあ、それと、いまお金、収益の問題がありましたけれども、米粉と、それから麴米と、それぞれのことし、見込みはどの程度のキロあたりの収入、収益になるのか、畑作もよろしいですけれども、伺いたいと思います。

○農林水産課長（瀬川利英君）

米粉と麴用米の収益ということでございすけれども、今年度はほとんどのところでハナサツマが中心に植わっております。新規需要米というような形で、いわゆる収量の多いものを作ったほうが、当然量も大きくなって、単価が安くてもその分カバーできるのかなというふうなことでございましたけれども、まだこの地域においてどういうものが適当かというふうなことも含めて、今年度技連会のほうでは試験場をもうけまして作ったんですけれども、一応農家の皆さんのほうではハナサツマを植えてもらっております。現在のところ、焼酎用の麴用米のほうについては玄米ベースで100円、米粉用につきましてはキロ80円、キロ100円というふうな形で取引をさしてもらおうというふうな形で打ち合わせをしているところでございます。

○17番（梶 康博君）

露出の多いところかというと、かなりのハナサツマの場合収量も見込めるわけですが、日置市内の平均的な水田の収量を考えますと、なかなか10アール五、六万と、まあ五、六万から七、八万というところになっていくかと思えますけれども、やはり、この産地確立交付金ですか、これを加算した場合にどのぐらいになるのか、わかれば教えて。

○農林水産課長（瀬川利英君）

今申し上げましたのは、いわゆる販売用のときのキロ単価というふうな形でございますけれども、米粉用につきましては、今回の産地確立交付金、それから需要即応型助成金等を含めまして、7万2,000円から8万円程度の助成金が見込めるというふうなことでございます。これプラス、実際は生産の収量に応じて、米粉の分がキロ80円から100円というふうな形の分が考えております。それから、米の麴用米ですが、これにつきましては6万2,000円程度というふうなことを今のところ見込んでおります。以上です。

○17番（梶 康博君）

なかなか10アールの収益に対しては厳しいということが思われますけれども、今日まで39年間も休耕を進めてきている中で、この休耕の制度というのもいつ崩れるかわからない現状も一方ではあるわけですので、その対応については農協さんともやはりタイアップした中で、地元でこれだけの需要が見込めるというなかなか農家にも収量のめどのない中で、厳しい作物ではありますが、取り組む必要もあるんじゃないかと思えます。そこで、この休耕地の解消ということから考えると、何か市も、あるいは農協さんのほうも、政策的なことも考えてもいいんじゃないかと思うんですが、そこまではまだ考えているものはないのかどうか、伺いたいと

思います。

○市長（宮路高光君）

ことし、いまこのように焼酎麴米におきまして約24ヘクタール、米粉用につきまして約10ヘクタールという作付をしました。この中で、さっきもご質問ございましたとおり、どれだけの奨励金と売上金が合算できるのかどうか、こういうものをピシッと試算した中において、次におきます普及の段階でそれぞれも市としても、また農協としても助成のあり方というのが出てくるんじゃないかなと。今回、ちょうどこういう試験を、試験データ的な形の中で、これだけの面積でさしていただきました。基本的にこの二つの小正酒造さんと西酒造さんに行きますと、面積的にいえば五、六百ヘクタールの水田が必要であるというのは、もう私どものほうにも入っておりますけど、これを普及するにはまだ大きな課題がございまして、今回のことしのこのようなことの収量とかいろんな計算した中において、また次のステップに入っていきたいし、先ほども申し上げた国の施策がどうかわってくるかわかりませんので、やはりここあたりもちよっと見極めた中で市としてのまた助成措置というのは考えていきたいというふうに思っております。

○17番（梶 康博君）

非常に地元にもこのような需要があるということは、私たち農業者にとっては収入の低い中、収益性の低い中においても、今後は厳しい経済情勢の中ではこの政策的な事業に乗せながら、こういう将来性のある事業のものについては、やはり取り組みをしていく方向を何とか見出していただいて、地元産の焼酎であり、またそれを消費する消費者の地元の人を含め、全国的な焼酎愛好家もいらっしゃるわけですので、地場の産業を支えるという意味も大きいですので、今私が一番危惧しているのは、やはり耕作をいかにして伸

ばしてもらおうかという、お互いがこの知恵を
しばらくにやいかんと思っておりますので、こ
の点にやっぱり大きな重点をおきながら、農
家と、それからこういうメーカーさんが失望
のない対応をやっていけるような施策をこれ
から、これは1年や2年の問題じゃなくて、
永久的なものであるんじゃないかと思われる
気もしますので、やはり取り組む価値がある
んじゃないかと思っておりますので、施策を打ち出
していただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（成田 浩君）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で本日の日程は全部終了しました。明
日は午前10時から本会議を開きます。本日
はこれで散会します。

午後2時39分散会

第 4 号 (9 月 1 8 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（8番、14番、2番）
-------	-----------------

本会議（9月18日）（金曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君
農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君

教育総務課長 山之内 修 君
社会教育課長 馬 場 静 雄 君
会 計 管 理 者 朴 木 義 行 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

学校教育課長 肥 田 正 和 君
市民スポーツ課長 芝 原 八 郎 君
監査委員事務局長 石 塚 澄 幸 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（成田 浩君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、8番、花木千鶴さんの質問を許可します。

〔8番花木千鶴さん登壇〕

○8番（花木千鶴さん）

おはようございます。ことしは例年になく大変雨が少ないようです。干ばつによる影響が大変心配されておりますが、雨の待たれるところですが、それがスーパー台風となって襲ってくるようでは大変困ったものであります。渇水とゲリラ豪雨は世界中で起きています。地球温暖化による気候変動のもたらす脅威は年々深刻になっております。

専門家は、2030年までにCO₂濃度が280から400ppmを超えて、気候条件は危機的領域に入ると予測しています。そのため、国際政治においてCO₂の搬出量を半減することが重要課題となっております。

日本では、排出量の50%を占める産業界での削減努力や新エネルギー、代替エネルギーの開発も急務となっております。あわせて、これらを支えているのは市民でありますから、待ったなしの状況にあって、自治体の環境施策は大きな責務を負っています。

これまで本市の環境施策については何度も質問をしてまいりました。しかし、本市の環境問題に対するビジョンがなかなか見えてこないことに私ばかりでなく、多くの方がジレンマを感じてきたことと思います。

これまで市長は、「環境問題は非常に重要な課題であると認識している。今後の環境施

策については環境基本計画を策定してビジョンを示していく」と述べて来られました。また、環境教育については「前向きに検討したい」との教育長の答弁でありました。その環境基本計画がようやくことし3月に策定されました。そこで、今回は、さきに通告してありました4点について伺います。

まず1点目に、日置市環境基本計画が策定されておりますが、今後市民との協働をどのようにして図っていくのか。2点目は、太陽光発電に対して本市独自の補助金制度を設けてはどうか。3点目は、子供版環境ブックや環境マップをつくって環境教育に取り組む考えはないか。4点目は、環境自治体会議のメンバーである本市でも環境自治体会議を開催できないか。以上を1問目として答弁をお願いします。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1問目の環境問題について、まずその1でございませう。環境基本計画を着実に推進するためには、市民の方々を初め、事業者、行政とがそれぞれの役割分担を明確にし、協働で取り組んでいく必要があります。今後、庁舎内組織といたしまして、環境基本計画推進会議を発足させ、基本計画に掲載してある施策の推進状況等を把握いたしたいと思っております。

また、結果をもとに検証するため、市民や事業所等のメンバーを環境保全協働推進会議を設置し、市民と行政の協働を図り、計画を進めてまいりたいと考えております。

2番目でございます。太陽光発電に市の独自ということでございますけど、特にこのことにつきましては、国のほうにおきまして、ことし21年度から国の補助制度ができたようございまして、県内自治体におきまして今、鹿児島市、霧島市、出水市、この3つの市が独自に併用しております。県としてこ

のことにつきましても私は携わってほしいという気持ちを持っております。

そのような中におきまして、今後動向を見ながら私ども市といたしまして、この助成ということについては検討をしてみたいというふうに考えております。

3番目は教育長が申し上げます。

4番目でございます。環境自治体は、現在58の自治体が加盟をしております。ことしは岐阜県の高山市で開催をしております、3日間開催されまして、1,000人程度が集まっております、私も今回行けなくて、課長のほうに出席をさせていただきました。

また、このことにつきましては、それぞれの自治体の首長会議の中で決定するわけでございますけど、平成24年度までは決定をされておりますので、本市といたしましては、それ以降につきまして、またそれぞれの首長会議の中でご提案を申し上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

環境教育の面から、子供版環境ブック、あるいは環境マップをつくってはどうかということでございますが、環境問題は、人類の将来の製造と繁栄にとりまして大変重要な問題でありますので、各学校におきましては年間指導計画を作成し、全教科領域にわたって環境問題についての学習を展開をいたしておるところでございます。

具体的には、節電、節水の取り組み、学校緑化活動、学校周辺・地域の清掃活動、PTAと連携したリサイクル活動や社会科における環境学習、理科における自然の学習などが上げられます。

環境ブック、環境マップの作成は、環境問題を学習する上で重要なことであると考えておりますので、今後、各学校の年間指導計画

を見直す中で、各学校の実態に応じた取り組みを進めていきたいと考えております。ただ、環境ブックの作成につきましては、どのようなテーマでどんなものにするのかなどの研究が必要と思われまますので、時間がかかると思っています。

教育委員会におきましては、9月3日の市の共同研修会におきまして、市内の全小中学校においても環境方針、環境目標、環境行動目標を策定し、より環境に優しい学校づくりを進めるよう具体的な事例を提示し、指導をしてきたところでございます。今後も環境学習を推進し、児童生徒が環境問題について正しい理解と判断ができるよう指導啓発に努めてまいりたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

ただいまの市長の答弁を伺っていますと、これまでよりはさすがにやっぱり計画書ができて、具体的に進めてきたという意向があらわれていると大変評価したいと思います。

市長はこの計画の冒頭で、この計画は環境行政のマスタープランであると、そしてまた、第1次総合基本計画の理念を環境面から実現するためのものであって、この目指す環境の姿というのは、水と緑と笑顔あふれるまち日置である。そのことから、その実現に向けて積極的な取り組みを進めていきたいという内容のことを述べておられます。

この施策については、やはり、先ほども申し上げましたように、だれもが大変危惧することだし、世界中の課題になっていると思います。先ほど紹介のあった、そして、私たちも配られたのですが、この環境基本計画、大変膨大な量であります。市民の方にはどのような形で、この市の方向性を伝えていくのかというのが大事になってくると思うのです。

それで、概要版というものも本市が作成したと伺っています。このような紙だったと思うのですが、担当課に、これをどうやって周知

しているのかと伺いましたら、「回覧文書で回したのだ」ということでしたが、まずは、そこ間違いはありませんか。

○市民生活課長（宮園光次君）

ただいまの質問ですけれども、でき上がったあかつきに日置市の自治会の回覧といたしまして、2,081枚を回覧として配付しております。

以上です。

○8番（花木千鶴さん）

2,000数百部配ったということは、各自治会の班ごとに作成してあるわけです。私もそのように伺ったので、残念ながら私は記憶にありませんでした。忙しい時分だったからかなとも思うのですが、それで何名かの市民の方に聞いてみたのです。「こんなの見たことあるか」と、そしたら、「いや、そんなのが回ってきましたか」ということでした。

環境に大変関心の高い皆さんに伺っているわけですが、「来たら印象に残っているのだがな」というふうにおっしゃっているのです。課長が配ったのだということですので、配ったのかもしれない。しかしながら、市民は配られてきたという印象を持っていない。そのことについて、このことをどのように評価しておられるのか、課長でも市長でもお答えください。

○市長（宮路高光君）

今回、今、課長のほうからお話しございましたように、概要版ということで、市民の皆様方にこういうものができましたよという形の中で回覧式に配ったということで、全世帯配付はしてありません。

今後におきまして、先ほども申し上げましたとおり、これを実施していく中におきまして、庁舎内の推進会議、また、市民を入れた環境保全協働推進会議を開催いたしまして、こういう配付等を含めた中で、今後は実践でございまして、そういう、今ご指摘ござい

ましたこのことにつきましても、私どもは回覧形式で2,000数百部しか作成しておりませんでしたので、今後必要として、それぞれ市民の意見の中において全戸にこういうのが必要という意見があれば、またそのようなのをこの推進会議等でもテーマとして上げていただければ、またそのような実施を、全戸に配付していくような形もしていきたいと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

市長の今の答弁は、先ほどもあるあったいろんな会議で進めていくと、実践していくというあたりです。私がお尋ねしているのは、せっかくつくったこの計画を、市民にどういふふうに伝えたかということを知っているわけです。回覧文書で回したと、それをどう評価しているかということなのです。

ですから、今の最後のあたりを伺っていると、「必要があればまた市民に配ってもいいとは思いますが」ということだったのです。今回回覧文書で配ったことをどう思うか、どう評価しているか、そして、今後どうするかというのをきちんとお答えください。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、この概要版を全戸に配付できればよかったわけでございませうけど、予算上の問題もございましたので、今後、先ほども申し上げましたとおり、このことに、回覧でしたことにつきましては十分であったとは思っておりません。今後、やはりそれぞれ必要とするものにつきましては、概要版でございまして、全世帯のほうに配付するような方向の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

ぜひ各家庭に配ってください。市民会議なんかも立てるんだということですが、どんなメンバーで構成されるかは後のほうで伺いたいと思っておりますが、その会議をつくって、いろ

んな会議があります。

しかし、市民みんなが、公募をかけたるときにも、市がどんなことを目標にして今人を集めていると、そういう中で自分も参加してみようとたくさんの人に思ってもらうためには、市民みんなに、何をしようとしているかをアピールすることはとても重要なことなのです。だから、これから会議を設立したり実践していこうとするときに、みんなにやっぱりわかってもらおうような努力が必要だと私は思うのです。

市長は、今後配付していこうということでしたので、ぜひ早目にやっていただきたい。

そして、この概要版なのですが、これだけのブックを1枚にするには大変なことがあったかもしれない。だけれども、関心のある人は細かい字でも読むかもしれない。だけれども、もう少しわかりやすく、そして興味を持つような工夫ができるのであれば、そこら辺も考えていただきたいと申し添えておきたいと思えます。

では、次に伺いたいと思うのですが、この環境保全市民会議、これはどのようなメンバーで、いつごろ設置したいと思っておられますか。

○市長（宮路高光君）

一応公募もかけたいという気持ちでございますけど、市民の皆様方にこの基本計画を策定した方々もいらっしゃいますので、今からそれを準備をしますので、来年の1月か2月ごろに1回の会議ができればというふうに考えております。

○8番（花木千鶴さん）

策定した方の中から選ぶということはあるかもしれませんが。計画をつくったのですから。しかし、今後実践していくというのであれば、積極的に市民の方を呼び込んでいただきたい。やっぱり実践するのは市民なのですから、ぜひその努力をしていただきたいと思うわけで

す。

環境施策は、例えば、既に太陽光をやっている人がいるとか、マイバックを必ず持っていくとか、一般にはマニアックな人というか、環境マニアと言われるぐらい環境に関心の高いいろんな人がいらっしゃいます。団体ではなくてもいいと思うのです。一生懸命やっている市民をどうやって巻き込んでいくか、それがリーダーにつながっていくわけですので、このメンバーについては十分に検討をいただきたいと思うのですが、その辺をもう少し具体的にお考えがあったらお示してください。

○市長（宮路高光君）

メンバーといたしましては10人から15人程度という形で考えております。多くあってもいろいろと会議をする中で支障を来すのかなと思って、さっきも言いましたように、こういう計画に携わった方、また、市民代表ということで、これは公募させていただきます。また、NPO法人とか、また、環境アドバイザーとか、知的な、専門的な方も入れていかなければいけないのかなというふうに考えておりますし、また、企業の代表とか、あらゆる部分の中で選定をさせていただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

私は、もしそのようにして、専門の人とか、そして、作成にかかわったそんないろいろな知識のあられる方、そういう人で構成しようと思うのであれば、それが10人ぐらいとなれば、市民の参画するのは少なくなるでしょう。それだったら、もう一つほかに、もっと市民が話ができるような、そういったメンバーを加えてもいいのではないかと。別の組織の。

市民会議というと、本当に市民がたくさん集まってきそうな感じがするのだけれども、市長の今のお話だと、もう少しかた苦しい会議で、市民会議というのにふさわしいような感じかなというのがするのです。市民会議と

というのは、やっぱり市民がたくさん参加して、市民で守り立てていくような組織にさせていただきたい。だから、もしこれをやっていかれるのであれば、ほかの形で参画するものも考えていただきたい。その辺についてはどうですか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ市民の携わり方というのがありますが、これは実践をしていかなきゃならないという一つのメンバーだと、会議でかた苦しく飾って計画書をつくるほどじゃなく、この計画書をそれぞれ検証しながら、それぞれ企業にあっても、また、市民にあっても、それぞれ各種団体であっても、どう実践をしていくのか、やはりそういうことを含めて、この会議の中で、かた苦しいといえばかた苦しい言葉になるかもしれませんが、これは実践部隊だという形をし、また、その下に実践部隊をどうまた構築していくのか、まずはこのメンバーの中でいろいろと工夫をしながら話をしていただければいいのかというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

それでは、この市民会議とは別に、もう少し市民のリーダーを育成するような組織をつくっていただきたい。環境自治体会議のメンバーであります。毎年この中に白書というのがあって、その白書の中に、これは200数十項目チェックするポイントがあるのです。項目が。その中に、市民参画について11項目設定されています。そして自治体会議に入っているメンバーの自治体は、その年どれぐらい取り組んだかマル・バツをつけることになっている。その白書です。

その中で、本市は6つぐらいの項目を毎年マルで上がってきます。それは、市民参画で清掃をするとか、それから、大体河川の清掃、海を1年に一度清掃をするというようなことでマルがついているらしい。しかしながら、

それ以外のところでは、環境アドバイザーや環境モニターやリーダー育成などに取り組むという項目があるのです。

ですから、ぜひ、もう少しこのかた苦しい会議ではなくて、そこら辺にもう少し踏み込んでいくということはいかがですか。

○市長（宮路高光君）

私、この市民とメンバーで推進会議がかた苦しいという、一番環境に関しましては、いろんな計画書をつくる最高機構としては、環境保全審議会、審議会となれば、ちょっとかた苦しい部分がありますけど、こういう推進会議というのはみんながどういうふう実践をしていくのか、今おっしゃいましたように、それぞれの中でリーダーをどう育成していくのか、本当にそういう部分につきましてお話をさせていただき、やはり、私は基本的には行政主導という形でなく、こういう方々が率先して、まずは自分たちがみずからどうリーダーを育成するのか、やはりそういう話をする場ということも考えておりますので、今から先におきまして、こういう計画書ができましたので、今から私ども日置市が環境に対しますいろんな多面について一つの方向性といえますか、そういうものが出てくるのではないかなというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

市民参画については、市長も必要だとお考えだと思います。積極的な取り組みを進めていかなきゃいけないと思うから私は申し上げます。推進会議は庁内会議だとおっしゃいました。そして、保全市民会議というのは先ほどのようなメンバーだと言いました。私は、市民参画のもう一つの組織が必要じゃないかなと思うわけです。

例えば、私が本市のごみ処理機の普及率を担当課に聞いてみましたところ、その年度年度にやったのは、合併してからみんなはわかっているが、普及率についてはわからないと

おっしゃったのですが、お忙しいためでしょうか。

市民の人たちにたくさん参加してもらって、いろんなことを提案してもらって、いろんなことを動いてもらう。興味のある人いらしやるわけですから、そういう方を巻き込むというのを考えていただきたいのです。それは難しく考える必要はないだろうと思います。そして、そんなに費用もかからないと思うのです。そういった組織をぜひつくっていただきたいと思っています。

この環境白書の中にこういうのがありました。伝統的¹地方経営の行き詰まりを突破するのは、一つは市民力、もう一つは企業本位でない社会や環境との調和、共存する市民経済力、そして、その二つが自治体の基盤として総合的に転化できるかどうか、これがかぎだと書いてあるわけです。

そういった意味でも市民との協働が大事だということですので、この計画はコンサルタントも入っていただいて七、八百万円かけています。絶対これは、無駄にしたのでは市民が泣きますので、しっかりやっていただきたいと思っています。

次に、太陽光発電についてお伺いします。

地球に優しいエネルギー源として脚光を浴びているわけです。知らない方もいらしやると思うのであれなのですが、一般家庭での出力3.5キロワットでまあまあ平均なのですが、ことしの1月から国もまた助成制度を始めているのです。それで、大体3.5キロワットぐらいを設置すれば250万円ぐらいかかる。その場合国の補助金が24万5,000円になるというようなことなのです。

本県では、先ほど紹介がありましたように、3市が始めています。本市もやっていただけないかということで、いろんな電話ももらうわけですが、先日、本市の太陽光発電

システムの設置状況はどれくらいか担当課に伺いました。九電との買い取り契約者数でしかわからないが、ことしの7月で670件だったそうです。ことしの3月から7月だけで71件ふえたのだそうです。大変なふえようですが。

そして、ことしの11月からは、また九電の買い取り価格が上がることになっていますので、市の助成があればもっと進むのじゃないかと思いますが、市長は、もう少し様子を見て、県の補助ももらいたいということですが、本当にどんな条件がそろえばやろうとお考えですか。

○市長（宮路高光君）

今、この太陽光発電、それぞれの会社を含めまして、今ご指摘ございましたとおり、住宅の場合につきましては約3.5か4、約200万円から250万円という大変高額のものであると私は思っております。それで助成をしている。基本的には、私は、これがまだ150万円ぐらい、今から競走していけば、私の方が下ってくるというふうに思っております。そういう中を含めて、やはりそうする中においていけば、やはり市民の皆様方も設置ができるのかなと。

どうしても高額であるという一つの私としては疑念を持っている部分がありますので、この1年、ちょっと2年の間は恐らくこの競走する中において、それぞれのメーカーが含めましてこの経費的が高いというのがわかっておりますので、私は下ってくるというふうに見込んでおりますので、その下がったことを含めまして、ある程度の、こういう市としても、本当に市民の皆様方が手軽に、実際言えば100万円ぐらいの中でできたら一番普及率というのが来るのかなと。

今は大変普及率というのも悪いという状況は思っておりますので、この太陽光を含め、太陽光だけでなく、売電もございますけど、

家庭のそれぞれの中身も変えなければ、新築の場合、太陽光とオール電化ということでできますけど、まだそうでないところは、室内といいますか、そういうところも変えていかなきゃならん大変大きな経費がつくということで、もう少し、価格がどれぐらいなってくるのか、普及のためには、高い価格だから、市としても県、また国も助成していると思っておりますけど、もう少しこの価格の設定を見きわめた中で市としては助成をするべきじゃないかなというふうに思っております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

値段のことですけれども、それでも600幾ら、700幾ら、設置している人がいるわけです。それは個人個人でいろいろあるでしょう。市長がおっしゃいますように、価格はなかなか今は下げられないと思います、今の時点では。それは、国が助成するときにキロワット当たり70万円で設定して契約するというのがあるので、業者はその価格を努力して下げることができません。

しかしながら、市が助成してくると、国の制度は使わないで、国の制度の分ぐらい、3キロワットだったら21万円、それぐらいをもらわないで、その分メーカーに努力してもらってもう少し下げてもらおうと、そういうことができるのです。

そのときに本市が助成をつけていれば、業者の努力と市の助成でやってみようかという人いらっしゃると思うのです。私も高いなど、自分ちをするときには思いますが、それでもやりたいという人がいるときには、今余裕があってやりたいという人にはやってもらおうじゃないかと、それぐらいのことあってもいいと思うのです。その点についてはどうですか。

○ 市長（宮路高光君）

おっしゃいますとおり、こういう太陽光を含めエコに関心があり、今後進めている方々

はそういうふうになっているというふうに思っております。

本当にこの一、二年の中で、今までは大分そういう価格競争というのは、どこの業界もしていなかったというふうに思っております。特に今では京セラさんとかシャープとか、そういうところが主流でございましたけど、今はホンダ、また、三菱、シェル、いろんな業界の中の、特に今、この価格がなぜ高いかという、平盤をつくるシリコンというのがあるのです。このシリコンの価格が、その工法の中でいろいろと高い分がついている。やはりこのシリコンでない工法をそれぞれの業界のほうで今それぞれやっております。

私は、そういうこともいろいろと勉強もさせていただきながら、もう少し、若干私は下がってくるという方向を見ております。シリコンでしている部分については、今までの特許を含めた中でございますけど、この今、シリコンでない手法をする業界もたくさん出てくる中において、価格競争の面は今から恐らく過度競争の中で激化してくる、こういうところの時期も今がちょうどそういう時期なので、いろんな中において。

やはり、そこあたりもきちっと私は見きわめて、市としての今後の普及、やはり、高い方々に、すれば普及するかもしれませんが、やはり、だれでも使ってできるような形をするのが、私は補助制度のやはりいい形であるというふうに思っておりますので、一部の方々だけじゃなく、もう少したくさんの方々が利用できる、そういう方向を見た中で助成等もしていけば、やはり普及率というのは上がってくるというふうに認識しております。

○ 8 番（花木千鶴さん）

今、技術の話で、技術は技術で進んでいくと思います。

ただ、私が申し上げたいのは、関心のある市民が、そうだったらいいなど、普及したい

など、今の時点でも。そこにやっぱり刺激を与えてはどうかということです。そういった要望が上がってきたりする中で、需要のほうが発達になってくれば、技術のほうもまた触発されて進んでいこうというものじゃないだろうか。だから、その辺のところはもう少し考えていただけないかなと思うのです。

鹿児島市は、設置するときにはまた独自の助成制度を設けています。各家庭にある器具を設置しますと、どれくらい発電できたかというのを毎月報告するのです。その報告する協力をするというのですか、それには15万円ほど助成しようかという制度です。

やはり、鹿児島市のこういった場合には、やっぱり少しで普及していこうという、一歩も二歩も進めていきたいという、そして、設置した人たちがどれくらい発電しているのかということまで調べて、エコのポイントをつけようという、そういった自治体の取り組みです。やっぱりそういうことも参考にさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○市長（宮路高光君）

花木議員がおっしゃるのは十分私も理解しております、さっき言いましたように、私はこの助成をしないとは言っておりません。やはり、助成して、これを普及していくという気持ちは十分持っております。

そういう中におきまして、今話したとおり、まだ技術的ないろんな問題がございますし、今回、家庭用じゃないようでございますけど、今回伊集院中学校のほうにこの発電をつけようという考え方の中で予算を計上させていただきました。

いろいろと学習の面で含め、また、私ども日置市としても、この太陽光につきましては今後ともやはり積極的に導入していかなきゃならないというふうに思っておりますので、もう少しいろんなデータといいますか、今、鹿児島市、今は霧島市、出水市しております

けど、もう少し私どもも、まだこういういろんな太陽光についてはもう少し勉強をしていくべきなことがありますし。

今、家庭の中でも、さっき申し上げましたとおり670の中、今まで恐らくシリコン対応の太陽光というのが主流だったのかなというふうに思っておりますので、これを今から新しい一つの技術開発の中で普及し、また、その効率といいますか、太陽光の場合は本当効率性だというふうに思っておりますので、効率で発電、そういう機械を含めた中がどう今後技術的に改善していくのか。

議員がおっしゃる、そういうふうにして、今のこういう時代ですので、普及の一つの起爆剤になればという部分がございますので、来年か再来年、早いうちに私もこのことは、補助金制度を市としてもやっていくべきな項目であるというのは認識しております。

そんなに長くこれをおいていくわけじゃございませんので、ちょっと時間をいただいて、市民の皆様方のそういういろんなことを含めて、ご意見を聞いて、市としてもこの国、県、また、市としての単独事業でどれだけの金額の中でできるのか、十分時間をいただきたいというふうに思っております。

○8番（花木千鶴さん）

そう長くはおかないということですので、よろしくお願ひしたいわけですが、この環境基本計画の中に「省エネ、新エネ設備の導入は」というのがあって、これはアンケートの調査結果をもとにしたのだと思いますが、これらについては「条件を整えば導入したいと考えている」と書かれているのです。ここのくぐりがよくわからない。市民の人たちが、条件を整えば購入したいなということなんでしょうか。

それと、市長は前向きに検討するということでしたので、どれくらいの人を設置したいと思っているが、価格が高いから今のところ

はというような、その辺の調査をアンケートの中でしているのですか。

○市民生活課長（宮園光次君）

今、議員がおっしゃるような調査はしておりません。

○8番（花木千鶴さん）

そう長くはおかないからやるのだということですので、そこら辺も市民は、どれぐらいだったらやろうと思っているのか。そうしますと、大体どれぐらいの助成金が必要になるなどというのが見えてきますので、ぜひその辺の調査からやっていただきたいと思います。

では、時間もありませんので、教育のことに移りたいと思います。

先ほどの教育長の答弁では、マップについては近々何とか形にしたいという答弁だったのですか。確認させてください。

○教育長（田代宗夫君）

マップについては既につくっているところもございますし、マップもいろいろございまして、例えば、ごみ問題を中心としたマップとか、あるいは生き物を中心としたマップとか、一つの地図の中になかなか書き込めないのです。

ですから、子供たちが例えば総合学習で学習して、自分たちの校区の周りの環境について記録した、これは学習の中でかなりやっていると思います。でも、ご指摘のものは、もっと大きな校区全体を含めたものだろうと思います。

したがって、これは大変大切ですので、現在もやっておりますが、もっともっとどの学校でも校区内のこういうマップができ上がるような計画はしていきたいと思います。

ただ、ブックのほうは、これもいろんなものがあるようではございますけれども、大変専門的な、うちの基本計画もできておりますけれども、私どもの日置市にいる例えば鳥とか、昆虫とか、魚とか、すべてにわたっての専門的なもの

のが要求されるようなものもございしますので、そういうものを考えますと、どんなものにしていけばいいのか、もう少し研究していきたいなと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

マップについては、私も何度もこれまで申し上げてきたのですが、各学校で取り組んでいることは私もよく承知しています。点を面にしてやったらどうかという提案なわけです。

それぞれの学校がいろんなことに取り組んではいるのだけれども、市内の、あその学校ではこんなことをやっているらしいとか、ここはこんなことをやっているらしいというのが一覧になって見えますと、それがまた、自分たちもやってみようかとか、ここはこんなふうなのかとか、いろんなことが見えてくる、そういった一助になると、そして相乗効果が上がっていくと思うから申し上げているわけです。

ぜひとも、ブックよりは進みそうですので、難しく考えないで、今やっていることを何とかみんなに知ってもらおうというようなマップをまずはつくっていただければ、子供たちがどんどんまたそれを書きかえていってくれるかもしれない。そんなことをやっていただきたいわけです。

ブックのほうは、委員会のほうも、私もこの間伺ったときには、川内湾南部の湾岸総合学習意見会、ここがつくっているブックも参考にされています。そんなにこれもまた難しく考えることはないじゃないかと私は思うのです。

今、この環境基本計画をつくるときのデータもあります。随分調査もされています。その中だけでも、日置市の海岸にはこんなものがあるよ、そして、山はこんなものがあるよというようなものをいろいろつくっていただく、理科の先生方にご協力いただくのもいいんじ

やないでしょうか。

そして、案内があって、そして、反対のページのほうにはノートになってメモをすることが書いてあるのです。私はこんなことに気がついた、僕はこんなことに気がついたということをメモにして、それを総合的にあわせて発表したり、また、次のブックをつくったりというようなのに使うものなのです、これは。

ブックもいろんなつくり方がありますが、本市独自のものをつくるのに、そんなに難しく考えないで、私は、この環境基本計画を七、八百万円かけてつくったと言いましたが、随分多くの資料を閉じ込んであると思うのです。それでやってみたらどうかと思うのですが、いつぐらいまでにはつくりたいというお気持ちがありますか。

○教育長（田代宗夫君）

今から計画を立てていきますので、来年度ぐらい少しでもできればいいのかなと思っております。ご指摘のように、つくるとしたら、やっぱり身近に使えるような簡単なものしかできないのじゃないかと思っておりますので、学校の担当の先生方を集めて、そういう資料をつくったりしていくことになるのかなと思っております。

○8番（花木千鶴さん）

最初から余り構えて難しいものをつくろうとすると大変だろうと思うのです。ですから、みんなが使いやすいような、身近なところから入り込んでみてもいいだろうと、私も友人たちにいろいろ聞いてみたら、「面白そうだね、親子でやってみたい」と言いました。来年度ぐらいまでにはということですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

環境基本計画の中にこういうくだりがありました。「私たちは日置市にしかない固有の美しい自然景観を守り伝えていく責務があります」とか、「吹上浜海浜地帯は県でも有数

の海浜性昆虫類の生息地として知られ、吹上浜の昆虫群集として地域指定されているが、調査の不十分さが指摘されている」と書いてあるのです。まさにこのブックが、そういうことを調査してくれる子供たちを頼みにすれば、この不十分さが指摘されているということがなくなるかもしれない。ぜひやっていただきたいと思います。

次は、環境自治体の件について伺いたいと思いますが、ことしの多治見は1,000名ぐらいだったということですが、二、三千人多いところは集まってくるのがありますが、するとなるとたくさんの人があると、それで、いろいろ検討されて、これまでもいろんな会議を考えてこられたからわかっている数字だろうと思いますが、例えば、この大会を日置市で開くとすれば、日置市は一体何人ぐらい収容できるのですか、宿泊は。それをまず伺いたい。

○市長（宮路高光君）

日置市の場合は、この宿泊施設はそう多くはございません。吹上砂丘荘を含めまして、旅館として300か400ぐらいのものであるのかなというふうに、これはそれぞれ部屋の関係もあります。宿泊につきましては、そう多くは望めないということがあります。

○8番（花木千鶴さん）

全部は収容できないかもしれないけれど、これはJTBなんか協力して近隣の宿を確保したりしてやってくれるわけです。

しかしながら、市内の宿泊施設、温泉旅館とかあります。そこにも随分行っていただくと、随分活気が出るのじゃないかなと思うのです。ぜひ、そういうことも考えてこれから検討をするのであれば、いろいろご意見も伺いながら考えてみてはいかがでしょうか。

それから、費用のこともあるかと思うのですが、それからも、過去の会議の中で、私今回通告

してありますので、幾らぐらい費用がかかって、費用対効果ってどんなものかというのを調査されましたか。

○市長（宮路高光君）

旅費の関係ですか。それともこの開催したときの費用効果なのか、そこあたりがわかりませんが、さっきもちょっと申し上げましたとおり、今、24年度までは決定されております。これは、それぞれ北海道から沖縄まで58の団体がありまして、基本的にはブロックごとといいますか、九州とか、関西、関東、東北、そういうブロックを分けまして、それぞれの地域のところで開催するというふうになっております。

今ご指摘の中は、開催したときの費用効果なのか、自分たちが参加したときの費用効果なのか、そこあたりをもう1回説明していただきます。お願いします。

○8番（花木千鶴さん）

私は質問を受ける立場にはありませんが、説明がうまく伝わらなかったということでしょう。自治体の開催地の費用が莫大にかかるのかということです。

○市長（宮路高光君）

この環境自治体というのが基本的にはそれぞれお金を使わない形の中でやろうという、手づくりという、それぞれの交流会にしても、それぞれの地域の特産物をしておりますし、私は多くの費用は、それぞれみんなから負担金もいただいておりますので、負担金を中心として若干は要するというふうには思っておりますけど。

先般、私ども鹿児島県の指宿のほうでしておりますけど、指宿に問い合わせればわかりますけど、大きなたくさん費用はかからなくて済むというふうには思っております。

○8番（花木千鶴さん）

負担も余りかからなくて、お金が余りかからなくて、何千人もの人が来てくれて、これ

はやってみる価値はあるのじゃないかと思えます。

私が所属する文教厚生常任委員会は8月19日、福岡県の大木町に行政視察に行きました。人口1万4,500人の町ですが、来年、環境自治体会議を開催するのだそうです。大木町はごみを出さないまちづくり、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥をエネルギーと有機肥料にするバイオマスプラントを持っていること、菜の花プロジェクトを取り組んでいること、太陽光発電の普及に取り組んでいることなどの取り組みを紹介して進めていくのだそうです。

今後は、先ほど市長は「24年までは決めている」ということでしたけれども、5年ぐらいかければ、うちのまちだって何か一発やれるのじゃないかみたいなことをみんなが思えば、環境自治体会議は30、40ぐらいの分科会に分かれてレポートが出てきます。各自治体が、小さなことでもいいから何かやってみて、それを何年間かやってみただけで、みんなどうですかというような形です。

何か立派なことを報告し合おうということでもないで、5年ぐらいあれば、あっちの人、こっちの人がいろいろやってみようと思えるかもしれない。5年ぐらいで、市長いかがですか。

○市長（宮路高光君）

さっきも言いましたように、いろんな波及効果といいますか、市民の方々もそういう意識に私はなるというふうには思っております。24年まではできませんけど、また次の会議のブロックがあったときに、また、私どもも四、五年あれば、それぞれ一つの、さっきも言いましたように、環境計画の中にそれぞれの分野の中でどういう取り組みをしていくのだという意識づけというもの、私は出てくるというふうには思っておりますので、皆さん方のいろんなご同意をいただきながら、このこ

とについて、それぞれの事務局がございまして、日置市としても、こういう会議といいますか、やっていきたいというふうに前向きに考えております。

○8番（花木千鶴さん）

私は5年ぐらいでどうですかと、こう聞いたわけですので、うん、何年ぐらいには考えようと言ってくださるのかなと思って期待してましたが、前向きにはまあ検討すると、やはり意向が強いことはもう伝わってまいりました。お金もかからないんだし、この会議に向かって、市民や行政と一緒に取り組むことで、地域の産業にも大きく影響していくことを市長はだれよりもよくご存じだと思うんですね。できることなら開催したいということですので、ぜひ、私も期待して、そして早目にこういうことは段取っていただきたいと思うわけです。

私は、日置市にとって、今この会議を開催することは大変に意義があるだろうと思いません。市民や子供たちなどを巻き込むことが、大事で、そうすることによって、これまで自分たちが考えてもみなかった。行政ではなかなか思いつかなかったことがどれほどこの四、五年の間に生まれてくるか、もうわからないわけです、だれにも。だから、ぜひやっていただきたいと提案しているところです。

最後になろうかと思いますが、私は、突然ですけどね、市長、こんな話を聞いたんです。粉茶ってご存じですよ、粉茶っていう、お茶の粉です。お抹茶みたいなもんです。それで、お湯に溶いて飲むとすっごく便秘にいいんだという話から始まりました。市長は、また話は変わりますが、今、水筒が爆発的に人気があるのをご存じですか。水筒です。水を入れる水筒。

○市長（宮路高光君）

ちょっと、そこは、私は認識しておりませんけど。

○8番（花木千鶴さん）

子供や女性の人たちが、自分の水筒を持って、あちこち動くのはよくご存じだと思いますが、今、若い男性、サラリーマンの人たちが、バッグの中に水筒を入れてるんですね。もう、テレビでも何度も出てきます。大変にブームになってるわけです。水筒コーナーは、いろんな水筒が今陳列されているんです。中身は、圧倒的にお茶が多いそうです。また、ペットボトルのお茶はよく売れるんだけど、煎茶の値段がしないで茶業農家は困っているとか、いろんな話をこう思い出したわけですね、その中で。

お茶は薬効があることも知られているので、食品開発に躍起になっているんだというのも聞こえてきます。大変な、茶の問題については困っている状況が本市でもあります。

そこで私は考えてみたんですね。これに取り組みとってるといってんじゃないんですが、例えば、日置市でマイボトル運動を展開するとします。行政もちろん、議会も、そして市民の方々にも広げていったと、例えばします。そうしますと、中身は粉茶でつくったお茶にすれば、ペットボトルも減らせるからいいんじゃないだろうかという人もいるかもしれない。ばかじゃないの、そんなことして何になるのかという人もいるかもしれない。いや、お茶の刺激になるかもしれないからいいんじゃないかっていう人もいるかもしれない。茶がらが出てこないから、エコになる。そうやって喜ぶ人もいるかもしれない。体にいいんだったら、健康のためにそれいいんじゃないか。丸ごと茶を飲むんだからっていう人もいるかもしれない。

こんなことを環境会議の分科会に出すとしたら、だれがどんなことを発想するんだろうかと私考えたんです。小さなこと、ばかみたいなことだなんて思うかもしれないけど、どこだって初めは、ばかじゃないのかってい

うぐらいのことに取り組んで、いろんな展開が始まるんですね。私は、そんなことを、この話を聞いたときに思いました。日本じゅうから、2,000人以上のリーダー的存在の人たちが来ます。

○議長（成田 浩君）

時間がありませんので。

○8番（花木千鶴さん）

はい。たくさんの方が参りますので、コロナブスの卵のように、先にやった者勝ちになるわけです。ぜひ、取り組んでいただきたいと思うので、もう一度、いつぐらいまでにはというのを伺って終わりにしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

来年は、私も行きたいというふうに考えておりますので。特に、今24年まではございまして、基本的には、さっき言ったようにブロックがどこに当たるのか、ちょっとわかりませんが、基本的には、5年ぐらいの中でできたらいいというふうに思っております。そのためには、私どもも、やはりそれに目覚めて、いろんな中におきまして、この環境におきます取り組みをしていかなきゃならないというふうに思っております。

○議長（成田 浩君）

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を11時05分といたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、田畑純二君の質問を許可します。

〔14番田畑純二君登壇〕

○14番（田畑純二君）

私は、さきに通告しました通告書に従いまして、3項目一般質問をいたします。

日置市政の最高レベルの方針を引き出す質

問としまして、第1の問題、日置市自治基本条例の制定についてであります。1、最近、自治基本条例、まちづくり基本条例といった自治体運営における基本条例を定める市町村が増加しております。自治基本条例の最初の制定では、北海道ニセコ町で、平成12年に制定、平成13年施行されたニセコ町まちづくり基本条例であり、その後、自治基本条例を制定した市町村は相当数に上っております。近隣では、隣の隣の隣、薩摩川内市が制定済みであります。

自治基本条例は、その自治体の最高規範、その市町村の憲法的な位置づけであります。名称、規定内容においてさまざまなタイプがあり、明確な要件を挙げることは難しいですが、その規定内容には一定の共通点が見られます。すなわち、住民自治や自主的な地域づくりの理念、そのための原則などを示し、住民や執行機関、議会の責務などを規定する総論部分を有しています。

その上で、具体的なまちづくりにおける将来像や方向性、住民参加や協働、共生、住民活動やコミュニティ組織、情報公開と情報共有、行政運営の原則、予算や財政、行政評価などの各論のうち、いずれかに言及しているものが一般的であります。

自治基本条例が制定されることとなった背景としましては、平成12年に地方分権一括法が施行され、今までのような地方集権型ではなく、地方がその地域にあった独自の自治を行っていくことが求められるようになってきたことや、NPO等の市民活動の活性化を挙げることができます。地域における新たな公共機関の担い手として、NPO等の民間公共団体の重要性は増しており、行政がこれらの団体とどのように協働、共生していくかということが問われ始めております。

自治体が自治基本条例を制定することの意義は次の2点が考えられます。1、市民の権

利の確実な保障であります。住民自治を実現するための理念や市民の権利を条例に位置づけることによって、住民自治はより確実に担保され、自治の仕組みも担保され、市民が主役となった自治が実現できます。そして、自治基本条例にそのような理念だけでなく、執行機関や市議会の責務、情報効果やパブリックコメントの義務づけ等、執行機関をコントロールするための具体的方策の規定が規定されれば、住民自治の担保の制度的保障はより強くなります。

2、自治体運営の基本方針や原則を条例によって規定することで、安定的継続的な運用が可能となることが上げられます。条例は、当然のことながら、改正・廃止されるまではその効力を持ち続け、その改正・廃止には議会の議決が必要であり、市民憲章のような政治的宣言よりも安定した制度となります。

また、たとえ首長が交代して、住民自治を担保するための基本理念や原則、市民の権利、執行機関や市議会の責務等の仕組みは、安定継続して、その自治体に引き継がれることとなります。首長が交代してでもですね。

それで、本市も合併して5年目に入っており、市民のより一層の一体感の醸成と融和、格差のない均衡の発展のためにも、以上のような理由で、本市でも一日でも早く自治基本条例を制定するべきであると私は考えます。

そこで、まず市長にお尋ねいたします。市長は、市政2期目のマニフェストの中で、2、開かれた行政を促進し、できるだけ多くの市民参加による共生と協働による地域づくりを進めますと述べ、その2番目に情報共有など、市民総参加による自治基本条例の制定を上げていました。現在、その作業をどのように進めており、いつごろ制定の予定であるか、まず答えてください。

2番目、日置市自治基本条例の骨子としては、例えば次のようにも考えられます。前文、

日置市の特性、日置市の自治条例制定の理由について述べる。第1章、総則、条例の目的や日置市独自の自治に必要な基本原則、基本方針等を規定。第2章、情報の共有、情報共有の原則、市民の情報を得る権利や審議会等の合議を原則公開することなどを規定。第3章、市民の参加、計画策定や条例制定等における市民参加や市民投票などについて規定。第4章、住民自治の仕組み、住民との共生、協働、地区公民館制度の要件や権能、第1次日置市総合計画や地区振興計画の尊重、26地区公民館への支援、総合支所の役割、目的等について規定。第5章、議会の役割と責務、議会の情報共有と市民参加、議会の責務、議員の責務などについて規定。第6章、行政の役割と責務、市長の責務、執行機関の責務や職員の資質向上、評価制定や財政に関する事項などについて規定。第7章、条例の見直し、この条例が時代経過により形骸化することなく、形骸化することを防ぐため、施行後、4年以内に見直すことを規定。

以上のような骨子も考えられますが、市長は、この自治基本条例の基本方針は、何で、どんな内容を規定し、策定済みで現在実行中の第1次日置市総合計画及び地区振興計画との整合性、公的位置づけはどうするつもりですか、答弁してください。

(3)本市では、小学校区や旧小学校区を地域づくりの範囲に設定して、その拠点として地区公民館を整備しました。地区公民館では、社会教育事業のほか、地区を活性化するためのさまざまな活動も行われており、これらの活動がぬくもりあふれる共生、協働の地域づくりにつながると言われております。

26地区公民館ごとの第1回目の日置地区振興計画は、この議会に上程され、議決を経て10月から実施予定であります。また、次年度に向けた計画の見直し作業も行われる予定と聞いております。

しかしながら、現時点では、この26地区公民館の存在意義や目的、そして本庁や3総合支所との関係、役割分担等が我々市民の末端にまで十分に理解浸透しておらず、あの例の公民館制度の三層構造の役割分担も市民の皆さんには十分な理解と協力が得られていないように感じられてなりません。

そこで市長にお伺いいたします。昨日も同僚議員からの質問があり、一応答弁ありましたが、改めまして、また現在の地区公民館と3地域の総合支所との役割分担、関連関係はどのように考え、この2つを将来はどう支援し、どう維持発展させていくつもりであるかなど、市長の今後のビジョン、構想方針等を、この際、もう一度わかりやすく、具体的明確に説明してください。

(4) 26地区公民館を構成する各々の自治会には多いところで3名、少ないところで1名の、主に地元出身の担当職員を配置し、情報交換と支援を行うシステムになっております。しかしながら、正直に申し上げて、現在これは絵にかいたもちに過ぎず、この機能がどうもうまく働いていないのではないかと危惧してるのは私一人なのでしょうか。担当となっている職員の皆様には、自分の置かれている立場、役割、使命、責務等をもっと前向き、明確に自覚してもらって、また管理職の皆さんには、そのように教育や指導され、そのような環境雰囲気をつくってもらいたいものであります。そして、市長には、担当職員に目標を与え、彼らをリードしてほしいものであります。

一方、担当職員には、もっと積極的に担当の自治会役員、会員等、地域住民に直接接触し、自治会の中に入り込み、もっと活発に自治会活動に参加していただき、その自治会の課題発見と解決に向け、本庁支所の担当課との文字どおりの橋渡し役、仲介役を果たしてもらいたいものであります。

また、各自治会役員は、自治会役員と会員の方にももっと積極的に、うまくこの担当職員制度を利用して文字どおり協働、共生していただきたいものであります。

現在、地方分権の推進、平成の大合併、行財政改革、さらにこのたびの衆議院選挙の結果による政権交代と国の政策、政治体制の変更など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わり続けております。この間、自治体は次々と生ずるさまざまな政策課題への対応を求められてきました。課題解決に当たって、現場職員の総意と工夫が大きな力を発揮してきましたし、これからも発揮すべきであります。自治体職員の強みは行政の現場と地域社会という現場を持っていることです。現場で、地域の問題を発見し解決策を見出していく。実践から政策、そして理論を導いていくことが自治を進化させます。

こうした自体の現場力は、今後ますます重要になってまいります。本市の各自治会の担当職員と市長は自治体の現場をどうとらえ、これに基づいた自治体の経営戦略をどう考えているかお示してください。

(5) 第29次地方制度調査会は、去る6月16日に、今後の基礎自治体及び監査議会制度のあり方に関する答申を提出しました。一方、地方自治の本質は、住民が我々の地域と実感できるような空間を体にして、その地域で暮らし続けるための公共サービスを市民、住民の意思をもとに、自分たちの考えた方法で自由に使える財源を使って、責任を持って実行できることを広めていくことにあると言われております。

市長は、第29次地方制度調査会の最終答申と地方自治の本質をどうとらえ、それに基づいて日置市政をどう運営しているかお答え願います。

第2点、第1次日置市総合計画の中のいきいきすこやか拠点整備プロジェクト関連事項

についてお伺いいたします。

(1) 平成18年と平成19年のそれぞれ9月議会で、過去2回、一般質問しましたが、その後、現在までの取り組み状況はどうなっているかなど、このプロジェクトの進捗状況をお知らせ願います。

(2) 平成19年9月議会の答弁では、日吉地域の市民病院近辺には、市民病院を初め多くの福祉施設があり、今後、それらを生かしながら連携を図っていききたい。また、各々の制度改正により拠点づくりの必要があれば、また検討していくとのことでした。その後の検討状況はどうであるか、明確に答弁してください。

(3) 来年4月の開設を目指して日置市立診療所の建設は順調に進んでいるようですが、この運営審議会は、今まで2回開催され、1月27日の2回目の審議会内容は、診療所運営方針についてでありました。また、今後はどんな内容で、何回開催予定でしょうか。また、課題や問題点は何で、これらをどう解決、対処していくつもりであるかも合わせてお答え願います。

(4) 特別養護老人ホーム青松園あり方検討委員会は、過去5回開催され、ことし3月19日の第5回委員会で、青松園の今後のあり方について提言報告書が検討され提出されております。それから約6カ月が経過しておりますが、市として今後どう対処していくか、方針と予定をお知らせください。

(5) このプロジェクトは市長のマニフェスト5、安心・安全に暮らせる日置市の構築を進めますに、ぴったり最適と思われませんが、市長は本気で積極的にこのプロジェクトを進めていく気はないか、市長の方針を示してください。

第3点、最後であります。

日置市まちづくり塾の開設について再度お尋ねいたします。(1) 合併してから7カ月

後の平成17年12月、日置市議会第3回目でも一般質問しましたが、市長は市民公募によるこのまちづくり塾を開設する気にはまだならないか、あえて再度質問するものであります。

(2) このときの返答は、答弁は、地域づくりの担い手は、大変重要で、これからの後継者の育成を図るためにも、各々の地域の町おこし団体からなる連絡会の設立を視野に入れ、底辺の拡大に取り組む。来年度は、若手職員を対象にまちづくり研究会を立ち上げ、各青年部等と協力しながら、まちづくりに取り組む人材育成を進めていきたいとのことでした。現在の本市の地域づくりへの人材育成事業の実態と具体的内容をお知らせください。

(3) 市長マニフェストの6、地域づくりは人づくりから実践できる環境整備に努めますに、このまちづくり塾の開設は、最適と私は思いますがどうでありましょうか。市長の方針をお聞かせください。

以上を申し上げ、具体的で明確、内容のある誠意あふれる答弁を期待いたしまして、私の第1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の日置市自治基本条例の制定についてということでございます。現在、自治基本条例を制定している市町村は、全国で180カ所となっております。県内におきましても、鹿児島市のほか、薩摩川内市、出水市が、このような制定をしたり、そういう制定に向けて論議を進めております。

その条例の柱とするのは、やはり情報の共有とか、住民参加であると考えております。市民総参加による自治基本条例の制定がそのような中であるというふうに思っております。

制定作業につきましては、市民がかかわる過程も大切にしたいと考え、みずからその策定に参加し、制定し、またその内容も実効

性の高いものを目指したいと考えております。

条例の基礎づくりとして、本年度後半にまちづくりに関心の高い市民を公募し、グループワーク等による自治への関心を深める自主グループをつくっていきたいと思っております。この市民により地域に起こる自治意識の高揚を進めたいと考えておりました、次年度から専門家等を交え、随時パブリックコメントもいただきながら作業を進めていきたいと思っております、制定は23年度末ごろになるのかなというふうに思っております。

2番目でございます。地方分権や住民自治、さらには道州制を見据えた自治のシステムを構築する必要があると考えています。そういう観点から協働による自治の推進と自治体運営が基本方針になると考えております。その内容としては、まちづくりのために市民は、市議会は、市長はどのような役割で、どのように行動し、どのような責任を負うかといったことの原則を規定するものではないかと考えております。

日置市総合計画との関係につきましては、日置市が目指すべき将来像と定めた基本構想を実現するための仕組みや制度をうたう条例にする必要があると考えております。

また、地区公民館を地域づくり拠点とする取り組みとして、26地区館で策定いたしました地区振興計画につきましては、協働を実践する核であることから、自治基本条例で規定する役割分担をより明確にしたものにする必要があると考えております。

3でございます。基本的には地区公民館は市とのパートナーシップによる共生、協働の地域づくりの核として位置づけています。このことにより、地区公民館による自治体の体制が成熟しますと、自治体内分権が不可欠になってきます。地区公民館が、近隣自治組織として機能するためには、自己決定、自己責任の原則に基づき、権限の移譲も進めていか

なければならないと考えておりますし、その財源も確保していく必要があります。また、当面、総合支所は、各地域の行政窓口としてその機能を残す必要があると考えております。

4番目でございます。昨年作成されました各地区における地区振興計画につきましては、26地区館に課長級28名を地域づくり協力員として配置し、また策定に向けた自治会の協議には、自治会の要請で、自治会担当職員が話し合い活動を支援しました。このように、地域において、現場に接することは課題解決実践の場となり、市民との協働に大きく寄与すると考えます。

また、そのことで職員が地域を知り、市民との信頼関係も生まれ、市民参加が促進されることにもつながります。ご指摘の現場力は、自治体の経営戦力として不可欠なものであると考えております。

5番目でございます。第29次地方制度調査会の最終答申では、時代背景を踏まえ、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実強化及び議会制度のあり方について言及しています。私は、自治を、地域のことは地域で考え、みずから解決し、みずから責任を持つことだと考えており、答申と同様の思いを持っております。

その観点から、マニフェストにおいても、地方分権推進の積極的な取り組みを上げております。自治体内分権という点からも地区みずからが考え解決、責任を持って体制づくりを支援し、協働による行政経営を進めます。このことが共生、協働によるぬくもりにあふれた日置市の創造という日置市市政運営の柱の一つになると考えております。

2番目の第1次日置市総合計画の中のいきいきすこやか拠点プロジェクト関連事項についてでございます。1、2は関連いたしますので、答弁させていただきます。初めに市民病院につきましては、ご承知のとおり、あり

方検討委員会の答申に基づき、地域の医療の拠点づくりとして、来年4月の日置市診療所開設に向け工事を進めており、9月1日現在の進捗率は44%でございます。また、特別養護老人ホーム青松園につきましては、その果たすべき役割に関することについて、考え方や意見を出していただく機関として、日置市特別養護老人ホーム青松園あり方検討委員会を、平成19年10月に設置し、ことし3月に青松園の果たすべき機能と役割を維持していくためには民営化を行い、弾力的経営と多様なニーズに対応するサービスの提供を行う必要があるとの提言をいただいております。

また、市民とともに積極的な健康づくりを進めるため、平成18年度に策定いたしました元気な市民づくり運動推進計画に基づき、これまでの保健センターを拠点とする健康づくりと地区公民館を拠点とし、地域づくりを中心とした行政と市民が協働できる健康づくりを進めるため、本年度から市内すべての地区館に地区公民館健康づくり活動を委託しております。

3番目でございます。日置市立国民健康保険病院事業運営審議会は、病院事業を市民の皆様方に公開し、幅広く委員の意見のご意見をお聞きしながら、適正な運営及び健全な経営を図ろうとするもので、年2回の程度の開催を計画しております。本年度は10月中の開催を予定していますが、病院の運営状況や今後の診療所への移行作業について報告させていただき、ご意見を賜りたいと思っております。

4番目でございます。青松園のあり方検討委員会につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり答申をいただいております。その中で、民営化ということも基本的に答申しておりますので、県内の公立施設の民間委託の動向を見極めながら、弾力的、また多様な

ニーズに対応するために時期的なものを検討していきたいというふうに思っております。

5番目でございます。保健医療福祉に対処するため、これまで包括支援センター、診療所など、それぞれ拠点づくりを行ってきたところでございます。また、今日の厳しい財政状況の中で、これらの施設を1カ所に集約し拠点整備プロジェクトとして取り組むことは無理があると考えております。

4地域には、既にそれぞれの施設が整備されておりますので、その施設を活用しながら、安心・安全に暮らせる日置市の構築に取り組んでまいりたいと思っております。

3番目の日置市まちづくり塾の開設について、1でございますけど、平成17年12月議会におきましてもご質問がありました。伊藤県政のもと、鹿児島県の地域づくりは、共生、協働へとシフトされたことなどにより、大きな岐路を迎えました。また日置市でも県と連動して、共生、協働を標榜し、地域やNPOなどの連携を図りながら、地域づくりを進めようとしているところでございます。公募による市民グループ20人を想定していますが、無報酬による自主活動によって自治への関心を高め、地域における意識の高揚を進める存在として支援をしていきたいと思っております。

また、本年度設置予定の地区公民館連絡協議会やNPO連絡会などを活用して、それぞれのネットワーク化を図りながら、今後の地域づくりを展望したいと考えております。

2番目でございます。自治会や地区公民館など、地縁的といわれる地域づくりの団体は、過疎化や少子化といった社会情勢に影響を受けやすく、継続性のある地域づくりには、後継者を初めとする人材育成に支援が必要だと考えております。現在、公募中の日置市協働の地域づくり事業では、地域におけるリーダー養成の取り組みも助成の対象としており

ます。また、市役所でも若手職員によるまちづくり研究会を組織し、課を越えて横断的に研修し見聞を広めています。

県が主催する鹿児島県共生協働リーダー養成育成の受講も、地区公民館などに積極的に受講を呼びかけております。この講座は、昨年日置市から受講生全体の1割を超える8名が受講していただきました。

3番目でございます。地域づくりは人づくりからはたぶんに、生涯学習的な側面も含めておりますが、地域を知り、地域に誇りと愛着を持つことが地域づくりの基本と考えております。今後、自治を推進していくために、市としての独自にリーダー育成研修等の機会を創設していくことも検討していく必要があると考えております。その取り組みもNPOや企業など、多様な主体を活用した協働のものが望まれるものと考えております。

以上でございます。

○14番（田畑純二君）

それぞれに答えをいただきましたが、さらに深く突っ込んで、別の観点から各々重点項目に絞ってさらに質問していきます。

1、自治基本条例の制定について、私は1回目の質問で、自治体が自治基本条例を制定することの意義について、2点述べました。一点目は、市民の権利の確実な保障であり、二点目は、自治体運営の基本方針や原則を条例によって規定することで、安定的継続的な運営が可能となることであると申し上げました。

これに対するただいまの市長の答弁、明確な答弁はなかったようですので、市長は、このことを今回の自治基本条例制定とあわせて、どのように思い、今後の制定過程と、今後の本市の市政運営にどう生かしていくつもりであるか、もう一度具体的に、まず答弁してください。

○市長（宮路高光君）

基本的には、今条例の中に、委員のほうも7章ぐらいの想定した文章でございましたけど、やはり基本的には、この基本条例の中にそのような項目等も十分入れていかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それで、先ほども申し上げましたとおり、市長は、市政2期目へのマニフェストの中の2の2として、情報共有など、市民総参加による自治基本条例の制定を掲げていました。これを掲げた市長の思いと目的、ねらい等をもう一回、わかりやすく具体的、明確に、この場でもう一度説明してください。

○市長（宮路高光君）

基本的にまちづくりは、市民総参加でなければならないというふうに思っておりますので、今回のこのこれが自治基本条例でいいのか、まちづくり基本条例でいいのか、まだその名称も確定はしておりませんが、なるべく市民の皆様が自分たちのまちは自分たちでつくるんだという、そういう意識づけをきちっとした中を目的として策定をしたいというふうに考えております。

○14番（田畑純二君）

それに関連して、これからこの自治基本条例の制定過程について、改めて市長の考え方をお聞きしておきますので、ちょっと答えてください。まずA、この条例の制定過程においては、何らかの形で住民参加を盛り込むことが既に一般的となっている。

これは今市長も申されてるんですけども、それで策定の段階から住民が関与していくことにより、従来の住民が望む内容とすることができると、住民参加の手法は住民自治の達成という自治基本条例の制定趣旨に合致します。これは市長もよく了解済みだと思うんですけど、それで、策定段階から住民が参加することにより、自分たちの条例であるという意識が住民の間に高まり、条例制定もその

実効性を住民みずから評価していくことが期待されると。

それで、住民参加の手法としては、住民に原案策定からゆだねる方法、原案を市民に示した上で、市民意見を求め、条例案に反映させていく方法等が考えられる。それで、いずれの方法をとるにしても、討議過程を重視し、多段階的に住民の意見を聴取することが必要である。これは、市長もよく了解済みと思うんですけども、それで具体的に市長は住民参加の手法をどのように考えているか。さらに詳しく教えてください。

○市長（宮路高光君）

さっきもちょっと申し上げましたとおり、ことしの年度末を含めた中におきまして、まちづくりに高い関心を持っている市民の皆様方を公募したいと思っております。そうする中で、いろいろと論議をしながら、この基本条例につきまして、それぞれのご意見をしながら、それをたたき台として先ほども申し上げましたとおりに、次はやはりいろんな専門的な方も入れなきゃなりませんけど、やはり一般の市民の皆様方の手づくりということで、私ども行政が原案を与えることじゃなく、それぞれのまちづくりに関心のある方々が来て、この基本条例をどうつくってほしいのか、そこからスタートをしていきたいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

ちょっとまたダブる面もあるんですけど、参考までにほかの市のこともありますので、さらに申し上げますけど、策定委員会というのをつくって、住民の原案の策定をゆだねる場合、作成を構成員とする策定委員会の組織を設けて、原案の策定を行うことになる。こういうふうになると思われますけど、このとき留意すべき点は、まず議事進行や取りまとめを策定委員会にどの程度任せていくかであり、2点目は、先ほどからもありますように、

策定委員の人選である。この2点ですね。

それで、1点目は策定委員会の運営については、策定委員会と行政それぞれの役割分担等を定めた、いわゆるパートナーシップ協定のような約束事を決めておく必要があると。2点目は、人選については、これは言わずもがなのことですが、自治会や商工団体、既存団体の代表や学識経験者のほか、NPO活動、ボランティア活動に携わる団体の代表や、公募市民と自治体内の住民構成を反映することができる多様な委員を選出する。これはもう当然のことです。それで、事務局職員以外の自治体職員を策定委員として加えることもできる。

市長は、昨日の同僚議員への答弁で、行政改革推進委員会を再度立ち上げるというふうに答弁なさいましたんですけども、それとの関連とこの策定委員会の設置、その役割、人選等についてどう考えているか、再度この策定委員会という立場から、もう一回教えてください。

○市長（宮路高光君）

基本条例をつくるわけでございますので、幾多のいろんな過程を経てこなきゃならないというふうに思っております。さっきも言いましたように、この自主的なグループといいますか、市民の方々が来てわいわいして、こういうものをつくろうという、そういういろんな自由で討議できる、こういうことから始めまして、さっき言いましたように策定委員会のほうにつきましては、いろいろと専門的な方の入れて、またいろんな団体も入れていかなきゃならないというふうに思っております。

このこととまた行革推進メンバーとは、また私はまた違う選定の方法でしてほしいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

いろいろダブってくる点がありますけども、

非常に重要なことですので、またあえて申し上げておきますけども、今度市民意見の聴取について、住民に原案策定をゆだねるか否かにかかわらず、原案策定後、より多様な市民意見を求める過程が必要である。方法としては、まちづくり委員意見交換会、まちづくり懇談会といった地区別の住民説明会での市民意見聴取や、住民の求めに応じた開かれる出前講座、パブリックコメントの募集、審議会等への諮問等が考えられる。

それで、どのような市民意見が出され、どのようにその後の条例案に反映されたか、反映できなかったのであれば、その旨と反映に至らなかった理由をホームページや広報紙等を活用し、わかりやすい形で住民に対し明らかにする必要があります。

市長は、これらの意見聴取の調整についてどのようにされるつもりであるか、今までの答弁ありましたけれども、非常に重要な問題ですので、もう一回具体的方針を聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

今議員がおっしゃったような、そういう手段をとっていかなければならないというふうに思っています。

○14番（田畑純二君）

今度は、先ほど自治基本条例に規定すべき事項、これも先ほどの1問で申し上げましたんですけども、この総論部分と各論部分があるわけですね。だから、総論部分について、各論部分について各々申し上げました。それで、私考えられるほかの市町村の条例等も考えて、私が考えたのは、先ほどの骨子、こういうのが考えられると申し上げたんですけども、それに対する市長のコメント、大体概略はあったんですけども、その時点で今の時点で、現時点で考えるこの条例の総論部分と各論部分の規定内の要旨、参考までにもう一回聞かせてください。

○市長（宮路高光君）

議員のほうで8章ぐらいろいろとその条例の構成について話してもらいましたが、基本的にまだ私の場合白紙でございまして、いろいろとその市民総参加の中におきますワークショップしながら、またグループ等つくりながら、ほかの皆様方もいろんなところを参考にしながら、その構成というのは考えればよいというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

それと、今度はこれに関連して、関連条例の整備について、これも問題になってきますので、自治基本条例の最高規範制を担保し、自治基本条例が目指す地域づくり、住民自治を実現するためには、自治基本条例を頂点とする個別の条例等の体系化を行うことが考えられます。自治基本条例で保障された権利、規定されたそれぞれの制度を個別条例に具体化することで、最終的に住民の権利保障を確実なものにすることができる。

本市でも、この自治基本条例の制定以前に、多くの条例が制定されておりますが、自治基本条例において新たに規定される事項、従来から行われていたが特段に根拠がなかった事項、要項等に基づいて行われていた事項等については、それぞれ条例化することが望ましいです。

具体的な事項としましては、意見聴取、パブリックコメント、審議会等における委員の公募、会議の公開制度、住民投票制度、それから個別外部監査委員制度等が考えられます。

自治基本条例の制定と並行して、関係条例の整備について検討し、関連条例も整備するか、関係条例の整備することの承認をとっておくのが望ましいと思われまます。市長は、自治基本条例の関連条例の整備についてどう思っているか、市長の方針と見解をお知らせください。

○市長（宮路高光君）

基本条例を制定するに当たりましては、今ある条例、その整合性というも十分に中において、まだ重複する部分があれば、そういうものも削除しながらやっていかなきゃならない。基本条例をしながら、さきにご指摘がございましたほかの個別の条例というのは、またその条例ができた中において検討していくべきことじゃないかと思っております。

○14番（田畑純二君）

それで、今度は先ほどもちょっと申し上げたんですが、今度は制定後の評価、完成について。自治基本条例の実効性を担保するためには、条例制定後も条例の評価、監修や見直しを行うことが重要であります。それで、自治基本条例に基づく制度が確実に適用されているか、制定時に具体的制度が担保されなかったものについては、その後新たな制度が検討実現されたか。社会情勢や当該自治体の状況等の変化に応じ、従来の改正が必要か否かなど、自治基本条例が単なる理念の表明に終わらさないためには、条例制定後も条例の運用状況などを評価していくことが必要であります。

市長は、制定後の評価、監修を具体的にどう実行していくつもりであるか、考え方をお知らせください。

○市長（宮路高光君）

基本的には条例を策定いたしまして、見直しをしなければなりませんけど、今の現時点でどうこうというのは、まだ早いのかなというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

昨日までの同僚議員への答弁でもあったんですけども、今度はちょっと市長に単刀直入にお聞きいたします。

現在の地区公民館と3地域の総合支所との役割分担関係、連携等について、単刀直入にもう一回お尋ねします。

今後、総合支所の機能を地区公民館に移し

ていくのか、移すとすりゃどんな機能を移すのか。それとも、今後とも当分はこの2つを今のままで並列させていくのか。並列させていくとすれば、何年間ぐらいなのかなど、地区公民館の将来の位置づけについて市長はどう考えておられるか。

この件につきましては、昨日も同僚議員から一般質問がありましたですけども、市長の明確なビジョン、構想、それから日置市の全体像と改革の道筋を再度ここで提示してください。といいますのは、本庁方式が初めからありきという考え方ではどうかなという懸念もありますので、あえてまたこの場でお聞きするものであります。

ダブる面があるのは十分承知の上で、再度お聞きいたします。

○市長（宮路高光君）

今の支所の場合には、総合支所という機能ございますので、当分の間、それぞれの市民の皆様方が窓口になってくれる支所であるというふうに考えて、位置づけをしております。

この地区館というのは、それ以上に身近なそれぞれの地域の皆様方がよりどころになる場所である。今も生涯学習を含めましてありますけど、また地域におきます、まちづくりにおきます身近なことを解決する。特に、今地区館のほうに健康づくりという形をお願いしておりますけど、福祉、いろんな身近なことをやはり一緒に来れなくても、それぞれの地区館でのそういうものができるものは、地区館で実施していくと、そのような位置づけを考えております。

○14番（田畑純二君）

今度は、ちょっと自治体の現場力について、市長の考えを再度お聞きいたします。

現場が自治をつくるとも言われ、職員の変化は住民意識も変えるともまで言われております。すなわち、職員の意識の変化は、現場での住民と職員の関係を変えていくことにもつ

なあります。お役所の中には存在しない、現場で出会うさまざまな人の存在や、日ごろ役所では体験できない意外性、地域にある宝、資源の発見など、多くの刺激が職員の総意にもとづく生き生きとした活動を支えることとなります。市長は、このことについてどう思い、日ごろの日置市職員の管理監督に、指導等にどう生かされているか教えてください。

○市長（宮路高光君）

特に、今職員のほうも現場といいますか、地域の住民の声を聞く、またいろんな行事に参加する、やはりそれぞれの地域によっていろんな催し物等も違いますので、やはり地域のいろいろと意見を聞くには、現場に行かなきゃならないというのを、いつも常に思っております。職員にはそのような指導しております。

○14番（田畑純二君）

さらに、地域社会の現場で聞いたことを高度化することが公務員の仕事であると一般的に言われております。そして、市町村の首長は、地域社会の現場からの発想にこだわり、そこに住む人たちが自分で考え、行動することを重視する一貫した姿勢が重要であると思われれます。それで、全国の市町村では、公民館活動がまちづくりの原点、拠点と位置づけているところが多くあり、住民自身が自分の頭と労力を使った地域の課題を解決することが基本であります。

また、個人でありながら公の考え方をもちた人がどれだけいるかが、まちづくりのかぎであるという首長までおります。

それで、市長はこのような考え方をどう評価し、日ごろの地域住民との接触、つき合いの中でどう生かしていますか。また、開かれた行政を促進し、できるだけ多くの市民参加による共生と協働による地域づくりを進める中で、現在の日置市民の協働、協力ぐあい、程度をどう感じ、どのように啓発されている

かなど、印象と感想も含めて率直に返答ください。

○市長（宮路高光君）

日置市の場合は、この自治会活動といいますか、連絡会を含めて大変私は活発にやっているとっております。やはり市政の中で一番大事なこの自治会でございます。この自治会を基礎として、私ども日置市の運営をしていくんだと。

その中におきまして、この自治会長を含め、またそれぞれの自治会の役員の皆様方が総参加の中で自治会のことを、また私ども市のこと、地区のこと、それぞれ参加していただいておりますので、基本的にはこの自治会の活動というのをどうそれぞれ側面から応援していくのか、このことが一番大事なことであるというふうに思っております。

○14番（田畑純二君）

先ほどもちょっと申し上げたんですけど、第29次地方調査会の最終答申が、市町村合併政策を来春で一区切りとするとした結論は、分権改革の根底にある地方自治とは何かを改めて考えさせる論点が提起されているようであるという見方もあります。それで、地方自治とは何かについては、先ほど申し上げましたですけども、私の考え方。これに関連して、さらに市長に質問していきます。

民主党政権が一昨日の16日に生まれましたが、総選挙で中心に据えた子育て支援や地方再生の公約が守られるのか、我々市民は厳しい目で評価していく必要があります。

一方で、市民の目はこれまでのような後はお任せという意識からの変革を迫られるのは明らかであります。民主党が掲げた地方への大幅な権限移譲などの政策は、市民一人一人に自分のまちの決めて行動する責任を求めるものだからです。責任を負うことは楽ではありませんが、地域に活力を生むチャンスを考えれば、政権交代に意義はあります。

日本の民主政治にとって、新たな扉が開かれましたが、扉の向こうに何が待っているかまだわからない。言いかえれば、今回の総選挙の最大の争点は、政権交代でありましたが、政権交代が日本社会にとって何を意味するか、今後次第であります。

そこで、市長は今回の政権交代の意義と意味をどのようにとらえ、今後の日置市政の運営にどう生かしていくつもりか、再度教えてください。

それと、きのうも同僚議員の質問があったと思うんですけど、市長はこの新政権に対して、日置市のより一層の発展と市民のよりよい幸せと反映、それから福祉向上のために何を求め、何を期待するか、参考のためにもう一回お聞かせください。

もう時間が来ましたので、これで終わりとします。市長答弁。

○市長（宮路高光君）

今回の総選挙におきましては、国民の皆様方の意志の中で、その政権を変えたいという意志のあらわれの中であつたというふうに思っております。

私どもやはり地方自治を預かる者としては、私ども地方にどういう形の施策をしていただけるのか、やはり地方にとって、やはりこの地域格差がない中でいろんな幅広い面の中におきまして、地方を向いた施策をしてほしいというふうに思っております。

○議長（成田 浩君） ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、山口初美さんの質問を許可します。

〔2番山口初美さん登壇〕

○2番（山口初美さん）

9月議会一般質問、11名のとりを務めさせていただきます。

私は、日本共産党を代表して、さきに通告しました4つの項目について一般質問を行います。

まず初めに、総選挙後の新しい歴史的情勢のもとでの地方自治、市政について市長の見解を伺います。

今回の総選挙の結果を見る上で、大切な点が2つあると思います。1つは、今回の選挙で示された国民の意思は、財界、大企業の横暴、勝手への厳しい批判でもあるということです。自民党の真の敗因は、働く人々をないがしろにして、みずからのもうけにだけ熱中する財界、大企業を応援する政治にこそあつたのではないのでしょうか。そうした政治を同じように続けることはもう通用しない、このことを財界、大企業は肝に銘じるべきです。

外交においても、21世紀の世界はもはや一つの超大国の思いのままになる世界ではありません。アメリカではイラク戦争反対を掲げたオバマ大統領が誕生しました。アメリカ言いなりに軍事同盟中心、軍事偏重を続ける政治は、今日の世界では通用しないということは、今やだれの目にも明らかではないのでしょうか。

2つ目には、国民が「自公政権ノー」の審判を下し民主党を選んだのは、必ずしも政策への支持ではないということです。民主党のいわゆる目玉政策についても、配偶者控除廃止など、庶民増税と抱き合わせでの子ども手当に対しては、賛成が31%に対して反対が49%と多数です。これは、朝日新聞の選挙後の世論調査の数字です。

同じく国民の税金を使つての高速道路料金の無料化に対しては、賛成が20%に対して、反対が65%と、圧倒的多数が反対です。

さらに、民主党の財源論については、選挙中の世論調査で8割の人々が不安と答えています。これから政権を担う民主党が、数の力に決しておごることなく、国民の声に謙虚に耳を傾けた政権運営を行うことが強く求められます。国民の暮らしと平和にかかわるさまざまな問題を、根本から解決しようとするれば、日本の政治は軍事同盟中心、財界中心という2つの政治悪から抜け出し、国民こそ主人公の新しい日本に進むことが、どうしても必要になってくるでしょう。

私たち日本共産党は、民主党を中心とした新しい政権に対して、建設的野党の立場を鮮明にして取り組んでまいります。現実、政治を前に動かし、国民の要求を実現するため、積極的に政策提言を行い、よいことには協力し、悪いことにはきっぱり反対、問題点は正してまいります。

そこで、市長にお伺いいたします。新政権が誕生した新しい歴史の始まりの時、今を自治体らしい自治体づくりの絶好の機会ととらえ、政権への要求を積極的に発信していくべきではないでしょうか。市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。これが1つ目の質問です。

2つ目は、市民の命と暮らしを守る市長としての新政権への具体的な要求は何か。また、何を期待するかということで質問いたします。

3つ目は、市民の願いがかなう自治体にするため、例えば三位一体改革のもとで減らされてきた財源確保の問題、またお母さんたちの運動の続いている保育園民営化問題等の見解をお伺いいたします。

次に、大きな項目の2点目は、地域社会を支え、雇用を守る社会的ルールづくりを進めるべきではないかということをお伺いいたします。

まず1つ目、公共事業等への地元優先が具体化されておりますが、雇用や経済効果など

期待どおりの成果が上がっているのかどうか、お伺いいたします。

私が6月議会の総括質問で取り上げた点ですが、市民の身近な生活関連の補修や改善などの仕事を積極的に多くの地元業者に、小規模で発注してはいかがでしょうかと提案をいたしました。市長の答弁も、なるべく小規模で地元が入札できるよう今までもやってきたが、これからはなお徹底してやっていきたいということでした。それが具体的に実行されていることは、私どもも積極的に評価したいと思います。この間の経過と経済効果はいかがでしょうか。

次に、2つ目の今大企業の雇用を守る社会的責任とルールが問われていますが、地元パナソニックはどうでしょうか。日置市一の大企業とも言えるパナソニックには、昭和44年に松下電器として旧伊集院町が誘致し、支援をしてきた経過があるようです。

町誘致を造成費用を含めて、安い価格で提供したということをお伺いしております。奨励金等が支払われたとも聞いております。伊集院町工場誘致条例に基づき、一定の要件を満たすものに奨励金を出すという基準が定められており、固定資産取得価格500万円以上、常時雇用10人以上というような要件を満たせばということで、当時はあったようです。

また、確かな情報というわけではありませんが、法人税も開始当時は3億円ほど納められていたというようなこともお聞きしております。それが、いつの間にかパナソニックという会社名になり、私たちの周りにも途中で希望退職された方々が何人もいらっしゃるようです。パナソニックの雇用状況についてつかんでおられるでしょうか、お伺いいたします。

また、パナソニックからの申し出があり、今回地上デジタルテレビをパナソニック製のものを購入するように勧めています。そこで、

昨年来大企業の社会的な経済のルールが言われております。それは、使い捨て自由の派遣労働などによって、この10年間で大企業での内部留保は140兆円という結果でした。これでは、大企業としての社会的な責任が問われるのではないのでしょうか。このようなやり方では、日本経済の未来はありません。

大企業、財界の目先の利益のために派遣や請け負いという使い捨ての働き方が広がってきました。働く人の3人に1人、若者と女性では2人に1人が非正規労働者です。暮らしと権利を守るためのルールが余りにもなさ過ぎます。

このような観点で見たときに、パナソニックの地域経済への貢献度、地域との共存共栄という点ではどうなのか、今こそ前向きに新しい情勢にふさわしいルールづくりを目指す自治体としての対応があつていいのではないのでしょうか。市長の見解をお伺いします。

次に、大きな項目の3番目は、国民健康保険税の負担軽減策を伺うものです。

6月議会に続き、国保税のことを取り上げました。と申しますのも、市民の切実な願いであり、高過ぎる国保税の引き下げを何とかして実現したいからであります。私の公約の中でも、特別に重要なものでございます。

市長、高過ぎる国保税に市民が苦しめられています。国保税が高過ぎるという声を市長はどのように受けとめられておられるのか、お伺いいたします。

2番目、資産割を国保に算入するのはなぜか。ほかの自治体はどうかについて伺います。

ご承知のとおり、社会保険には資産のあるなしは全く関係ありません。固定資産税は別に請求されて払っているわけで、国保にまで資産の分が請求されるのは納得がいかない、税金の二重取りではないかとの声があります。

3番目、社保と国保の比較はどうか伺います。

4番目は、基金の繰り入れで負担軽減をできないかについて伺います。

次に、4項目目の質問は、学校給食への地産地消をもっと進めるべきではないかということでございます。今現在でも、もちろん地元産米などを利用しておられるのは承知しておりますけれども、もっともっと取り入れて、本市の基幹産業である農業の活性化につながる本格的なものにしていただきたいのです。

農家にとって、自分たちのつくった野菜や米などが子どもたちの給食に使ってもらえるというのは、うれしいことであり、やりがいのあることです。子どもたちにとっても、身近な地域の農家の人たちが育てた作物を食べさせてもらえるというのは、生きた食教育につながり、一生味わい深いものだと思います。感謝の心も自然に育っていくのではないのでしょうか。誠意ある答弁を期待し、以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

1番目の総選挙後の新しい歴史的な情勢のもとで、地方自治について市長の見解を伺うということで、その1でございます。これまでも市民の生命、財産を守り、市の発展に必要なインフラの整備など、国や県と連携しながら進めてきたところであり、新政権が発足し、制度が変わったとしても、基本的な考え方は変わる必要はないと考えております。

ただ、来年以降のそれぞれの制度がどうなっていくのか、不明確な段階で、市が進めようとしている事業費などどのような影響が出てくるのかを見極めて、また国の予算編成、地方財政計画の動向等も注視しながら、それぞれ対応をしてまいりたいと思っております。

2番目でございます。新政権におけるマニフェストについては、子育て支援や公立高等学校の無償化と社会保障関連充実が組み込まれており、安定した国民の暮らしの政策につ

いては強く期待するものであります。

地方行政を預かる立場といたしましては、地方への財源移譲をしっかりと確保していただくことを強く要望したいと思っております。新政権の地方分権公約では、国から地方へのひもつき補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金としての交付の予定でございますが、これらの具体的な全容が明らかになっておりませんので、今後の新政権の動向を見守りたいと思っております。

3番目でございます。保育所民営化につきましては、平成18年3月に作成されました日置市行政改革大綱を踏まえ、平成19年3月に公立保育所のあり方について、日置市立保育所あり方検討委員会に検討いただき、平成20年3月に民営化を進めるべきであるとの結論づけられた提言をいただいております。

保育所運営については、国の保育支援に基づき運営されており、一般的保育内容に関しては、公立と市立の差が全くないこと、逆に特別保育については、私立保育園のほうに実績があり、保育ニーズも豊富なものとなっているのが現状でございます。

また、公立保育所に対する国、県の補助金は、三位一体改革のもとで平成16年度から廃止され、地方交付税の算定に算入され、一般財源化になっております。保育ニーズが多様化する中で、職員をふやし対応することと、行革に逆行するものであることから、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めるという行政の責務として、公立保育園の民営化に取り組むこととしました。

なお、公立保育所を民営化しても、市には保育の実施義務があり、保育所の運営に必要な経費を市が負担することになっており、保育料など保護者の負担や、保育所運営は公立も私立も基本的に同じと考えております。

2番目の地域社会を支え、雇用を守る社会

的ルールづくりを進めるべきではという質問、その1でございます。

平成20年度における建設工事では、369件の工事のうち、市内業者の受注件数は321件で、87%が地元受注でありますし、業務委託では103件のうち、市内業者は37件と、約36%が地元となっております。また、備品購入では、取り引きを行った業者132社のうち40社が地元で、約30%を占めております。かねてから業者選定については、地元業者育成の観点や、昨年から続いている経済対策という面からも、市内業者を優先するよう指導してまいっておりますし、今後も指導してまいります。

公共工事事業についての雇用、経済効果については、景気の冷え込みによる設備投資や買い控えなど、事業の減少も考慮しなけりやならないため、そんなに大きな成果が上がっているとは思っておりません。

ですけど、なるべく地元が発注したいし、また20年度におきましても、普通建設事業費が45億円、21年度におきましても、国の景気対策臨時交付金と、追加補正などによって45億円ということでございます。

今後におきましても、地元の公共事業、小さな業者におきましても、それぞれの細分化した中で実施をしていきますし、今議会のほうにご提案しております地域振興計画に基づきます事業等におきましても、なるべく地元の業者を含め、またそれぞれの細分化がされておるといふふうに思っております。

2番目でございます。ご指摘ございましたように、パナソニックセミコンダクターオプトデバイスという長い会社名に松下電器のほうになっております。特にこの立地をいたしまして、当初は大変市、町のほうにおきましても、大変大きな優良企業でございました。

そのような中におきまして、昨今のこの世界の恐慌を含めまして、それぞれこの半導体

部分におきます世界的な不況等も相まって、この会社におきましても大変事業費的、売上のものが減少してきたことであるというふうに思っております。

そのような中で、今現在常用として男子でございますけど、516名、女子のほうが93名、609名が常用しております。以前は1,000名ぐらいおりましたけど、今はそれぞれ契約社員とか、パートとか、そのような中で事業を推進しているというふうにお聞きしております。

特に、3番目も関連することでございますけど、企業としての役割ということで、今までもパナソニックにおきましては、地元の子どもたちに対しますやはりソフトボールの育成とか、また、以前は夏祭りとか、いろいろと地域に貢献した企業であったというふうに思っております。今はそれぞれ経済的に悪いわけでございますけど、やはり600名ぐらいの基本的な雇用をさせていただいておる会社でございます、これが撤退するとなれば、大変大きなまだ以上の私は、私ども日置市におきます影響というのは、あるというふうに思っております。今後やはり企業回復をしていただきまして、雇用の増進を含め、また私ども市におきましても、法人税におきましても、わずかなものでございますけど、やはりそこに住んでらっしゃる市民税、また固定資産税、大きな一つの税収は入っていることは事実でございます。そのような中でございますので、大企業といっても、私どものやはり地元の優良企業でございますので、それぞれ役員の皆様方とも今後とも関係を深めながら、進めさせていただきたいというふうに思っております。

3番目の国保税の負担軽減策を伺うということで、その1でございますけど、国民健康保険の財政は、事業に要する費用から国庫負担金、県補助金等を差し引いた額を国民健康

保健税として確保しなければなりません。このことから、被保険者1人当たりの療養諸費用額と、国保税調定額の関係を見ますと、一般的に医療費が高くなりますと、国保税も高くなるという傾向でございます。

そのような状況の中、本市におきましては、今も19年度以来国の指定を受けて、医療費の伸びが高い市でございます、今議員がおっしゃいましたとおり、国保税につきましては、高いという感覚は、まだほかの市町村と比べても、そのような状況であるというふうには認識しております。

そのような中で、今までも国保税につきまして分納方式をとったり、いろいろと相談業務をさせてもらっておるところでございます。

2番目のことでございますけど、国保健康保険税は3方式の算定方法があり、資産割の採用は第1方式と分類されておまして、資産割額は応能原則による所得割を補完する役割として設けられております。現在、平成20年3月31日現在までにおきまして、この資産割を導入している自治体、全国に1,800ぐらいございますけど、これが1,450程度あるということで、資産割を採用しているのが約80%程度であるというものでございます。

鹿児島県におきましても、大方この資産割を導入しているところでございますけど、市の中で鹿児島市、霧島市、奄美市等におきましては、所得割だけということでございます。町村におきましても、二、三資産割だけというところもあるようでございます。

3番目の社保と国保の比較でございますけど、年齢40歳の単身世帯の方で、年収300万円、固定資産税が3万6,000円が課税される場合は、国保税が25万1,400円程度、国民健康保険協会の健康保険料は、本人のみの負担は13万5,504円、国保税が11万5,896円ということにな

るようでございます。社会保険の場合については、事業主の負担があるということがございます。国保につきましては、今言いましたように国とか県の補助金があるということございまして、実質的には国の出しているのは、国保のほうが高いというふうに言えるというふうに思っております。

4番目でございます。国民健康保険におきます準備基金というのは、平成20年度の決算額で3億4,855万4,321円となっております。今回の補正を含めまして、21年度の現在におきましては、2億536万7,321円と基金はなっております。今後におきますこの医療費の伸びを含め、国民健康保険料の算定をする中におきまして、今後におきましても、大変この医療費の増ということで健康保険も上がっていくということで、基金をこれぐらい持ってなければ、大変いろいろと運用が難しいというふうに思っておりますので、今のところ基金を繰り入れてでも、軽減というのは単年度はようございますけど、その翌年度、次を考えれば、一挙に上げていかなければいけないということで、市民の負担というのは、大変負担感をなお感じしてくるというふうに思っておりますので、今のところ基金の繰り入れということは考えておりません。

4番目は、教育長のほうに答弁させます。

〔教育長田代宗夫君登壇〕

○教育長（田代宗夫君）

農業の活性化と食育の推進のために、教育委員会と農林水産課・生産者等の協議の場をきちんとつくるべきではないかということでございますけれども、学校給食におきます地産地消の推進につきましては、これまでも東市来・伊集院学校給食センター、吹上学校給食ブロック調理場において、農林水産課、生産者団体と連携し、進めてきているところでございます。

日吉地域につきましては、日吉中学校が平成19年度より地場産給食需要体制検討会を開催し、検討を重ね、平成20年度よりJAさつま日置農協を通じて管内の農産物を納入しているところでございます。

今後につきましても、農林水産課、生産者団体と連携し、地場農産物の納入に努めていく考えであります。

なお、また現在、学校給食センターへ納入する地元の農家の方々が栽培されております農作物は、米、大根、キャベツ、ニンジン、カボチャ、ミカン等の品目があります。やはり給食センターへ納入するとなりますと、1回の使用量が大変大量になるために大規模な生産農家の方々に納入したり、お願いをしたりしているところでございます。

○2番（山口初美さん）

ご答弁をいただきましたけれども、新政権に対しては動向を注視しながら対応をしていきたいということであったと思います。また、財源確保の問題は強く要望していきたいというふうにお答えをいただきました。ぜひ新しい政権に対して、市長として要望を積極的に、ぜひ発信をしていただくようお願いいたします。

この公立保育園の民営化の問題ですけれども、これは以前にお母さんたちの運動がありまして、署名などが集まって請願や陳情が出されたり、議会にも働きかけがあったわけですね。そして、前の議会では残念ながら不採択でしたけれども、これは自公政権下のことでありました。ゆのもと保育園で、また新たにことしもアンケートに取り組んでおられまして、回答された全員が公立保育園を残してくださいというような、そういうお答えになっていたそうなんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○市長（宮路高光君）

それぞれ在り方検討委員会を含めまして、

もう早速22年、来年の4月から伊集院北保育園、その次は永吉、その次がゆのもとというふうに年次的になっておりますので、今のところは粛々とその年度に応じまして進め、また保護者の皆様方にもその都度都度、ご説明を申し上げていきたいというふうに思っています。

○2番（山口初美さん）

今、申しましたように、お母さんたちがまだ納得をされてないということがはっきりわかっておりますので、ぜひ誠意のある対応を今後していただきたいと思います。私といたしましては、この民営化ということでなくて、やはり公立の保育園には公立の保育園の役割があると思います。先ほどの市長の説明では、民営化されても市が実施義務を負ってこれまでと何ら変わらないというようなご説明でしたけれども、そういう児童福祉法にある理念や国、自治体の責任っていうのは、今でもありませんけれども、公立、私立を問わず、保育団体連合会が一致して厚生労働省の新しい保育制度に反対しているような、こういう事実をまたぜひよく検討をしていただきたいと思います。

次に移ります。三位一体で実質的にいかほどの財政削減になっているとご認識でしょうか。この点をお伺いしたいと思います。私の若干の決算分析では、4年間に決算の収入総額が27億1,700万円ほど減少のようではありますが、どうでしょうか。（「保育料でしょう」と呼ぶ者あり）

いやいや、これは全体の問題。全体の問題なんですけど。お答えいただけなければ、またこの点は……。済みません。

○市長（宮路高光君）

三位一体改革によりまして市としてどれだけの減になったかということで、これ資料を持っておりません。後ほどこのことについては、担当課長のほうからまた議員のほうにお

答えしていきたいと思っております。

○2番（山口初美さん）

それでは、次の2問目のほうに移りますけれども、パナソニックの件なんですけれども、市長もご承知かもしれませんけれども、全国的にこのパナソニックの偽装請負訴訟があることはご存じだと思うんですけれども、日置市内においてはこのようなことはあるのかなのか。ご承知しておられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

その契約社員とのいろいろの裁判だというふうにはお聞きしておりますけど、パナソニック、もと、伊集院のほうのところではそういうのはあったとはちょっとお聞きしていません。

○2番（山口初美さん）

ぜひ日置市内でこういうことが絶対にならないように目を光らせていただきたいと思います。

次に移りますけれども、国保税の問題なんですけれども、国の負担割合が問題の根っこにあるわけですね。国が今の3分の1から、前の2分の1に負担を戻すことがどうしても必要だと私のほうでは認識しておりますけれども、市長いかがでしょうか。

○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、国の負担が少なくなりまして、私どももやはり国保税を下げたいというのはやまやまでございますので、国がそれだけ負担していけば国保税も下がってくるというふうに思っておりますので、このことはやはり今の政権を含めまして運営の中で要望はしていきたいというふうに思っております。

○2番（山口初美さん）

そのような同じ認識でいらっしゃることで安心をいたしました。今回、資産割のことを取り上げておりますけれども、これは市民のたくさんの方から私のほうに要望が寄せられておる問題です。固定資産の管理にはかえっ

てお金がかかるような実情でありまして、売ろうと思っても簡単に売れるものではないわけですね。それで、本当に隣近所に迷惑にならないように管理に、もう草払いだとか、枝を払ったり、そういうことにかえてお金をかけているような状況で、固定資産税を払うのにも四苦八苦していると。それなのに、さらに国保にも固定資産がかかわってきているということで、もう本当に不公平じゃないかという声が上がってるんです。それで、ほかの自治体でもこの固定資産は算入していないところもあるわけですし、本当にこの資産で収入があるわけではないのですね。

国保税、先ほど社会保険と比べても本当に、先ほどの例は、年齢40歳の単身世帯で年収300万円 で国保税が25万1,400円、社会保険の自己負担は13万5,504円ということは、11万5,896円、国保税は多く負担をしているというような計算なんですけれども、いろいろな世帯でちょっと私のほうにも資料をつくっていただいたのがあるんですけれども、所得もかなり少ないですね。年収120万円という方で、固定資産がゼロという方でも7万1,500円の国保税なんです。120万円の年収といいますと、食べていくのも本当に大変だろうなというような所得だと思うんですが、これは単身の方で7万1,500円なんですね。年収120万円の方が奥さんもいて、子供もいてっていう設定で国保税を算定してもらいましたところ9万2,400円の国保税ということで、本当に高いという声が私のところにもたくさん寄せられてるわけです。

市長も高いというのは十分承知していることでしたけれども、この固定資産のこと、ぜひ考えてみていただだけませんか。本当にみんな困ってます、生活が苦しくて。本当にこういうことだけでも検討していただければ、みんなまた希望が出てきて、少し

でもまた何とかして払っていかうというふうになるかもしれませんが、今度、今の滞納の状況は前回も出していただきましたけれども、納税の相談に見える方々の払えない理由ですね。それをぜひ分析してみてくださいということでちょっと分類っていうか、分析していただいていると思いますけれども、その結果をぜひお答えいただきたいと思います。

○税務課長（地頭所浩君）

国民健康保険税の滞納の理由別分類ということでお答えいたします。

まず、納付相談を受けた中での分類ということでご理解いただきたいと思います。262人から国民健康保険税に係る納付相談を受けております。そのうち最も人数が多かったのが、分類でいいますと生活困窮が60人でございます。それから、納税意識の希薄に分類されたのは70人、ちょっと順番間違えました。こちらが70人で一番多いです。その次に生活困窮と。それから、退職、会社の業績不振、リストラ等で76人と、そういうふうな分類になっております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

本当にいろいろな理由があって滞納されているというふうに思われるわけですが、納税意識の希薄というのが1位になってるんですけれども、このことをどのように市長は考えられますでしょうか。

○市長（宮路高光君）

納税意識の希薄ということでありますけど、今までもどうしてもそのような方といいますか、ほかの市民税とか固定資産とかいろんなものに同じ意識を持って、国保だけということじゃないようでございます。そういう中で、私どもはやはりそういう希薄といいますか、そういう方々にはなるべくそういう意識を高めていただける形でご説明は申し上げておる

のが実情でございます。

○2番（山口初美さん）

私のほうでもこの資料をいただきましたけれども、意識の欠如も4名というふうになってますね。それから、家人の病気が26、それから、あとは災害が1と保証倒れが1というようなことも上がっているようですけれども、私が思いますにこの納税意識の希薄というのは、やはり高過ぎる国保税というのがやっぱり原因ではないのかなというふうに、努力して払おうと思えば払える金額であれば、払おうとする努力も生まれるのではないかと思うんですが、本当にこの国保税の高さというのは、本当に早く対策を打つべきだと思います。国のほうにもぜひその財源の問題を市長のほうからも要望していただいて、またその基金も不足しているということであれば、またほかの何か手だてなどっていただいて、私の試算では1世帯当たり1万円の引き下げは7,000万円あればできるというふうに出しておりますけれども、このようなことをぜひまた引き続き検討していただいて、市民が払える保険料にぜひしていただきたいと思います。社会保険との比較でも本当に高いというのがよくわかると思いますので。

それでは、次の学校給食のほうに移ります。教育長にご答弁いただきましたけれども、私のほうにも資料を出していただきました。賄い材料というのは、保護者が給食費として納めている給食費の中で賄われているわけなんですけれども、給食材料費が日置市で全体で2億1,305万4,000円ですね。市内の業者から納められてるのが22.7%で、4,844万8,000円、市外の業者が学校給食会を含めて77.3%を納めています。金額にすると1億6,460万6,000円ですね。47.8%が学校給食会から、全体で見ると47.8%。それぞれセンターごとに、日吉町の場合は学校ごとというふうに数字

を出していただいておりますけれども、これはまだまだ地産地消にこれから取り組んでいく余地がある、そういうことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

ただいまお話のあった数字ですけれども、約、全体で2億1,300万円ということですが、その中の約、ほぼですけれども50%はこれ県の学校給食会からの物資でございます。基本物資といいまして、パンとか牛乳、パンとお米と牛乳はすべて給食会を通して支払うことになりますので、この半分はどうしようもない額ということになりますので、その他のものを地産地消、地元で調達するものと市外で調達するものと、そういうことになります。したがって、給食センターで扱っていますのが大体地元で扱っているものが大体20%から、16%から26%程度でございますので、しょうゆとかいろんなものがございますので、この数字があと50%までは何とかという計算、計算にはなりますね。でも、その中には地元でつくれないものもいっぱいあるでしょうから、それを考えますとどうなるんでしょうかね、大体想像がつかれると思うんですが、もちろん地元で調達できたりするものは地元で購入したいという気持ちは私どもみんな持っております。

○2番（山口初美さん）

一応地産地消にも取り組んでおられて、教育委員会、生産者、また農林水産課共同してこの地産地消を進める、そういう協議をしたりして進めておられると思いますけれども、その年間の計画とか、向こう何年間とか、そういう具体的な先を見越したそのような、何ていうんですか、農作物を育てるのには、例えば大根であれば何カ月、種をまいてから何カ月かかるとか、そういうことがわかるわけですよ。そして、給食の食材には、何月にはこれこれこれがどれぐらい必要だというよ

うなことも大まかでもつかめるわけですよ。その中で、日置市でこれとこれはできると、そういう具体的な検討をするようなことはこれまでもなされてきたんでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

これはJ Aとの話し合いの中で、地場産の給食受給体制検討会というのやってるんですね。現在、日置地区ではJ Aとよく地産地消の野菜等もとっておりますが、その中、年間で、例えば大根は何月から何月までどれぐらいとれるということを全部一覧表をつくっていただきまして、これをもとに給食センターのほうとJ Aとが話をして献立をつくっていくというようなことをしております。したがって、ほかのところでも組織をつくっていきますとこういう計画はできると思います。

○2番（山口初美さん）

先ほど量の確保とか、そういうことがやはりネックになって難しい面もあったりするというようなことだったんですけれども、そこがやはりみんなが知恵を出したり、話し合いをして解決できる場所だろうと思うんですよ。これだけの量が必要だということであれば、それをどうやってこの地元でつくっていくかと、そういう前向きに、自分たちでどういうふうにしていくんだというような、そういうことが本当に協議されていくべきだと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○教育長（田代宗夫君）

現在、したがって、そういう一人ではなかなか納入できないので、例えば東市来でありますと、こけけ物産品販売組合を通して、いろんな方々が持ち寄ったものをもとにして給食センターのほうに運ぶと、そういうこと、それから、吹上のほうではひまわり館等というようなものをやっておりますので、こういう形でそれぞれが話し合いをなされると不可能ではないとは思いますが。

○2番（山口初美さん）

ぜひやはり量が必要なものはグループとかつくってもらって、そこがやはりやっぱりみんなの知恵の出どころで、その力を合わせてやはり学校の食材を、給食の食材をみんな地元で賄っていくというようなことが、やはり日置市のいいまちづくりにつながっていけばというふうに思います。

それで、日吉町などでも地大豆をつくっておりますけれども、そして食生活改善グループだとかそういう人たちがみそとか豆腐などの生産もしておりますけれども、こういうものもぜひ給食に取り入れるというようなことはお考えになりませんか。

○教育長（田代宗夫君）

当然給食会ができて、そういうことの協議の中では可能だと思いますが、その手続については課長、課長のほうで。

○教育総務課長（山之内修君）

これは日吉地域では、もう既にされておりますし、特に東市来のセンターも生活改善グループのつくってくださったみそを、2つのグループからですかね、納めていただいているようです。当然こうしてできるものについては栄養士と相談をし、そして納入できるものは積極的に取り入れていきたいと思っております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

ぜひそういうことで、地元のそういう生産に携わっていらっしゃる方たちも、また一生懸命またつくろうかなという、そういうことでまた力を合わせていただけるのではないかと思いますので、ぜひそういうことも進めていただきたいと思っております。

また、吹上では塩なども生産されておりますけど、こういうことも検討していただければいいでしょうか。

○教育総務課長（山之内修君）

給食食材につきましては、やはり予算もございまして、吹上の塩となりますとかなり高いっていか、そういう部分もあります。ですから、そこらについては栄養士のほうで取り入れられるメニューとしてはされるでしょうが、その辺については今後の課題だと考えております。

以上です。

○2番（山口初美さん）

本当にこの学校給食の役割というのが、単に食べるものを提供するだけではなくて、食を通した生き方の教育の役割があるわけですね。子供たちにとっては作物の成長過程や収穫の喜びを味わったり、また農作業の苦労や自分が生きるためにほかの命をもらっていることへの感謝の気持ちとか、教科書では学べないことを本当に感じ取れる生きた食の教育なわけです。こういうことがやはり今、文部科学省も大切だということで食教育にも力を入れているわけですが、本当に地産地消を取り入れるというのは子供たちに本当に安心して安全なものを食べさせてあげるといふ、そういうことにもつながるわけで、親だけではなくて地域の人たちみんなの願いでもあるわけです。ぜひ地産地消を、できることをぜひ広げていただいて、今本当に学校給食会から米なども仕入れているようなことになってますけれども、主食の米などもぜひもっともっと学校給食に地元産のお米を使っていくように、また努力をしていただきたいということを最後に申し上げまして、私の一般質問終わります。

○議長（成田 浩君）

答弁はよろしいですか。先ほどの答弁は、後もってでよろしいですか。（「何」と呼ぶ者あり）三位一体の質問です。（発言する者あり）

本日の一般質問はこれで終わります。

△散 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。9月30日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時53分散会

第 5 号 (9 月 3 0 日)

議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 7 2 号 平成 2 1 年度日置市一般会計補正予算（第 4 号）（各常任委員長報告）
日程第 2	議案第 7 3 号 平成 2 1 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 3	議案第 7 4 号 平成 2 1 年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 4	議案第 7 5 号 平成 2 1 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 5	議案第 8 0 号 平成 2 1 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 6	議案第 8 1 号 平成 2 1 年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 7	議案第 8 2 号 平成 2 1 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 8	議案第 8 3 号 平成 2 1 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 9	議案第 8 4 号 平成 2 1 年度日置市診療所特別会計補正予算（第 2 号）（文教厚生常任委員長報告）
日程第 1 0	議案第 7 6 号 平成 2 1 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 1	議案第 7 7 号 平成 2 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 2	議案第 8 5 号 平成 2 1 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）（産業建設常任委員長報告）
日程第 1 3	議案第 7 8 号 平成 2 1 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 4	議案第 7 9 号 平成 2 1 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）（総務企画常任委員長報告）
日程第 1 5	認定第 1 号 平成 2 0 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 6	認定第 2 号 平成 2 0 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 7	認定第 3 号 平成 2 0 年度日置市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 18 認定第 4 号 平成 20 年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 5 号 平成 20 年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 6 号 平成 20 年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 7 号 平成 20 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 8 号 平成 20 年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 9 号 平成 20 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 10 号 平成 20 年度日置市公衆浴場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 11 号 平成 20 年度日置市飲料水供給施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 26 認定第 12 号 平成 20 年度日置市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 13 号 平成 20 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 14 号 平成 20 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 15 号 平成 20 年度日置市診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 16 号 平成 20 年度日置市立国民健康保険病院事業会計決算認定について
- 日程第 31 認定第 17 号 平成 20 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 32 陳情第 4 号 外部監査委員の導入を求める件（総務企画常任委員長報告）
- 日程第 33 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請にかかわる請願書（文教厚生常任委員長報告）
- 日程第 34 意見書案第 2 号 教育予算確保に関する意見書
- 日程第 35 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 36 議員派遣の件について
- 日程第 37 所管事務調査結果報告について
- 日程第 38 行政視察結果報告について

本会議（9月30日）（水曜）

出席議員 22名

1番	黒田澄子さん	2番	山口初美さん
3番	東福泰則君	4番	出水賢太郎君
5番	上園哲生君	6番	門松慶一君
7番	坂口洋之君	8番	花木千鶴さん
9番	並松安文君	10番	田代吉勝君
11番	大園貴文君	12番	漆島政人君
13番	中島昭君	14番	田畑純二君
15番	西菌典子さん	16番	池満渉君
17番	梶康博君	18番	長野瑛や子さん
19番	松尾公裕君	20番	佐藤彰矩君
21番	宇田栄君	22番	成田浩君

事務局職員出席者

事務局長	住吉伸一君	次長兼議事調査係長	恒吉和正君
議事調査係	家村毅君		

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	横山宏志君
教育長	田代宗夫君	総務企画部長	池上吉治君
市民福祉部長	豊辻重弘君	産業建設部長	中村治君
教育次長	桜井健一君	消防本部消防長	福田秀一君
東市来支所長	小園義徳君	日吉支所長	松山洋一君
吹上支所長	樹治美君	総務課長	福元悟君
財政管財課長	富迫克彦君	企画課長	上園博文君
税務課長	地頭所浩君	商工観光課長	鉾之原政実君
市民生活課長	宮園光次君	福祉課長	野崎博志君
青松園園長	田淵裕君	健康保険課長	大園俊昭君
市民病院事務長	平地純弘君	介護保険課長	満留雅彦君
農林水産課長	瀬川利英君	土木建設課長	久保啓昭君
都市計画課長	有村芳文君	上下水道課長	宇田和久君

教育総務課長 山之内 修 君
社会教育課長 馬 場 静 雄 君
会 計 管 理 者 朴 木 義 行 君
農業委員会事務局長 大 北 節 雄 君

学校教育課長 肥 田 正 和 君
市民スポーツ課長 芝 原 八 郎 君
監査委員事務局長 石 塚 澄 幸 君
代表監査委員 南 一 秀 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（成田 浩君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第72号平成21年度
日置市一般会計補正予算
(第4号)

○議長（成田 浩君）

日程第1、議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。池満涉総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長池満 涉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 涉君）

おはようございます。ただいま議題となっております議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）は、去る9月8日の本会議におきまして、本委員会所管に係る分を付託され、9月10日に委員全員の出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑・討論・採決を行いました。

これから、本案についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のように、さきの補正予算第3号の歳入歳出予算の総額に、それぞれ9億9,604万7,000円を追加し、総額231億8,440万2,000円とするものであります。なお、各予算額、詳しい内容などにつきましては、予算書及び説明資料に記載されておりますので割愛をし、執行部の方針や考え方などを織り交ぜながらその概要について申し上げます。

それでは、歳入全体について主なものを申し上げます。

まず、市税は景気悪化などで給与所得や譲

渡所得の減少による個人市民税の減、固定資産の評価がえなどによる固定資産税の減、合わせて1億6,219万5,000円の減少であります。

地方特例交付金は、税制改正による自動車取得税の減収に伴う減収補てん分、住宅借入金など、特別税控除による減収補てん分、児童手当特例交付金の交付決定により差し引き1,548万7,000円の増加であります。

地方交付税では、83億2,530万2,000円の交付決定額から、今後の財政需要を見込んだ留保財源2億2,394万7,000円を差し引いた2億735万5,000円を計上しています。

国庫支出金3億5,568万7,000円は、子育て応援特別手当4,775万円、2カ所のテレビの共聴施設整備事業費が341万3,000円、地域情報通信基盤整備推進交付金2,315万2,000円、地域活性化・公共投資臨時交付金1億4,900万円、住宅費国庫補助金1,501万5,000円、小中学校地震補強事業費交付金6,713万1,000円、同じく理科教育など設備整備国庫補助金1,275万円、太陽光発電事業交付金2,020万円などが主であります。

県支出金2億9,021万1,000円は、携帯電話などエリア整備事業補助金2億674万5,000円、緊急雇用創出事業補助金805万7,000円、保育園の施設整備に係る安心こども基金事業補助金5,717万5,000円、かごしま茶産地拡大・いちご育苗設備など農業費補助金1,648万9,000円などが主なものであります。

市内26地区の振興を図るため、地域づくり振興基金から1億2,500万円と、介護保険特別会計から1,898万5,000円、まちづくり応援基金100万円の合計1億4,498万5,000円が基金などからの繰入金であります。

また、20年度決算の確定による8,077万2,000円が繰越金収入であります。財産収入は、藤元工業団地ほかの市有地売払い収入など1,370万5,000円、諸収入は土地開発公社の解散に伴う出資金の戻りほか2,218万円であります。そして、その他の収入も含めた財源調整のために2,620万円の市債が充てられています。

次に、所管の歳出の概要です。

市内の携帯電話不通話地域の解消に向けた事業に約3億3,843万円、乗り合いタクシー実証運行に100万円、LEDパネル板の寄贈を受け、本市の独自事業の広報・市内の企業公告のための費用に215万円、テレビの辺地共聴施設の整備に341万円、26地域の振興のために1億2,900万円、法人市民税の返戻金に490万円など、総務費合計で3億8,036万3,000円であります。

商工費では、小松帯刀ゆかりの園林寺跡駐車場整備の費用と、江口浜荘への繰出金、消費者庁設置に伴う消費者行政活性化のための予算など、合わせて1,082万円であります。

消防費は、東市来方面団消防操法大会の開催に伴う112万円と、災害対策費としてデジタル防災行政無線電波調査委託料の増額610万円が主で、総額739万円であります。

災害復旧費の287万円は、農林水産施設の災害復旧に伴うものであります。

次に、主な質疑の概要についてご報告申し上げます。

まず、企画課関係では、携帯電話不通話地域の解消のための事業は本来NTTなど事業者がやるべきことではないのかとの問いに、各事業者は採算が取れない地域での整備はできないとのことであるが、今回総務省の勧めもあり、市が伝送路整備をすることで一部で

NTTの事業整備が決定したと答弁。

約3億3,000万円余りの事業だが、本市の負担はどれぐらいになるかとの問いに、事業の種類や採択条件によっても違うが、今回の場合は3億3,000万円ほどのうち、一般財源としては全体事業費の約3.14%の1,064万2,000円ほどで、残りを総務債690万円で手当していると答弁。

市全域で、携帯電話の通話エリアがカバーできないところがあるかとの問いに、東市来地域の逆瀬、仕明については無理であり、これまでどおり有線電話、防災無線の活用での対応となると答弁。

携帯電話による電磁波の障害はないか、また鉄塔が避雷針となり、近くの民家などの家電製品の影響はどうかとの問いに、電磁波の影響については確認をしていないが、避雷針の関係は業者と十分話し合っていて進めてまいりたいとの答弁。

乗り合いタクシーの運行により、既存のコミュニティバスや路線バスとの兼ね合いはどうかとの問いに、コミュニティバス運行の平準化を図るのが第一の目的であるが、路線バスなど競合する恐れもあり、地域公共交通会議で事業者とも協議していくと答弁。

今回の試行後、いつから本格運行が可能か、また参入事業者のチェック機能についてはどうかとの問いに、来年1、2月の実証運行の結果次第だが、予定としては来年の10月ごろとしている。また、事業者のチェックは運転手の行程記録表の記入で確認したいと答弁。

乗り合いタクシーの実証運行は他の地域ではどうか、またこれを機会に全域のコミュニティバスの運行経路などについての検証も必要ではないかとの問いに、バスの利用度が高い地域では乗り合いタクシーの導入は認められないとの指導もあり、コミュニティバスの運行経路や乗り合いタクシーのこれからの件など、支所長、担当者を含め、問題点の検討

を進めていると答弁。

携帯電話の通話エリアが広がることで、防災メールなどの活用も検討すべきだがとの問いに、携帯の防災利用は可能と思われるので、防災担当者とも検討してみたいと答弁。

次に、財政管財課関係では、政権交代により国の補正予算の一部執行停止も言われているが、報道されているような影響はないかとの問いに、正確な情報は少ないが、直接市町村に関係がある経済危機対策臨時交付金は既に国も事業を始めているし、今回の公共投資臨時交付金も事業の内示、あるいは内示が見込めるものを計上しているので、影響はないものと思うと答弁。

土地売却収入の内訳はとの問いに、藤元工業団地の山林部分をウエストコーポレーションに300万円で売却、公告している市有地を960万円で売却、その他3件の法定外公共物の売却などが主であると答弁。

次に、総務課関係の質疑では、市制5周年記念事業のビデオ製作については、本市5年間の歩みなど職員で制作できないか、また130万円の内訳は何かとの問いに、旧4町の歴史内容など業者が保存していることと、専門的な部分は職員では難しく、今後も撮影を行う必要がある。予算の内容については、ビデオの制作費に約50万円、新たな収録分に80万円を予定していると答弁。

そのビデオは、5周年事業終了後はどのような活用をするのかとの問いに、視察来訪者や立地希望企業などへの紹介ビデオとしても活用すると答弁。

ロードミラーなどの設置については、防犯組合が助成していたが、今回地域づくり事業での設置もあるが防犯組合との連携はどうかとの問いに、これまで予算の都合もあり設置できない場合もあったが、地域の要望により早くこたえられるようにと連携をとっていると答弁。

防災行政無線は、検討委員会でアナログ方式でも何年か使用できるとのことだったが、今回のエリア図作成のための調査委託料はデジタル化へ一本化すると理解していかとの問いに、先般の検討委員会の答申を受け、デジタル化を図るための調査委託料であると答弁。

防災行政無線の整備には国からの助成はなく、自前で約19億円の負担が必要と理解していかとの問いに、事業費の95%を充当でき後年度に75%が交付税措置される制度として、財源は合併特例債を予定していると答弁。

職員3名が病気休暇とあるが、ストレスからの精神疾患があるか、また職場でのストレスは関係していないかとの問いに、1人は生活習慣病、2人は精神的な疾患であるが、その原因は主治医でも特定は難しく、予防策として職場が起因場所とならないように職員全体で今後も取り組んでいくと特答弁。

デジタルの無線電波の調査の内容はどうかとの問いに、各戸に個別受信機を取りつけ、基地局・中継局の位置を調査し、100%届くようにデジタル波の電波状況を調査するものであると答弁。

次に、税務課関係では、個人市民税が7,200万円の減となったが、これまでとの比較ではどうかとの問いに、平成18年、平成19年と課税標準額は下がってきているが、ことしはそれ以上の落ち込みとなったと答弁。

固定資産税の8,900万円の減少について、個別の状況はどうかとの問いに、土地が1,900万円の減、家屋が8,600万円の減、償却資産が700万円の減であるが、減免措置を2,000万円ほど多く見込んでいたので、差し引きして8,900万円の減となったと答弁。

税滞納者の4割は多重債務者と聞くが、今

回のような訴えの提起を積極的にやれないかとの問いに、まずは滞納者の相談に乗り、その中で多重債務者の例があれば進めることができると答弁。

次に、商工観光課関係では、新規事業の消費者行政活性化事業の目的は何か、またそれにかかわるのはだれかとの問いに、9月1日発足の消費者庁の消費者対策の一環として、消費者の安全安心確保のための強化策としてつくられた。

事業内容には12のメニューがあり、日置市は消費生活相談スタートアップ事業、消費生活相談員のレベルアップ事業に3カ年で取り組む。かかわるのは、資格を有する消費生活相談員であるとの答弁。

そのスタッフの数と活動内容はどうかとの問いに、消費生活相談員は1名で月・水・金の週3日勤務であるために、火・木・休日・夜間は職員で対応し、市民への出前講座、各種会合と合同での消費者保護の活動を行う。ちなみに、平成20年度は24回の講座を開催したと答弁。

園林寺跡の駐車場整備をきっかけに、本市の観光が点から面の動きになるような企画を立て、日吉地域浮揚のためにも近くを歩いていけるような観光地づくりを考えるべきではないかとの問いに、市内の物産館との相乗効果もかなりあるが、さらにそのほかの観光地との連携も含め、情報収集をしていきたい。また、日吉地域では昨年職員手づくりの町歩きマップが作成され、それは園林寺跡にも置いてあるとの答弁。

東郷記念館前の野外広場は、これまでどれくらいの活用があるか、また今回野外ステージの設置工事が予定されているが、どのような活用計画かとの問いに、これまで美山窯元まつりや地域の夏まつりは、野外広場に毎回手づくりのステージを設置して開催をしていたが、今回常設の野外ステージを設置するこ

とで、5月の連休のかま焚きイベントやコンサートも同じ場所で開催ができ、ステージの利用度は向上するものと思うと答弁。

最後に、消防本部関係について、東市来地域の操法大会予算は当初か6月補正で計上すべきではなかったか、また去年は4分団合同で開催だったがとの問いに、本来は6月補正に計上すべきであったが、大会が11月にあるので9月補正でも可能と担当者が判断をした。

また、操法大会は全国につながる支部大会が1年おきに開催されるが、東市来方面団は毎回秋の防火週間にあわせて開催しており、市民の防火意識の向上にもなるとのことで、従来どおり実施することになった。今後については、東市来方面団長とも協議してまいりたいとの答弁。

本市のレスポンス時間はどれくらいか、また雨が降らない中で水不足による消火活動への問題は起きていないかとの問いに、レスポンスは本署で約7分、北で約9分、南で約12分である。水不足に加えて空気が乾燥し、火災が発生しやすい状況であり、防災無線を通じて火気の取り扱いに注意するように広報していると答弁。

以上のほか、多数の質疑・答弁がありましたが割愛をいたします。

質疑を終了、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）の総務企画常任委員会所管にかかわる予算については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。漆島政人文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）について、本委員会に分割付託された部分について、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして委員会付託されました。それを受け、9月9日第2委員会室におきまして、全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長、教育次長ほか関係課長等の出席を求め審査いたしました。

それでは、それぞれの所管課における補正予算説明の概要と、主な質疑応答について申し上げます。

初めに、福祉課所管から申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入の主なものは、子育て応援特別手当の国庫負担金が4,775万円、住宅手当緊急措置事業への国庫補助金245万2,000円、安心子ども基金事業への県補助金が5,717万5,000円。

歳出につきましては、保育所の施設整備補助金8,576万3,000円、子育て応援特別手当の扶助費4,500万円、住宅手当緊急措置事業の扶助費145万2,000円が主なものであるとの説明でありました。

次に、質疑の主な項目について申し上げます。

1点目に、保育所施設整備補助金については、定員増による増築とあるが、それぞれどれだけふえたのか、また歳出から歳入を引いた部分が市の持ち出しとなるのかの質疑に対し、あずま保育園、第二白百合保育園において、60名の定員が70名にふえた。また、事業費については県が2分の1、市が4分の1、法人が4分の1の負担となるとの答弁でありました。

2点目に、生活保護総務費の中の住宅手当緊急措置事業にかかわる扶助費はどういった

人が対象となるのかの質疑に対し、この事業ができた背景には、派遣切り等で住宅を失った方への措置で6カ月間の家賃補助である。支給要件としては、2年以内に離職し、公共職業安定所に求職の申し込みをしている方が対象である。今回、対象者として10人を見込んでいるが、仮にそれ以上ふえても100%の補助率で増額補正ができるとの答弁でありました。

次に、市民生活課所管について申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入の98万6,000円は年金事務に関する国庫委託金で、昭和58年から平成13年度までの国民年金被保険者名簿情報作成業務に伴うものである。

歳出の塵芥処理費の工事請負費3,200万円は、クリーンリサイクルセンターにおける年次的に修繕補修計画に基づく工事費で、焼却バグ、フィルター補修工事や粗大ごみのライン排出コンベア補修工事費等であるとの説明でありました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

年金について、社会保険庁は近く民営化される予定であるが、自治体の対応はどう変わっていくのか、また国民年金のデータ作成は昭和58年度から平成13年度までとの期限が限られているが、その理由はの質疑に対し、来年1月から社保庁の機構が変わるが、市町村の事務は何ら変更はない。また、データを作成する期間は昭和58年度から電算システムの導入が開始され、平成14年度からは社保庁において年金徴収事務が管理されることになったためとの答弁でありました。

次に、健康保健課所管について申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入で受けている後期高齢者医療広域連合精算金816万9,000円は、平成20年度市が

納付する2分の1の額が確定したことによる精算返納金である。また、保健指導費の備品購入費26万3,000円については、東市来支所の窓口に設置してある血圧計の購入費であるとの説明でありました。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

歳入の介護保険特別会計繰入金1,898万5,000円は、前年度の精算返納に伴う増額補正で、歳出については職員の人件費に伴う補正であるとの説明で、質疑はございませんでした。

次に、教育総務課と学校教育課所管について申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入の総務費国庫補助金の中に計上されている小中学校地震補強事業や太陽光発電事業費は、2分の1が国庫補助金事業であるが、残り市の負担分についても国からの地域活性化・公共投資臨時交付金を利用できるとのことで計上した。

また小中学校費、国庫補助金は、新規事業として2分の1補助の理科教育等設備整備費、その他太陽光発電事業費、地震補強事業費分を計上した。そのほか、教育費県補助金では、少子化対策として多子世帯保育料等軽減事業費で2分の1補助の100万円を計上した。

一方、歳出については、小学校の学校管理費賃借料215万円は、当初予算で計上していなかった本庁以外の3支所分のマイクロバス借上料であるとの説明でありました。

次に、質疑の主な項目について申し上げます。

1点目が、今回幾つかの学校でプールろ過機の修繕料が計上されているが、伊集院北中学校のろ過機も故障しているのではないかの質疑に対し、伊集院地域ではろ過機を設置しているところもあるし、ろ過機が故障したために井戸を掘って地下水を利用しているところ

もある。伊集院北中学校については、現在地下水を使用している。

また、伊集院中、土橋小もろ過機はあるが現在使われておらず、地下水を利用している。水質についても、現在のところ問題はないとの答弁です。

2点目に、伊集院中学校の太陽光発電50キロワット工事費が計上されているが、学校内の電気を十分賄えるのかとの質疑に対し、太陽光発電は国策でもあり、環境教育面からも導入した。なお、東市来文化交流センターに設置してあるものと容量的に同じであるが、学校全体の20から25%を賄える発電量であるとの答弁でありました。

3点目に、幼稚園費の中の多子世帯保育料等軽減事業の補助金が新規事業として計上されているが、今後とも続くのかの質疑に対し、少子化対策の一環として今後とも継続される。幼稚園就園奨励補助は以前からあったが、それを受けている方でさらに多子世帯であった場合に補助されるものである。第3子の場合、合計約27万円が交付されるとの答弁でありました。

次に、社会教育課所管について申し上げます。

予算説明の概要につきましては、主なものとして公民館費の需用費については、東市来地域の高山、皆田地区公民館の消火器14本の詰めかえである。補助金及び交付金については、集会等施設建設整備事業補助金として3自治公民館に交付するものであるとの説明でありました。

次に、市民スポーツ課所管について申し上げます。

予算説明の概要につきましては、保健体育総務費の消耗品費10万円は、大型プリンター、縦90センチ、横15メートルまで印刷できる横断幕、垂れ幕のインク、ロール紙等の消耗品である。

東市来総合運動公園の施設維持修繕料は、7月22日、4台の自販機の売上金が盗まれた際、正面ガラスを割られたことによる修繕料である。

伊集院総合運動公園の備品購入費600万円は、陸上競技場の写真判定装置一式の購入費であるとの説明でありました。

質疑につきましては、大型プリンターの利用頻度はどれぐらいでどの程度の経費がかかるのか、また自治会行事等で使う場合もつくってもらえるのかの質疑に対し、ほかの課からの依頼も多く利用回数は多い。

経費については、業者に印刷を頼むと1メートル1,000円程度かかるが、それより安いと思う。また、使用範囲については、現在地区館行事ぐらいまでを考えているとの答弁でありました。

2点目に、陸上競技場の写真判定装置は高額であるがリース契約も検討したのか、また年間どの程度使用する予定なのかの質疑に対し、値段的にいいものは1,000万円から2,000万円かかる。リースの場合、機材とそれを扱う人もついてきて1回当たり40万円かかる。また、県内には鴨池陸上競技場と鹿屋体育大学に設置されている。現在、利用については年間25回程度を予定しているとの答弁でありました。

なお、市民スポーツ課の審査が終わった段階で各委員より出された意見として、公共性の高い自治会や団体イベントで使用する横幕等の作成については、幾らか使用料を徴収してでも行政で対応してあげることが身近な住民サービスにつながるのではないかとの意見が出されましたので、検討いただきたいと思えます。

以上、今まで申し上げてきたことが本委員会に分割付託された部分の審査の経過であります。

委員会では、審査終了後、討論・採決に入

りましたが討論もなく、採決の結果、議案第72号の文教厚生委員会に分割付託された部分につきましては、原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

以上でご報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。上園哲生産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月8日の本会議におきまして本委員会所管に係る補正予算を分割付託され、9月9日に委員会を開催し、全委員出席のもと、担当部長、課長等の説明及び関係資料を求め、質疑、討論、採決を行いました。

提案されました補正予算のうち、農林水産業費にかかわる予算は1億2,542万6,000円増額し、総額を12億2,462万6,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、国庫補助金、地域活性化公共投資臨時交付金、県補助金、平成20年度に積み立てた地域づくり振興基金からの繰入金、市債による増額補正であります。

歳出の主たるものは、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業として生葉流量計、蒸器導入、産地づくり対策事業としての茶の防霜施設、いちご育苗棚施設整備、河川工作物応急対策事業として、伊集院地域下井手地区の頭首工・稼動堰の基本設計、20カ所の農道等施設整備補助事業、各地区からの要望に対する地域づくり振興事業による増額補正であります。

次に、林業費として、緊急雇用対策林道管理作業、県営補助治山事業、森林高性能機械導入による増額補正であります。

また、水産業費として、吹上漁港航路浚渫工事によるものであります。

次に、土木建設費にかかわる予算は、都市計画費からの公共下水道事業特別会計の平成20年度繰越金確定による繰入金減額補正を含め、3,467万5,000円増額し、総額を25億4,820万2,000円にしようとするものであります。

歳入の主たるものは、国庫補助金としての地域住宅（公営住宅）交付金、そして地域づくり振興基金からの繰入金であります。

歳出の主たるものは、地域づくり振興事業、公営住宅駐車場整備及び排水路改良工事による増額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

農業委員会については、公用車の修繕費について、どのような利用状況で、経過年数、走行距離はどれほどか、修繕費がかさんでいくなら新たな対応は考えていないのかの質疑に対し、使用目的としては、申請に対する現地調査、法務局、裁判所等からの転用の事実証明の照会に対する現地確認、月1回の支所での農地相談に使用しているが、平成5年に登録され16年経過した公用車で、以前消防署で使用されていた物が昨年6月に配備された。走行距離は9万キロメートルを超え、故障も多く、1台しかないことから、財政管財課に要望もしているとの答弁でありました。

次に、農林水産課関係については、当初予算では農業振興費の中で日置市農業公社の新規就農、後継者育成事業費として研修生3人分を計上していたが、離職者等就業就農促進緊急対策事業補助制度を導入することで、3人のうち2人が対象者となり一般財源の軽減が図られた。

そこで、そのうち1人が対象にならなかった理由は、またこれまで何人研修を受け、その後の状況はどうかとの質疑に対し、この補助制度は平成21年4月からの就農研修生が

対象で、そのうちの1人は平成21年3月から就農していたため対象外になった。

これまでの新規就農者の状況は、ソリダコの研修生が3人、卒業者は11人、うちアスパラガス6人、ソリダコ5人である。アスパラガス部会では、自分たちで研究した堆肥をつくり、生産に使い経営を続けているとの答弁でありました。

また、重点作物産地育成対策事業費として、吹上町アスパラガス生産部会に対して、害虫ハスモンヨトウ対策用の防虫ネット費が計上されているが、本市のアスパラガス以外の重点作物は何か。この補助の財源は。また、アスパラガス生産部会の会員数、販売状況、今後の見通しはの質疑に対し、本市の重点作物は、イチゴ、アスパラガス、ソリダコ等である。国、県の補助はなく、市単独補助である。以前、イチゴの炭素病が発生したとき雨よけハウスを設置したが、同じ事業である。

現在、アスパラガス生産部会会員数は10人、会員でない生産者が3人、合計で生産者は13人である。販売額は、経済連・直売所等を含めると4,500万円ほどである。今後の目標は、生産量が1.4トンあるが2トンを目指しているとの答弁でありました。

かごしま茶産地拡大チャレンジ事業を進めているが、近年茶も価格安で、生産者、茶工場関係者が大変苦しんでいる。どのように状況を把握し、対応しているのか。また、消費拡大のためのピーアール、二次加工品の新表皮となるような商品開発への対応はどの質疑に対し、本市のお茶は、昨年度比で量が1割減、価格で16%減である。県も、産地の拡大と、低コスト、高品質に取り組み、6月補正で1件当たり60万円ずつの支援金を出している。

本市でも、飼料や資材を見直し、試験補助を設けて肥料を使わない生産等を内容に、茶業振興会に支援金を出している。また、ピー

アール活動も、茶業青年部による高山の秋祭りでのピーアール、江口蓬莱館やチェスト館などの各地域の物産館においても、新茶の時期にはピーアールしているが、今後もイベントなどを使い消費拡大に努力していきたい。

また、加工品商品関係では、生活改善グループなどで終わっている現状であるので、今後十分に検討して特産品の開発につなげるように努力していきたいとの答弁でありました。

以前、旧東市来町、旧吹上町で上限額を決めた産業振興事業があったが、現在はどうなっているのかの質疑に対し、今年度から農道等施設整備事業として26地区館に対して100万円を上限として交付し、道路に80%、用水路関係に70%の補助事業を行っている。要望件数が多いため、1件当たりの額を少なくしてできる限り多くの箇所を実施できるようにしているとの答弁でありました。

林業費においては、緊急雇用対策林道管理作業についての事業実績はとの質疑に対し、平成21年2月から雇用しているが、一番多い時期で8人、現在は3人である。緊急雇用対策の窓口は商工観光課であり、今回は10月から3月までの雇用で5人分を見込んでいる。商工観光課で、雇用に関するピーアールをするとの答弁でありました。

次に、地域づくり振興事業は、国からの地域活性化生活対策臨時交付金を財源とする基金を繰り入れた事業であるので、今年度中に終わらせなければならないが、予算執行の仕方、工事の進め方をどうするのかとの質疑に対し、事業費に差があり、用水路、農道などの要望が多いので、周辺の自治会分を約100万円前後の額にまとめて、稲刈りが終わる10月ごろから入札をして、翌年2月までに工事を終わらせたいとの答弁でありました。

今回の補正予算とは直接関係はないが、時宜を得た緊急課題として湧水問題についての本市の現状はどうか、どのような対策を考えているのかという質疑がありました。これに対して、産業建設部を中心として湧水対策本部を立ち上げ、各課に状況把握をさせている。現在わかっている中では、都市計画課では文化通り線の街路樹が枯れ始め、建設業者へ地域貢献の範囲で散水車による散水を依頼している。

上下水道課では、東市来の皆田地区の配水池の水位が低下し、何日持つかわからない状況であるため、東市来地域全域に節水を呼びかけている。吹上地域でも、中央第2水源が河川の水量が減ってきており、取水が心配されているとの答弁であった。

水田の状況は非常に深刻であるが、今のところ被害の報告はない。しかし、日吉地域は大小27のため池があるが、6カ所が枯れて絞り水を出している状況である。かんがい排水事業でファームポンドに水を540トンためているので、それを利用できないか検討協議中である。

伊集院地域は、飯牟礼に3カ所のため池があるが水が少ない状況であるため、8月中旬から3日に1回水を使用している。今後は、日置南部の中山間総合整備事業の中でため池も含めて対策を検討していきたいとの答弁でありました。

次に、土木建設課関係の質疑について、国の道路特定財源の一般財源化による制度改定により名称が地域活力基盤創造交付金と変わり、平成20年度から新規路線を計上しているが、工事入札が執行されず進捗率が悪いように感じる。政権交代もあり、今後公共事業の厳しい見直しの中でこれまでの道整備交付金事業との兼ね合いも含めどのような状況かとの質疑に対し、道整備交付金事業は今年度で事業完了である。執行率は68%で、全体

の事業費は決まっているのでまずはこの事業を終わらせる。

地域活力基盤創造交付金は20年度から始まっており、現在はまだ実施設計のみで、今年度用地買収、補償をする予定で執行率は12%である。用地測量や路線測量をし、平成22年度から本格的に工事発注をして進めていく計画であるとの答弁でありました。

住宅管理費について、公営住宅と一般住宅の修繕費について、市と入居者の負担のあり方はどうなっているのかとの質疑に対し、施設の維持管理で市が設置している部分は市の負担で、生活にかかわる部分については入居者の負担としている。よって、経年劣化による修繕費は市で負担し、畳、ふすまは入退去時に入居者が負担しているとの答弁でありました。

次に、都市計画課の質疑については、街路事業費の中の妙円寺団地の住居表示板設置について、各戸ごとに表示板はつけないのか、妙円寺団地以外の団地から要望はなかったのかとの質疑に対し、妙円寺地区からの要望は街区番号のみでよいとのことであり、道路の三叉路、四叉路の角地に1,100カ所ほど、また案内図を3カ所ほど、土地家屋所有者の承諾をもらいながら設置する。他の団地からの要望はなかったとの答弁でありました。

以上のほか、多くの質疑がありましたが、所管部長、課長等の説明で了承し、質疑を終了し、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第72号平成21年度日置市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会所管につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第72号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

△日程第2 議案第73号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第3 議案第74号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第4 議案第75号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第5 議案第80号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第81号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第7 議案第82号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）

△日程第8 議案第83号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第9 議案第84号平成21年度
日置市診療所特別会計補正
予算（第2号）

○議長（成田 浩君）

日程第2、議案第73号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第9、議案第84号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）までの8件を一括議題とします。

8件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。漆島政人文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています議案第73号、74号、75号、80号、81号、82号、83号、84号につきまして、委員会審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

これらの議案は、去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託されました。それを受け、9月9日、第2委員会室におきまして全委員出席のもと委員会を開会し、市民福祉部長ほか関係する課長、事務長等の出席を求め審査いたしました。

初めに、議案第73号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）からご報告申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入については、負担金や交付金等の交付額見込みに伴う増減補正で、歳出については、拠出金や納付金等の決定に伴う増減補正が主なものであるとの説明でありました。

質疑につきましては、1点目に、高額療養費特別支給金の50万円の対象者と見込み人数について何うの質疑に対し、平成20年4月1日から平成20年12月31日までの高額療養費支払者で75歳の誕生日を迎えられた方が対象となっており、県の国保連合会からのリストによると27名となっているとの答弁。

2点目に、今回、繰越金が約2億円近く増額となり、その一方で約6,500万円が国保準備基金からの繰り入れが減額されている。現段階での国保準備基金の残高はいくらかの質疑に対し、平成21年5月末現在で3億4,855万4,321円となっている。なお、今回は基金への積み立ては行っていないとの答弁。

3点目に、出産育児一時金の支給手続きについて何うの質疑に対し、今までは直接保険者に本人または代理人が請求していたが、10月1日からは直接支払いということで医療機関が国保連合会を通じて保険者へ申請する形が原則となる。また、出産にかかわった費用の差額は直接本人が医療機関へ支払うことになるとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第73号平成21年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第74号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

補正の主なものは、平成20年度支払基金医療費交付金が確定したことによる精算返納金の増額補正であるとの説明で、質疑、討論もなく採決の結果、議案第74号平成21年度日置市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第75号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入の増額補正は施設介護サービスの収入増と前年度からの繰越金確定に伴う増額補正である。歳出については、歳入の分を基金積立と予備費へ充当するものであるとの説明でありました。

質疑につきましては、現段階での待機者数は何人かの質疑に対し、30名から40名であるとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第75号平成21年度日置市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第80号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳出で計上している工事請負費590万円については、平成19年6月に東京都渋谷区の温泉施設で爆発事故が発生したことに伴い、温泉法の一部が改正された。内容については、温泉に含まれるメタンガスの濃度が基準値を超えた場合、メタンガスを除去する設備の設置が義務づけられた。そこで、吹上地域については3カ所の泉源があるが、そのうちのC泉源が基準値を超えたために、メタンガスを除去する工事費を計上した。なお、財源については歳入で計上している基金からの繰入金と前年度の繰越金であるとの説明でありました。

質疑について申し上げます。基準値を超えているとの説明であったが、どの程度超えているのか。また、民間施設も同様の検査を実施しているのかの質疑に対し、基準値は5%エリーエルとなっているが、新泉源については6.3%エリーエルで1.3%ほど超えている。また、民間においても濃度検査を実施し、基準値を超えれば同様の工事が必要であるとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく採決の結果、議案第80号平成21年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第81号平成21年度日

置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

予算説明の概要につきましては、前年度繰越金確定に伴い、その金額を公衆浴場事業基金へ積み立てるための補正であるとの説明でありました。

質疑につきましては、正式に指定管理者から市へ移管されたのはいつかの質疑に対し、6月10日より市の直営となっているとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第81号平成21年度日置市公衆浴場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第82号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご報告申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入の主なものは介護給付費や前年度繰越金確定に伴う補正である。歳出の主なものは、医療、介護、高額自己負担、合算制度に伴い平成20年4月から平成21年7月までの16カ月分を対象に、高額介護サービス費から高額医療合算介護サービス費へ組み替えるための補正であるが、今回初めて導入された事業のため、どの程度の確定額になるのか見通しは立っていない。

また、昨年度実施した介護予防特定高齢者事業については、対象者131名に対し38名の参加しかなかった。本年度の参加希望も対象者350名に対し8名しかなく、そのため予算の一部400万円を20の地区館で実施する一般高齢者介護予防教室の指導者育成事業に組み替えるための補正であるとの説明で、また、償還金については、前年度精算に伴う国県精算返納金であるとの説明でありました。

質疑につきましては、医療、介護、高額自

己負担合算制度に対する財源内訳はどうか。またこの制度導入により全体的に負担が増加すると思われるがの質疑に対し、通常の介護保険サービス費で支給し、財源の負担率は国25%、支払い基金30%、県12.5%、市12.5%、保険料20%であるとの答弁。また、この事業導入により現状よりふえるのは間違いない。介護保険課としては、今後のサービス利用者の増加により3年後の介護保険料がどうなるのか危惧しているとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第82号平成21年度日置市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第83号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入で受け、保険料滞納繰越額と保険料繰越額の確定額を歳出で後期高齢者医療広域連合へ納付するための補正であるとの説明でありました。

質疑につきましては、保険料の滞納状況と長期滞納者の実態はの質疑に対し、滞納者は103人で、金額は304万9,800円となっている。その後、納入された人もおり、現在、短期保険者証の交付者が13名となっている。また、制度が始まって1年目であることから、長期滞納者へ発行する資格証明書の発行はないとの答弁でありました。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第83号平成21年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第84号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）につきましてご報告申し上げます。

予算説明の概要につきましては、歳入については、事業執行に伴う一般会計からの繰入金と増額と入札執行残等に伴う起債の減額であるとの説明。歳出については、ネットワーク移設工事費90万円、備品購入費の1件、100万円以上については、X線CT装置等医療機器購入に伴う執行残の減額、眼底検査装置、購入に伴う増額、また100万円未満については診療所建設に伴って必要とする備品購入で、床頭台の機種変更理由については収納部分が少ないとの指摘によるものであるとの説明でありました。

質疑につきましては、1点目に、予算額に対して執行残の額が多いがその理由はの質疑に対し、医療機器は定価があつてないようなもので、CT装置は当初見積もりをとったときは1億円ぐらいだったが、入札にかけると1,600万円まで落ちたとの答弁でありました。

2点目に、当初の計画どおり診療所建設は進んでいるのかの質疑に対し、先週の工程会議で示された進捗率は44%で、予定どおり進んでいるとの答弁でありました。

質疑を終え、討論に入りましたが討論もなく、採決の結果、議案第84号平成21年度日置市診療所特別会計補正予算（第2号）については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、8議案に対する報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時15分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時15分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

なしと認めます。

これから、議案第73号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第

75号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第80号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第81号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 2 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 2 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 3 号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 3 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 3 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 4 号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第 8 4 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 4 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

△日程第 1 1 議案第 7 7 号平成 2 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

△日程第 1 2 議案第 8 5 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（成田 浩君）

日程第 1 0、議案第 7 6 号平成 2 1 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 1 2、議案第 8 5 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件を一括議題とします。

3 件について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長上園哲生君登壇〕

○産業建設常任委員長（上園哲生君）

ただいま議題となっております議案第 7 6 号平成 2 1 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 7 7 号平成 2 1 年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 8 5 号平成 2 1 年度日置市水道事業会計補正予算（第 1 号）の産業建設常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る 9 月 8 日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託され、9 月 9 日に委員会を開催し、委員全員の出席のもと、所管部長、課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行ったものであります。

まず、議案第 7 6 号平成 2 1 年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおり 5 億 4, 3 4 4 万 1, 0 0 0 円であります。ただし、歳入予算において、平成 2 0 年度繰越金確定に伴い、前年度繰越金

△日程第 1 0 議案第 7 6 号平成 2 1 年

3,014万3,000円を増額補正し、その分起債償還分の一般会計繰入金を減額補正し、歳入の内訳を組み替えるものであります。

所管部長、課長の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第76号平成21年度日置市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は、既定の歳入歳出予算のとおり3,951万6,000円であります。ただし、歳入予算において平成20年度繰越金確定に伴い、前年度の繰越金83万5,000円を増額補正し、その分一般会計繰入金を減額補正し、歳入の内訳を組み替えるものであります。

所管部長、課長の説明で了承し、質疑はなく質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第77号平成21年度日置市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第85号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）について報告いたします。

提案されました補正予算は、資本的収入に出資金1,065万円増額補正し、資本的収入総額を2億6,277万4,000円にするものであります。資本的支出は伊集院地域恋之原地区簡易水道水源にかかる新たな第3水源を整備するための建設改良費を2,205万8,000円増額補正し、資本的支出を総額6億5,883万8,000円にするものであります。出資金は、一般会計の環境衛生費からの繰り入れであります。今回工事を行う恋之原地区簡易水道は、昭和31年に簡易水道

として整備され、昭和63年に変更認可を受けたものであります。計画給水人口240人、1日計画最大給水量82トンに対し、直近の給水戸数は100戸、人口234人となっております。取水井戸の水中ポンプは昭和63年設置で約22年間使用してきましたが、老朽化のために揚水量の減少が目立ち、早急に新たな水源を確保しないと住民の生活に支障をきたす恐れがあるということで、航空写真等の資料も使い説明がなされました。

質疑を行いました。本案に対する質疑はありませんでした。ただし、市内で同じような場所はないのかとの質疑に対し、現在のところ同じような問題の場所はないとの答弁であり、質疑を終了、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第85号平成21年度日置市水道事業会計補正予算（第1号）は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第76号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第77号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第78号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第14 議案第79号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（成田 浩君）

日程第13、議案第78号平成21年度日

置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第14、議案第79号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題とします。

2件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております議案第78号及び第79号について、総務企画常任委員会での審査の経過をご報告申し上げます。

まず、議案第78号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）は、去る9月8日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月10日に委員全員の出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

これから本案についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ201万円を減額し、歳入歳出の総額を2億5,556万4,000円とするものであります。

歳入の201万円の減額は、平成20年度決算の確定による繰越金の減額であります。同額を歳出の予備費を減額するとして調整したものであります。

次に、質疑の概要について申し上げます。

繰越金の減額の理由は何かとの問いに、平成20年度の消費税は9月の予定納税、またことし1月に確定で支払った、しかしながら、ことし3月の末に追加の請求があり、請求額を予備費から支払った、予備費の残額がそのまま繰越金になるためであるとの答弁。

吹上町のときは2億8,000万円くらいの歳入額であったが、現在は2億4,000万円ほどと事業収入が減っているが、その原因と今後の運営についてどのような計画を立て

ているかとの問いに、平成19年度はランチバイキングの実施で3万5,000人を超える集客があったが、平成20年度からはそれを廃止したこと。また、経済不況に伴う利用客の減少などが影響していると思われる。今後はウェディング関係の需要を見込んだ企画や宿泊客の増加に力点を置いた企画を立てていくとの答弁。

以上のほかいくつかの質疑がありましたが、割愛をいたします。

質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第78号平成21年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

続きまして、議案第79号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、同じく9月8日の本会議におきまして、本委員会に付託され、9月10日に委員全員出席のもと委員会を開催し、担当部長、課長などの説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

歳入歳出それぞれ347万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ612万1,000円とするものであります。

歳入は、平成20年度決算の確定により、繰越金45万6,000円を増額し、歳出必要額に見合う一般会計からの繰入金301万8,000円であります。

歳出の総務監理費は、江口浜荘は昭和56年以前の建物で、耐震診断の基準を満たしてなく、3階建て1,000平米以上の特定建築物として建築物耐震改修の促進に関する法律に従い耐震診断を行うための委託料310万円であります。また、一般事業費の

施設維持修繕料37万4,000円は、建築基準法に基づく県の改善通知による非常灯8基、天井埋め込み換気扇2基の改修費用であります。

質疑として、施設維持修繕料は当初で100万円計上してあるが、それは何に使い、県からの改善通知はいつごろきたのかとの問いに、当初の100万円については例年、温泉の配管修繕分を計上をしている。今回の建築基準法に基づく県からの改善通知は6月19日付で届いたとの答弁であります。

ほかに質疑はなく、討論に入りましたが討論はなく、議案第79号平成21年度日置市国民保養センター及び老人休養ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第78号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第78号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号について、討論を行います。発言通告はありませんが、討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第79号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

△日程第15 認定第1号平成20年度
日置市一般会計歳入歳出
決算認定について

△日程第16 認定第2号平成20年度
日置市国民健康保険特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第17 認定第3号平成20年度
日置市老人保健医療特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第18 認定第4号平成20年度
日置市特別養護老人ホー
ム事業特別会計歳入歳出
決算認定について

△日程第19 認定第5号平成20年度
日置市公共下水道事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第20 認定第6号平成20年度
日置市農業集落排水事業
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第21 認定第7号平成20年度
日置市国民宿舎事業特別
会計歳入歳出決算認定に

ついて

△日程第22 認定第8号平成20年度
日置市国民保養センター
及び老人休養ホーム事業
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第23 認定第9号平成20年度
日置市温泉給湯事業特別
会計歳入歳出決算認定に
ついて

△日程第24 認定第10号平成20年
度日置市公衆浴場事業特
別会計歳入歳出決算認定
について

△日程第25 認定第11号平成20年
度日置市飲料水供給施設
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第26 認定第12号平成20年
度日置市住宅新築資金等
貸付事業特別会計歳入歳
出決算認定について

△日程第27 認定第13号平成20年
度日置市介護保険特別会
計歳入歳出決算認定につ
いて

△日程第28 認定第14号平成20年
度日置市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認
定について

△日程第29 認定第15号平成20年
度日置市診療所特別会計
歳入歳出決算認定につい
て

△日程第30 認定第16号平成20年
度日置市立国民健康保険
病院事業会計決算認定に
ついて

△日程第31 認定第17号平成20年

度日置市水道事業会計決算認定について

○議長（成田 浩君）

日程第15、認定第1号平成20年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第31、認定第17号平成20年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの17件を一括議題とし、これから質疑を行います。

まず、認定第1号について質疑はありますか。

○14番（田畑純二君）

私は、平成20年度歳入歳出決算認定について、全体的、総括的に市長に質疑いたします。

私は、ちょうど1年前と2年前の9月議会でも過去2回同じ質疑をしましたが、残念ながら改善のあとが見られないように感じますので、あえてまた3回目の質疑をいたします。

すなわち、平成20年度日置市決算成果報告書の書き方についてであります。私は、過去2回ほぼ同じ内容で次のように質疑しました。まず1回目の質疑、平成19年9月議会、決算にかかる成果報告書という場合の成果とは、予算執行の単なる実績とデータではなく、施策の実現を目指して措置された予算執行によって成し遂げた効果であるというふうに定義づけられております。

しかしながら、本市の作成した平成18年度歳入歳出にかかわる成果報告書を読みますと、ここにあります各決算書の項目ごとに詳しく何々しました、こうしましたという、まさに予算執行の単なる実績データはほとんど述べられています。

そして、肝心の予算執行によって生じた、成し遂げた効果や今後の予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立つような今後の課題等についてはほとんど述べられておりません。これでは各担当部課の決算の認定結果を今後予算編成や財政運営の一層の健全化

と適正化に役立てて行政執行に生かされるよう努力すべきであるという本来の異議をよく理解されているのか疑問に思えてなりません。

そこで市長はこの成果報告書の書き方をどう思っておられますか。また、今後の作成方法を改善すべく担当者を指導していくつもりはないのか、お伺いいたします。

この質問に対する答弁、この決算書でございますけど、今の表現の中で総体的に結果だけのものが多いようでございます。意義とこの成果を類似することでございますので、今後それぞれの結果に基づいて、今後どういう対処をしたのか、特にそれぞれの中におきまして18年度、17年度のそれぞれの結果もありますので、それから1年間どういうふうに改善できたのか、そういう表現を持っていきたいというふうに考えております。このような答弁でありました。

2回目の質疑、昨年、平成20年9月議会、しかしながら、1年たちました平成19年度成果報告書及び普通会計決算資料を読みましても、平成18年度と同様に何々しました、こうしましたと、まさに予算執行の単なる実績データが述べられているだけであります。そして、市長は1年前の答弁で言われましたように、それから1年間どういうふうに改善されてきたのかというような表現はほとんど見当たらないのが実態であります。市長は私は1年前に質疑しました本来の意義をよく理解されていたのか、特に肝心の予算執行によって成し遂げた効果や今後の予算編成や財政運営の一層の健全化と適正化に役立つような今後の課題等について、担当ごとに真剣に考慮されて、実際に各担当者を指導されたのか、ひょっとしたらその場限りの一時しのぎの答弁ではなかったのかとさえ思えてきます。

市長は今後の作成方法を改善して、この1年間、担当者をどのように指導されてきたのか、まずお伺いします。これに対する市長

の答弁、1年前、ご指摘のとおり、18年、19年、さほど変わらない部分で証言があるというふうに認識しております。

今、ご指摘ございましたそれぞれの表現方法ということであるんじゃないかというふうに思っておりますけど、この成果という中におきます考え方の中で、今議員の方がそれぞれの効率性と言いますか、いろいろと評価と言いますか、そういうものを主体に作成すべきじゃないかというご意見であります。

基本的には、やはりこの決算に基づきまして、それぞれの予算にまた来期におけます予算におきましては十分このことを配慮した中で進めていかなければならないというふうに思っております。特に、この中におきましてもそれぞれの内容分析と言いますか、内容分析もきちんとされておりますので、今後におきましてこの表現のあり方というのがどうであるかなど、これは昨年も申し上げましたけど、まだ十分この表現には意を尽くしていないというふうに感じております。

今後ともやはりまだいつも検討課題でございますので、いろいろとこのことは十分配慮していかなければならないというふうに考えております。このような答弁でありましたが、さらに深く突っ込んで質疑しました結果、次のような最終答弁を去年はいただきました。

すなわち、特に私どもも予算編成するに当たりまして、その決算と言いますか、それぞれ前年度のそれぞれの予算効果を含めましてどうあったのか、それに対しまして、翌年におきます予算の立て方につきまして企画調整会議というのを年2回やっております。その企画調整会議の中でこの決算を含めた中につきましては、十分それぞれの担当課と打ち合わせをさせていただいておりますという昨年の、1年前の答弁でございました。（「簡潔に」と呼ぶ者あり）もうちょっとです。

地方自治においてもこの行政刷新が機能す

るには、第三者機関による施策の検証が求められる時代に入っております。私は同じことを3年間続けて質疑しなければならないのは正直言って残念でなりません。ことしは次の3点だけ答弁してください。

1、昨年の答弁を踏まえてことしの決算成果報告書にはどのような配慮をされたのか、1番目。2番目、年に2回の企画調整会議でこの成果報告書の件が十分審議されたのか。3番目、市長はこの改善に真剣に取り組む意思があるのか。以上、具体的で内容のある誠意あふれる答弁を求めます。

以上。

○市長（宮路高光君）

今、ご指摘ございましたこの成果報告の表現ということで、今、議員がそれぞれ改善されてないというご指摘であったようでございます。

基本的に前の方もご説明申し上げまして、成果だけでなく効果というまでこの成果報告に入れるべきだという議員のご指摘であろうかというふうには思っております。昨年度してさほどかわっていないというのも、私もこのことは認識しております。

さきに申し上げましたとおり、いろいろと内部の中で吟味いたしまして、この成果報告の中の書き方ということで、やはりこの予算に対します結果と言いますか、これは決算であるという認識であるというそれぞれの内部の中の見解もさせていただきました。その中におきまして、2回いろいろと調整会議をやっておるところでもございます。議員がおっしゃいますとおり、この表現というのが効果まで入れた中でこの成果というのを入れるべきだというのが議員の見解であろうかというふうに思っておりますけど、私どもいろいろと内部の中でして、皆さんにここで報告書に上げるには、やはりこの表現がいいんじゃないかなという結論の中でさせていただいてお

ります。

今後におきましても、やはりこのあり方の中でもう少し表現を書かなきゃならない部分があった場合につきましては、今後また改善をしていかなければならないというふうに思っておりますけど、ほかの議員の皆様方もこの表現の中でものすごい部分が著しくこれじゃいけないということがあれば、また議会の方でも総体で論議してほしいというふうに考えております。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私は、決算特別委員をさせていただくことになっておりますので、1点だけこの場で市長に対して質疑させていただきます。

20年度の市民税の収入44億円あるわけですが、公債費が39億円ということで、本当に市民税の収入のほとんどを借金返済に充てているというか、そういう厳しい財政状態にあるわけなんですけれども、これをどうやって立て直していくのかという、そこら辺の市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○市長（宮路高光君）

合併当時、起債等が約350億円ございました。この中におきます、この中で年間の、17年度から起債の返還におきましても、約39億円から40億円程度ということでございました。そういう中を含めまして、やはり今借入れを含めました金額を抑制をしておるといことです。また、それぞれ繰り上げ償還ということもやっておりまして、現在、339億円まで起債等が減らしておるのが実情でございます。今後におきましても、基本的にはこの借入れの額というのを抑えて、償還に充てて、すぐにはできませんけど、今までも申し上げておりましたとおり、350億円ありましたのを徐々に抑えていかなければならないというふうに考えておりま

す。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑ありませんか。

○14番（田畑純二君）

私は、監査委員のつくられました、日置市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について、市長に質疑します。

監査委員お2人方作成の中身の濃い意見書ができ上がっておりますが、その作成に際しましてはいろいろとご苦労があったことと思しますので、まず、お疲れさまでしたと言いたいと思います。

それで、この意見書の最後の部分の5、結び、38ページから41ページにかけて、監査委員の要請及び要望事項等が5項目あります。これ読んでいただければもちろんわかるんですけども、まず、1番目は、それで、これに対する市長の意見を、取り組み方針、あえてこの場でお聞きますので、答弁願います。

まず、38ページの下の方、「しかし、公平な収納対策の視点からも、市税、国保税の枠を超えたところの諸使用料、特別会計等々を包括した、未収債権に対する全市横断的な収納の体制の確立をあえて要請するところである」と、これ要請ですね、これ1番目。2番目が、40ページの上からのほうなんですけども、なお一層、まず、その上にあります、「なお一層、予算の執行状況をきめ細かに掌握し、先手の対策を講じ、安易な不用額を生ずることのないよう、適正な予算の管理を願うものである」と、これは2番目。3番目、その下、40ページのその下、「前年の審査意見書の中でも触れさせてもらい、さらに、諸機会に提起させてもらったが、あえて要請したいことは、長期的展望に基づく施設の管理運営指針の策定である。健康づくり、リフレッシュ等の住民ニーズ、スポーツ振興等における施設役割等を慎重に検討し、総合

的視点に基づく体育施設のあり方、維持管理にかかわる指針的なものの策定を要望するものである」。4番目、41ページ中ほど、「これまでの定例監査等の機会でも指摘し、随所に改められてきているが、いま一度原点に立って、次の点に十分留意し、適正な執行、適切な運用手続を実施するとともに、何々負担金と個々具体的に用途を明示するなどして、透明性の確立と一層の業務の改善にもつなげていただきたい。1、支出の執行、2、支出の手続について」。最後、5番目、最後の締めくくりとして、「日ごろ業務に精励している各位に敬意を表し」、一番最後です、「なお一層、住民のニーズ把握とコスト意識を持って、日置市の発展と活力あるまちづくりに寄与され、また信頼される行政運営維持のため、適切な説明責任、透明性の保たれる業務執行の体制確立に向けて、今後特段の努力を切望する」とあります。これについて市長はどう思い、今後の取り組み方をどう考えておられるか、教えてください。

○市長（宮路高光君）

監査委員のご意見の中で、結びの中でそれぞれ項目ごとに意見を述べられております。このことについては、大変真摯に受けとめておるところでございます。特に未収債権につきましても、市民税だけでなく、ほかの住宅料を含めた総括的な滞納整理というのをやっていかなきゃならないというふうに考えております。

また、ご指摘ございました体育施設、大変多くの体育施設を抱えておまして、ご指摘ございますとおり、維持修繕管理というのが今後におきましても予想されておりますので、このことにつきましては、また長期的に、また短期的な形の中で計画もつくっていかなくちゃならないというふうに思っております。

最後ご指摘ございました負担金等につきましても、それぞれ明確に、また詳細に、それ

ぞれ公開できる形の中で負担金もやらないというふうに考えております。特に一般ニーズの把握とコスト意識、こういうことにつきましては、また職員のそれぞれの意識を助長していく形をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで質疑を終わります。

次に、認定第2号から認定第17までの16件について質疑はありませんか。

○2番（山口初美さん）

私は、認定第2号平成20年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてのこの議案について、少し質疑をさせていただきます。

成果報告書の138ページに載っております事業成果の報告の中で、下のほうから5行目に当たりますけれども、「歳入決算額から歳出決算額を差し引いた収支で3億3,485万9,527円の黒字となりました」とあるわけです。私は、国民健康保険税が高過ぎるということで市民の皆さんからもいろいろ声が寄せられておまして、本当にこの引き下げを願っているものでございます。一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、本当に今国保税を難儀しながら、収入もふえない中で何とかやりくりして頑張っている、そういう本当に苦しい生活の中で、国保税を一生懸命何とかして納めている、そういう人たちのその住民の目から見た場合に、国保税の決算が何でこんなに黒字なんだろうかということが一つ疑問なわけです。基金からの繰り入れもされているのは十分承知しておりますけれども、この点を、やはりこのような黒字決算になるのであれば、やはりここ

は少しでも市民の暮らしをよくすると、命や暮らしを守る、そういう市長のお立場で決算をどういうふうに見られるのか、そこら辺のご所見をぜひ伺いしたいと思います。私は、やはりこれは問題があるのではというふうに考えております。お願いいたします。

○市長（宮路高光君）

今ご指摘ございました、この決算の中で3億3,000万円程度黒字ということでございますけど、この中身を見ていただければおわかりのとおり、20年度の単年度の中におきまして、繰入金が3億7,000万円、繰越金が1億9,000万円、約5億7,000万円というのは、そういう運用でやっております。また、ご指摘ございました3億3,000万円でございますけど、これはまた21年度に繰り越しをして、予算収支を追っていかなきゃならない。そういうふうにして、こういうものを入れていかなければこういうことはできないと。その中で、運用の中で、これぐらいの形の、黒字という表現がいいのか、黒字ではないんですけど、差し引きの中で、運用は繰越・繰入金があった関係でこのように予算を表現させていただきました。今後の運用で、そういう3億円ありましたけど、ご理解をしていただきたいというふうに、21年度がもうこのままこれをしていかなければ、また21年度の編成というのが大変難しい運営になるということでございますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（成田 浩君）

委員に指名されておりますから、細かい点についてはそちらのほうで質疑をしていただきたい、こう思っております。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

以上で質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を13時ちょうどいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで17件の質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第17号までについては、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、本案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、山口初美さん、出水賢太郎君、上園哲生君、坂口洋之君、花木千鶴さん、田代吉勝君、西園典子さん、池満渉君、梶康博君を指名します。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に委員長及び副委員長の互選をお願いします。委員の皆様は応接室にお集まりください。

午後1時01分休憩

午後1時10分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会では、委員長に梶康博君、副委員長に坂口洋之君が互選された旨報告がありましたので、お知らせいたします。

△日程第32 陳情第4号外部監査委員

の導入を求める件

○議長（成田 浩君）

日程第32、陳情第4号外部監査の導入を求める件を議題とします。

本件について、総務企画常任委員長長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長池満 渉君登壇〕

○総務企画常任委員長（池満 渉君）

ただいま議題となっております陳情第4号外部監査委員の導入を求める件についての総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町妙円寺2の21の3、渉秀憲氏から提出され、去る6月17日の第4回日置市議会本会議で総務企画常任委員会に付託されたものであります。

陳情の趣旨は、地方自治法上も導入は可能である外部監査委員制度は、本市の2名の監査委員の業務の限界を補い、財政上の無駄、組織・機構の改善の指摘ができる。また、導入コストも退職者1人分で十分であり、それを超えるメリットがある。それにもかかわらず、平成18年度までに外部監査委員の導入をするとの合併時の市長の公約はいまだ果たされていない。よって、日置市議会としても、この趣旨を十分に検証し、市長に対して、外部監査の導入を強く働きかけてほしいとのことであります。

6月19日に委員全員出席のもと、本陳情について審査をいたしました。さらなる調査・研究が必要との結論に達し継続審査となり、このたびの第5回議会において再度審査し、討論、採決をいたしました。

以下、委員会での委員の意見など、次のとおりであります。現在の監査委員も、例月出納検査、定例監査、決算監査など、厳しく厳正に業務を執行していて、関係各課とも非常に緊張をしている状態である。現在は、内部監査を初め、国や県の指導監査も受けており、

大規模な指摘を受けている状態ではない。全国で外部監査制度を実施しているのは、都道府県と政令指定都市及び中核都市、一部の市町村に限られ、本県では鹿児島市だけであり、もう少し調査・研究を重ねる必要がある。既に導入している県、自治体では、この制度に年間で約2,000万円近い費用を支出している。本市も行財政改革を実施している中で、費用対効果の検証も必要である。陳情趣旨は理解できるが、どこまで広範囲・多岐にわたる監査が可能か、その効果など、先進地の事例などについても調査の必要がある。監査の種類に包括と個別があり、条例の検討など、陳情採択には幾つかの課題も時間も必要ではないか。陳情趣旨には、我々議会に対する憤りや期待も含まれていると思う。まず、議会議員の監視・監督能力を高めなければならないのではないかと。市長のマニフェストにあるのは事実だが、実現の可能性については、市長も財源問題など多方面から熟慮しているのではないかなど、多数の意見が出されました。

6月議会で継続審査とし、これまで審査を続けてまいりましたが、今議会で委員会としての結論を出すべきだとの委員全員の意見から、討論、採決を行いました。意見聴取後に討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第4号外部監査委員の導入を求める件については、不採択とすることに決定をいたしました。

なお、委員会としては、今後も本件についての調査・研究を進め、同時に、議会及び議員みずからがこれまで以上に議員としての資質の向上と監視・監督機能を高める、そのことが何よりも重要であるとの意見があったことを申し添え、ご報告といたします。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（花木千鶴さん）

総務委員長にお尋ねいたします。ただいま報告を伺った中で、趣旨は賛同できるんだということでありました。しかしながら、るるいろんな問題が提示されたんですけれども、6月から今議会にかけて審査がなされたわけですけれども、その中で、費用対効果の検証が必要であるとか、先進地の状況も調査をする必要があるだろうとかという意見も述べられました。この数カ月の間、委員会において、その辺のところをどれぐらい検証したり議論したりなさったのか、もう少しその辺のところを詳しく説明いただけませんか。

○議長（成田 浩君）

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 16 分休憩

午後 1 時 17 分開議

○議長（成田 浩君）

休憩前に引き続き会議を行います。

○総務企画常任委員長（池満 涉君）

ただいま質疑がございましたけれども、報告を申し上げたとおり、費用の面あるいは先進地の事例についての調査については、まだ実施はしておりません。しかしながら、委員会での内容で、今後もしっかりと調査・研究をする必要があるということで委員会の結論を出しましたので、これからそこら辺の議論についてはなるんじゃないかというふうに思います。したがって、委員会の中では、報告のとおり、現段階では採択は適当ではないというような結論をいたしたところでもあります。

○議長（成田 浩君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑をこれで終わります。

これから陳情第 4 号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

○ 8 番（花木千鶴さん）

私は、陳情第 4 号について、賛成の立場で討論をいたします。

国においては、厳しい財政状況にあって、事業仕分けや事業見直しの方針が示されたところでもあります。国の財政難が地方に及んだことは夕張に象徴されたわけですけれども、そのことを受けて、地方自治体に対し財政健全化法が施行され、公会計連結決算が導入されているところでもあります。

そのような中、本市ばかりでなく、ほとんどの団体がそうではありますが、内部の監査だけでは対応しきれない状況との認識から、地方自治体に外部監査導入が求められているのは周知のとおりであります。国への依存度の高い本市においても、今後の国の方針を見きわめながらも、市民福祉向上と財政の健全化に向けて、行政、議会が毅然とした態度で臨まなければなりません。これまで市長も、外部監査導入についてマニフェストでも示しておられ、前向きに検討するとも言ってこられましたので、本陳情を採択することは大変重要なことと私は考えます。導入については、今後どれぐらいの費用をかけられるのか、どのような形で行えるのか、企業会計に限って導入してみるとか、そのためにはどのような条例が必要になるのか等、前向きに行政には取り組んでいただくためにも議会が採択すべきものと考えます。

以上、賛成の討論終わります。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論ありませんか。

○ 1 1 番（大園貴文君）

私は、陳情第 4 号を採択することに反対の討論をいたします。

現在、本市の監査委員さんも、先ほど報告がありましたように、例月出納検査、定例監査、決算監査など、厳しく厳正に、そして多くの時間をかけて監査をされております。ま

さに外部監査、内部監査という区分けではなく、しっかりとした監査がなされていると私は考えております。その中で指摘事項もしっかり提示されており、執行部における指摘事項の改善というものが今求められているのではないかと思います。外部監査であれ内部監査であれ、報告書に対する執行部のあり方、そして改善の方法をしっかりと進めていくべきだと考えております。そういった意味で、もう少しこのようなことについて調査・研究を進めるといふ委員会の総括でもありました。

よって、私は、陳情第4号を採択することに反対討論いたします。

○議長（成田 浩君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

これで討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（成田 浩君）

起立少数です。したがって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

△日程第33 請願第1号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請にかかわる請願書

○議長（成田 浩君）

日程第33、請願第1号教育予算の拡充を求める意見書の採択要請にかかわる請願書を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています請願第1号教

育予算の拡充を求める意見書の採択要請にかかわる請願について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、さきの6月議会におきまして文教厚生委員会に付託され、審査いたしました。請願内容が多岐にわたっており、さらに細かな調査が必要であったため継続審査とし、改めて今期定例議会におきまして審査をし、結論を出しました。

初めに、請願の趣旨から申し上げます。現在、経済的理由により高校生の中途退学者がふえている。また、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税の削減等の影響で自治体における教育予算の確保が困難となっている。したがって、自治体の財政力や保護者の所得の違いによって子供たちが受ける教育水準に格差が生じないように、教育予算については、国全体として確保充実をさせる必要があることから、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請を求めるものです。

次に、審査の経過について申し上げます。委員会では、6月19日に紹介議員より請願内容について説明を受け、また、9月9日、請願内容が5項目に分かれていたため、それぞれの項目別に、本市の実態がどういった状況にあるのか、所管課より参考意見として意見を聴取いたしました。また、平成18年と平成20年度に同一内容の請願書が提出されていたため、その審査の経過や結果についても議事録等を確認し、その上で国の教育行政方針等も踏まえ、いろいろな角度から審査いたしました。

審査を終え、討論に付したところ、各委員から、5項目に分かれている請願内容について、項目別に賛成や反対のさまざまな討論がなされました。その内容を申し上げますと、年々国からの教育予算は縮小されている。こ

のままでは今後の教育現場にいろいろ影響が出てくることが予測される。したがって、すべての項目について採択すべきである。請願の5項目めに、文科省が実施した職員の勤務実態調査では極めて厳しい結果が出ており、超勤縮減対策を行うこととあるが、調査は全国規模での結果であり、本市における実態把握はなされていない。また、職員や学校現場に問題等が発生しないようにきちんと管理するのが管理職の役割である。したがって、5番目の項目については反対であるなどの討論がなされました。

討論を終え、採決に入り、1項目めについては賛成全員、2項目めについても賛成全員、3項目めについては賛成全員、4項目めについても賛成全員、5項目めについては賛成少数という結果になり、したがって、請願第1号につきましては、5項目めを除いた1から4項目までの一部を採択すべきものと決定いたしました。

以上でご報告を終わります。

○議長（成田 浩君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

これから請願第1号について討論を行います。発言通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は一部採択です。請願第1号は、委員長報告のとおり、一部採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、委員長報告のとおり、一部採択することに決定しました。

△日程第34 意見書案第2号教育予算確保に関する意見書

○議長（成田 浩君）

日程第34、意見書案第2号教育予算確保に関する意見書を議題とします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長漆島政人君登壇〕

○文教厚生常任委員長（漆島政人君）

ただいま議題となっています意見書案第2号教育予算確保に関する意見書について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど採択された請願第1号の1から4項目までの願意は、関係機関への意見書提出でありますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、ここに提案するものでございます。

内容につきましては、お手元に配付してあるとおりで、朗読は省略いたしますが、今、地方財政は厳しく、また住民生活も景気の悪化等により厳しい状況にあります。そうした中で、子供たちが受ける教育水準に格差が生じないように、教育予算については、国の責任のもとに確保と充実を求める必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係省庁へ意見書を提出するものであります。提出先は、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（成田 浩君）

これから意見書案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第2号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第35 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（成田 浩君）

日程第35、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長、議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査にしたいとの申し出がありました。

お諮ります。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第36 議員派遣の件について

○議長（成田 浩君）

日程第36、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第159条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△日程第37 所管事務調査結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第37、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。

お諮りします。所管事務調査結果については、市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、所管事務調査結果は、市長へ送付することに決定しました。

△日程第38 行政視察結果報告について

○議長（成田 浩君）

日程第38、行政視察結果報告についてを議題とします。

文教厚生常任委員長から議長へ、行政視察結果報告がありました。

お諮りします。行政視察結果については、

市長へ送付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田 浩君）

異議なしと認めます。したがって、行政視察結果は、市長へ送付することに決定しました。

△閉 会

○議長（成田 浩君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○市長（宮路高光君）

定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、9月8日の招集から本日の最終本会議まで、23日間にわたりまして、地区振興計画に基づき、地域の課題解決に向けた地域づくり振興基金や、国の補正予算による携帯電話等エリア整備事業等や、強い水産業づくり交付金事業を初めとする、地方自治体の負担する費用を軽減する地域活性化・公共投資臨時交付金などの予算措置等に関する平成21年度一般会計補正予算案を初め、そのほか各種の重要案件につきましてご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対して、心から厚くお礼申し上げます。

審議におきましては、議員各位からいろいろご意見、ご指摘を賜りました点につきまして、真摯に受けとめ、熟慮の上、円滑な市政の運営に努めますとともに、予算の執行につきましても、これまで以上に慎重を期してまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、十分健康に留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますけど、閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ま

ことにありがとうございました。

○議長（成田 浩君）

これで平成21年第5回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後1時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 成田 浩

日置市議会議員 上園 哲生

日置市議会議員 門松 慶一